住宅リフォームの減税制度の手引き

- 告示 編 -

令和 5 年 12 月



目次

耐震リフォーム

【所得税 リフォーム促進税制】 対象工事 (平成18年 国土交通省告示 P.6 第463号) (平成21年 国土交通省告示 【所得税 リフォーム促進税制】 標準的な費用の額 第383号) P.6 ※令和2年1月1日~令和4年12月31日までに工事完了した場合用 【所得税 リフォーム促進税制】 標準的な費用の額 (平成21年 国土交通省告示 第383号) P.7 ※令和5年1月1日以降に工事完了した場合用 【所得税 リフォーム促進税制】 住宅耐震改修証明申請書・住宅耐震改修証明書(地方公共団体の長が発行する場合) 増改築等工事証明書(建築士等が証明する場合) (平成18年 国土交通省告示 第464号) P.9 ※増改築等工事証明書本体は P.24、P.70 【固定資産税】 対象工事 (平成18年 国土交通省告示 第465号) P.14 住宅耐震改修証明申請書・住宅耐震改修証明書(地方公共団体の長が発行する場合) 【固定資産税】 増改築等工事証明書(建築士等が証明する場合) (平成18年 国土交通省告示 第466号) P.14 ※住宅耐震改修証明申請書・住宅耐震改修証明書本体は P.11 ※増改築等工事証明書本体は P.24、P.70 【所得税 リフォーム促進税制・住宅ローン減税】 建築物の耐震改修の促進に関する法律第十七条第三項第一号の規定に基づき 地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準 【固定資産税】 P.15 (平成18年 国土交通省告示 第185号) 中古住宅取得後に耐震改修工事を行う場合 【固定資産税】 居住の日等までに必要な書類 (平成26年 国土交通省告示 第437号) P.16 バリアフリーリフォーム 【所得税 リフォーム促進税制・住宅ローン減税】 対象工事 (平成19年 国土交通省告示 第407号) P.18 【所得税 リフォーム促進税制】 標準的な費用の額 (平成21年 国土交通省告示 第384号) P.19 令和2年1月1日以降居住した場合用 【所得税 リフォーム促進税制・住宅ローン減税】 增改築等工事証明書 (昭和63年 建設省告示 第1274号) P.21 ※ 令和元年7月1日~令和4年12月31日までに居住した場合 【所得税 リフォーム促進税制・住宅ローン減税】 增改築等工事証明書 (昭和63年 建設省告示 第1274号) P.66 ※ 令和5年1月1日以降に居住した場合 【固定資産税】 対象工事 (平成19年 国土交通省告示 第410号) P.112

省	т	ż	П	7	+	_	١.
13	_	4	٠,		7	_	4

【所得税 リフォーム促進税制】	対象工事	(平成21年	国土交通省告示	第379号)	P.113
【所 得 税 リフォーム促進税制】	対象工事(エネルギ-	一使用合理化	設 備)		
		(平成25年	経済産業省 国土交通省 ^{告示}	第5号)	P.114
	※令和2年1月1日~令	和4年12月31		ì	
【所 得 税 リフォーム促進税制】	対象工事(エネルギ-	一使用合理化	設備)		
		(平成25年	経済産業省 国土交通省 ^{告示}	第 5 号)	P.115
	※令和5年1月1日以	降に居住した場合			
【所 得 税 リフォーム促進税制】	対象工事(太陽光発電	電設備)			
		(平成21年	経済産業省告示	第68号)	P.117
【所得税 リフォーム促進税制】	標準的な費用の額	(平成21年	経済産業省 _{告示} 国土交通省	第 4 号)	P.118
	※令和2年1月1日~	令和 4 年 12 月 3		景合	
【所得税 リフォーム促進税制】	標準的な費用の額	(平成21年	経済産業省 告示 国土交通省	第 4 号)	P.121
	※令和5年1月1日以	降に居住した場合			
【 所得税 リフォーム促進税制・住宅ローン減税 】	対象工事	(平成20年	国土交通省告示	第513号)	P.124
【所得税 リフォーム促進税制・住宅ローン減税】	增改築等工事証明書	(昭和63年	建設省告示	第1274号)	P.21
【固定資産税】	対象工事	(平成20年	国土交通省告示	第515号)	P.133
【固定資産税】	増改築等工事証明書	(平成20年 ※増改	国土交通省告示 築等工事証明書本体	第5 1 6号) は P.24、P.7	
【所得税 リフォーム促進税制・住宅ローン減税】 【 固 定 資 産 税 】	地域の区分	(平成28年	国土交通省告示 第26	65号 別表第10) P.137
同居対応リフォーム					
【所得税 リフォーム促進税制】	対象工事	(平成28年	国土交通省告示	第585号)	P.147
【所得税 リフォーム促進税制】	標準的な費用の額 令和2年1月1日以			第586号)	P.147
【所得税 リフォーム促進税制・住宅ローン減税】	増改築等工事証明書	(昭和63年	建設省告示	第1274号)	P.21
長期優良住宅化リフォーム					
【所得税 リフォーム促進税制】	対象工事	(平成29年	国土交通省告示	第279号)	P.149
【所得税 リフォーム促進税制】	標準的な費用の額 ※平成29年4月1日~				P.152
【所得税 リフォーム促進税制】	標準的な費用の額 ※令和5年1月1日以	(平成29年 降に居住した場合	国土交通省告示	第280号)	P.155

【所得税 リフォーム促進税制・住宅ローン減税】	增改築等工事証明書	(昭和63年	建設省告示	第1274号)	P.21
【固定資産税】	増改築等工事証明書	(平成18年	国土交通省告示 ※耐震改修と併	第466号) せて行う場合	P.14
【固定資産税】	増改築等工事証明書	(平成20年	国土交通省告示 ※省エネ改修と併		
15. mt					
住宅ローン減税					
【所得税 住宅ローン減税】	第3号工事の対象となる室	(平成 5 年	建設省告示	第1931号)	P.158
【所得税 住宅ローン減税】	第 4 号工事	(平成14年	国土交通省告示	第271号)	P.159
【所得税 リフォーム促進税制・住宅ローン減税】	第 5 号工事	(平成19年	国土交通省告示	第407号)	P.18
【 所得税 リフォーム促進税制・住宅ローン減税 】	第6号工事	(平成20年	国土交通省告示	第513号)	P.124
【所得税 リフォーム促進税制・住宅ローン減税】	增改築等工事証明書	(昭和63年	建設省告示	第1274号) P.21	、P.66
【所得税 リフォーム促進税制・住宅ローン減税】 【 固 定 資 産 税 】	建築物の耐震改修の促進 地震に対する安全上耐震				基づき
		(平成18年	国土交通省告示	第185号)	P.15
【所得税 住宅ローン減税】		(令和 4 年	国土交通省告示	第456号)	P.160
【所得税 住宅ローン減税】		(令和 4 年	国土交通省告示	第455号)	P.161
【所得税 住宅ローン減税】		(令和 4 年	国土交通省告示	第423号)	P.166
中古住宅取得後に耐震改修工事を行う場合	à				
【所得税 住宅ローン減税】	取得の日までに必要な書類	(平成26年	国土交通省告示	第430号)	P.167
【所得税 住宅ローン減税】	耐震基準適合証明申請	情書仮申請書	(別表1)		P.169
【所得税 住宅ローン減税】	建設住宅性能評価仮申	∄請書(別表2)		P.173
【所得税 住宅ローン減税】	居住の日等までに必要	を書類			
		(平成26年	国土交通省告示	第431号)	P.175
贈与税の非課税措置					
【贈与税】	500万円加算の対象となる住宅の基準	€(平成24年	国土交通省告示	第389号)	P.177
【贈与税】	住宅性能証明書	(平成24年	国土交通省告示	第390号)	P.179
【所得税 住宅ローン減税】		(令和 4 年	国土交通省告示	第455号)	P.161
【贈与税】	第3号工事の対象となる室	(平成21年	国土交通省告示	第682号)	P.184
【贈与税】	第4号工事	(平成21年	国土交通省告示	第683号)	P.184
【贈与税】	第5号工事	(平成27年	国土交通省告示	第480号)	P.185

【贈与税】 第6号工事 (平成27年 国土交通省告示 第481号) P.186

【贈与税】 増改築等工事証明書(住宅取得等資金の贈与の特例用)

(平成24年 国土交通省告示 第391号) P.188

【贈与税】 (平成27年 国土交通省告示 第482号)P.197

東日本大震災の被災者の方用

【贈与税】 500万円加算の対象となる住宅の基準(平成24年 国土交通省告示 第392号) P.198

【贈与税】 住 宅 性 能 証 明 書 (東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の特例用)

(平成24年 国土交通省告示 第393号) P.200

【贈与税】 増改 築 等 工 事 証 明 書(東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の特例用)

(平成24年 国土交通省告示 第394号) P.205

【贈与税】 (平成27年 国土交通省告示 第485号)P.213

中古住宅取得後に耐震改修工事を行う場合

【贈与税】 取得の日までに必要な書類(平成26年 国土交通省告示 第430号) P.167

【贈与税】 耐震基準適合証明申請書仮申請書(別表1) P.169

【贈与税】 建設住宅性能評価仮申請書(別表2) P.173

【贈与税】 居住の日等までに必要な書類

(平成26年 国土交通省告示 第431号) P.175

中古住宅取得後に耐震改修工事を行う場合(東日本大震災の被災者の方用)

【贈与税】 取得の日までに必要な書類

(平成26年 国土交通省告示 第438号) P.214

【贈与税】 耐震基準適合証明申請書仮申請書(別表1) P.215

【贈与税】 建設住宅性能評価仮申請書(別表2) P.219

【贈与税】 居住の日等までに必要な書類

(平成26年 国土交通省告示 第439号) P.221

既存住宅の取得

【所得税・贈与税】 おおお 一 耐震 基準 適 合 証 明 書 (平成 2 1 年 国土交通省告示 第 6 8 5 号) P.222

東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の特例

【所得税・贈与税】 耐震基準適合証明書(東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の特例用)

(平成23年 国土交通省告示 第1292号) P.229

登録免許税の特例措置

【登録免許税】	第3号工事の対象とな	:る室 (平成26年	国土交通省告示	第432号)	P.233
【登録免許税】	耐震改修工事(第4号	: 工事)			
		(平成26年	国土交通省告示	第433号)	P.233
【登録免許税】	バリアフリー改修工事	≨(第5号工導	[]		
		(平成26年	国土交通省告示	第434号)	P.234
【登録免許税】	省エネ改修工事(第6	5号工事)			
		(平成26年	国土交通省告示	第435号)	P.235
【登録免許税】	保証保険契約	(平成26年	国土交通省告示	第436号)	P.237
不動産取得税の軽減措置					
【不動産取得税】	対象となる室	(平成27年	国土交通省告示	第475号)	P.238
【不動産取得税】	耐震改修工事	(平成27年	国土交通省告示	第476号)	P.238
【不動産取得税】	バリアフリー改修工事	(平成27年	国土交通省告示	第477号)	P.239
【不動産取得税】	省エネ改修工事	(平成27年	国土交通省告示	第478号)	P.240
【不動産取得税】	保証保険契約	(平成27年	国土交通省告示	第479号)	P.242
【不動産取得税】	「安心R住宅」標章(土地部分に係る (平成 30 年	減額関係) 国土交通省告示	第562号)	P.242
【不動産取得税】	地震に対する安全性等	Fの基準 (土地 (平成 30 年	部分に係る減額関 ^の 国土交通省告示	係) 第563号)	P.243
【不動産取得税】	既存住宅売買瑕疵担保	₹責任保険(ጏ (平成 30 年	上地部分に係る減額 国土交通省告示		P.243
マンション長寿命化促進税制					
【固定資産税】	長寿命化工事	(令和5年 国	国土交通省告示 第	(290号)	P.244
【固定資産税】	過去の工事	(令和5年 国	国土交通省告示 第	(291号)	P.248
【固定資産税】	管理計画認定マンショ	-	国土交通省告示 第	(292号)	P.252
【固定資産税】	助言又は指導を受けた		管理者等に係るで 国土交通省告示 第		P.256

この減税制度の手引きは、本編、告示編、通達編の三部作で構成されています。

平成18年 国土交通省告示第463号 (最終改正…平成 25 年 国土交通省告示第 543 号)

耐震

所得税 リフォーム促進税制

租税特別措置法施行規則(昭和三十二年大蔵省令第十五号)第十九条の十一の二第一項第一号の規定に基づき、国土交通大臣 が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準を次のように定めたので告示する。

平成十八年三月三十一日

国土交通大臣 北側一雄

租税特別措置法施行規則第十九条の十一の二第一項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性 に係る基準は、平成十八年国土交通省告示第百八十五号において定める地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国 土交通大臣が定める基準とする。

附 則(平成十八年国土交通省告示第四百六十三号)

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成二十五年国土交通省告示第五百四十三号)

この告示は、平成二十五年六月一日から施行する。

令和2年1月1日~令和4年12月31日までに工事完了した場合

平成21年 国土交通省告示第383号 (最終改正…令和4年 国土交通省告示第446号)

耐 震 | 所得税 | リフォーム促進税制

○平成二十一年国土交通省告示第三百八十三号(租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の四第二項の規定に基づく国土交通 大臣が財務大臣と協議して住宅耐震改修の内容に応じて定める金額)

(平成二十一年三月三十一日)

(国土交通省告示第三百八十三号)

改正 平成二三年 六月三〇日国土交通省告示第七〇三号

同 二五年 五月三一日同 第五四八号 令和 元年 七月 五日同 第二六四号

四年 三月三一日同 第四四六号 同

租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二十六条の二十八の四第三項の規定に基づき、国土交通大臣が財務 大臣と協議して住宅耐震改修の内容に応じて定める金額を次のように定めたので、同条第五項の規定により、告示する。

租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の四第二項の規定に基づき、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第 四十一条の十九の二第一項に規定する住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議し て当該住宅耐震改修の内容に応じて定める金額は、次の表の上欄に掲げる住宅耐震改修の内容の区分に応じ、それぞれ同表の中 欄に定める額に、下欄の数値を乗じて得た金額(当該住宅耐震改修を行った同項に規定する家屋が一棟の家屋でその構造上区分 された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものである場合又は当該家屋が共有物である場合には、当 該金額に、当該住宅耐震改修に要した費用の額のうちにその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額)とする。

木造の住宅(以下「木造住宅」という。) の基礎に係る耐震改修	一万五千四百円	当該家屋の建築面積 (単位 平方メートル)
木造住宅の壁に係る耐震改修	二万二千五百円	当該家屋の床面積 (単位 平方メートル)
木造住宅の屋根に係る耐震改修	一万九千三百円	当該耐震改修の施工面積 (単位 平方メートル)
木造住宅の基礎、壁及び屋根に係るも の以外の耐震改修	三万三千円	当該家屋の床面積 (単位 平方メートル)
木造住宅以外の住宅の壁に係る耐震改 修	七万五千五百円	当該家屋の床面積 (単位 平方メートル)
木造住宅以外の住宅の柱に係る耐震改 修	二百六十七万千百円	当該耐震改修の箇所数
木造住宅以外の住宅の壁及び柱に係る もの以外の耐震改修	二十五万九千百円	当該家屋の床面積 (単位 平方メートル)

附則

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二三年六月三〇日国土交通省告示第七〇三号)

この告示は、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成二十三年政令第百九十九号)の施行の日から施行する。 (施行の日=平成二三年六月三〇日)

- 附 則 (平成二五年五月三一日国土交通省告示第五四八号)
- この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 居住者が、平成二十六年四月一日前に所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号) 第八条の規定による改 正前の租税特別措置法第四十一条の十九の二第一項に規定する住宅耐震改修をした場合については、改正前のこの告示の規定 は、なお従前の例による。
- 附 則 (令和元年七月五日国土交通省告示第二六四号)
- この告示は、令和二年一月一日から施行する。
- 2 個人が、令和二年一月一日前に租税特別措置法第四十一条の十九の二第一項に規定する住宅耐震改修をした場合については、 なお従前の例による。
- 附 則 (令和四年三月三一日国土交通省告示第四四六号) この告示は、令和四年四月一日から施行する。

令和5年1月1日以降に工事完了した場合

耐震 所得税 リフォーム促進税制

平成21年 国土交通省告示第383号 (最終改正…令和4年 国土交通省告示第726号)

○平成二十一年国土交通省告示第三百八十三号(租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の四第二項の規定に基づく国土交通 大臣が財務大臣と協議して住宅耐震改修の内容に応じて定める金額)

(平成二十一年三月三十一日)

(国土交通省告示第三百八十三号)

改正 平成二三年 六月三〇日国土交通省告示第七〇三号

同 二五年 五月三一日同 第五四八号 令和 元年 七月 五日同 第二六四号 四年 三月三一日同 第四四六号 四年 六月二八日同 同

第七二六号

租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二十六条の二十八の四第三項の規定に基づき、国土交通大臣が財務 大臣と協議して住宅耐震改修の内容に応じて定める金額を次のように定めたので、同条第五項の規定により、告示する。

租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の四第二項の規定に基づき、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第 四十一条の十九の二第一項に規定する住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議し て当該住宅耐震改修の内容に応じて定める金額は、次の表の上欄に掲げる住宅耐震改修の内容の区分に応じ、それぞれ同表の中 欄に定める額に、下欄の数値を乗じて得た金額(当該住宅耐震改修を行った同項に規定する家屋が一棟の家屋でその構造上区分 された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものである場合又は当該家屋が共有物である場合には、当 該金額に、当該住宅耐震改修に要した費用の額のうちにその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額)とする。

木造の住宅(以下「木造住宅」という。) の基礎に係る耐震改修	一万五千四百円	当該家屋の建築面積 (単位 平方メートル)
木造住宅の壁に係る耐震改修	二万二千五百円	当該家屋の床面積 (単位 平方メートル)
木造住宅の屋根に係る耐震改修	一万九千三百円	当該耐震改修の施工面積 (単位 平方メートル)
木造住宅の基礎、壁又は屋根に係るも の以外の耐震改修	三万三千円	当該家屋の床面積 (単位 平方メートル)
木造住宅以外の住宅の壁に係る耐震改 修	七万五千五百円	該家屋の床面積 (単位 平方メートル)

木造住宅以外の住宅の柱に係る耐震改修のうち、鉄板その他の補強材を柱に巻き付けるもの(以下「柱巻補強工事」という。)	百四十三万四千五百円	当該耐震改修の箇所数
木造住宅以外の住宅の柱に係る耐震改 修のうち、柱巻補強工事以外のもの	三万三千百円	当該耐震改修の箇所数
木造住宅以外の住宅の免震工事	五十九万千五百円	当該耐震改修の箇所数
木造住宅以外の住宅の壁若しくは柱 に係るもの又は免震工事以外の耐震 改修		当該家屋の床面積 (単位 平方メートル)

附則

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二三年六月三〇日国土交通省告示第七〇三号)

この告示は、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成二十三年政令第百九十九号)の施行の日から施行する。 (施行の日=平成二三年六月三○日)

- 附 則 (平成二五年五月三一日国土交通省告示第五四八号)
- 1 この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 居住者が、平成二十六年四月一日前に所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号)第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十九の二第一項に規定する住宅耐震改修をした場合については、改正前のこの告示の規定は、なお従前の例による。
- 附 則 (令和元年七月五日国土交通省告示第二六四号)
- 1 この告示は、令和二年一月一日から施行する。
- 2 個人が、令和二年一月一日前に租税特別措置法第四十一条の十九の二第一項に規定する住宅耐震改修をした場合については、なお従前の例による。
- 附 則 (令和四年三月三一日国土交通省告示第四四六号) この告示は、令和四年四月一日から施行する。
- 附 則 (令和四年六月二八日国土交通省告示第七二六号)
- 1 この告示は、令和五年一月一日から施行する。
- 2 個人が、令和五年一月一日前に租税特別措置法第四十一条の十九の二第一項に規定する住宅耐震改修をした場合については、なお従前の例による。

宅化

| 応

特登

例録

軽減措置 不動産取得税(

平成18年 国土交通省告示第464号 (最終改正…令和4年 国土交通省告示第441号) 耐震 所得税 リフォーム促進税制

○平成十八年国土交通省告示第四百六十四号(租税特別措置法施行規則第十九条の十一の二第一項の規定に基づく国土交通大臣 が財務大臣と協議して定める書類)

(平成十八年三月三十一日)

第四四一号

(国土交通省告示第四百六十四号)

平成二一年 三月三一日国土交通省告示第三八八号 改正 二三年 六月三〇日同 第六九七号 同 同 二五年 三月三〇日同 第三三一号 二五年 五月三一日同 第五四四号 同 二八年 三月三一日同 第五八八号 二九年 三月三一日同 第二八一号 同 三〇年 同 三月三一日同 第五五一号 同 三一年 三月二九日同 第四八六号 令和 元年 六月二八日同 第二二四号 同 三年 三月三一日同 第三三〇号

四年 三月三一日同

租税特別措置法施行規則(昭和三十二年大蔵省令第十五号)第十九条の十一の二第四項の規定に基づき、国土交通大臣が財務 大臣と協議して定める書類を次のように定めたので告示する。

同

租税特別措置法施行規則第十九条の十一の二第一項に規定する地方公共団体の長の国土交通大臣が財務大臣と協議して定める 書類及び同条第二項各号に掲げる者の国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類は、租税特別措置法(昭和三十二年法律第 二十六号)第四十一条の十九の二第一項又は第四十一の十九の三第七項の規定の適用を受けようとする個人の居住の用に供する 家屋が同法第四十一条の十九の二第一項に規定する住宅耐震改修をした家屋であること及び当該住宅耐震改修の同項に規定する 耐震改修標準的費用額を、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書式により証する書類とする。

- 一 当該家屋の所在地の地方公共団体の長 別表の書式
- 二 建築士(建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する 建築士に限る。)、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関、住 宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関又は特定 住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第六十六号)第十七条第一項の規定による指定を受けた同 項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人 昭和六十三年建設省告示第千二百七十四号別表第二の書式

(平二一国交告三八八・平二三国交告六九七・平二五国交告五四四・平二八国交告五八八・平二九国交告二八一・令四国交 告四四一・一部改正)

附則

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

- 附 則 (平成二一年三月三一日国土交通省告示第三八八号)
 - この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 附 則 (平成二三年六月三〇日国土交通省告示第六九七号)

この告示は、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成二十三年政令第百九十九号)の施行の日から施行する。 (施行の日=平成二三年六月三〇日)

附 則 (平成二五年三月三〇日国土交通省告示第三三一号)

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

- 附 則 (平成二五年五月三一日国土交通省告示第五四四号)
- この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 居住者が、平成二十六年四月一日前に所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号)第八条の規定による改 正前の租税特別措置法第四十一条の十九の二第一項に規定する住宅耐震改修をした場合については、改正前のこの告示の規定 は、なお従前の例による。
- 附 則 (平成二八年三月三一日国土交通省告示第五八八号)
 - この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 附 則 (平成二九年三月三一日国土交通省告示第二八一号)
- 1 この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 個人が平成二十九年四月一日前に所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)第十二条の規定による 改正前の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十一条の十九の二第一項に規定する住宅耐震改修をした場合に ついては、なお従前の例による。

- 附 則 (平成三〇年三月三一日国土交通省告示第五五一号)
 - この告示は、平成三十年四月一日から施行する。
- 附 則 (平成三一年三月二九日国土交通省告示第四八六号)
 - この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 附 則 (令和元年六月二八日国土交通省告示第二二四号)
 - この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。
- 附 則 (令和三年三月三一日国土交通省告示第三三〇号)
- 1 この告示は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 租税特別措置法施行規則第十九条の十一の二第一項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類については、この告示による改正後の別表の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 附 則 (令和四年三月三一日国土交通省告示第四四一号)
- 1 この告示は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 租税特別措置法施行規則第十九条の十一の二第一項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類については、 この告示による改正後の別表の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

※増改築等工事証明書本体はP.24、P.70をご覧下さい。

別表

住宅耐震改修証明申請書

申 請 者 住 所 電 話 氏 名

家屋の所在地

上記家屋に係る住宅耐震改修が完了した日 年 月 日

イ 上記家屋が(1)の要件を満たすこと及び当該家屋に係る住宅耐震改修(租税特別措置法第41条の19の2第1項に規定する住宅耐震改修をいう。以下同じ。)の費用の額が(2)の額であったことについて証明願います。

(1)	住宅耐震改修をした家屋であること					
(2)	(イ) 当該住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額 円			円		
	(ロ) 当該住宅耐震改修に係る補助	 か金等の交付の有無	有	無		
	「有」の場合 交付される補助金等の額				円	
	(ハ) (イ)から(ロ)を差し引いた金額			円		
	(ニ) (ハ)又は250万円のいずれか少ない金額(10%控除分)			円		
	(ホ) (ハ)から(ニ)を差し引いた金額			円		
	(へ) 1000万円から(ニ)を差し引いた金額 円					
	(ト) (ホ)又は(へ)のいずれか少	ない金額(5%控除分)			円	

ロ 上記家屋において、地方税法施行令附則第 12 条第 19 項に規定する基準に適合する耐震改 修が行われたことを証明願います。

住宅耐震改修証明書

上記家屋が(1)の要件を満たすこと及び当該家屋に係る住宅耐震改修の費用の額が(2)の額であったこと又は上記家屋において地方税法施行令附則第12条第19項に規定する基準に適合する耐震改修が行われたことについて証明します。

証明年月日	年	月	日		
証明を行った地方公共					
団体の長					印

(用紙 日本産業規格 A4)

備考

- 1 住宅耐震改修証明申請書の{ }の中にはイ又はロのいずれについて証明を申請するかに 応じ、該当する記号を○で囲むこと。(イ及びロの両方について証明を申請する場合は両方 の記号を○で囲むこと。)
- 2 イの表中(2) (イ)の欄は、租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第26条の28の4第2項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して住宅耐震改修の内容に応じて定める金額を定める告示(平成21年国土交通省告示第383号)に基づき住宅耐震改修の内容に応じて算出した金額の合計額(当該住宅耐震改修を行った同項に規定する家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものである場合又は当該家屋が共有物である場合には、当該金額に、当該住宅耐震改修に要した費用の額のうちにその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額)を記載すること。
- 3 イの表中(2) (ロ) 「当該住宅耐震改修に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された住宅耐震改修の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。
 - 「「有」の場合」の「交付される補助金等の額」の欄には、当該住宅耐震改修の費用に関し 国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。
- 4 イの表中(2)(ハ)の欄は、「(イ) 当該住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額」から「(ロ) 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。
- 5 イの表中(2)(二)の欄は、「(ハ)(イ)から(ロ)を差し引いた金額」又は250 万円のうちいずれか少ない金額を記載すること。
- 6 イの表中(2)(ホ)の欄は、「(ハ)(イ)から(ロ)を差し引いた金額」から「(ニ)(ハ)又は250万円のいずれか少ない金額(10%控除分)」を差し引いた額を記載すること。なお、0円となる場合には「0円」と記載するものとする。
- 7 イの表中(2)(へ)の欄は、1000万円から「(ニ) (ハ)又は250万円のいずれか少ない金額(10%控除分)」を差し引いた金額を記載すること。
- 8 イの表中(2)(ト)の欄は、「(ホ)(ハ)から(ニ)を差し引いた金額」又は「(へ)1000万円から(ニ)を差し引いた金額」のうちいずれか少ない金額を記載すること。

平成 1 8 年 国土交通省告示第 4 6 5 号 (最終改正…平成 3 1 年 国土交通省告示第 4 8 7 号)

耐震

固定資産税

地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)附則第十二条第二十五項の規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準を次のように定めたので告示する。

平成十八年三月三十一日

国土交通大臣 北側一雄

地方税法施行令附則第十二条第十九項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準は、 平成十八年国土交通省告示第百八十五号において定める地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定 める基準とする。

附 則(平成十八年国土交通省告示第四百六十五号)

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成二十二年国土交通省告示第二百七十三号)

この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則(平成二十九年国土交通省告示第二百八十二号) この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則(平成三十年国土交通省告示第五百五十二号)

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則(平成三十一年国土交通省告示第四百八十七号)

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

平成18年 国土交通省告示第466号 (最終改正…平成31年 国土交通省告示第488号)

耐震 長期優良

固定資産税

地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)附則第七条第六項の規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類を次のように定めたので告示する。

平成十八年三月三十一日

国土交通大臣 北側一雄

- 1 地方税法施行規則附則第七条第六項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、次に掲げる書類のいずれかとする。
 - 田和五十七年一月一日以前から所在する住宅において行われた耐震改修が地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)附則第十二条第十九項に規定する基準に適合するものであることを、次のイ及び口に掲げる者の区分に応じ、 当該イ及び口に定める書式により証する書類
 - イ 当該住宅の所在地を管轄する地方公共団体の長 平成十八年国土交通省告示第四百六十四号別表の書式
 - ロ 建築士(建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該住宅が、同法第三条第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第三条の二第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。次項において同じ。)、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関(次項において単に「指定確認検査機関」という。)、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関(次項において単に「登録住宅性能評価機関」という。)又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第六十六号)第十七条第一項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人(次項において単に「住宅瑕疵担保責任保険法人」という。)昭和六十三年建設省告示第千二百七十四号別表第二の書式
 - 二 昭和五十七年一月一日以前から所在する住宅であって、耐震改修が行われたものについて交付された住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条第三項に規定する建設住宅性能評価書の写し(平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号別表2 |101||1耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)に係る評価が等級1、等級2又は等級3であるものに限る。)
- 2 地方税法施行規則附則第七条第十項第二号に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、昭和五十七年一月 一日以前から所在する住宅において地方税法附則第十五条の九の二第一項に規定する耐震改修が行われたこと及び当該住宅が 同項に規定する認定長期優良住宅に該当することとなったことを、建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住 宅瑕疵担保責任保険法人が昭和六十三年建設省告示第千二百七十四号別表第二の書式により証する書類とする。
- 附 則(平成十八年国土交通省告示第四百六十六号)
 - この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

軽減措置不動産取得税の

附 則(平成二十二年国土交通省告示第二百七十四号)

この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則(平成二十五年国土交通省告示第三百三十二号)

- 1 この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 地方税法施行規則附則第七条第六項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類については、この告示による 改正後の別表の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則(平成二十六年国土交通省告示第四百四十五号)

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(平成二十九年国土交通省告示第二百八十三号)

- 1 この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 平成二十九年四月一日前に地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第二号)による改正前の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第十五条の九第一項に規定する耐震改修が完了した同項に規定する住宅については、なお従前の例による。

附 則(平成三十年国土交通省告示第五百五十三号)

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則(平成三十一年国土交通省告示第四百八十八号)

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

※住宅耐震改修証明申請書は P.11 をご覧下さい。

※増改築等工事証明書本体はP.24、P.70をご覧下さい。

平成 18年 国土交通省告示第 185号 耐震 (最終改正……平成 25年 国土交通省告示第 1061号) 所得税 リフォーム促進税制・住宅ローン減税 固定資産税

建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第百二十三号)第八条第三項第一号の規定に基づき、地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準を次のように定める。

平成十八年一月二十五日

国土交通大臣 北側一雄

建築物の耐震改修の促進に関する法律第十七条第三項第一号の規定に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準

建築物の耐震改修の促進に関する法律第四条第二項第三号に掲げる建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に定めるところにより耐震診断を行った結果、地震に対して安全な構造であることが確かめられること。 附則

- 1 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第百二十号)の施行の日(平成十八年一月二十六日)から施行する。
- 2 平成七年建設省告示第二千九十号は、廃止する。

附 則(平成二十五年国土交通省告示第千六十一号)

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十五年十一月二十五日)から施行する。

中古住宅取得後に耐震改修工事を行う場合

平成26年 国土交通省告示第437号 (最終改正……令和2年 国土交通省告示第1601号)

耐 震 固定資産税

○平成二十六年国土交通省告示第四百三十七号(地方税法施行規則第七条の七の規定に基づく国土交通大臣が総務大臣と協議し て定める書類)

(平成二十六年三月三十一日)

(国土交通省告示第四百三十七号)

改正 平成三〇年 三月三一日国土交通省告示第 五六〇号

令和 二年 三月三一日同

第 四八四号

二年 五月二六日同 同

第 六一一号

二年一二月二八日同 第一六〇一号

地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)第七条の七の規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定め る書類を次のように定めたので告示する。

地方税法施行規則第七条の七に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、次に掲げる書類のいずれかとする。

- 一 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十三条の二十四第三項及び第七十三条の二十七の二第一項の規定の適 用を受けようとする者が取得した耐震基準不適合既存住宅(同法第七十三条の二十四第三項に規定する耐震基準不適合既存 住宅をいう。以下同じ。)であってその取得の日以後に同法第七十三条の二十七の二第一項に規定する耐震改修が行われたも の(以下「耐震改修住宅」という。)が建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第三章及び第五章の四の規定 又は地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)第三十七条の十八第二項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協 議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合するものである旨を建築士(建築士法(昭和二十五年法律第二百二号) 第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該住宅が、同法第三条第一 項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第三条の二第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は 二級建築士に限るものとする。)、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第七十七条の二十一第一項に規定する指定確 認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第五条第一項に規定する登録住宅性能評 価機関又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第六十六号)第十七条第一項の規定による 指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵 (.©.u) 担保責任保険法人(以下「保険法人」という。) が平成十七年国土交通省告示 第三百八十五号別表の書式により証する書類(当該耐震基準不適合既存住宅の取得の日(地方税法附則第六十二条第一項の 規定の適用がある場合には、当該耐震改修の日。以下同じ。)以後六月以内に当該証明のための住宅の調査が終了したものに 限る。)
- 二 耐震改修住宅について交付された住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条第三項に規定する建設住宅性能評価書の写 し(当該耐震基準不適合既存住宅の取得の日以後六月以内に評価されたもので、平成十三年国土交通省告示第千三百四十六 号別表2-1の1-1耐震等級(構造躯(,)体の倒壊等防止)に係る評価が等級1、等級2又は等級3であるものに限る。)
- 三 耐震改修住宅について交付された既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約(次のイ及びロに掲げる要件に適合する保険契約で あって、当該耐震基準不適合既存住宅の取得の日以後六月以内に締結されたものに限る。)が締結されていることを証する書
 - イ 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第十九条第二号の規定に基づき保険法人が引受けを行うものである こと。
 - ロ 既存住宅の構造耐力上主要な部分(住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成十二年政令第六十四号)第五条 第一項に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。) に瑕疵(住宅の品質確保の促進等に関する法律第二条第五項 に規定する瑕疵(構造耐力に影響のないものを除く。)をいう。以下同じ。)がある場合において、次の(1)又は(2) に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる損害を填補するものであること。
 - (1) 宅地建物取引業者(特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第二条第四項に規定する宅地建物取引業者を いう。以下同じ。) が売主である場合 既存住宅売買瑕疵担保責任 (既存住宅の売買契約において、宅地建物取引業者 が負うこととされている民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百十五条、第五百四十一条、第五百四十二条、第 五百六十二条及び第五百六十三条に規定する担保の責任をいう。) を履行することによって生じた当該宅地建物取引業 者の損害
 - (2) 宅地建物取引業者以外の者が売主である場合 既存住宅売買瑕疵保証責任(保証者(既存住宅の構造耐力上主要な部 分に瑕疵がある場合において、買主に生じた損害を填補することを保証する者をいう。以下同じ。)が負う保証の責任 をいう。) を履行することによって生じた保証者の損害

附則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

- 附 則 (平成三〇年三月三一日国土交通省告示第五六〇号)
 - この告示は、平成三十年四月一日から施行する。
- 附 則 (令和二年三月三一日国土交通省告示第四八四号)
 - この告示は、民法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十四号)の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。
- 附 則 (令和二年五月二六日国土交通省告示第六一一号)
 - この告示は、公布の日から施行する。
- 附 則 (令和二年一二月二八日国土交通省告示第一六〇一号)
 - この告示は、令和三年一月一日から施行する。

平成19年 国土交通省告示第407号 (最終改正…令和4年 国土交通省告示第442号)

バリアフリー 住宅ローン減税 所得税 リフォーム促進税制・住宅ローン減税

○平成十九年国土交通省告示第四百七号(租税特別措置法施行令第二十六条第三十三項第五号及び第二十六条の四第四項の規定 に基づく国土交通大臣が財務大臣と協議して定める租税特別措置法第四十一条の三の二第一項に規定する高齢者等が自立した 日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための増築等)

(平成十九年三月三十日)

(国土交通省告示第四百七号)

改正 平成二二年 三月三一日国土交通省告示第二七一号

同 二三年 六月三〇日同 第七○一号 同 二五年 五月三一日同 第五四五号 同 二九年 三月三一日同 第二八四号 同 三一年 三月二九日同 第四八九号 令和 四年 三月三一日同 第四四二号

租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二十六条第十九項第五号及び第二十六条の三第四項の規定に基づき、 国土交通大臣が財務大臣と協議して定める租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十一条の三の二第一項に規定す る高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための増築、改築、修繕又は模様替を次のよ うに定めたので告示する。

租税特別措置法施行令第二十六条第三十三項第五号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める租税特別措置法第 四十一条の三の二第一項に規定する高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕 又は模様替並びに同令第二十六条の四第四項及び第二十六条の二十八の五第十五項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議し て定める同法第四十一条の三の二第一項に規定する高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合さ せるための増築、改築、修繕又は模様替は、次のいずれかに該当する工事とする。

- 一 介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事
- 二 階段の設置(既存の階段の撤去を伴うものに限る。) 又は改良によりその勾配を緩和する工事
- 三 浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事
 - ロ 浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事
 - ハ 固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事
 - ニ 高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事
- 四 便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事
 - ロ 便器を座便式のものに取り替える工事
 - ハ 座便式の便器の座高を高くする工事
- 五 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事
- 六 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事(勝手口その他屋外に面す る開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む。)
- 七 出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事
 - ロ 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事
 - ハ 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事
- 八 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月三一日国土交通省告示第二七一号)

この告示は、平成二十三年一月一日から施行する。

附 則 (平成二三年六月三〇日国土交通省告示第七〇一号)

この告示は、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成二十三年政令第百九十九号)の施行の日から施行する。 (施行の日=平成二三年六月三〇日)

附 則 (平成二五年五月三一日国土交通省告示第五四五号)

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、「第二十六条第二十三項第五号」を「第二十六条第二十五項第五号」 に改める部分は、平成二十五年六月一日から施行する。

附 則 (平成二九年三月三一日国土交通省告示第二八四号)

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

軽減措置不動産取得税の

附 則 (平成三一年三月二九日国土交通省告示第四八九号) この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年三月三一日国土交通省告示第四四二号) この告示は、令和四年四月一日から施行する。

平成21年 国土交通省告示第384号 (最終改正…令和4年 国土交通省告示第447号)

バリアフリー

所得税 リフォーム促進税制

○平成二十一年国土交通省告示第三百八十四号(租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第一項の規定に基づく国土交通 大臣が財務大臣と協議して高齢者等居住改修工事等の内容に応じて定める金額)

(平成二十一年三月三十一日)

(国土交通省告示第三百八十四号)

改正 平成二五年 五月三一日国土交通省告示第五四九号

令和 元年 七月 五日同

第二六五号

同 四年 三月三一日同

第四四七号

租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二十六条の二十八の五第三項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して高齢者等居住改修工事等の内容に応じて定める金額を次のように定めたので、同条第四項の規定により、告示する。租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第一項の規定に基づき、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十一条の十九の三第一項に規定する高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して当該高齢者等居住改修工事等の内容に応じて定める金額は、次の表の上欄に掲げる高齢者等居住改修工事等の内容の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額に、下欄の数値を乗じて得た金額(当該上欄に掲げる高齢者等居住改修工事等をした家屋の当該高齢者等居住改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該高齢者等居住改修工事等に要した費用の額のうちに当該居住の用に供する部分に係る当該高齢者等居住改修工事等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した金額)とする。

(令和2年1月1日以降居住した場合用)

(令和2年1月1日以降店住した場合用)				
平成十九年国土交通省告示第四百七号				
(以下単に「告示」という。) 一に掲げ	 十六万六千百円	当該工事の施工面積(単位 平方メー		
る工事のうち、通路の幅を拡張するも	1773771 111	トル)		
Ø				
告示一に掲げる工事のうち、出入口	 十八万九千二百円	 当該工事の簡所数		
の幅を拡張するもの		コ級工事の回用数		
告示二に掲げる工事	五十八万五千円	当該工事の箇所数		
告示三イに掲げる工事	四十七万千七百円	当該工事の施工面積(単位 平方メート		
ロ小二年に何ける工事	四 -Cガ -C自内 	ル)		
告示三口に掲げる工事	五十二万九千百円	当該工事の箇所数		
告示三ハに掲げる工事	二万七千七百円	当該工事の箇所数		
告示三二に掲げる工事	五万六千九百円	当該工事の箇所数		
告示四イに掲げる工事	 二十六万六百円	当該工事の施工面積(単位 平方メート		
日77日(6月10)9丁卦		ル)		
告示四ロに掲げる工事	三十五万九千七百円	当該工事の箇所数		
告示四ハに掲げる工事	二十九万八千九百円	当該工事の箇所数		
告示五に掲げる工事のうち、長さが				
百五十センチメートル以上の手すりを	一万九千六百円	当該手すりの長さ(単位 メートル)		
取り付けるもの				
告示五に掲げる工事のうち、長さが				
百五十センチメートル未満の手すりを	三万二千八百円	当該工事の箇所数		
取り付けるもの				

告示六に掲げる工事のうち、玄関、勝 手口その他屋外に面する開口の出入口 及び上がりかまちの段差を解消するも の並びに段差を小さくするもの(以下 「玄関等段差解消等工事」という。)	四万三千九百円	当該工事の箇所数
告示六に掲げる工事のうち、浴室の出 入口の段差を解消するもの及び段差を 小さくするもの(以下「浴室段差解消 等工事」という。)	九万六千円	当該工事の施工面積(単位 平方メートル)
告示六に掲げる工事のうち、玄関等段 差解消等工事及び浴室段差解消等工事 以外のもの	三万五千百円	当該工事の施工面積(単位 平方メートル)
告示七イに掲げる工事	十四万九千七百円	当該工事の箇所数
告示七口に掲げる工事	一万三千八百円	当該工事の箇所数
告示七ハに掲げる工事のうち、戸に開 閉のための動力装置を設置するもの(以 下「動力設置工事」という。)	四十四万七千五百円	当該工事の箇所数
告示七ハに掲げる工事のうち、戸を吊 戸方式に変更するもの(以下「吊戸工事」 という。)	十三万四千六百円	当該工事の箇所数
告示七ハに掲げる工事のうち、戸に戸 車を設置する工事その他の動力設置工 事及び吊戸工事以外のもの	二万六千四百円	当該工事の箇所数
告示八に掲げる工事	一万九千八百円	当該工事の施工面積 (単位 平方メート ル)

附 則

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。

- 附 則 (平成二五年五月三一日国土交通省告示第五四九号)
- 1 この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 居住者が、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号)第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項に規定する改修工事をした同項に規定する居住用の家屋(当該改修工事に係る部分に限る。)を平成二十六年四月一日前に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、改正前のこの告示の規定は、なお従前の例による。
- 附 則 (令和元年七月五日国土交通省告示第二六五号)
- 1 この告示は、令和二年一月一日から施行する。
- 2 個人が、租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項に規定する高齢者等居住改修工事等をした同項に規定する居住用の家屋(当該高齢者等居住改修工事等に係る部分に限る。)を令和二年一月一日前に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。
- 附 則 (令和四年三月三一日国土交通省告示第四四七号) この告示は、令和四年四月一日から施行する。

得税

特登

例録

令和元年7月1日~令和4年12月31日までに居住した場合

昭和63年 建設省告示第1274号 <mark>パリアフリー 省エネ 同居対応 長期優良 ਇローン滅</mark> 所得税 リフォーム促進税制・住宅ローン滅税 (最終改正…令和4年 国土交通省告示第417号)

○昭和六十三年建設省告示第千二百七十四号(租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第十九項の規定に基づく国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類)

(昭和六十三年五月二十四日)

(建設省告示第千二百七十四号)

平成 三年 三月三〇日建設省告示 改正 第 九七五号 同 五年 六月二一日同 第一四一三号 同 五年一〇月 六日同 第一九三二号 第一二三一号 同 一二年 四月二五日同 一二年一二月二七日同 同 第二四八七号 同 一四年 三月三一日国土交通省告示第 二七二号 同 一九年 三月三〇日同 第 四〇八号 二〇年 四月三〇日同 第 五一四号 同 同 二一年 三月三一日同 第 三八七号 二二年 三月三一日同 二七二号 同 第 二三年 六月三〇日同 第 六九八号 同 二四年一二月 三日同 第一三八四号 同 二五年 三月三〇日同 三二七号 同 쐹 同 二五年 五月三一日同 第 五四〇号 同 二六年 二月二五日同 第 一五五号 二八年 三月三一日同 第 五八四号 同 二九年 三月三一日同 第 二七八号 同 三〇年 三月三一日同 第 五五〇号 同 三一年 三月二九日同 第 四七一号 二二三号 令和 元年 六月二八日同 第 同 四年 三月三一日同 第 四一七号

租税特別措置法施行規則(昭和三十二年大蔵省令第十五号)第十八条の二十一第十二項の規定に基づき、国土交通大臣が財務 大臣と協議して定める書類を次のように定めたので告示する。

(平三建告九七五・平一二建告二四八七・一部改正)

租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第十九項各号、第十八条の二十三の二の二第一項及び第十九条の十一の三第一項から第七項までに規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類は、別表第一の第一欄に掲げる規定の適用を受けようとする個人から同表の第二欄に掲げる証明の申請を受けた次に掲げる者の書類であって、当該申請に係る工事が同表の第三欄に掲げる工事に該当する旨を別表第二の書式により証するものとする。

- 一 建築士 (建築士法 (昭和二十五年法律第二百二号) 第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する 建築士に限る。)
- 二 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関
- 三 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関
- 四 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第六十六号)第十七条第一項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人

(平二九国交告二七八・全改・一部改正、令四国交告四一七・一部改正)

改正文 (平成三年三月三〇日建設省告示第九七五号) 抄

平成三年四月一日から適用する。

改正文 (平成五年六月二一日建設省告示第一四一三号) 抄

平成五年四月一日から適用する。

附 則 (平成五年一〇月六日建設省告示第一九三二号)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の告示の規定は、居住者が平成五年十月一日以後に租税特別措置法第四十一条第一項に規定する増改築等をした家屋 (当該増改築等に係る部分に限る。以下同じ。)を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合について適用し、 居住者が同日前に同項に規定する増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、 なお従前の例による。

附 則 (平成一二年一二月二七日建設省告示第二四八七号)

この告示は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一四年三月三一日国土交通省告示第二七二号)

この告示は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三〇日国土交通省告示第四〇八号)

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年四月三〇日国土交通省告示第五一四号)

この告示は、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成二十年財務省令第三十号)の施行の日から施行する。 (施行の日=平成二○年四月三○日)

附 則 (平成二一年三月三一日国土交通省告示第三八七号)

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月三一日国土交通省告示第二七二号)

この告示は、平成二十三年一月一日から施行する。

附 則 (平成二三年六月三〇日国土交通省告示第六九八号)

この告示は、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成二十三年政令第百九十九号)の施行の日から施行する。 (施行の日=平成二三年六月三〇日)

附 則 (平成二四年一二月三日国土交通省告示第一三八四号)

この告示は、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令の施行の日(平成二十四年十二月四日)から施行する。

附 則 (平成二五年三月三〇日国土交通省告示第三二七号)

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年五月三一日国土交通省告示第五四〇号)

- 1 この告示中、第一条の規定は、平成二十五年六月一日から、第二条の規定は、平成二十五年十月一日から、第三条の規定は、 平成二十六年一月一日から、第四条及び次項の規定は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 居住者が、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号)第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条第一項、第四十一条の三の二第一項若しくは第四項又は第四十一条の十九の三第一項若しくは第二項に規定する改修工事をしたこれらの規定に規定する居住用の家屋(当該改修工事に係る部分に限る。)を平成二十六年四月一日以前にこれらの規定の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、第四条の規定による改正前のこの告示の規定は、なお従前の例による。

附 則 (平成二六年二月二五日国土交通省告示第一五五号)

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年三月三一日国土交通省告示第五八四号)

- 1 この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の昭和六十三年建設省告示第千二百七十四号の規定は、居住者が租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成二十八年政令第百五十九号)による改正前の租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二十六条第二十五項第六号若しくは第二十六条の四第十八項に規定する改修工事をした所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)による改正前の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)(次項において「旧租税特別措置法」という。)第四十一条第一項若しくは第四十一条の三の二第一項若しくは第五項に規定する居住用の家屋(当該改修工事に係る部分に限る。以下同じ。)を平成二十八年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間にこれらの規定に定めるところによりその者の居住の用に供する場合(次項において「省エネ改修工事をする場合」という。)又は個人が所得税法等の一部を改正する法律による改正後の租税特別措置法第四十一条第一項、第四十一条の三の二第一項、第五項若しくは第八項若しくは第四十一条の十九の三第一項、第三項若しくは第五項に規定する改修工事をしたこれらの規定に規定する居住用の家屋を平成二十八年四月一日以後にこれらの規定に定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用する。
- 3 居住者が、旧租税特別措置法第四十一条第一項、第四十一条の三の二第一項若しくは第五項又は第四十一条の十九の三第一項若しくは第三項に規定する改修工事をしたこれらの規定に規定する居住用の家屋を平成二十八年四月一日前にこれらの規定に定めるところによりその者の居住の用に供する場合(省エネ改修工事をする場合を除く。)については、なお従前の例による。附 則 (平成二九年三月三一日国土交通省告示第二七八号)
- 1 この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 個人が所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)第十二条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十一条第一項に規定する増改築等をした家屋(当該増改築等をした部分に限る。)、同法第四十一条の三の二第一項、第五項若しくは第八項に規定する住宅の増改築等をした家屋(当該住宅の増改築等をした部分に限る。)又は同法第四十一条の十九の三第一項に規定する高齢者等居住改修工事等、同条第三項に規定する一般断熱改修工事等若しくは同条第五項に規定する多世帯同居改修工事等をした家屋(当該高齢者等居住改修工事等、当該一般断熱改修工事等又は当該多世帯同居改修工事等をした部分に限る。)を平成二十九年四月一日前に、これらの規定に定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

附 則 (平成三〇年三月三一日国土交通省告示第五五〇号)

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (平成三一年三月二九日国土交通省告示第四七一号)

- 1 この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第十五項、第十八条の二十三の二第一項及び第十九条の十一の三第一項から第六項までに規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類については、この告示による改正後の別表第二の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則 (令和元年六月二八日国土交通省告示第二二三号)

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和四年三月三一日国土交通省告示第四一七号)

- 1 この告示は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第十九項、第十八条の二十三の二の二第一項及び第十九条の十一の三第二項から 第七項までに規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類については、この告示による改正後の別表第二の規定に かかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

別表第一

	第一欄	第二欄	第三欄
	租税特別措置法(昭和三十二	租税特別措置法施行規則(以	租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号。以
	年法律第二十六号。以下この	下この表において「規則」と	下この表において「令」という。)第二十六条第三十三項
	表において「法」という。)第	いう。)第十八条の二十一第	第一号に規定する増築、改築、大規模の修繕又は大規模の
	四十一条第一項	十九項の証明の申請	模様替
-			令第二十六条第三十三項第二号に規定する修繕又は模様替
			令第二十六条第三十三項第三号に規定する修繕又は模様替
			令第二十六条第三十三項第四号に規定する修繕又は模様替
			令第二十六条第三十三項第五号に規定する修繕又は模様替
			令第二十六条第三十三項第六号に規定する修繕又は模様替
	法第四十一条の三の二第一項、	規則第十八条の二十三の二の	令第二十六条の四第四項に規定する増築、改築、修繕又は
	第五項又は第八項	二第一項の証明の申請	模様替
			令第二十六条の四第七項に規定する増築、改築、修繕又は
			模様替
_			令第二十六条の四第八項に規定する増築、改築、修繕又は
			模様替
			令第二十六条の四第九項に規定する増築、改築、修繕又は
			模様替
			令第二十六条の四第十九項に規定する増築、改築、修繕又
	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		は模様替
	717 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	規則第十九条の十一の三第一	
	項から第七項まで	項から第七項までの証明の申	
		請	条の十九の三第一項に規定する対象高齢者等居住改修工事
			等、同条第二項に規定する対象一般断熱改修工事等、同条
			第三項に規定する対象多世帯同居改修工事等若しくは同条
			第四項に規定する対象住宅耐震改修若しくは対象耐久性向
			上改修工事等に該当するものを除く。)
_			令第二十六条の二十八の五第十五項に規定する増築、改築、
三			修繕又は模様替
			令第二十六条の二十八の五第十六項に規定する増築、改築、
			予行文は快保音 令第二十六条の二十八の五第十八項又は第二十項に規定す
			つままり 1 1 1 1 1 1 1 1 1
			令第二十六条の二十八の五第二十二項に規定する増築、改
			予第二十八米の二十八の五第二十二頃に死足りる頃衆、以 築、修繕又は模様替
			宋、『暦スは侯禄旨 令第二十六条の二十八の五第二十三項に規定する増
			築、改築、修繕又は模様替

別表第二

增改築等工事証明書

=======================================	住 所	
証明申請者	氏 名	
家屋番号及び	が た地	
工事完了年月	月日	

I. 所得税額の特別控除

1. 償還期間が10年以上の住宅借入金等を利用して増改築等をした場合(住宅借入金等特別税額控除)

(1) 実施した工事の種別

(1) 美施した_	L す マン(星/):				
第1号工事	1 増築 2 i	改築 3 大規	提の修繕 4 大規模の模様替		
第2号工事	とができるもの 修繕又は模様替 1 床の過半の				
第3号工事	1 居室 2		全部の修繕又は模様替 浴室 4 便所 5 洗面所 6 納戸		
第4号工事 (耐震改修工事)	1 建築基準法		ための修繕又は模様替 なび第5章の4の規定 5基準		
第5号工事 (バリアフ リー改修工 事)	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための 次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 便所の改良 5 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替				
第6号工事 (省エネ改 修工事)		繕若しくは模様 のいずれかに該 1 全ての居 2 全ての居 3 全ての居 上記1から3の は模様替 4 天井等の	使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する修 様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次 该当する修繕若しくは模様替 B室の全ての窓の断熱性を高める工事 B室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 B室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事 のいずれかと併せて行う次のいずれかに該当する修繕又 の断熱性を高める工事 「熱性を高める工事 「熱性を高める工事		
		地域区分	1 1地域 2 2地域 3 3地域 4 4地域 5 5地域 6 6地域 7 7地域 8 8地域		
		改修工事前 の住宅が相 当する断熱 等性能等級	1 等級1 2 等級2 3 等級3		

		次に該当する修繕又は模様替 1 窓				
	認定低炭素建築物	上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等 3 壁 4 床等				
	新築等計 画に基づ	低炭素建築物新築等計画の認定 主体				
	く工事の 場合	低炭素建築物新築等計画の認定 番号 第 号				
		低炭素建築物新築等計画の認定 年月日 年月日 日				
		エネルギーの使用の合理化に著しく資する次に該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次に該当する修繕若しくは模様替 1 窓の断熱性を高める工事				
改修工事後	を	上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事				
の住宅の一定の省エネ性能が証明		評価書により証明される場	1 1 地域 2 2 地域 3 3 地域 地域区分 4 4 地域 5 5 地域 6 6 地域 7 7 地域 8 8 地域			
される場合				改修工事前の住宅 が相当する断熱等 1 等級1 2 等級2 3 等級3 性能等級		
		住宅性能評価書を 名 称 交付した登録住宅				
		性能評価機関 登録番号 第 号				
		住宅性能評価書の交付番号第号				
		住宅性能評価書の交付年月日年月日日				
		エネルギーの使用の合理化に著しく資する次に該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次に該当する修繕若しくは模様替 1 窓の断熱性を高める工事				
	増よ優建画におります。	上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事				
	により証 明される 場合	1 1 地域 2 2地域 3 3地域 地域区分 4 4地域 5 5地域 6 6地域 7 7地域 8 8地域				
		改修工事前の住宅 が相当する断熱等 性能等級1 等級1 2 等級2 3 等級3				

改修工事後の住宅 の断熱等性能等級 2 断熱等性能等級4以上
長期優良住宅建築等計画の認定 主体
長期優良住宅建築等計画の認定 番号 第 号
長期優良住宅建築等計画の認定 年月日 年 月 日

(2) 実施した工事の内容		

(3) 実施した工事の費用の額等

① 第1号工事~第6号工事に要した費用の額		円
② 第1号工事~第6号工事に係る補助金等の交付の有無	有	無
「有」の場合 交付される補助金等の額		円
③ ①から②を差し引いた額(100万円を超える場合)		円

- 2. 償還期間が5年以上の住宅借入金等を利用して高齢者等居住改修工事等(バリアフリー改修工事)、特定 断熱改修工事等若しくは断熱改修工事等(省エネ改修工事)、特定多世帯同居改修工事等又は特定耐久性 向上改修工事等を含む増改築等をした場合(特定増改築等住宅借入金等特別税額控除(工事完了後、令 和3年12月31日までに入居したものに限る。))
 - (1) 実施した工事の種別

(1) 実施した]	工事の種別		
高齢者等居 住改修工事 等 (バリア フリー改修 工事:2% 控除分)	次のいずれかり 1 通路又は 4 便所の改	に該当する増 は出入口の拡射 な良 5 手	E活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための 対策、改築、修繕又は模様替 幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 守りの取付 6 床の段差の解消 8 床材の取替
特修(修2分) 特修(修2分)	全のの工した場合を変化を	築、改築 1 2 全 3 2 全 上記1 が 集、修 4 天	事前 が相 所熱 1 等級1 2 等級2 3 等級3
	改修工事後 の住宅の 定の と が 証明 される場合	住宅書いまさ合	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次に該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 窓の断熱性を高める工事 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事 4 体等の断熱性を高める工事 7 7地域 8 8地域

			改修工事前の住宅			1
			び修工事前の任宅 が相当する断熱等 性能等級	1 等級1	2 等級 2	3 等級3
			改修工事後の住宅 の省エネ性能	 1 断熱等性 2 一次エネ び断熱等性 	ルギー消費量	等級4以上及
			住宅性能評価書を	名 称		
			交付した登録住宅 性能評価機関	登録番号	第	号
			住宅性能評価書の交	付番号	第	号
			住宅性能評価書の交	付年月日	年	月 日
			エネルギーの使用の 築、改築、修繕又は 1 窓の断熱性を高	模様替	く資する次	に該当する増
			上記1と併せて行う 繕又は模様替 2 天井等の断熱性			築、改築、修
			3 壁の断熱性を高		r	
		増改築に	4 床等の断熱性を	と高める工事		
	,	よ優建画に明場る良築のよさ合いまで計定証る	地域区分	1 1地域 4 4地域 7 7地域	22 地域55 地域88 地域	3 3地域6 6地域
			改修工事前の住宅 が相当する断熱等 性能等級	1 等級1	2 等級2	3 等級3
			<i>3</i> 00 LI	改修工事後の住宅 が相当する省エネ 性能		ルギー消費量
			長期優良住宅建築等 主体	計画の認定		
			長期優良住宅建築等 番号	等計画の認定 かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	第	号
			長期優良住宅建築等 年月日	等計画の認定	年	月 日
	繕又は模様を 1 全ての 2 全ての	春 居室の全て 居室の全て	里化に相当程度資するの窓の断熱性を高めるの窓の断熱性を相当程の窓の断熱性を相当程の窓の断熱性を著しく	る工事 呈度高める工事		樂、改築、修
断熱改修工 事等(省エ ネ改修工 事:1%控	模様替 4 天井等			ずれかに該当 断熱性を高め		2築、修繕又は
除分)	地域区分	1 1地 5 5地		3 3 地域 7 7 地域	4 4地域 8 8地域	
	改修工事前 の住宅が相 当する断熱 等性能等級	1 笑級	1 2 等級2			

		次に該当する修繕ス	ては模様替			
			VL (5) (1216.) (1-2	+\// L > / \/\/\	. + +	
	認定低炭素建築 物新築等計画に	上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等 3 壁 4 床等				
	基づく工事の場合	低炭素建築物新築等	辞計画の認定主体			
		低炭素建築物新築等	学計画の認定番号	第	号	
		低炭素建築物新築等	辞計画の認定年月1	∃	年 月 日	
特定多世帯同居改修工	する増築、改 1 調理室を	司居をするのに必要? 築、修繕又は模様替 :増設する工事 2 設する工事				
事等(2% 控除分)		調理室の数	浴室の数	便所の数	玄関の数	
177/1/2017	改修工事前					
	改修工事後					
	1 小屋裏の 3 外壁の通 5 土台の防 7 床下の防 9 雨どいの	道気構造等工事 5腐・防蟻工事 5湿工事	2 小屋裏点検口の4 浴室又は脱衣6 外壁の軸組等の8 床下点検口の10 地盤の防蟻工	の取付工事 室の防水工事 の防腐・防蟻工事 取付工事 事		
	第1号工事	1 増築 2 改第	ミ 3 大規模の	修繕 4 大規	模の模様替	
特定耐久性 向上改修工 事等(2% 控除分)	第2号工事	1棟の家屋でその株の用途に供することの の用途に供することのいて行う修繕又は 1 床の過半の修 2 階段の過半の 3 間仕切壁の過 4 壁の過半の修	さができるものの は模様替 繕又は模様替 修繕又は模様替 半の修繕又は模様	うちその者が区分		
	第3号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 1 居室 2 調理室 3 浴室 4 便所 5 洗面所 6 納戸 7 玄関 8 廊下			!	
	長期優良住宅	建築等計画の認定主体	4			
	長期優良住宅	建築等計画の認定番号	第	号		
	長期優良住宅	建築等計画の認定年月	目	年 月 日	1	
!	L		l .			

	第1号工事	1 増築 2 改築 3 大規模の修繕 4 大規模の模様替			
上記と併せ て行う第1 号工事~第 4 号 工 事	第2号工事	1棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の 用途に供することができるもののうちその者が区分所有する部分につい て行う修繕又は模様替 1 床の過半の修繕又は模様替 2 階段の過半の修繕又は模様替 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 4 壁の過半の修繕又は模様替			
(1%控除分)	第3号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 1 居室 2 調理室 3 浴室 4 便所 5 洗面所 6 納戸 7 玄関 8 廊下			
次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 第4号工事 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準					

(2	実施した工事の内容

(3) 実施した工事の費用の額等

② 高齢者等居住改修工事等の費用の額等(2%控除分) ア 高齢者等居住改修工事等に要した費用の額 イ 高齢者等居住改修工事等に係る補助金等の交付の有無 「有」の場合 交付される補助金等の額 ウ アからイを差し引いた額(50万円を超える場合)	有	円 無 円
イ 高齢者等居住改修工事等に係る補助金等の交付の有無 「有」の場合 交付される補助金等の額	有	無
「有」の場合 交付される補助金等の額	有	円
ウ アからイを差し引いた額 (50万円を超える場合)		Ш
		円
③ 特定断熱改修工事等の費用の額等(2%控除分)		
ア 特定断熱改修工事等に要した費用の額		円
イ 特定断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有	Ħ.
「有」の場合 交付される補助金等の額		円
ウ アからイを差し引いた額 (50万円を超える場合)		円
④ 特定多世帯同居改修工事等の費用の額等(2%控除分)		
ア 特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額		円
イ 特定多世帯同居改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有	無
「有」の場合 交付される補助金等の額		円
ウ アからイを差し引いた額 (50万円を超える場合)		円
⑤ 特定耐久性向上改修工事等の費用の額等 (2%控除分)		
ア 特定耐久性向上改修工事等に要した費用の額		円
イ 特定耐久性向上改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有	Ħ.
「有」の場合 交付される補助金等の額		円
ウ アからイを差し引いた額 (50万円を超える場合)		円
⑥ ②ウ、③ウ、④ウ及び⑤ウの合計額		円
⑦ 断熱改修工事等の費用の額等(1%控除分)		
ア 断熱改修工事等に要した費用の額		円
イ 断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有	無
「有」の場合 交付される補助金等の額		円
ウ アからイを差し引いた額 (50万円を超える場合)		円

3. 住宅耐震改修、高齢者等居住改修工事等(バリアフリー改修工事)、一般断熱改修工事等(省エネ改修工事)、多世帯同居改修工事等又は耐久性向上改修工事等を含む増改築等をした場合(住宅耐震改修特別税額控除又は住宅特定改修特別税額控除)

(1) 実施した工事の種別

①住宅耐震	み修 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定										
②高齢者等 居住改修工 事等 (バリ アフリー改 修工事)	2 地震に対する安全性に係る基準 高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 便所の改良 5 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替										
③一般断熱 改修工事等	窓の断熱改	1 上記1 2 ラ	窓のM と併せ た井等 末等の	か使用の合理 新熱性を高め せて行う次の の断熱性を高め 1 1 地域 5 5 地域	る工事 いずれ あるこ っる工 2	「 いかに該当 工事 3 :	する ⁵ 壁の関 3 :	曽築、改勢	築、修 高める <u></u> 4	繕又に	は模様替 : 或
	修工事を実施した場合	認素新画く場 定建築に工合 場 の 場	1 上記 2 低主 低 業 份 業 号	素建築物新築素建築物新築素建築物新築	Fう次(3 壁 等計) E等計	のいずれか 4 床 画の認定 画の認定		当する値 年	号 月		兼替 日
(省エネ改修工事)	太陽熱利用冷温熱装置の型式										
	潜熱回収型組										
	型式 燃料電池コージェネレーショ										
	ンシステムの型式										
	ガスエンジン給湯器の型式 エアコンディショナーの型式										
	太陽光発電設備の型式										
	安全対策工事			有	•	無					
	陸屋根防	水基礎工事		有	•	無					
	積雪対策	積雪対策工事			•	無					
	塩害対策	工事	工事		•	無					
	幹線増強	有		無							

	多世帯同		他の世帯との同居 る増築、改築、修 1 調理室を増 4 玄関を増設	締又は模様替設する工事2		数を増加る		大のいずれかに該当す 所を増設する工事			
等	, , , , , , , , ,			調理室の数	浴室	の数	便所の数	玄関の数			
			改修工事前 改修工事後								
			,	fr > 3 L.I. &c	±h =/. //~	± & 1 // \	1.一/ニンはかよっ				
⑤耐久性向 上改修工事 等			対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等と併せて行う構造の腐食、腐朽及び摩損を防止し、又は維持保全を容易にするための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 小屋裏の換気工事 2 小屋裏点検口の取付工事 3 外壁の通気構造等工事 4 浴室又は脱衣室の防水工事 5 土台の防腐・防蟻工事 6 外壁の軸組等の防腐・防蟻工事 7 床下の防湿工事 8 床下点検口の取付工事 9 雨どいの取付工事 10 地盤の防蟻工事 11 給水管、給湯管又は排水管の維持管理又は更新の容易化工事								
			長期優良住宅建築	等計画の認定主	体						
			長期優良住宅建築	等計画の認定番	号	第	号				
			長期優良住宅建築	楽等計画の認定年	月日		年 月	日			
	第1号]	- 号工事 1 増築 2 改築 3 大規模の修繕 4 大規模の模様替									
上記と併せて行う第1号工事~第6号工事	第2号工事		ことができるもする修繕又は極	ののうちその者	が区分所 春 2	有する部分階段の過半		*****			
	第3号コ	上事	次のいずれか- 1 居室 7 玄関	-室の床又は壁の 2 調理室 3 8 廊下	全部の修 浴室	善又は模様 4 便所	美替 5 洗面所	6 納戸			
	第4号工事 (耐震改 工事) ※①の工事 を実施し場合 のみ選択		次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準								
	第5号 (リリング 事) ※実な を い の が の み 選 り の よ の よ の よ り の り の り の り の り の り り り り	ア修 工し場	高齢者等が自立 の次のいずれた 1 通路又は 4 便所の改	いに該当する修繕 出入口の拡幅	又は模様 2 階段	替 の勾配の紛 りの取付	愛和 3 浴	基準に適合させるため 室の改良 の段差の解消			

	全室の熱事しての窓改を場の全の修実合	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替 1 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事 2 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 3 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事 上記1から3のいずれかと併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 4 天井等の断熱性を高める工事 5 壁の断熱性を高める工事 6 床等の断熱性を高める工事					
		地域区分	1 1地域 2 2地域 3 3地域				
		改修工事 の住宅が 当する断 等性能等線	相 1 等級1 2 等級2 3 等級3				
第6号工事 (省エ事) ※③の工事 を実施し のみ選択		認定低炭素 建築物に 等計 画事 づ 場合	次に該当する修繕又は模様替 1 窓 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等 3 壁 4 床等 低炭素建築物新築等計画の認定主体 低炭素建築物新築等計画の認定主体 低炭素建築物新築等計画の認定番号 低炭素建築物新築等計画の認定番号 毎日 毎日 毎日 毎日				
	改後の省が上でででで	住宅性能評 価書により 証明される	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次に該当する修繕若しくは模様替 1 窓の断熱性を高める工事 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事				
	能が証明される場合	場合	地域区分				
			改修工事前の住 宅が相当する断 熱等性能等級 2 等級2 3 等級3				

				改修工事後の住 宅の断熱等性能 等級	2 断熱等性	能等級3	:		
				住宅性能評価書 を交付した登録 住宅性能評価機	名 称	. Sorten			
				関	登録番号	第	号		
				住宅性能評価書の	交付番号	第	号		
			住宅性能評価書の	交付年月日	年	月	日		
				デーの使	用の				
		る長期優良 住宅建築等 計画の認定		上記1と併せて行 様替 2 天井等の断勢 3 壁の断熱性を 4 床等の断熱性	st性を高める□ と高める工事	番号 第 号			
			増改築により、は、日本のでは、日本には、日本ので	地域区分	1 1地域 3 3地域 5 5地域 7 7地域	4 4地域 6 6地域			
			により証明	改修工事前の住 宅が相当する断 熱等性能等級	1 等級1	2 等級2	3 等	級3	
			改修工事後の住 宅の断熱等性能 等級			Ŀ			
			長期優良住宅建築等計画の認 定主体						
				長期優良住宅建築 定番号	等計画の認	第	号		
				長期優良住宅建築 定年月日	等計画の認	年	月	日	

(2) 実施した工事の内容		
(3) 実施した工事の費用の額等		
① 住宅耐震改修		
ア当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額		円
イ 当該住宅耐震改修に係る補助金等の交付の有無	有	無
「有」の場合 交付される補助金等の額		円
ウアからイを差し引いた額		円
エ ウと 250 万円のうちいずれか少ない金額		円
オーウからエを差し引いた額		円
② 高齢者等居住改修工事等		
ア 当該高齢者等居住改修工事等に係る標準的な費用の額		円
イ 当該高齢者等居住改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有	無
「有」の場合 交付される補助金等の額		円

ウ アからイを差し引いた額(50万円を超える場合)

エ ウと 200 万円のうちいずれか少ない金額

オ ウからエを差し引いた額

円

円

円

3	一般断熱改修工事等		
	ア 当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額		円
	イ 当該一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有	無
	「有」の場合 交付される補助金等の額		円
	ウ アからイを差し引いた額(50万円を超える場合)		円
	エ ウと 250 万円 (太陽光発電設備設置工事を伴う場合は 350 万円) のうずずれか少ない金額	ちい	円
	オ ウからエを差し引いた額		円
4) 多世帯同居改修工事等		
	ア 当該多世帯同居改修工事等に係る標準的な費用の額		円
	イ 当該多世帯同居改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有	無
	「有」の場合 交付される補助金等の額		円
	ウ アからイを差し引いた額 (50万円を超える場合)		円
	エ ウと 250 万円のうちいずれか少ない金額		円
	オ ウからエを差し引いた額		円
(5)	①ウ、②ウ、③ウ及び④ウの合計額		円
6	①工、②工、③工及び④工の合計額		円
7	〕 ①オ、②オ、③オ及び④オの合計額		円
8	耐久性向上改修工事等(対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等の合)	りいずれかと位	併せて行う場
	ア 当該対象住宅耐震改修又は当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的 費用の額	ts	円
	イ 当該対象住宅耐震改修又は当該対象一般断熱改修工事等に係る補助金の交付の有無	等有	無
	「有」の場合 交付される補助金等の額		円
	ウ アからイを差し引いた額 (50 万円を超える場合)		円
	エ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額		円
	オ 当該耐久性向上改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有	無
	「有」の場合 交付される補助金等の額		円
	カ エからオを差し引いた額 (50 万円を超える場合)		円
	キ ウ及びカの合計額		円
	ク キと 250 万円 (対象一般断熱改修工事等に太陽光発電設備設置工事を 場合は 350 万円) のうちいずれか少ない金額	半う	円
	ケ キからクを差し引いた額		円

9	(2	②ウ、④ウ及び⑧キの	D合計額		円
10	2	②工、④工及び®ク <i>0</i>)合計額		円
(1)	(2	②オ、④オ及び⑧ケの)合計額		円
12	而			方と併せて	(行う場合)
	ア	当該対象住宅耐震	改修に係る標準的な費用の額		円
	イ	当該対象住宅耐震	改修に係る補助金等の交付の有無	有	無
		「有」の場合	交付される補助金等の額		円
	ウ	アからイを差し引	いた額(50万円を超える場合)		円
	エ	当該対象一般断熱	改修工事等に係る標準的な費用の額		円
	オ	当該対象一般断熱	改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有	無
		「有」の場合	交付される補助金等の額		円
	力	エからオを差し引	いた額(50万円を超える場合)		円
	キ	当該耐久性向上改	修工事等に係る標準的な費用の額		円
	ク	当該耐久性向上改	修工事等に係る補助金等の交付の有無	有	無
		「有」の場合	交付される補助金等の額		円
	ケ	キからクを差し引	いた額(50万円を超える場合)		円
	コ	ウ、カ及びケの合		円	
	サ	コと 500 万円 (太下 ずれか少ない金額	陽光発電設備設置工事を伴う場合は600万円)のうちい		円
	シ	コからサを差し引	いた額		円
13	2	②ウ、④ウ及び12コの	D合計額		円
(14)	2	②工、④工及び12サの	2合計額		円
(15)	2	②オ、④オ及び12シの)合計額		円
(16)	(6	 ⑩又は⑭のうちい 	いずれか多い額(10%控除分)		円
(17)	(5	り、の の の り り り <	いずれか多い額		円
(18)	(7	①、⑪又は⑮のうち①	の金額に係る額		円
19	(1	0, 2, 3, 4, 87	スは⑫の改修工事と併せて行われた第1号工事~第6号	工事	
	ア	①、②、③、④、(号工事に要した費)	⑧又は⑫の改修工事と併せて行われた第1号工事∼第6 用の額		円
	イ	⑩の改修に係る補助	助金等の交付の有無	有	無
		「有」の場合	交付される補助金等の額		円
	ウ	アからイを差し引い	いた額		円
20	(1'	7の金額と18及び19月	りの合計額のうちいずれか少ない額		円
21)	1,	,000 万円から⑯を引	いた残りの額(0円未満となる場合は0円)		円
22	(20	 ②と②の金額のうちい	vずれか少ない額 (5%控除分)		円

- 4. 償還期間が 10 年以上の住宅借入金等を利用して特定の増改築等がされた住宅用家屋を取得した場合(買取再販住宅の取得に係る住宅借入金等特別税額控除)
 - (1) 実施した工事の種別

第2号工事	第1号工事	1 増築	2 改築 3	3 大規模の修繕	4 大規模の模	模替	
# 3 号工事	第2号工事	1 床の過	半の修繕又は	模様替 2 階段の	り過半の修繕ス	ては模様替	
### 第5号工事 (バリアフリー化のための次のいずれかに該当する修繕又は模様替 (バリアフリー化のための次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拉幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 便所の改良 5 手寸りの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替 *** *** *** ** ** ** ** ** *	第3号工事	1 居室	2 調理室			面所 6 約	内戸
1 通路又は出入口の枕層 2 階段の勾配の縁和 3 浴室の改良 4 便所の改良 5 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替	(耐震改修	1 建築基	準法施行令第	3章及び第5章の4			
全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事 地域区分 1 1地域 2 2地域 3 3地域 4 4地域 5 5地域 6 6地域 7 7地域 8 8地域 第6号工事(省エネ改修工事後の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合 6 地域区分 2 天井等の断熱性を高める工事 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 窓の断熱性を高める工事 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事 2 大井等の断熱性を高める工事 1 1地域 2 2地域 3 3地域 4 4地域 5 5地域 6 6地域 7 7地域 8 8地域 2 大井等の断熱性を高める工事 1 1地域区分 1 地域区分 4 4地域 5 5地域 6 6地域 7 7地域 8 8地域 2 大学の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事 2 大学の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事 2 大井等の断熱性を高める工事 2 大井等の断熱性を高める工事 4 大学の断熱性を高める工事 4 大学の断熱性を高める工事 4 大学の断熱性を高める工事 2 大井等の断熱性を高める工事 4 大学の断熱性を高める工事 4 大井で行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 大井等の断熱性を高める工事 4 大井で行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 大井等の断熱性を高める工事 4 大井で行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 大井等の断熱性を高める工事 4 大井等の断熱性を高める工事 5 大井等の断熱性を高める工	(バリアフ リー改修工	1 通路又 4 便所の	は出入口の拡 改良 5 号	幅 2 階段の勾配 Fすりの取付 6	记の緩和 3	3 浴室の改良	
第6号工事 (省エネ改修工事後の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合) 立たの省本ネ性能が証明される場合 1 窓の断熱性を高める工事 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事 4 水等の断熱性を高める工事 4 水等の断熱性を高める工事 4 水等の断熱性を高める工事 2 2地域 3 3地域 6 6地域 7 7地域 8 8地域 7 7地域 8 8地域 6 6地域 7 7地域 8 8地域 7 7地域 8 8地域 7 7地域 8 8地域 7 7地域 8 8 8地域 7 7地域 8 8 8地域 7 7地域 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8		の全ての窓 の断熱改修 工事を実施	1 全ての 上記1と併 2 天井等 4 床等の	居室の全ての窓の断 せて行う次のいずれが の断熱性を高めるエ 断熱性を高める工事 1 1地域 2 2	熱性を高める かに該当する(事 3 壁の 年 2 地域 3	参繕又は模様 断熱性を高める 3地域 4	る工事
住宅性能評価書の交付年月日 年 月 日	(省エネ改	の住宅の一 定の省エネ 性能が証明	評価書により記場	1 窓の断熱性を 上記1と併せて行 2 天井等の断熱 3 壁の断熱性を 4 床等の断熱性 地域区分 改修工事後の住宅 の省エネ性能 住宅性能評価書を 交付した登録住宅 性能評価機関	高める工事 次のいずれた性を高る工事 1 1 地域域 7 7 断熱等性 2 び断熱等性 2 び断熱等性 名 番号 交付番号	中に該当する信事 2 2地域 5 5地域 8 8地域 能等級4以上 に等級3 第	参繕又は模様替3 3地域6 6地域量等級4以上及号

		<u> </u>	省エネルギー化のカ	ラムの次に転り	4十ス	体(釜豆)けば	批学类	 夫
			1 窓の断熱性を	学不管	1			
		増改築に	上記1と併せて行 2 天井等の断熱 3 壁の断熱性を 4 床等の断熱性	性を高める工 高める工事		当する修繕	善又に	は模様替
		はる良 長 り は る り は り り り り り り り り り り り り り り り	地域区分	1 1地域 4 4地域 7 7地域	5 8	2 地域 5 地域 8 地域		3 地域 6 地域
		で記している。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	改修工事後の住宅 の省エネ性能	1 断熱等性 2 一次エネ び断熱等性	ルギ	一消費量等	等級 -	4以上及
		場合	長期優良住宅建築等 主体	等計画の認定				
			長期優良住宅建築 ^金 番号	等計画の認定	第	号		
			長期優良住宅建築 ^金 年月日	等計画の認定		年	月	日
第7号工事 (給排水 管・雨水の 浸入を防止 する部分に 係る工事)	2 排水管	管に係る修繕3 管に係る修繕3 0浸入を防止す		ては模様替				

(2) 実施した工事の内容	
3)実施した工事の費用の額	
① 特定の増改築等に要した費用の総額	
第1号工事~第7号工事に要した費用の総額	円
② 特定の増改築等のうち、第1号工事〜第6号工事に要した費用の額	
第1号工事~第6号工事に要した費用の額	円
③ 特定の増改築等のうち、第4号工事、第5号工事、第6号工事又は第7号工事に	要した費用の額
おより相談来等のすり、新年々工事、第3万工事、第0万工事人は第7万工事に ア 第4号工事に要した費用の額	円
イ 第5号工事に要した費用の額	円
ウ 第6号工事に要した費用の額	円
エ 第7号工事に要した費用の額	円

Ⅱ. 固定資産税の減額

1-1. 地方税法施行令附則第12条第19項に規定する基準に適合する耐震改修をした場合

工事の内容

1 地方税法施行令附則第12条第19項に規定する基準に適合する耐震改修

1-2. 地方税法附則第 15 条の 9 の 2 第 1 項に規定する耐震改修をした家屋が認定長期優良住宅に該当することとなった場合

工事の	地震	ミに対する 1 増築		性の向 改築				増築、 模様	. 修繕又	(は模様					
種別及び内容	工事の内容														
耐涅	 	を含むコ	[事の	費用の	額	(全体エ	事費))							円
上訂	己のう	ち耐震改	女修の	費用の)額										円
長其	朋優 良	住宅建築	2等計	画の認	定主	注 体									
長其	朋優 良	住宅建築	2等計	画の認	定番	号				第		号			
長其	明優良	住宅建築	2等計	画の認	定年	月日					年	F]	月	

2. 熱損失防止改修工事等をした場合又は熱損失防止改修工事等をした家屋が認定長期優良住宅に該当することとなった場合

		必須となる改修工事	窓は	窓の断熱性を高める改修工事					
	断熱		1	天井等の断熱性を高める改修	工事				
	改修 工事	上記と併せて行った 改修工事	2	壁の断熱性を高める改修工事					
<u> </u>			3	床等の断熱性を高める改修工	事				
事			4	太陽熱利用冷温熱装置	型式:				
種	bbr±4 →/.			潜熱回収型給湯器	型式:				
<u>別</u> 及		修工事と併せて行ったから9までに掲げる設	6	ヒートポンプ式電気給湯器	型式:				
工事の種別及び内容		備の取替え又は取付けに係る		燃料電池コージェネレーシ ョンシステム	型式:				
	7.7		8	エアコンディショナー	型式:				
			9	太陽光発電設備	型式:				
	工事の内容								

熱損失	方止改修工事等を含む工事の費用の額 (全体工事費)			円
上記の	うち熱損失防止改修工事等の費用の額			
	ア 断熱改修工事に係る費用の額			円
	イ 断熱改修工事に係る補助金等の交付の有無	有	無	
	「有」の場合 ウ 交付される補助金等の額			円
	① アからウを差し引いた額			円
	エ 断熱改修工事と併せて行った4から9までに掲げる設備の 取替え又は取付けに係る工事の費用の額			円
	オ エの工事に係る補助金等の交付の有無	有	無	
	「有」の場合 カ 交付される補助金等の額			円
	② エからカを差し引いた金額			円
工事費	用の確認(下記③又は④のいずれかを選択して、右側の項目にレ点	を入れること)		
	③ ①の金額が60万円を超える	□ 左記に該当する		
	上記③に該当しない場合 ④ ①の金額が50万円を超え、かつ、①と②の合計額が60万円を超える	□ 左記に	該当する	
上記工	事が行われ、認定長期優良住宅に該当することとなった場合			
	長期優良住宅建築等計画の認定主体			
	長期優良住宅建築等計画の認定番号	第	号	
	長期優良住宅建築等計画の認定年月日	年	月 日	

上記の工事が租税特別措置法若しくは租税特別措置法施行令に規定する工事に該当すること又は上記の工事が地方税法若しくは地方税法施行令に規定する工事に該当すること若しくは上記の工事が行われ地方税法附則第15条の9の2に規定する認定長期優良住宅に該当することとなったことを証明します。

年 月 日

(1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

	氏 名						印
証明を行った建築 士	一級建築士、二		登 錡	大 番	号		
т	級建築士又は木造建築士の別			けた都道原 築士又は 合)			
	名 称						
証明を行った建築							
士の属する建築士 事務所	一級建築士事務所 士事務所の別	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築 士事務所の別					
	登録年月日及び登録番号						

(2) 証明者が指定確認検査機関の場合

	名	称							印
 証明を行った指定	住	所							
確認検査機関	指定年月日 指定番号								
	指定をした	:者							
	氏	名							
調査を行った建築	7井 笠 1. の	一級建	建築士、二級		登	録	番	号	
士又は建築基準適 合判定資格者	建築士の 場合	建築	士又は木造 七の別			及建築	士又は	府県名 木造建	
	建筑其淮滨	建設は海流の割合をおれる					番	号	
		桑基準適合判定資格者の場合			登録を 等名	受け	た地方	整備局	

(3) 証明者が登録住宅性能評価機関の場合

	名	称							印
証明を行った登録 住宅性能評価機関	住	所							
	登録年月日 登録番号 登録をした								
	氏	名							
調査を行った建築		一級建築士、二級			登	録	番	号	
士又は建築基準適 合判定資格者検定 合格者	建衆上の 建筑上マル末半				(二前		士又は	府県名 木造建	
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場						付又は	合格証	
	合				通知番	号又は	合格証		

(4) 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

証明を行った住宅	名称						印	
歌派担保責任保険 法人	住 所							
	指定年	月日						
調査を行った建築 士又は建築基準適 合判定資格者検定 合格者	氏	名						
	建築士の		建築士、二級 士又は木造 七の別			番 号 た都道府県 士又は木造	名	
	建築基準適合判定資格者検定合			合格者の場	書日付	付又は合格 号又は合格		

(用紙 日本産業規格 A4)

備考

- 1 「証明申請者」の「住所」及び「氏名」の欄には、この証明書の交付を受けようとする者の住所及 び氏名をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。
- 2 「家屋番号及び所在地」の欄には、当該工事を行った家屋の建物登記簿に記載された家屋番号及び 所在地を記載すること。
- 3 「I. 所得税額の特別控除」中「1. 償還期間が10年以上の住宅借入金等を利用して増改築等をした場合」の欄には、この証明書により証明をする工事について、次により記載すること。
 - (1) 「(1) 実施した工事の種別」の欄には、以下により第1号工事から第6号工事までのいずれかの工事について記載するものとする。
 - ① 「第1号工事」の欄には、当該工事が租税特別措置法施行令(以下「施行令」という。)第2 6条第33項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替のいずれに該当す るかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。
 - ② 「第2号工事」の欄には、当該工事が施行令第26条第33項第2号に規定する修繕又は模様替であって次に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を〇で囲むものとする。
 - イ 床の過半の修繕又は模様替 床 (建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部 (以下「主要構造部」という。) である床及び最下階の床をいう。) の過半について行うもの
 - ロ 階段の過半の修繕又は模様替 主要構造部である階段の過半について行うもの
 - ハ 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 間仕切壁(主要構造部である間仕切壁及び建築物の構造 上重要でない間仕切壁をいう。)の室内に面する部分の過半について行うもの(その間仕切壁 の一部について位置の変更を伴うものに限る。)
 - ニ 壁の過半の修繕又は模様替 主要構造部である壁の室内に面する部分の過半について行うもの(当該修繕又は模様替に係る壁の過半について遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限る。)
 - ③ 「第3号工事」の欄には、当該工事が施行令第26条第33項第3号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。
 - ④ 「第4号工事」の欄には、当該工事が施行令第26条第33項第4号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げる規定又は基準のいずれに適合するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。
 - ⑤ 「第5号工事」の欄には、当該工事が施行令第26条第33項第5号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。
 - ⑥ 「第6号工事」の欄のうち、「全ての居室の全ての窓の断熱改修工事をした場合」の欄には、平成20年国土交通省告示第513号(備考3(1)⑦並びに4(1)②及び③において「省エネ改修対象工事告示」という。)第2項第1号に掲げる工事について記載するものとし、当該工事が施行令第26条第33項第6号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項(平成28年国土交通省告示第265号。以下「算出方法告示」という。)別表第10に掲げる地域の区分における8地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、番号1)を○で囲むものとする。また、同欄中「地域区分」の欄には算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとし、「改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級」の欄には改修工事前の住宅が相当する日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)別表2−1の(い)項に掲げる「5−1断熱等性能等級」を○で囲むものとする。都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第56条に規定する認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合は、当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。
 - ⑦ 「第6号工事」の欄のうち、「改修工事後の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合」の欄には、省エネ改修対象工事告示第2項第2号に掲げる工事について、次により記載するものとする。
 - イ 住宅性能評価書により証明される場合

当該工事が施行令第26条第33項第6号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げる もののいずれに該当するかに応じ該当する番号(算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分に おける 8 地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、番号 1)を \bigcirc で囲むものとする。また、同欄中「地域区分」の欄には算出方法告示別表第 10 に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号を \bigcirc で囲むものとする。「改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級」の欄には改修工事前の住宅が相当する日本住宅性能表示基準別表 2-1 の (い) 項に掲げる「5-1 断熱等性能等級」を \bigcirc で囲むものとし、「改修工事後の住宅の断熱等性能等級」の欄には改修工事後の住宅の日本住宅性能表示基準別表 2-1 の (い) 項に掲げる「5-1 断熱等性能等級」を \bigcirc で囲むものとする。

ロ 増改築による長期優良住宅建築等計画の認定により証明される場合

当該工事が施行令第 26 条第 33 項第 6 号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号(算出方法告示別表第 10 に掲げる地域の区分における 8 地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、番号 1)を〇で囲むものとする。同欄中「地域区分」の欄には算出方法告示別表第 10 に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号を〇で囲むものとし、「改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級」の欄には改修工事前の住宅が相当する日本住宅性能表示基準別表 2-1 の(い)項に掲げる「5 -1 断熱等性能等級」を〇で囲むものとし、「改修工事後の住宅の断熱等性能等級」の欄には改修工事後の住宅が相当する日本住宅性能表示基準別表 2-1 の(い)項に掲げる「5 -1 断熱等性能等級」を〇で囲むものとする。

- (2) 「(2) 実施した工事の内容」の欄には、当該工事が施行令第26条第33項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替又は同項第6号に規定する修繕若しくは模様替に該当することを明らかにする工事の具体的内容を記載するものとする。
- (3) 「(3) 実施した工事の費用の額等」の欄には、対象工事に関し、確認した内容について記載する表に、次により記載すること。
 - ① 「① 第1号工事~第6号工事に要した費用の額」の欄には、施行令第26条第33項第1号から第6号までに規定する工事の種別のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。
 - ② 「② 第1号工事~第6号工事に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された租税特別 措置法(以下「法」という。)第41条第1項に規定する増改築等の費用に関し国又は地方公共 団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含 まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○ で囲むものとする。

「「有」の場合」の「交付される補助金等の額」の欄には、法第41条第1項に規定する増改築等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

- ③ 「①から②を差し引いた額(100万円を超える場合)」の欄には、「① 第1号工事〜第6号 工事に要した費用の額」から「交付される補助金等の額」を差し引いた額(100万円を超える場合)を記載するものとする。
- 4 「I. 所得税額の特別控除」中「2. 償還期間が5年以上の住宅借入金等を利用して高齢者等居住改修工事等(バリアフリー改修工事)、特定断熱改修工事等若しくは断熱改修工事等(省エネ改修工事)、特定多世帯同居改修工事等又は特定耐久性向上改修工事等を含む増改築等をした場合」の欄には、この証明書により証明をする工事について、次により記載すること。なお、本項は工事完了後、令和3年12月31日までに入居したものに限り記載するものとする。
 - (1) 「(1) 実施した工事の種別」の欄には、この証明書により証明をする工事について、次により記載するものとする。
 - ① 「高齢者等居住改修工事等(バリアフリー改修工事:2%控除分)」の欄には、証明申請者が 法第41条の3の2第1項の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該工 事が施行令第26条の4第4項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げる もののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。
 - ② 「特定断熱改修工事等(省エネ改修工事: 2%控除分)」 の欄のうち、「全ての居室の全ての 窓の断熱改修工事をした場合」の欄には、証明申請者が法第 41 条の3の2第1項又は第5項の

規定の適用を受けようとする場合であって、当該工事が省エネ改修対象工事告示第3項第1号に掲げる工事である場合に限り記載するものとし、当該工事が施行令第26条の4第7項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号(算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分における8地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、番号1)を○で囲むものとする。また、同欄中「地域区分」の欄には算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとし、「改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級」の欄には改修工事前の住宅が相当する日本住宅性能表示基準別表2-1の(い)項に掲げる「5-1断熱等性能等級」を○で囲むものとする。都市の低炭素化の促進に関する法律第56条に規定する認定低炭素建築物等新築計画に基づく工事の場合は、当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。

- ③ 「特定断熱改修工事等(省エネ改修工事:2%控除分)」の欄のうち、「改修工事の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合」の欄には、証明申請者が法第41条の3の2第1項又は第5項の規定の適用を受けようとする場合であって、当該工事が省エネ改修対象工事告示第3項第2号に掲げる工事である場合に限り、当該工事について次により記載するものとする。
 - イ 住宅性能評価書により証明される場合

当該工事が施行令第 26 条の 4 第 7 項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号(算出方法告示別表第 10 に掲げる地域の区分における 8 地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、番号 1)を〇で囲むものとする。また、同欄中「地域区分」の欄には算出方法告示別表第 10 に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号を〇で囲むものとし、「改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級」の欄には改修工事前の住宅が相当する日本住宅性能表示基準別表 2-1の(い)項に掲げる「5-1断熱等性能等級」を〇で囲むものとし、「改修工事後の住宅の省工ネ性能」の欄には改修工事後の住宅の日本住宅性能表示基準別表 2-1の(い)項に掲げる「5-1断熱等性能等級」又は「5-2一次エネルギー消費量等級」を〇で囲むものとする。

ロ 増改築による長期優良住宅建築等計画の認定により証明される場合

当該工事が施行令第 26 条の 4 第 7 項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号(算出方法告示別表第 10 に掲げる地域の区分における 8 地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、番号 1)を〇で囲むものとする。また、同欄中「地域区分」の欄には算出方法告示別表第 10 に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号を〇で囲むものとし、「改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級」の欄には改修工事前の住宅が相当する日本住宅性能表示基準別表 2-1の(い)項に掲げる「5-1断熱等性能等級」を〇で囲むものとし、「改修工事後の住宅が相当する省工ネ性能」の欄には改修工事後の住宅が相当する日本住宅性能表示基準別表 2-1の(い)項に掲げる「5-1断熱等性能等級」又は「5-2一次エネルギー消費量等級」を〇で囲むものとする。

- ④ 「断熱改修工事等(省エネ改修工事:1%控除分)」の欄には、証明申請者が法第41条の3の2第5項の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該工事が施行令第26条の4第19項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号(算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分における8地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、番号1)を○で囲むものとする。また、同欄中「地域区分」の欄には算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとし、「改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級」の欄には改修工事前の住宅が相当する日本住宅性能表示基準別表2−1の(い)項に掲げる「5−1断熱等性能等級」を○で囲むものとする。都市の低炭素化の促進に関する法律第56条に規定する認定低炭素建築物等新築計画に基づく工事の場合は、当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。
- ⑤ 「特定多世帯同居改修工事等(同居改修工事: 2%控除分)」の欄には、証明申請者が法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該工事が施行令第26条の4第8項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄

に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。また、同欄中「改修工事前」及び「改修工事後」の欄には、居住の用に供する部分における調理室、浴室、便所及び玄関の数を記載するものとする。

- ⑥ 「特定耐久性向上改修工事(2%控除分)」の欄には、証明申請者が法第41条の3の2第1項 又は第5項の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該工事が特定断熱改 修工事等と併せて行う施行令第26条の4第9項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって 当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。また、同 欄中「第1号工事」、「第2号工事」、「第3号工事」の欄には、備考3(1)①から③により 記載するものとし、当該工事が施行令第26条第33項第1号から第3号までのいずれに該当する かに応じ、該当する欄の該当する番号を○で囲むものとし、特定断熱改修工事等については「特 定断熱改修工事等(省エネ改修工事:2%控除分)」の欄に、②又は③のいずれかにより記載す るものとする。
- ① 「上記と併せて行う第1号工事~第4号工事(1%控除分)」の欄には、備考3(1)①から ④により記載するものとし、施行令第26条第33項第1号から第4号までに規定する修繕又は模 様替であって当該欄に掲げるもののいずれかに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むもの とする。
- (2) 「(2) 実施した工事の内容」の欄には、施行令第26条の4第4項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第7項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第8項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第9項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替又は同条第19項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替に該当することを明らかにする工事の具体的内容を記載するものとする。
- (3) 「(3) 実施した工事の費用の額等」の欄には、対象工事に関し、確認した内容について記載する表に、次により記載すること。
 - ① 「② 高齢者等居住改修工事等の費用の額等(2%控除分)」の欄のうち、「ア 高齢者等居住改修工事等に要した費用の額」には、高齢者等居住改修工事等の1~8のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。
 - 「イ 高齢者等居住改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された高齢者等居住改修工事等に、高齢者等居住改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。
 - 「「有」の場合」の「交付される補助金等の額」の欄には、高齢者等居住改修工事等を含む住 宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これ らに準ずるものの額を記載するものとする。
 - 「ウ アからイを差し引いた額 (50 万円を超える場合)」の欄には、「ア 高齢者等居住改修 工事等に要した費用の額」から「イ 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するもの とする。
 - ② 「③ 特定断熱改修工事等の費用の額等(2%控除分)」の欄のうち、「ア 特定断熱改修工事等に要した費用の額」の欄には、特定断熱改修工事等のうち、「全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合」に記載した場合は1~6のいずれかに該当する工事の合計額を、「改修工事後の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合」に記載した場合は1~4のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。
 - 「イ 特定断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された特定断熱改修工事等に、特定断熱改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を〇で囲むものとする。
 - 「「有」の場合」の「交付される補助金等の額」の欄には、特定断熱改修工事等を含む住宅の 増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに 準ずるものの額を記載するものとする。

- 「ウ アからイを差し引いた額(50万円を超える場合)」の欄には、「ア 特定断熱改修工事等に要した費用の額」から「イ 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。
- ③ 「④ 特定多世帯同居改修工事等の費用の額等(2%控除分)」の欄のうち、「ア 特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額」の欄には、特定多世帯同居改修工事等の1~4のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。
 - 「イ 特定多世帯同居改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された特定多世帯同居改修工事等に、特定多世帯同居改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を〇で囲むものとする。
 - 「「有」の場合」の「交付される補助金等の額」の欄には、特定多世帯同居改修工事等を含む 住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。
 - 「ウ アからイを差し引いた額 (50 万円を超える場合)」の欄には、「ア 特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額」から「イ 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。
- ④ 「⑤ 特定耐久性向上改修工事等の費用の額等(2%控除分)」の欄のうち、「ア 特定耐久性向上改修工事等に要した費用の額」の欄には、特定耐久性向上改修工事等の1~11のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。
 - 「イ 特定耐久性向上改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された特定耐久性向上改修工事等に、特定耐久性向上改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。
 - 「「有」の場合」の「交付される補助金等の額」の欄には、特定耐久性向上改修工事等を含む 住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。
 - 「ウ アからイを差し引いた額 (50 万円を超える場合)」の欄には、「ア 特定耐久性向上改修工事等に要した費用の額」から「イ 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。
- ⑤ 「⑥ ②ウ、③ウ、④ウ及び⑤ウの合計額」の欄には、②ウ「アからイを差し引いた額(50万円を超える場合)」、③ウ「アからイを差し引いた額(50万円を超える場合)」、④ウ「アからイを差し引いた額(50万円を超える場合)及び⑤ウ「アからイを差し引いた額(50万円を超える場合)」の合計額を記載するものとする。
- ⑥ 「⑦ 断熱改修工事等の費用の額等(1%控除分)」の欄のうち、「ア 断熱改修工事等に要した費用の額」には、断熱改修工事等の1~6のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。
 - 「イ 断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された断熱改修工事等に、 断熱改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助 金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、 含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。
 - 「「有」の場合」の「交付される補助金等の額」の欄には、断熱改修工事等を含む住宅の増改 築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ず るものの額を記載するものとする。
 - 「ウ アからイを差し引いた額 (50 万円を超える場合)」の欄には、「ア 断熱改修工事等に要した費用の額」から「イ 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

- 5 「I. 所得税額の特別控除」中「3. 住宅耐震改修、高齢者等居住改修工事等(バリアフリー改修工事)、一般断熱改修工事等(省エネ改修工事)、多世帯同居改修工事等又は耐久性向上改修工事等を含む増改築等をした場合」の欄には、この証明書により証明をする工事について、次により記載すること。
 - (1) 「(1) 実施した工事の種別」の欄には、この証明書により証明をする工事について、次により 記載するものとする。
 - ① 「住宅耐震改修」の欄には、証明申請者が法第41条の19の2第1項又は第41条の19の3第4項若しくは第6項の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該工事が法第41条の19の2第1項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれの規定又は基準に該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。
 - ② 「高齢者等居住改修工事等(バリアフリー改修工事)」の欄には、証明申請者が法第41条の19の3第1項の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該工事が施行令第26条の28の5第15項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。
 - ③ 「一般断熱改修工事等(省エネ改修工事)」の欄のうち、「窓の断熱改修工事をした場合」の欄には、証明申請者が法第41条の19の3第2項、第5項又は第6項の規定の適用を受けようとする場合であって、当該工事が平成21年国土交通省告示第379号(備考5(1)④において「省エネ改修対象工事告示」という。)第1項第1号に掲げる工事である場合に限り記載するものとし、当該改修工事が施行令第26条の28の5第16項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号(算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分における8地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、番号1)を○で囲むものとする。また、同欄中「地域区分」の欄には、算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。都市の低炭素化の促進に関する法律第56条に規定する認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合は、当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。
 - ④ 「一般断熱改修工事等(省エネ改修工事)」の欄のうち、「太陽熱利用冷温熱装置の型式」「潜熱回収型給湯器の型式」「ヒートポンプ式電気給湯器の型式」「燃料電池コージェネレーションシステムの型式」「ガスエンジン給湯器の型式」「エアコンディショナーの型式」の欄には、「租税特別措置法施行令第26条の28の5第18項の規定に基づき、租税特別措置法第41条の19の3第10項第1号に掲げる工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たすエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備として国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して定める告示(平成25年経済産業省・国土交通省告示第5号)」に適合する設備の種別を記載するものとする。「太陽光発電設備の型式」の欄には、当該工事が施行令第26条の28の5第20項に規定する設備の取替え又は取付けに係る工事であって「租税特別措置法施行令第26条の28の5第20項の規定に基づき、租税特別措置法第41条の19の3第10項第1号に掲げる工事が行われた家屋と一体となって効用を果たす太陽光を電気に変換する設備として経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備に係る告示」(平成21年経済産業省告示第68号)に適合する太陽光を電気に変換する設備の種別を記載するものとする。また、同告示に記載された各種工事の実施の有無について、該当するものを○で囲むものとする。
 - ⑤ 「多世帯同居改修工事等(同居改修工事)」の欄には、証明申請者が法第41条の19の3第3項の 規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該改修工事が施行令第26条の28の 5第22項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当す るかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。また、同欄中「改修工事前」及び「改修工事後」 の欄には、居住の用に供する部分における調理室、浴室、便所及び玄関の数を記載するものとす る。
 - ⑥ 「耐久性向上改修工事等」の欄には、証明申請者が法第41条の19の3第4項、第5項又は第6項の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該工事が対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等と併せて行う施行令第26条の28の5第23項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。なお、当該欄における「対象住宅耐震改修」とは法第41条の19の3第4項

又は第6項の対象住宅耐震改修をいい、「対象一般断熱改修工事等」とは同条第5項又は第6項の対象一般断熱改修工事等をいうものとし、対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等については「住宅耐震改修」又は「一般断熱改修工事等(省エネ改修工事)」の欄に、①、③又は④のいずれかにより記載するものとする。

- ⑦「上記と併せて行う第1号工事~第6号工事」の欄には、証明者が法第41条の19の3第7項の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、備考3(1)を参考に記載するものとする。なお、第4号工事については①住宅耐震改修工事を実施していない場合のみ選択し、第5号工事については②高齢者等居住改修工事等を実施していない場合のみ選択し、第6号工事については③一般断熱改修工事等を実施していない場合のみ選択し、同様の工事内容を重複して記載することがないように留意されたい。
- (2) 「(2) 実施した工事の内容」の欄には、法第 41 条の 19 の 2 第 1 項に規定する住宅耐震改修、施行令第 26 条の 28 の 5 第 14 項に規定する施行令第 26 条第 33 項各号に掲げる工事(法第 41 条の 19 の 2 第 1 項に規定する住宅耐震改修又は法第 41 条の 19 の 3 第 1 項に規定する対象高齢者等居住改修工事等、同条第 2 項に規定する対象一般断熱改修工事等、同条第 3 項に規定する対象多世帯同居改修工事等若しくは同条第 4 項に規定する対象住宅耐震改修若しくは対象耐久性向上改修工事等に該当するものを除く。以下同じ。)、施行令第 26 条の 28 の 5 第 15 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 16 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 18 項及び第 20 項に規定する設備の取付け若しくは取替え、同条第 22 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替に該当することを明らかにする工事の具体的内容を記載するものとする。
- (3) 「(3) 実施した工事の費用の額等」の欄には、対象工事に関し、確認した内容について記載する表に、次により記載すること。
 - ① 「① 住宅耐震改修」の欄のうち、「ア 当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額」の欄には、「租税特別措置法施行令第26条の28の4第2項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して住宅耐震改修の内容に応じて定める金額を定める告示(平成21年国土交通省告示第383号。備考5(3)⑥及び⑧において「耐震改修費用告示」という。)」に基づき住宅耐震改修の内容に応じて算出した金額の合計額(当該住宅耐震改修を行った同項に規定する家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものである場合又は当該家屋が共有物である場合には、当該金額に、当該住宅耐震改修に要した費用の額のうちにその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額)を記載するものとする。
 - 「イ 当該住宅耐震改修に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された住宅耐震改修の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。
 - 「「有」の場合」の「交付される補助金等の額」の欄には、当該住宅耐震改修の費用に関し国 又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するも のとする。
 - 「ウ アからイを差し引いた額」の欄には、「ア 当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額」 から「イ 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。
 - 「エ ウと 250 万円のうちいずれか少ない金額」の欄には、「ウ アからイを差し引いた額」 又は 250 万円のうち少ない金額を記載するものとする。
 - 「オーウからエを差し引いた額」の欄には、「ウーアからイを差し引いた額」から「エーウと 250 万円のうちいずれか少ない金額」を差し引いた額を記載するものとする。なお、0円となる 場合には「0円」と記載するものとする。
 - ② 「② 高齢者等居住改修工事等」の欄のうち、「ア 当該高齢者等居住改修工事等に係る標準的な費用の額」の欄には、「租税特別措置法施行令第26条の28の5第1項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して高齢者等居住改修工事等の内容に応じて定める金額を定める告示(平成21年国土交通省告示第384号)」に基づき該当する改修工事ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。
 - 「イ 当該高齢者等居住改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、当該高齢者等居

住改修工事等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、当該補助金等が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。

「「有」の場合」の「イ 交付される補助金等の額」の欄には、高齢者等居住改修工事等を含む住宅の増改築工事の費用に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「ウ アからイを差し引いた額 (50 万円を超える場合)」の欄には、「ア 当該高齢者等居住 改修工事等に係る標準的な費用の額」から「イ 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記 載するものとする。

「エ ウと 200 万円のうちいずれか少ない金額」の欄には、「ウ アからイを差し引いた額(50万円を超える場合)」又は200 万円のうち少ない金額を記載するものとする。

「オ ウからエを差し引いた額」の欄には、「ウ アからイを差し引いた額(50万円を超える場合)」から「エ ウと 200万円のうちいずれか少ない金額」を差し引いた額を記載するものとする。なお、0円となる場合には「0円」と記載するものとする。

③ 「③ 一般断熱改修工事等」の欄のうち、「ア 当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」の欄には、「租税特別措置法施行令第26条の28の5第4項の規定に基づき、国土交通大臣又は経済産業大臣が財務大臣とそれぞれ協議して定める金額を定める告示(平成21年経済産業省・国土交通省告示第4号。備考5(3)⑥及び⑧において「省エネ改修費用告示」という。)」に基づき該当する改修工事等ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。

「イ 当該一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、当該一般断熱改修工事等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。

「「有」の場合」の「イ 交付される補助金等の額」の欄には、一般断熱改修工事等の費用の額に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「ウ アからイを差し引いた額(50万円を超える場合)」の欄には、「ア 当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」から「イ 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

「エ ウと 250 万円 (太陽光発電設備設置工事を伴う場合は 350 万円) のうちいずれか少ない金額」の欄には、「ウ アからイを差し引いた額 (50 万円を超える場合)」又は 250 万円 (太陽光発電設備設置工事を伴う場合は 350 万円) のうち少ない金額を記載するものとする。

「オ ウからエを差し引いた額」の欄には、「ウ アからイを差し引いた額 (50 万円を超える場合)」から「エ ウと 250 万円 (太陽光発電設備設置工事を伴う場合は 350 万円) のうちいずれか少ない金額」を差し引いた額を記載するものとする。なお、0円となる場合には「0円」と記載するものとする。

④ 「④ 多世帯同居改修工事等」の欄のうち、「ア 当該多世帯同居改修工事等に係る標準的な費用の額」の欄には、「租税特別措置法施行令第26条の28の5第7項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して多世帯同居改修工事等の内容に応じて定める金額を定める告示(平成28年国土交通省告示第586号)」に基づき該当する改修工事等ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。

「イ 当該多世帯同居改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、当該多世帯同居改修工事等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。

「「有」の場合」の「イ 交付される補助金等の額」の欄には、多世帯同居改修工事等の費用の額に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「ウ アからイを差し引いた額(50万円を超える場合)」の欄には、「ア 当該多世帯同居改修工事等に係る標準的な費用の額」から「イ 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載

するものとする。

「エ ウと 250 万円のうちいずれか少ない金額」の欄には、「ウ アからイを差し引いた額 (5 0 万円を超える場合)」又は 250 万円のうち少ない金額を記載するものとする。

「オ ウからエを差し引いた額」の欄には、「ウ アからイを差し引いた額(50万円を超える場合)」から「エ ウと 250万円のうちいずれか少ない金額」を差し引いた額を記載するものとする。なお、0円となる場合には「0円」と記載するものとする。

- ⑤ 「⑤ ①ウ、②ウ、③ウ及び④ウの合計額」の欄には、①「ウ アからイを差し引いた額」、 ②「ウ アからイを差し引いた額 (50 万円を超える場合)」、③「ウ アからイを差し引いた額 (50 万円を超える場合)」及び④「ウ アからイを差し引いた額 (50 万円を超える場合)」の合 計額を記載するものとする。
 - 「⑥ ①エ、②エ、③エ及び④エの合計額」の欄には、①「エ ウと 250 万円のうちいずれか少ない金額」、②「エ ウと 200 万円のうちいずれか少ない金額」、③「エ ウと 250 万円(太陽光発電設備設置工事を伴う場合は 350 万円)のうちいずれか少ない金額」及び④「エ ウと 250 万円のうちいずれか少ない金額」の合計額を記載するものとする。
 - 「⑦ ①オ、②オ、③オ及び④オの合計額」の欄には、①「オ ウからエを差し引いた額」、②「オ ウからエを差し引いた額」、③「オ ウからエを差し引いた額」及び④「オ ウからエを差し引いた額」の合計額を記載するものとする。
- ⑥ 「⑧ 耐久性向上改修工事等(対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等のいずれかと併せて行う場合)」の欄のうち、「ア 当該対象住宅耐震改修又は当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」の欄には、「耐震改修費用告示」又は「省エネ改修費用告示」に基づき該当する改修工事ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。
 - 「イ 当該対象住宅耐震改修又は当該対象一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、当該対象住宅耐震改修又は当該対象一般断熱改修工事等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を〇で囲むものとする。
 - 「「有」の場合」の「イ 交付される補助金等の額」の欄には、当該対象住宅耐震改修又は当該対象一般断熱改修工事等の費用の額に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。
 - 「ウ アからイを差し引いた額(50万円を超える場合)」の欄には、「ア 当該対象住宅耐震 改修又は当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」から「イ 交付される補助金等 の額」を差し引いた額を記載するものとする。
 - 「エ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」の欄には、「租税特別措置法施行令第26条の28の5第11項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣とそれぞれ協議して定める金額を定める告示(平成29年国土交通省告示第280号。備考5(3)⑧において「耐久性向上改修費用告示」という。)」に基づき該当する改修工事ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。
 - 「オ 当該耐久性向上改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、当該耐久性向上改修工事等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。
 - 「「有」の場合」の「オ 交付される補助金等の額」の欄には、当該耐久性向上改修工事等の 費用の額に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるも のの額を記載するものとする。
 - 「カ エからオを差し引いた額(50万円を超える場合)」の欄には、「エ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」から「オ 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。
 - 「キ ウ及びカの合計額」の欄には、「ウ アからイを差し引いた額(50万円を超える場合)」及び「カ エからオを差し引いた額(50万円を超える場合)」の合計額を記載するものとする。「ク キと 250万円(対象一般断熱改修工事等に太陽光発電設備設置工事を伴う場合は 350万

円)のうちいずれか少ない金額」の欄には、「キーウ及びカの合計額」又は法第41条の19の3第4項又は第5項の規定に基づき250万円(同条第10項第3号に掲げる工事を行う場合にあっては、太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円)のうち少ない金額を記載するものとする。

「ケ キからクを差し引いた額」の欄には、「キ ウ及びカの合計額」から「ク キと 250 万円 (対象一般断熱改修工事等に太陽光発電設備設置工事を伴う場合は 350 万円) のうちいずれか少ない金額」を差し引いた額を記載するものとする。なお、0円となる場合には「0円」と記載するものとする。

- なお、「⑧ 耐久性向上改修工事等(対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等のいずれかと併せて行う場合)」の欄における「対象住宅耐震改修」とは法第41条の19の3第4項又は第6項の対象住宅耐震改修をいい、「対象一般断熱改修工事等」とは同条第5項又は第6項の対象一般断熱改修工事等をいう。
- ⑦ 「⑨ ②ウ、④ウ及び⑧キの合計額」の欄には、②「ウ アからイを差し引いた額 (50 万円を超える場合)」、④「ウ アからイを差し引いた額 (50 万円を超える場合)」及び⑧「キ ウ及びカの合計額」の合計額を記載するものとする。
 - 「⑩ ②エ、④エ及び⑧クの合計額」の欄には、②「エ ウと 200 万円のうちいずれか少ない金額」、④「エ ウと 250 万円のうちいずれか少ない金額」及び⑧「キ ウ及びカの合計額」の合計額を記載するものとする。
 - 「⑪ ②オ、④オ及び⑨ケの合計額」の欄には、②「オ ウからエを差し引いた額」、④「オ ウからエを差し引いた額」及び⑧「ケ キからクを差し引いた額」の合計額を記載するものと する。
- ⑧ 「⑫ 耐久性向上改修工事等(対象住宅耐震改修及び対象一般断熱改修工事等の両方と併せて 行う場合)」の欄のうち、「ア 当該対象住宅耐震改修に係る標準的な費用の額」の欄には、「耐 震改修費用告示」に基づき該当する改修工事ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。
 - 「イ 当該対象住宅耐震改修に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された対象住宅耐震改修の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。
 - 「「有」の場合」の「交付される補助金等の額」の欄には、当該対象住宅耐震改修の費用に関 し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載す るものとする。
 - 「ウ アからイを差し引いた額(50万円を超える場合)」の欄には、「ア 当該対象住宅耐震 改修に係る標準的な費用の額」から「イ 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載する ものとする。
 - 「エ 当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」の欄には、「省エネ改修費用告示」に基づき該当する改修工事等ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。
 - 「オ 当該対象一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、当該対象一般断熱改修工事等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。
 - 「「有」の場合」の「オ 交付される補助金等の額」の欄には、対象一般断熱改修工事等の費用の額に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。
 - 「カ エからオを差し引いた額(50万円を超える場合)」の欄には、「エ 当該対象一般断熱 改修工事等に係る標準的な費用の額」から「オ 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。
 - 「キ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」の欄には、「耐久性向上改修費用告示」に基づき該当する改修工事ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。
 - 「ク 当該耐久性向上改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、当該耐久性向上改修工事等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、

含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。

「「有」の場合」の「ク 交付される補助金等の額」の欄には、当該耐久性向上改修工事等の 費用の額に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるも のの額を記載するものとする。

「ケ キからクを差し引いた額 (50 万円を超える場合)」の欄には、「キ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」から「ク 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

「コ ウ、カ及びケの合計額」の欄には、「ウ アからイを差し引いた額(50万円を超える場合)」、「カ エからオを差し引いた額(50万円を超える場合)」及び「ケ キからクを差し引いた額(50万円を超える場合)」の合計額を記載するものとする。

「サ コと 500 万円 (太陽光発電設備設置工事を伴う場合は 600 万円) のうちいずれか少ない金額」の欄には、「コ ウ、カ及びケの合計額」又は法第 41 条の 19 の 3 第 6 項の規定に基づき 500 万円 (太陽光発電設備設置工事を伴う場合は 600 万円) のうち少ない金額を記載するものとする。

「シ コからサを差し引いた額」の欄には、「コ ウ、カ及びケの合計額」から「サ コと 50 万円(太陽光発電設備設置工事を伴う場合は 600 万円) のうちいずれか少ない金額」を差し引いた額を記載するものとする。なお、0円となる場合には「0円」と記載するものとする。

なお、「② 耐久性向上改修工事等(対象住宅耐震改修及び対象一般断熱改修工事等の両方と併せて行う場合)」の欄における「対象住宅耐震改修」とは法第41条の19の3第4項又は第6項の対象住宅耐震改修をいい、「対象一般断熱改修工事等」とは同条第5項又は第6項の対象一般断熱改修工事等をいう。

- ⑨ 「⑬ ②ウ、④ウ及び⑫コの合計額」の欄には、②「ウ アからイを差し引いた額」、④「ウ アからイを差し引いた額(50万円を超える場合)」及び⑫「コ ウ、カ及びケの合計額」の合計額を記載するものとする。
 - 「④ ②エ、④エ及び②サの合計額」の欄には、②「エ ウと 200 万円のうちいずれか少ない金額」、④「エ ウと 250 万円のうちいずれか少ない金額」及び②「サ コと 500 万円(太陽光発電設備設置工事を伴う場合は 600 万円)のうちいずれか少ない金額」の合計額を記載するものとする。
 - 「⑮ ②オ、④オ及び⑫シの合計額」の欄には、②「オ ウからエを差し引いた額」、④「オ ウからエを差し引いた額」及び⑫「シ コからサを差し引いた額」の合計額を記載するものと する。
- ⑩ 「⑯ ⑥、⑩又は⑭のうちいずれか多い額(10%控除分)」の欄には、「⑥ ①エ、②エ、③エ及び④エの合計額」、「⑩ ②エ、④エ及び⑧クの合計額」又は「⑭ ②エ、④エ、⑫サの合計額」のうちいずれか多い額を記載するものとする。
- ① 「⑰ ⑤、⑨又は⑬のうちいずれか多い額」の欄には、「⑤ ①ウ、②ウ、③ウ及び④ウの合計額」、「⑨ ②ウ、④ウ及び⑧キの合計額」又は「⑬ ②ウ、④ウ及び⑫コの合計額」のうちいずれか多い額を記載するものとする。
- ② 「® ⑦、⑪又は⑮のうち⑰の金額に係る額」の欄には、「⑦ ①オ、②オ、③オ及び④オの合計額」、「⑪ ②オ、④オ及び⑧ケの合計額」又は「⑮ ②オ、④オ及び⑫シの合計額」のうち「⑰ ⑤、⑨又は⑬のうちいずれか多い額」の金額に係る額を記載するものとする。
- ③ 「⑨ ①、②、③、④、⑧又は⑫の改修工事と併せて行われた第1号工事~第6号工事」の欄のうち、「ア ①、②、③、④、⑧又は⑫の改修工事と併せて行われた第1号工事~第6号工事に要した費用の額」の欄には、「① 住宅耐震改修」、「② 高齢者等居住改修工事等」、「③ 一般断熱改修工事等」、「④ 多世帯同居改修工事等」、「⑧ 耐久性向上改修工事等(対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等のいずれかと併せて行う場合)」又は「⑨ 耐久性向上改修工事等(対象住宅耐震改修及び対象一般断熱改修工事等の両方と併せて行う場合)」の改修工事と併せて行われた第1号工事~第6号工事に要した費用の合計額を記載するものとする。

「イ ⑲の改修に係る補助金等の交付の有無」の欄には、「⑲ ①、②、③、④、⑧又は⑫の改修工事と併せて行われた第1号工事~第6号工事」の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否

かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。

「「有」の場合」の「イ 交付される補助金等の額」の欄には、「⑲ ①、②、③、④、⑧又は⑫の改修工事と併せて行われた第1号工事~第6号工事」の費用の額に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「ウ アからイを差し引いた額」の欄には、「ア ①、②、③、④、⑧又は⑩の改修工事と併せて行われた第1号工事~第6号工事に要した費用の額」から「イ 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

- ④ 「② ⑰の金額と⑱及び⑲ウの合計額のうちいずれか少ない額」の欄には、「⑰ ⑤、⑨又は⑬のうちいずれか多い額」の金額と「⑱ ⑦、⑪又は⑮のうち⑰の金額に係る額」及び「「⑲ ①、②、③、④、⑧又は⑫の改修工事と併せて行われた第1号工事~第6号工事」の欄のうち「ウ アからイを差し引いた額」」の合計額のうちいずれか少ない額を記載するものとする。
- ⑤ 「② 1,000万円から⑩を引いた残りの額(0円未満となる場合は0円)」の欄には、1,000万円から「⑯ ⑥、⑩又は⑭のうちいずれか多い額(10%控除分)」を差し引いた額を記載するものとする。なお、当該金額が0円未満となる場合は「0円」と記載するものとする。
- ⑩ 「② ②と②の金額のうちいずれか少ない額(5%控除分)」の欄には、「② ⑰の金額と⑱ 及び⑲ウの合計額のうちいずれか少ない額」と「② 1,000 万円から⑯を引いた残りの額(0円 未満となる場合は0円)」の金額のうちいずれか少ない額を記載するものとする。
- 6 「I. 所得税額の特別控除」中、「4. 償還期間が10年以上の住宅借入金等を利用して特定の増改 築等がされた住宅用家屋を取得した場合(買取再販住宅の取得に係る住宅借入金等特別税額控除)」 の欄には、この証明書により証明をする工事について、次により記載すること。
 - (1) 「(1) 実施した工事の種別」の欄には、以下により第1号工事から第7号工事までのいずれかの工事について記載するものとする。
 - ① 「第1号工事」の欄には、当該工事が施行令第42条の2の2第2項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替のいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。
 - ② 「第2号工事」の欄には、当該工事が施行令第42条の2の2第2項第2号に規定する修繕又は 模様替であって次に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を〇で囲むものとする。 イ 床の過半の修繕又は模様替 床 (建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部 (以下「主 要構造部」という。)である床及び最下階の床をいう。)の過半について行うもの
 - ロ 階段の過半の修繕又は模様替 主要構造部である階段の過半について行うもの
 - ハ 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 間仕切壁(主要構造部である間仕切壁及び建築物の構造 上重要でない間仕切壁をいう。)の室内に面する部分の過半について行うもの(その間仕切壁 の一部について位置の変更を伴うものに限る。)
 - ニ 壁の過半の修繕又は模様替 主要構造部である壁の室内に面する部分の過半について行うもの(当該修繕又は模様替に係る壁の過半について遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限る。)
 - ③ 「第3号工事」の欄には、当該工事が施行令第42条の2の2第2項第3号に規定する修繕又は 模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものと する。
 - ④ 「第4号工事」の欄には、当該工事が施行令第42条の2の2第2項第4号に規定する修繕又は 模様替であって当該欄に掲げる規定又は基準のいずれに適合するかに応じ該当する番号を○で囲 むものとする。
 - ⑤ 「第5号工事」の欄には、当該工事が施行令第42条の2の2第2項第5号に規定する修繕又は 模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものと する
 - ⑥ 「第6号工事」の欄のうち、「全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合」の欄には、平成26年国土交通省告示第435号第1号に掲げる工事について記載するものとし、当該工事が租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第6号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号(建築物エネルギー消費性能基準等を

定める省令における算出方法等に係る事項等(平成 28 年国土交通省告示第 265 号。以下「算出方法告示」という。)別表第 10 に掲げる地域の区分における 8 地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、番号 1) を○で囲むものとする。また、同欄中「地域区分」の欄には算出方法告示別表第 10 に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。

- ⑦ 「第6号工事」の欄のうち、「改修工事の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合」の欄には、平成26年国土交通省告示第435号第2号に掲げる工事について、次により記載するものとする。
 - イ 住宅性能評価書により証明される場合

当該工事が施行令第 42 条の2の2第2項第6号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号(算出方法告示別表第 10 に掲げる地域の区分における8地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、番号1)を〇で囲むものとする。また、同欄中「地域区分」の欄には算出方法告示別表第 10 に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号を〇で囲むものとする。「改修工事後の住宅の省工ネ性能」の欄には改修工事後の住宅の日本住宅性能表示基準(平成 13 年国土交通省告示第 1 346 号)別表 2-1 の(い)項に掲げる「5-1 断熱等性能等級」又は「5-2 一次エネルギー消費量等級」を〇で囲むものとする。

ロ 増改築による長期優良住宅建築等計画の認定により証明される場合

当該工事が施行令第 42 条の2の2第2項第6号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号(算出方法告示別表第 10 に掲げる地域の区分における8地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、番号1)を〇で囲むものとする。同欄中「地域区分」の欄には算出方法告示別表第 10 に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号を〇で囲むものとする。「改修工事後の住宅が相当する省エネ性能」の欄には改修工事後の住宅が相当する日本住宅性能表示基準別表 2-1 の(い)項に掲げる「5-1 断熱等性能等級」又は「5-2 一次エネルギー消費量等級」を〇で囲むものとする。

- ⑧ 「第7号工事」の欄には、当該工事が施行令第42条の2の2第2項第7号に規定する修繕又は 模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものと する。
- (2) 「(2) 実施した工事の内容」の欄には、当該工事が施行令第42条の2の2第2項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替又は同項第7号に規定する修繕若しくは模様替に該当することを明らかにする工事の具体的内容を記載するものとする。
- (3) 「(3) 実施した工事の費用の額」の欄には、この証明書により証明をする工事について、次により記載すること。
 - ① 「① 特定の増改築等に要した費用の総額」に関し、確認した内容について記載する表には、 次により記載すること。

「第1号工事〜第7号工事に要した費用の総額」の欄には、施行令第42条の2の2第2項第1号から第7号までに規定する工事の種別のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。

- ② 「② 特定の増改築等のうち、第1号工事~第6号工事に要した費用の額」に関し、確認した 内容について記載する表には、次により記載すること。
 - 「第1号工事~第6号工事に要した費用の額」の欄には、施行令第42条の2の2第2項第1号から第6号までに規定する工事の種別のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。
- ③ 「③ 特定の増改築等のうち、第4号工事、第5号工事、第6号工事又は第7号工事に要した 費用の額」に関し、確認した内容について記載する表には、次により記載すること。
 - イ 「ア 第4号工事に要した費用の額」の欄には、第4号工事に該当する工事の合計額を記載 するものとする。

- ロ 「イ 第5号工事に要した費用の額」の欄には、第5号工事の $1\sim8$ のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。
- ハ 「ウ 第6号工事に要した費用の額」の欄には、第6号工事の1~4のいずれかに該当する 工事の合計額を記載するものとする。
- 二 「エ 第7号工事に要した費用の額」の欄には、第7号工事の1~3のいずれかに該当する 工事の合計額を記載するものとする。
- 7 「Ⅱ. 固定資産税の減額」中、「1-1. 耐震改修をした場合」の欄にはこの証明書により証明する工事について、次により記載すること。

当該工事が、地方税法施行令(昭和 25 年政令第 245 号)附則第 12 条第 19 項に規定する基準に適当する耐震改修である場合は 1 を○で囲むものとする。

- 8 「Ⅱ. 固定資産税の減額」中、「1-2. 耐震改修をした家屋が認定長期優良住宅に該当することとなった場合」の欄にはこの証明書により証明する工事について、次により記載すること。なお、当該欄の「認定長期優良住宅」とは地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条の9の2第1項に規定する認定長期優良住宅をいう(備考9及び10において同じ。)。
 - (1) 「工事の種別及び内容」の欄には、この証明書により証明をする耐震改修について、次により記載するものとする。
 - ① 「地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替」の欄には、地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替のうち、いずれに該当するかに応じ、該当する番号を○で囲むものとする。
 - ② 「工事の内容」の欄には、当該工事が地方税法附則第15条の9の2第1項に規定する耐震改修に該当することを明らかにする工事の具体的内容を記載するものとする。
 - (2) 「耐震改修の費用の額」の欄には、地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替の1から4のいずれかに該当する改修工事の費用の額を記載するものとする。
- 9 「Ⅱ. 固定資産税の減額」中、「熱損失防止改修工事等をした場合又は熱損失防止改修工事等をした家屋が認定長期優良住宅に該当することとなった場合」の欄にはこの証明書により証明する工事について、次により記載すること。
 - (1) 「工事の種別及び内容」の欄には、この証明書により証明をする熱損失防止改修工事等について、 次により記載すること。なお、「断熱改修工事」の欄のうち、「必須となる改修工事」の欄中「窓 の断熱性を高める改修工事」とあるのは算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分における8地 域にあっては、「窓の日射遮蔽性を高める改修工事」とする。
 - ① 「上記と併せて行った改修工事」の欄には、改修工事を行った部位(窓は必須とする。)が地方税法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等のうち、断熱改修工事により新たに平成20年国土交通省告示第515号別表の基準を満たすこととなった場合において、当該工事が窓の断熱性を高める改修工事と併せて行った当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする(該当するものがない場合は記入を要しない。)。
 - ② 「断熱改修工事と併せて行った右記4から9までに掲げる設備の取替え又は取付けに係る工事」の欄のうち、「太陽熱利用冷温熱装置の型式」「潜熱回収型給湯器の型式」「ヒートポンプ式電気給湯器の型式」「燃料電池コージェネレーションシステムの型式」「エアコンディショナーの型式」「太陽光発電設備の型式」の欄には、地方税法施行令第12条第31項に規定する国土交通大臣及び経済産業大臣が総務大臣と協議して定める工事を定める告示(平成20年国土交通省告示第515号)第2号アからカまでに掲げる設備に適合する設備の種別を記載するものとする。
 - ③ 「工事の内容」の欄には、工事を行った家屋の部分、工事面積、工法、熱損失防止改修工事等の内容等について、当該工事が熱損失防止改修工事等に該当すると認めた根拠が明らかになるよう工事の内容を具体的に記載するものとする。
 - (2) 「熱損失防止改修工事等を含む工事の費用の額(全体工事費)」の欄には、改修工事費用の合計額を記載するものとする。
 - (3) 「上記のうち熱損失防止改修工事等の費用の額」の欄のうち、「ア 断熱改修工事に係る費用の額」の欄には、窓の断熱性を高める改修工事及びそれと併せて行った「上記と併せて行った改修工事」の1から3のいずれかに該当する改修工事の費用の合計額を記載するものとする。
 - 「イ 断熱改修工事に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された断熱改修工事に、断熱

改修工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずる ものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含ま れていない場合には「無」を○で囲むものとする。

- 「「有」の場合」の「ウ 交付される補助金等の額」の欄には、断熱改修工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。
- 「① アからウを差し引いた額」の欄には、「ア 断熱改修工事に係る費用の額」から「ウ 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。
- 「エ 断熱改修工事と併せて行った4から9までに掲げる設備の取替え又は取付けに係る工事の費用の額」の欄には、断熱改修工事と併せて行った4から9までに掲げる設備の取替え又は取付けに係る工事の費用の額の合計額を記載するものとする。
- 「オ エの工事に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された4から9までに掲げる設備の取替え又は取付けに、4から9までに掲げる設備の取替え又は取付けの費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を〇で囲むものとする。
- 「「有」の場合」の「カ 交付される補助金等の額」の欄には、4から9までに掲げる設備の取替え又は取付けの費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。
- 「② エからカを差し引いた金額」の欄には、「エ 断熱改修工事と併せて行った4から9までに掲げる設備の取替え又は取付けに係る工事の費用の額」から「カ 交付される補助金等の額」を 差し引いた額を記載するものとする。
- (4) 「工事費用の確認(下記③又は④のいずれかを選択して、右側の項目にレ点を入れること)」の 欄のうち、「③ ①の金額が 60 万円を超える」に該当する場合は右欄の「□ 左記に該当する」 にレ点を入れるものとする。また、「③ ①の金額が 60 万円を超える」に該当しない場合で「④ ①の金額が 50 万円を超え、かつ、①と②の合計額が 60 万円を超える」に該当する場合は「④ ①の金額が 50 万円を超え、かつ、①と②の合計額が 60 万円を超える」にレ点を入れるものとする。
- (5) 「上記工事が行われ、認定長期優良住宅に該当することとなった場合」の欄は、認定長期優良住宅について証明を行う場合に限り記載するものとする。
- 10 この証明書により証明を行う者について、次により記載するものとする。
 - (1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

「証明を行った建築士」の欄には、当該工事が法第41条の19の2第1項に規定する住宅耐震改修、 施行令第26条第33項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項 第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に 規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する 修繕若しくは模様替、施行令第26条の4第4項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条 第7項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第8項に規定する増築、改築、修繕若し くは模様替、同条第9項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第19項に規定する増築、 改築、修繕若しくは模様替、施行令第 26 条の 28 の 5 第 14 項に規定する施行令第 26 条第 33 項各号 に掲げる工事、施行令第 26 条の 28 の 5 第 15 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条 第 16 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 18 項及び第 20 項に規定する設備の取 替え若しくは取付け、同条第 22 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは同条第 23 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第42条の2の2第2項第1号に規定する増 築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同 項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号 に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替若しくは同項第7号に 規定する修繕若しくは模様替であること又は当該工事が地方税法施行令附則第 12 条第 19 項に規定 する基準に適合する耐震改修若しくは地方税法附則第 15 条の9第9項に規定する熱損失防止改修 工事等であること若しくは同法附則第 15 条の9の2第1項に規定する耐震改修若しくは同法附則 第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が行われ、当該工事が行われた家屋が認定長期 優良住宅に該当することとなったことにつき証明を行った建築士について次により記載すること。

- ① 「氏名」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を記載するものとする。
- ② 「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、証明を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が証明することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
- ③ 「登録番号」の欄には、証明を行った建築士について建築士法第5条の2の規定による届出に係る登録番号を記載するものとする。
- ④ 「登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)」の欄には、証明を行った建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
- ⑤ 「証明を行った建築士の属する建築士事務所」の「名称」、「所在地」、「一級建築士事務所、 二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別」及び「登録年月日及び登録番号」の欄には、建築 士法第23条の3第1項に規定する登録簿に記載された建築士事務所の名称及び所在地、一級建 築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに登録年月日及び登録番号を記載 すること。
- (2) 証明者が指定確認検査機関の場合
 - 「証明を行った指定確認検査機関」の欄には、当該工事が法第41条の19の2第1項に規定す る住宅耐震改修、施行令第26条第33項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大 規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは 模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、 同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、施行令第26条の4第4項に規定する増築、改築、 修繕若しくは模様替、同条第7項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第8項に規 定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第9項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様 替、同条第 19 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第 26 条の 28 の 5 第 14 項 に規定する施行令第26条第33項各号に掲げる工事、施行令第26条の28の5第15項に規定す る増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第15項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、 同条第18項及び第20項に規定する設備の取替え若しくは取付け、同条第22項に規定する増築、 改築、修繕若しくは模様替若しくは同条第23項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、 施行令第 42 条の2の2第2項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模 様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、 同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 6 号に規定する修繕若しくは模様替若しくは同項第7号に規定する修繕若しくは模様替である こと又は当該工事が地方税法施行令附則第 12 条第 19 項に規定する基準に適合する耐震改修若し くは地方税法附則第 15 条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等であること若しくは同法 附則第15条の9の2第1項に規定する耐震改修若しくは同法附則第15条の9第9項に規定する 熱損失防止改修工事等が行われ、当該工事が行われた家屋が認定長期優良住宅に該当することと なったことにつき証明を行った指定確認検査機関について次により記載すること。
 - ② 「名称」及び「住所」の欄には、建築基準法第77条の21第1項の規定により指定を受けた名 称及び住所(指定を受けた後に同条第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の 届出を行った名称及び住所)を記載するものとする。
 - ③ 「指定年月日及び指定番号」及び「指定をした者」の欄には、建築基準法第77条の18第1項 の規定により指定を受けた年月日及び指定番号並びに指定をした者を記載するものとする。
 - ④ 「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者」の欄には、当該工事が法第 41 条の 19 の 2 第 1 項に規定する住宅耐震改修、施行令第 26 条第 33 項第 1 号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第 2 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 3 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 5 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 5 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 5 号に規定する修繕若しくは模様替、応行令第 26 条の 4 第 4 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 7 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 9 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 9 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 9 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、向条第 19 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第 26 条の 28 の 5 第 14 項に規定する施行令第 26 条第 33 項各号に掲げる工事、施行令第 26 条の 28 の 5

第15項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第16項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第18項及び第20項に規定する設備の取替え若しくは取付け、同条第22項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは同条第23項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替表しくは模様替、施行令第42条の2の2第2項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替しくは同項第7号に規定する修繕若しくは模様替であること又は当該工事が地方税法施行令附則第12条第19項に規定する基準に適合する耐震改修若しくは地方税法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等であること若しくは同法附則第15条の9の2第1項に規定する耐震改修若しくは同法附則第15条の9の2第1項に規定する耐震改修若しくは同法附則第15条の9第9項に規定する計震改修若しくは同法附則第15条の9第9項に規定する計震改修若しくは同法附則第15条の9第9項に規定する計震改修若しくは同法附則第15条の9第9項に規定する計震改修若しくは同法附則第15条の9第9項に規定する計算とととなったことにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者について、次により記載すること。

- イ 「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者である場合には建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた氏名を記載するものとする。
- ロ 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
- ハ 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
- 二 「建築基準適合判定資格者の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた地方整備局等名」の 欄には、建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた登録番号及び地 方整備局等の名称を記載するものとする。
- (3) 証明者が登録住宅性能評価機関の場合
- 「証明を行った登録住宅性能評価機関」の欄には、当該工事が法第41条の19の2第1項に規 定する住宅耐震改修、施行令第 26 条第 33 項第 1 号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しく は大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若し くは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模 様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、施行令第26条の4第4項に規定する増築、 改築、修繕若しくは模様替、同条第7項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第8 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第9項に規定する増築、改築、修繕若しく は模様替、同条第 19 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第 26 条の 28 の 5 第 14 項に規定する施行令第 26 条第 33 項各号に掲げる工事、施行令第 26 条の 28 の 5 第 15 項に 規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 16 項に規定する増築、改築、修繕若しくは 模様替、同条第 18 項及び第 20 項に規定する設備の取替え若しくは取付け、同条第 22 項に規定 する増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは同条第23項に規定する増築、改築、修繕若しく は模様替、施行令第 42 条の2の2第2項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは 大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しく は模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様 替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替若しくは同項第7号に規定する修繕若しくは模様 替であること又は当該工事が地方税法施行令附則第12条第19項に規定する基準に適合する耐震 改修若しくは地方税法附則第 15 条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等であること若し くは同法附則第15条の9の2第1項に規定する耐震改修若しくは同法附則第15条の9第9項に 規定する熱損失防止改修工事等が行われ、当該工事が行われた家屋が認定長期優良住宅に該当す ることとなったことにつき証明を行った登録住宅性能評価機関について次により記載すること。 イ 「名称」及び「住所」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定

- により登録を受けた名称及び住所(登録を受けた後に同法第10条第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所)を記載するものとする。
- ロ 「登録年月日及び登録番号」及び「登録をした者」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定により登録を受けた年月日及び登録番号並びに登録をした者を記載するものとする。
- ② 「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄には、当該工事が法第41 条の 19 の 2 第 1 項に規定する住宅耐震改修、施行令第 26 条第 33 項第 1 号に規定する増築、改 築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に 規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、施行令第26条の4 第4項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第7項に規定する増築、改築、修繕若 しくは模様替、同条第8項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第9項に規定する 増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 19 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、 施行令第26条の28の5第14項に規定する施行令第26条第33項各号に掲げる工事、施行令第2 6条の28の5第15項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第16項に規定する増築、 改築、修繕若しくは模様替、同条第 18 項及び第 20 項に規定する設備の取替え若しくは取付け、 同条第22項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは同条第23項に規定する増築、 改築、修繕若しくは模様替、施行令第 42 条の2の2第2項第1号に規定する増築、改築、大規 模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規 定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する 修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替若しくは同項第7号に規定する 修繕若しくは模様替であること又は当該工事が地方税法施行令附則第 12 条第 19 項に規定する基 準に適合する耐震改修若しくは地方税法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事 等であること若しくは同法附則第 15 条の9の2第1項に規定する耐震改修若しくは同法附則第 15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が行われ、当該工事が行われた家屋が認定長期 優良住宅に該当することとなったことにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者 検定合格者について、次により記載すること。
 - イ 「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者検定合格者である場合には、建築基準法施行令第6条により通知を受けた氏名を記載するものとする。
 - ロ 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
 - ハ 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
 - 二 「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号(建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)附則第2条第2項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号)を記載するものとする。
- (4) 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合
- ① 「証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人」の欄には、当該工事が法第41条の19の2第1項に規定する住宅耐震改修、施行令第26条第33項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、施行令第26条の4第4項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第7項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条

第8項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第9項に規定する増築、改築、修繕若 しくは模様替、同条第19項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第26条の28 の5第14項に規定する施行令第26条第33項各号に掲げる工事、施行令第26条の28の5第15 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 16 項に規定する増築、改築、修繕若し くは模様替、同条第 18 項及び第 20 項に規定する設備の取替え若しくは取付け、同条第 22 項に 規定する増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは同条第 23 項に規定する増築、改築、修繕若 しくは模様替、施行令第42条の2の2第2項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若し くは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若 しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは 模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替若しくは同項第7号に規定する修繕若しくは 模様替であること又は当該工事が地方税法施行令附則第 12 条第 19 項に規定する基準に適合する 耐震改修若しくは地方税法附則第 15 条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等であること 若しくは同法附則第15条の9の2第1項に規定する耐震改修若しくは同法附則第15条の9第9 項に規定する熱損失防止改修工事等が行われ、当該工事が行われた家屋が認定長期優良住宅に該 当することとなったことにつき証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人について次により記載 すること。

- イ 「名称」及び「住所」の欄には、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第 17 条第 1 項の規定により指定を受けた名称及び住所(指定を受けた後に同法第 18 条第 2 項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所)を記載するものとする。
- ロ 「指定年月日」の欄には、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第1項 の規定により指定を受けた年月日を記載するものとする。
- ② 「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄には、当該工事が法第41 条の19の2第1項に規定する住宅耐震改修、施行令第26条第33項第1号に規定する増築、改 築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に 規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、施行令第 26 条の4 第4項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第7項に規定する増築、改築、修繕若 しくは模様替、同条第8項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第9項に規定する 増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 19 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、 施行令第26条の28の5第14項に規定する施行令第26条第33項各号に掲げる工事、施行令第2 6条の28の5第15項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第16項に規定する増築、 改築、修繕若しくは模様替、同条第 18 項及び第 20 項に規定する設備の取替え若しくは取付け、 同条第22項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは同条第23項に規定する増築、 改築、修繕若しくは模様替、施行令第 42 条の2の2第2項第1号に規定する増築、改築、大規 模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規 定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する 修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替若しくは同項第7号に規定する 修繕若しくは模様替であること又は当該工事が地方税法施行令附則第12条第19項に規定する基 準に適合する耐震改修若しくは地方税法附則第 15 条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事 等であること若しくは同法附則第 15 条の9の2第1項に規定する耐震改修若しくは同法附則第 15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が行われ、当該工事が行われた家屋が認定長期 優良住宅に該当することとなったことにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者 検定合格者について、次により記載すること。
 - イ 「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者検定合格者である場合には、建築基準法施行令第6条により通知を受けた氏名を記載するものとする。
 - ロ 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、

それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。

- ハ 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
- 二 「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号(建築基準法の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号)を記載するものとする。

令和5年1月1日以降に居住した場合

昭和63年 建設省告示第1274号 <mark>パリアフリー 省工ネ 同居対応 長期優良 ਇローン滅</mark> 所得税 リフォーム促進税制・住宅ローン滅税 (最終改正…令和4年 国土交通省告示第725号)

○昭和六十三年建設省告示第千二百七十四号(租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第十九項の規定に基づく国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類)

(昭和六十三年五月二十四日)

(建設省告示第千二百七十四号)

第 九七五号 改正 平成 三年 三月三〇日建設省告示 同 五年 六月二一日同 第一四一三号 五年一〇月 六日同 同 第一九三二号 第一二三一号 同 一二年 四月二五日同 同 一二年一二月二七日同 第二四八七号 同 一四年 三月三一日国土交通省告示第 二七二号 同 一九年 三月三〇日同 第 四〇八号 同 二〇年 四月三〇日同 第 五一四号 二一年 三月三一日同 第 三八七号 同 二二年 三月三一日同 第 二七二号 同 二三年 六月三〇日同 第 六九八号 二四年一二月 三日同 第一三八四号 二五年 三月三〇日同 第 三二七号 同 二五年 五月三一日同 第 五四〇号 同 二六年 二月二五日同 第 一五五号 二八年 三月三一日同 第 五八四号 同 二九年 三月三一日同 第 二七八号 同 三〇年 三月三一日同 第 五五〇号 同 三一年 三月二九日同 第 四七一号 令和 元年 六月二八日同 第 四年 三月三一日同 同 第 四一七号 四年 六月二八日同 第 七二五号 同

租税特別措置法施行規則(昭和三十二年大蔵省令第十五号)第十八条の二十一第十二項の規定に基づき、国土交通大臣が財務 大臣と協議して定める書類を次のように定めたので告示する。

(平三建告九七五・平一二建告二四八七・一部改正)

租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第十九項各号、第十八条の二十三の二の二第一項及び第十九条の十一の三第一項から第七項までに規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類は、別表第一の第一欄に掲げる規定の適用を受けようとする個人から同表の第二欄に掲げる証明の申請を受けた次に掲げる者の書類であって、当該申請に係る工事が同表の第三欄に掲げる工事に該当する旨を別表第二の書式により証するものとする。

- 一 建築士 (建築士法 (昭和二十五年法律第二百二号) 第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する 建築士に限る。)
- 二 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関
- 三 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関
- 四 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第六十六号)第十七条第一項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人

(平二九国交告二七八・全改・一部改正、令四国交告四一七・一部改正)

改正文 (平成三年三月三〇日建設省告示第九七五号) 抄

平成三年四月一日から適用する。

改正文 (平成五年六月二一日建設省告示第一四一三号) 抄

平成五年四月一日から適用する。

附 則 (平成五年一〇月六日建設省告示第一九三二号)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の告示の規定は、居住者が平成五年十月一日以後に租税特別措置法第四十一条第一項に規定する増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。以下同じ。)を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合について適用し、居住者が同日前に同項に規定する増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

附 則 (平成一二年一二月二七日建設省告示第二四八七号)

この告示は、平成十三年一月六日から施行する。

軽減措置の報道を

附 則 (平成一四年三月三一日国土交通省告示第二七二号)

この告示は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三〇日国土交通省告示第四〇八号)

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年四月三〇日国土交通省告示第五一四号)

この告示は、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成二十年財務省令第三十号)の施行の日から施行する。 (施行の日=平成二〇年四月三〇日)

附 則 (平成二一年三月三一日国土交通省告示第三八七号)

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月三一日国土交通省告示第二七二号)

この告示は、平成二十三年一月一日から施行する。

附 則 (平成二三年六月三〇日国土交通省告示第六九八号)

この告示は、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成二十三年政令第百九十九号)の施行の日から施行する。 (施行の日=平成二三年六月三○日)

附 則 (平成二四年一二月三日国土交通省告示第一三八四号)

この告示は、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令の施行の日(平成二十四年十二月四日)から施行する。

附 則 (平成二五年三月三〇日国土交通省告示第三二七号)

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年五月三一日国土交通省告示第五四〇号)

- 1 この告示中、第一条の規定は、平成二十五年六月一日から、第二条の規定は、平成二十五年十月一日から、第三条の規定は、平成二十六年一月一日から、第四条及び次項の規定は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 居住者が、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号)第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条第一項、第四十一条の三の二第一項若しくは第四項又は第四十一条の十九の三第一項若しくは第二項に規定する改修工事をしたこれらの規定に規定する居住用の家屋(当該改修工事に係る部分に限る。)を平成二十六年四月一日以前にこれらの規定の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、第四条の規定による改正前のこの告示の規定は、なお従前の例による。

附 則 (平成二六年二月二五日国土交通省告示第一五五号)

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年三月三一日国土交通省告示第五八四号)

- 1 この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の昭和六十三年建設省告示第千二百七十四号の規定は、居住者が租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成二十八年政令第百五十九号)による改正前の租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二十六条第二十五項第六号若しくは第二十六条の四第十八項に規定する改修工事をした所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)による改正前の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)(次項において「旧租税特別措置法」という。)第四十一条第一項若しくは第四十一条の三の二第一項若しくは第五項に規定する居住用の家屋(当該改修工事に係る部分に限る。以下同じ。)を平成二十八年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間にこれらの規定に定めるところによりその者の居住の用に供する場合(次項において「省エネ改修工事をする場合」という。)又は個人が所得税法等の一部を改正する法律による改正後の租税特別措置法第四十一条第一項、第四十一条の三の二第一項、第五項若しくは第八項若しくは第四十一条の十九の三第一項、第三項若しくは第五項に規定する改修工事をしたこれらの規定に規定する居住用の家屋を平成二十八年四月一日以後にこれらの規定に定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用する。
- 3 居住者が、旧租税特別措置法第四十一条第一項、第四十一条の三の二第一項若しくは第五項又は第四十一条の十九の三第一項若しくは第三項に規定する改修工事をしたこれらの規定に規定する居住用の家屋を平成二十八年四月一日前にこれらの規定に定めるところによりその者の居住の用に供する場合(省エネ改修工事をする場合を除く。)については、なお従前の例による。附則(平成二九年三月三一日国土交通省告示第二七八号)
- 1 この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 個人が所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)第十二条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十一条第一項に規定する増改築等をした家屋(当該増改築等をした部分に限る。)、同法第四十一条の三の二第一項、第五項若しくは第八項に規定する住宅の増改築等をした家屋(当該住宅の増改築等をした部分に限る。)又は同法第四十一条の十九の三第一項に規定する高齢者等居住改修工事等、同条第三項に規定する一般断熱改修工事等若しくは同条第五項に規定する多世帯同居改修工事等をした家屋(当該高齢者等居住改修工事等、当該一般断熱改修工事等又は当該多世帯同居改修工事等をした部分に限る。)を平成二十九年四月一日前に、これらの規定に定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

附 則 (平成三〇年三月三一日国土交通省告示第五五〇号)

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (平成三一年三月二九日国土交通省告示第四七一号)

- 1 この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第十五項、第十八条の二十三の二第一項及び第十九条の十一の三第一項から第六項までに規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類については、この告示による改正後の別表第二の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則 (令和元年六月二八日国土交通省告示第二二三号)

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和四年三月三一日国土交通省告示第四一七号)

- 1 この告示は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第十九項、第十八条の二十三の二の二第一項及び第十九条の十一の三第二項から 第七項までに規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類については、この告示による改正後の別表第二の規定に かかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則 (令和四年六月二八日国土交通省告示第七二五号)

- 1 この告示は、令和五年一月一日から施行する。
- 2 租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第十九項、第十八条の二十三の二の二第一項及び第十九条の十一の三第一項から 第七項までに規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類については、この告示による改正後の別表第二の規定に かかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

別表第一

	第一欄	第二欄	第三欄
	租税特別措置法(昭和三十二	租税特別措置法施行規則(以	租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号。以
	年法律第二十六号。以下この	下この表において「規則」と	下この表において「令」という。)第二十六条第三十三項
	表において「法」という。)第	いう。)第十八条の二十一第	第一号に規定する増築、改築、大規模の修繕又は大規模の
	四十一条第一項	十九項の証明の申請	模様替
_			令第二十六条第三十三項第二号に規定する修繕又は模様替
			令第二十六条第三十三項第三号に規定する修繕又は模様替
			令第二十六条第三十三項第四号に規定する修繕又は模様替
			令第二十六条第三十三項第五号に規定する修繕又は模様替
			令第二十六条第三十三項第六号に規定する修繕又は模様替
	法第四十一条の三の二第一項、	規則第十八条の二十三の二の	令第二十六条の四第四項に規定する増築、改築、修繕又は
	第五項又は第八項	二第一項の証明の申請	模様替
			令第二十六条の四第七項に規定する増築、改築、修繕又は
			模様替
_			令第二十六条の四第八項に規定する増築、改築、修繕又は
-			模様替
			令第二十六条の四第九項に規定する増築、改築、修繕又は
			模様替
			令第二十六条の四第十九項に規定する増築、改築、修繕又
			は模様替

軽減措置不動産取得税の

	法第四十一条の十九の三第一	規則第十九条の十一の三第一	令第二十六条第三十三項各号に掲げる工事(法第四十一条
	項から第七項まで	項から第七項までの証明の申	の十九の二第一項に規定する住宅耐震改修又は法第四十一
		請	条の十九の三第一項に規定する対象高齢者等居住改修工事
			等、同条第二項に規定する対象一般断熱改修工事等、同条
			第三項に規定する対象多世帯同居改修工事等若しくは同条
			第四項に規定する対象住宅耐震改修若しくは対象耐久性向
			上改修工事等に該当するものを除く。)
			令第二十六条の二十八の五第十五項に規定する増築、改築、
三			修繕又は模様替
			令第二十六条の二十八の五第十六項に規定する増築、改築、
			修繕又は模様替
			令第二十六条の二十八の五第十八項又は第二十項に規定す
			る設備の取替え又は取付け
			令第二十六条の二十八の五第二十二項に規定する増築、改
			築、修繕又は模様替
			令第二十六条の二十八の五第二十三項に規定する増
			築、改築、修繕又は模様替

別表第二

增改築等工事証明書

=+n□ +h =± +v.	住 所	
証明申請者	氏 名	
家屋番号及び所在地		
工事完了年月日		

I. 所得税額の特別控除

1. 償還期間が10年以上の住宅借入金等を利用して増改築等をした場合(住宅借入金等特別税額控除)

(1) 実施した工事の種別

(1) 美施した_	L → マン/主ル・1						
第1号工事	1 増築 2	改築 3 大規	見模の修繕 4 大規模の模様替				
第2号工事	1棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるもののうちその者が区分所有する部分について行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 床の過半の修繕又は模様替 2 階段の過半の修繕又は模様替 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 4 壁の過半の修繕又は模様替						
第3号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 1 居室 2 調理室 3 浴室 4 便所 5 洗面所 6 納戸 7 玄関 8 廊下						
第4号工事 (耐震改修工事)	1 建築基準	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準					
第5号工事 (バリアフ リー改修工 事)	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための 次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 便所の改良 5 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替						
第6号工事 (省エネ改 修工事)	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替 1 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事 2 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事 3 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事 と記1から3のいずれかと併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 4 天井等の断熱性を高める工事 5 壁の断熱性を高める工事 6 床等の断熱性を高める工事 1 1地域 2 2地域 3 3地域 4 4地域						
		改修工事前 の住宅が相 当する断熱 等性能等級	1	<u> </u>			

		次に該当する修繕又は模様替 1 窓
	認定低炭素建築物	上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等 3 壁 4 床等
	新築等計画に基づ	低炭素建築物新築等計画の認定 主体
	く工事の 場合	(低炭素建築物新築等計画の認定 番号 第 号
		低炭素建築物新築等計画の認定 年月日 年月日 日
		エネルギーの使用の合理化に著しく資する次に該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次に該当する修繕若しくは模様替 1 窓の断熱性を高める工事
改修工事後	D III Me	上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事
の住宅の一定の省エネ性能が証明	住宅性能に評しまれる。	1 1 地域 2 2 地域 3 3 地域 地域区分 4 4 地域 5 5 地域 6 6 地域 7 7 地域 8 8 地域
される場合		改修工事前の住宅 が相当する断熱等 1 等級1 2 等級2 3 等級3 性能等級
		改修工事後の住宅 の断熱等性能等級 2 2 断熱等性能等級 3 3 断熱等性能等級 4 以上
		住宅性能評価書を 名 称 交付した登録住宅
		性能評価機関 登録番号 第 号
		住宅性能評価書の交付番号第号
		住宅性能評価書の交付年月日 年 月 日
		エネルギーの使用の合理化に著しく資する次に該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次に該当する修繕若しくは模様替 1 窓の断熱性を高める工事
	増よ優建画に期宅計定証	上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事
	明される 場合	1 1 地域 2 2 地域 3 3 地域 地域区分 4 4 地域 5 5 地域 6 6 地域 7 7 地域 8 8 地域
		改修工事前の住宅 が相当する断熱等 性能等級1 等級1 2 等級2 3 等級3

	改修工事後の住宅 の断熱等性能等級	1 断熱等性 2 断熱等性			<u>.</u>	
	長期優良住宅建築等 主体	計画の認定				
	長期優良住宅建築等 番号	計画の認定	第		号	
	長期優良住宅建築等 年月日	計画の認定		年	月	日

)実施した工事	手の内容			

(3) 実施した工事の費用の額等

① 第1号工事~第6号工事に要した費用の額		円			
② 第1号工事~第6号工事に係る補助金等の交付の有無 有 無					
「有」の場合 交付される補助金等の額		円			
③ ①から②を差し引いた額(100万円を超える場合) 円					

- 2. 償還期間が5年以上の住宅借入金等を利用して高齢者等居住改修工事等(バリアフリー改修工事)、特定 断熱改修工事等若しくは断熱改修工事等(省エネ改修工事)、特定多世帯同居改修工事等又は特定耐久性 向上改修工事等を含む増改築等をした場合(特定増改築等住宅借入金等特別税額控除(工事完了後、令 和3年12月31日までに入居したものに限る。))

(1) 実施した	工事の種別					
高齢者等居 住改修工事 等(バリア フリー改修 工事:2% 控除分)	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための 次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 便所の改良 5 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替					
特修(修2分) 数等改:除	全のの工した場合	築、改築 1 2 全 3 2 全 上記1が 集、修編 4 天	事前 方相 1 等級1 2 等級2 3 等級3			
	改修工事後 の住宅の省エ 定の省エ 性能が証明 される場合	住書に当まれる合	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次に該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 窓の断熱性を高める工事 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事 4 体域区分 1 1地域 2 2地域 3 3地域 4 4地域 5 5地域 6 6地域 7 7地域 8 8地域			

			改修工事前の住宅			1
			び修工事前の任宅 が相当する断熱等 性能等級	1 等級1	2 等級 2	3 等級3
			改修工事後の住宅 の省エネ性能	 1 断熱等性 2 一次エネ び断熱等性 	ルギー消費量	等級4以上及
			住宅性能評価書を	名 称		
			交付した登録住宅 性能評価機関	登録番号	第	号
			住宅性能評価書の交	付番号	第	号
			住宅性能評価書の交	付年月日	年	月 日
			エネルギーの使用の 築、改築、修繕又は 1 窓の断熱性を高	模様替	く資する次	に該当する増
			上記1と併せて行う 繕又は模様替 2 天井等の断熱性			築、改築、修
			3 壁の断熱性を高		r	
		増改築に	4 床等の断熱性を	と高める工事		
	,	よる長期 優良住宅 建築等計	地域区分	1 1地域 4 4地域 7 7地域	22 地域55 地域88 地域	3 3地域6 6地域
		画の認定 によれる 場合	改修工事前の住宅 が相当する断熱等 性能等級	1 等級1	2 等級2	3 等級3
		<i>70</i> 0 ロ	改修工事後の住宅 が相当する省エネ 性能		ルギー消費量	等級4以上及
			長期優良住宅建築等 主体	計画の認定		
			長期優良住宅建築等 番号	等計画の認定 かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	第	号
			長期優良住宅建築等 年月日	等計画の認定	年	月 日
	繕又は模様を 1 全ての 2 全ての			樂、改築、修		
断熱改修工 事等(省工 ネ改修工 事:1%控	模様替 4 天井等			ずれかに該当 断熱性を高め		2築、修繕又は
除分)	地域区分	1 1地 5 5地		3 3 地域 7 7 地域	4 4地域 8 8地域	
	改修工事前 の住宅が相 当する断熱 等性能等級	1 笑級	1 2 等級2			

		汝	 に該当する修繕又 1 窓	は模様を	<u></u>				
	認定低炭素	泛连 条	上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替						
	物新築等語 基づく工事 合	すの担							
	П	但		計画の認	忍定番号		第	号	
		但	炭素建築物新築等	計画の認	忍定年月日	1		年月	月月
特定多世帯同居改修工	する増 1 調	築、改築、	居をするのに必要な 修繕又は模様替 設する工事 2 する工事						
事等(2% 控除分)			調理室の数	浴室	の数	便原	听の数	玄	関の数
1712/77		工事前							
	改修	工事後							
	を容易に 1 小 3 外 5 土 7 床 9 雨	こするため 屋裏の換壁の通気が 音の防腐 下の防湿 どいの取	構造等工事 ・防蟻工事 工事	該当する 2 小屋 4 浴室 6 外壁の 8 床階の 10 地盤の	る増築、改 夏点検ロの ては脱衣室 の軸組等の 取検ロの 取り の 防蟻工事	女築、修 ②取付エ ②の防水 ③防腐・ 致付工事	禁 注事工事防蟻工事	模替	雅 分 休 主
	第1号工事 1 増築 2 改築 3 大規模の修繕 4 大規模の模様替							美替	
特定耐久性 向上改修工 事等(2% 控除分)	第2号	0	棟の家屋でその様の用途に供することのいて行う修繕又は 1 床の過半の修 2 階段の過半の修 3 間仕切壁の過半	ができる 模様替 善又は模 修繕又は 半の修繕	るものの 様替 模様替 又は模様	うちその		-	
	第3号	-	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 1 居室 2 調理室 3 浴室 4 便所 5 洗面所 6 納戸 7 玄関 8 廊下						
	長期優」	良住宅建築	受等計画の認定主体	Z					
	長期優」	良住宅建築	等計画の認定番号	1.7	第	長	<u>1</u>		
	長期優」	良住宅建築	英等計画の認定年月	目		年	月 F	1	

	第1号工事	1 増築 2 改築 3 大規模の修繕 4 大規模の模様替
上記と併せ て行う第1 号工事~第 4 号 工 事	第2号工事	1棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の 用途に供することができるもののうちその者が区分所有する部分につい て行う修繕又は模様替 1 床の過半の修繕又は模様替 2 階段の過半の修繕又は模様替 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 4 壁の過半の修繕又は模様替
(1%控除)分)	第3号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 1 居室 2 調理室 3 浴室 4 便所 5 洗面所 6 納戸 7 玄関 8 廊下
	第4号工事	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準

(2) 実施した工事の内容			
(-,) (,)			

(3) 実施した工事の費用の額等

り、大心しに工事の負用	- > PK (1								
世帯同居改修工事等	高齢者等居住改修工事等、特定断熱改修工事等又は断熱改修工事等、特定多世帯同居改修工事等、特定耐久性向上改修工事等及び第1号工事~第4号工事に要した費用の額								
② 高齢者等居住改修工	② 高齢者等居住改修工事等の費用の額等(2%控除分)								
ア 高齢者等居住改修	工事等に要した費用の額		円						
イ 高齢者等居住改修	イ 高齢者等居住改修工事等に係る補助金等の交付の有無 有 無								
「有」の場合	「有」の場合 交付される補助金等の額 円								
ウ アからイを差し引	いた額(50万円を超える場合)		円						
③ 特定断熱改修工事等	の費用の額等(2%控除分)								
ア特定断熱改修工事	等に要した費用の額		円						
イ 特定断熱改修工事	等に係る補助金等の交付の有無	有	無						
「有」の場合	「有」の場合 交付される補助金等の額 円								
ウ アからイを差し引	いた額(50万円を超える場合)		円						
④ 特定多世帯同居改修工事等の費用の額等(2%控除分)									
ア 特定多世帯同居改	ア 特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額 円								
イ 特定多世帯同居改修工事等に係る補助金等の交付の有無 有									
「有」の場合	交付される補助金等の額		円						
ウ アからイを差し引	いた額(50万円を超える場合)		円						
⑤ 特定耐久性向上改修	工事等の費用の額等(2%控除分)								
ア特定耐久性向上改	修工事等に要した費用の額		円						
イ 特定耐久性向上改	修工事等に係る補助金等の交付の有無	有	無						
「有」の場合	交付される補助金等の額		円						
ウ アからイを差し引	いた額(50万円を超える場合)		円						
⑥ ②ウ、③ウ、④ウ及	び⑤ウの合計額		円						
⑦ 断熱改修工事等の費	用の額等(1%控除分)								
ア断熱改修工事等に	ア 断熱改修工事等に要した費用の額 円								
イ断熱改修工事等に	係る補助金等の交付の有無	有	無						
「有」の場合	交付される補助金等の額		円						
ウ アからイを差し引	いた額(50万円を超える場合)		円						

3. 住宅耐震改修、高齢者等居住改修工事等(バリアフリー改修工事)、一般断熱改修工事等(省エネ改修工事)、多世帯同居改修工事等又は耐久性向上改修工事等を含む増改築等をした場合(住宅耐震改修特別税額控除又は住宅特定改修特別税額控除)

(1) 実施した工事の種別

(1) 美施した。	, ,_,,	+甘淮)ァ 本八ン	スたみの増築 み築 佐送フは掛送井					
①住宅耐震		大の規定又は基準に適合させるための増築、改築、修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定						
改修		2 地震に対する安全性に係る基準						
②高齢者等 居住改修工 事等(バリ アフリー改 修工事)	のいずれかい 1 通路又 4 便所の	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 便所の改良 5 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替						
		1 窓 上記1と 2 天井	の使用の合理化に資する増築、改築、修繕又 断熱性を高める工事 せて行う次のいずれかに該当する増築、改築 等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高	、修繕又は模様替				
		4 床等	D断熱性を高める工事					
	窓の断熱改	地域区分	1 1地域 2 2地域 3 3地域 5 5地域 6 6地域 7 7地域	4 4地域 8 8地域				
	修工事を実 施した場合	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	こ該当する修繕又は模様替 1 窓					
			己1と併せて行う次のいずれかに該当する修経2 天井等 3 壁 4 床等	善又は模様替				
		画に基づして	炭素建築物新築等計画の認定 は					
		場合	炭素建築物新築等計画の認定 音					
③一般断熱 改修工事等		但	炭素建築物新築等計画の認定 目日 年	月 日				
(省エネ改 修工事)	太陽熱利用光	合温熱装置の型						
少二子/	潜熱回収型約	合湯器の型式						
	ヒートポンプ 型式	プ式電気給湯器の						
	燃料電池コー ンシステムの	ージェネレーシ D型式						
	エアコンディ	イショナーの型						
	太陽光発電話	受備の型式						
	安全対策	工事	有 無					
	陸屋根防	水基礎工事	有 無					
	積雪対策	工事	有 無					
	塩害対策	工事	有 無					
	幹線増強	工事	有 無					
	<u> </u>							

	多世帯同		他の世帯との同居 る増築、改築、修 1 調理室を増 4 玄関を増設	締又は模様替設する工事2		数を増加る		次のいずれかに該当す 所を増設する工事
等	ベルエチ			調理室の数	浴室	の数	便所の数	玄関の数
		-	改修工事前 改修工事後			+		
				fr > 3 L.I. &c	±h =/. //~	去 炔 1 /// x	1.マケンはかよっ	
対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等と併せて行う構造の腐食、を防止し、又は維持保全を容易にするための次のいずれかに該当する増築又は模様替 1 小屋裏の換気工事 2 小屋裏点検口の取付工事 3 外壁の通気構造等工事 4 浴室又は脱衣室の防水工事 5 土台の防腐・防蟻工事 6 外壁の軸組等の防腐・防蟻工事 7 床下の防湿工事 8 床下点検口の取付工事 9 雨どいの取付工事 10 地盤の防蟻工事 11 給水管、給湯管又は排水管の維持管理又は更新の容易化工事							る増築、改築、修繕	
			長期優良住宅建築	等計画の認定主	体			
			長期優良住宅建築	延等計画の認定番	号	第	号	
			長期優良住宅建築	美等計画の認定年	月日		年 月	日
	第1号]	二事	1 増築 2	改築 3 大規	見模の修繕	\$ 4 J	て規模の模様を	*
	第2号]	二事	ことができるもする修繕又は極	ののうちその者	が区分所 春 2	有する部分階段の過半		*****
上記と併せて	第3号〕	上事	次のいずれか- 1 居室 7 玄関	一室の床又は壁の 2 調理室 3 8 廊下	全部の修 浴室	善又は模様 4 便所	集替 5 洗面所	6 納戸
て行う第1号工事~第1	第(工)(工)(エ)(次の規定又は基 1 建築基準 2 地震に対	基準に適合させる 法施行令第3章及 する安全性に係る	及び第5章			
6号工事			高齢者等が自立 の次のいずれた 1 通路又は 4 便所の改	いに該当する修繕 出入口の拡幅	又は模様 2 階段	替 の勾配の紛 りの取付	爱和 3 浴	基準に適合させるため 室の改良 の段差の解消

		繕若しくは のいずれか 1 全て 2 全て 3 全て	の使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する修 模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次 に該当する修繕若しくは模様替 の居室の全ての窓の断熱性を高める工事 の居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 の居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事
		又は模様 4 天井	ら3のいずれかと併せて行う次のいずれかに該当する修繕 替 等の断熱性を高める工事 5 壁の断熱性を高める工事 の断熱性を高める工事
	全ての居室の全ての窓の断		1 1地域 2 2地域 3 3地域 4 4地域 5 5地域 6 6地域 7 7地域 8 8地域
	熱改修工事を実施した場合	改修工事 の住宅が 当する断 等性能等約	相 1 等級1 2 等級2 3 等級3
第6号工事 (省エネ改 修工事) ※③の工事	当エネ改 工事)	認定低炭素 建築物新築 等計画に基	次に該当する修繕又は模様替 1 窓 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模 様替 2 天井等 3 壁 4 床等 低炭素建築物新築等計画の認
************************************		づく工事の場合	定主体 低炭素建築物新築等計画の認 定番号 第 号
			低炭素建築物新築等計画の認 定年月日 年 月 日
		住宅性能評価書により	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次に該当する修繕若しくは模様替 1 窓の断熱性を高める工事
	改後の一工がれ合		上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事
		<i>77</i> L	地域区分 1 1地域 2 2地域 3 3地域 4 4地域 5 5地域 6 6地域 7 7地域 8 8地域
			改修工事前の住 宅が相当する断 熱等性能等級 2 等級2 3 等級3

	1				
		改修工事後の住 宅の断熱等性能 等級	1 断熱等性 2 断熱等性 3 断熱等性		:
		住宅性能評価書 を交付した登録 住宅性能評価機	名 称		
		関	登録番号	第	号
		住宅性能評価書の	交付番号	第	号
		住宅性能評価書の	交付年月日	年	月 日
		エネルギーの使用 に該当する修繕若 合理化に相当程度 替 1 窓の断熱性を	しくは模様を資する次に認	替又はエネルキ	デーの使用の
		上記1と併せて行 様替 2 天井等の断熱 3 壁の断熱性を 4 床等の断熱性		工事	が修繕又は模
	増改長年計にされる場合	地域区分	1 1地域 3 3地域 5 5地域 7 7地域		
		改修工事前の住 宅が相当する断 熱等性能等級	1 等級1	2 等級2	3 等級3
		改修工事後の住 宅の断熱等性能 等級		性能等級3 性能等級4以_	Ł
		長期優良住宅建築 定主体	等計画の認		
		長期優良住宅建築 定番号	等計画の認	第	号
		長期優良住宅建築 定年月日	等計画の認	年	月 日

(2))	定施した工事の内容		
(3)		を施した工事の費用の額等 ************************************		
1		主宅耐震改修		
	ア	当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額		円 ————————————————————————————————————
	イ	当該住宅耐震改修に係る補助金等の交付の有無 「有」の場合 交付される補助金等の額	有	無 ———— 円
	凸	アからイを差し引いた額		 円
	ウェ			
	エ	ウと 250 万円のうちいずれか少ない金額 		<u> </u>
<u> </u>	オ			円
2		高齢者等居住改修工事等		
	ア	当該高齢者等居住改修工事等に係る標準的な費用の額		<u>円</u>
	イ	当該高齢者等居住改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有	無
1	1	「有」の場合 交付される補助金等の額		円

円

円

円

ウ アからイを差し引いた額(50万円を超える場合)

エ ウと 200 万円のうちいずれか少ない金額

オ ウからエを差し引いた額

3	③ 一般断熱改修工事等		
	ア 当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額		円
	イ 当該一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有	無
	「有」の場合 交付される補助金等の額		円
	ウ アからイを差し引いた額 (50 万円を超える場合)		円
	エ ウと 250 万円 (太陽光発電設備設置工事を伴う場合は 350 万円) ずれか少ない金額)のうちい	円
	オ ウからエを差し引いた額		円
4	④ 多世帯同居改修工事等		
	ア 当該多世帯同居改修工事等に係る標準的な費用の額		円
	イ 当該多世帯同居改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有	無
	「有」の場合 交付される補助金等の額		円
	ウ アからイを差し引いた額 (50 万円を超える場合)		円
	エ ウと 250 万円のうちいずれか少ない金額		円
	オ ウからエを差し引いた額		円
(5)	⑤ ①ウ、②ウ、③ウ及び④ウの合計額		円
6	⑥ ①エ、②エ、③工及び④エの合計額		円
7	7 ①オ、②オ、③オ及び④オの合計額		円
8	⑧ 耐久性向上改修工事等(対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修 合)	工事等のいずれかと	併せて行う場
	ア 当該対象住宅耐震改修又は当該対象一般断熱改修工事等に係る 費用の額	標準的な	円
	イ 当該対象住宅耐震改修又は当該対象一般断熱改修工事等に係るの交付の有無	補助金等有	無
	「有」の場合 交付される補助金等の額		円
	ウ アからイを差し引いた額(50万円を超える場合)		円
	エ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額		円
	オ 当該耐久性向上改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有	無
	「有」の場合 交付される補助金等の額		円
	カ エからオを差し引いた額 (50 万円を超える場合)		円
	キ ウ及びカの合計額		円
	ク キと 250 万円 (対象一般断熱改修工事等に太陽光発電設備設置 場合は 350 万円) のうちいずれか少ない金額	工事を伴う	円
	ケ キからクを差し引いた額		円

9	(2	②ウ、④ウ及び⑧キの	D合計額		円			
10	(2	D工、④工及び®クの)合計額		円			
(1)	(2	対、④オ及び⑧ケの)合計額		円			
12	而			方と併せて	(行う場合)			
	ア	当該対象住宅耐震	改修に係る標準的な費用の額		円			
•	イ	当該対象住宅耐震	改修に係る補助金等の交付の有無	有	無			
		「有」の場合	交付される補助金等の額		円			
•	ウ	アからイを差し引	いた額(50万円を超える場合)		円			
エ 当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額 円								
	オ	当該対象一般断熱	有	無				
		「有」の場合	交付される補助金等の額		円			
	カ	エからオを差し引	いた額(50万円を超える場合)		円			
•	キ	当該耐久性向上改	修工事等に係る標準的な費用の額		円			
	ク	当該耐久性向上改作	修工事等に係る補助金等の交付の有無	有	無			
		「有」の場合	交付される補助金等の額		円			
•	ケ	キからクを差し引い		円				
•	コ	ウ、カ及びケの合		円				
•	サ	コと 500 万円 (太) ずれか少ない金額		円				
	シ	コからサを差し引	いた額		円			
13	(2	0)ウ、④ウ及び12コの)合計額		円			
14)	(2	②工、④工及び12サの	D合計額		円			
1 5	2	②オ、④オ及び12シの	2合計額		円			
16	(6)、⑩又は⑭のうちv	いずれか多い額(10%控除分)		円			
17)	(5)、	いずれか多い額		円			
18	(7)、①又は⑤のうち①	の金額に係る額		円			
19	(1), 2, 3, 4, 87	スは⑫の改修工事と併せて行われた第1号工事~第6号	工事				
	ア	①、②、③、④、(号工事に要した費)	⑧又は⑫の改修工事と併せて行われた第1号工事∼第6 用の額		円			
	イ	⑩の改修に係る補助	助金等の交付の有無	有	無			
		「有」の場合	交付される補助金等の額		円			
	ウ	アからイを差し引い	いた額		円			
20	(1'	かの金額と18及び19 7	ウの合計額のうちいずれか少ない額		円			
21)	1,	,000万円から⑯を引	いた残りの額(0円未満となる場合は0円)		円			
22	(20		ッずれか少ない額(5%控除分)		円			

- 4. 償還期間が 10 年以上の住宅借入金等を利用して特定の増改築等がされた住宅用家屋を取得した場合(買取再販住宅の取得に係る住宅借入金等特別税額控除)
 - (1) 実施した工事の種別

第2号工事 1 月 3 間 次のい 第3号工事 次の規 (耐震改修 工事) 2 均 第5号工事 バリアフ リー改修工 4 億	末の過半間とは対して、またの過半間とは対して、またのでは、対して、は対して、は対して、は、対して、は、対して、は、対して、は、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して	学の修繕又は きの過半の修 一室のより 2 調下 2 調下 2 順下 基準に行令全性 化のた口のたり は出良のでは出したのでは は良のでは、 なり戸のされば、 なり戸のでは、 なり戸のでは、 なり戸のでは、 なり戸のでは、 なり戸のでは、 なり戸のでは、 なり戸のでは、 はいでする。	る部分について行う次に掲げるいずれかの修繕又は模様替 2 階段の過半の修繕又は模様替 4 壁の過半の修繕又は模様替は壁の全部の修繕又は模様替 3 浴室 4 便所 5 洗面所 6 納戸させるための修繕又は模様替 3 章及び第5章の4の規定性に係る基準 次のいずれかに該当する修繕又は模様替は幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良手すりの取付 6 床の段差の解消 8 床材の取替	英様替
第3号1 元第4号標2次 1 名大 2以 1 名大 3次 2以 1 名大 4 元次 2以 1 名大 5 月 以 改 2次 2 月 日公 2 月 日大 6 子 工 字本 2 月 日本 2 月 日本 6 子 工 字本 2 月 日本 2 月 日本 7 日本 2 月 日本 2 月 日 </td <td>居室 玄関 定又基準震に対する では では では では では では では でする でする でする でする でする でする でする でする でする でする</td> <td>2 調理室 8 廊下 基準に適合な 単法施行令第 付かのたりのが は出入 5 以下のでは出入 5 は出入 3 以下のでは は、またいでする。 は、またいでする。 は、またいでする。 は、またいでする。 は、またいでする。 は、またいでする。 は、またいでする。 は、またいでする。 は、またいでは、またいです。 は、またいでは、またいです。 は、またいでは、またいです。 は、またいでは、またいです。 は、またいでは、またいです。 は、またいでする。 は、またいでする。 は、またいでは、またいです。 は、またいでする。 は、またいでは、またいです。 は、またいでは、またいです。 は、またいでは、またいでは、またいでは、またいです。 は、またいでは、またいでは、またいでは、またいです。 は、またいでは</td> <td>3 浴室 4 便所 5 洗面所 6 納戸 させるための修繕又は模様替 3 章及び第5章の4の規定 注に係る基準 次のいずれかに該当する修繕又は模様替 な幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 手すりの取付 6 床の段差の解消 8 床材の取替</td> <td></td>	居室 玄関 定又基準震に対する では では では では では では では でする でする でする でする でする でする でする でする でする でする	2 調理室 8 廊下 基準に適合な 単法施行令第 付かのたりのが は出入 5 以下のでは出入 5 は出入 3 以下のでは は、またいでする。 は、またいでする。 は、またいでする。 は、またいでする。 は、またいでする。 は、またいでする。 は、またいでする。 は、またいでする。 は、またいでは、またいです。 は、またいでは、またいです。 は、またいでは、またいです。 は、またいでは、またいです。 は、またいでは、またいです。 は、またいでする。 は、またいでする。 は、またいでは、またいです。 は、またいでする。 は、またいでは、またいです。 は、またいでは、またいです。 は、またいでは、またいでは、またいでは、またいです。 は、またいでは、またいでは、またいでは、またいです。 は、またいでは	3 浴室 4 便所 5 洗面所 6 納戸 させるための修繕又は模様替 3 章及び第5章の4の規定 注に係る基準 次のいずれかに該当する修繕又は模様替 な幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 手すりの取付 6 床の段差の解消 8 床材の取替	
(耐震改修工事)1 を	建築基準 地震に対 フリー 通路又に 更所の改出入口の	性法施行令第 対する安全性 化のためのが は出入口の拡 女良 5 手 の戸の改良 省エネルギー	第3章及び第5章の4の規定 性に係る基準 次のいずれかに該当する修繕又は模様替 な幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 手すりの取付 6 床の段差の解消 8 床材の取替	
(バリアア 1 4 7)1 4 7ファン 1 4 7イン 1 4 7マン 1 4 7全ののエレー全ののエレー全ののエレー第6号エネ 改ので熱を場改のに本ので熱を場	通路又に 更所の改 出入口の	は出入口の拡 女良 5 手 の戸の改良 省エネルギー	な幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 手すりの取付 6 床の段差の解消 8 床材の取替	
第6号工事 (省工事) 改修工宅			一化のための修繕又は模様替	
(省エネ改 修工事) 改修工 の住宅	の窓 改修 実施	上記1と併せ 2 天井等	の居室の全ての窓の断熱性を高める工事 せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替等の断熱性を高める工事 3壁の断熱性を高める工事の断熱性を高める工事 1 1地域 2 2地域 3 3地域 4 4±5 5地域 6 6地域 7 7地域 8 8±	也域
性能がされる	ごの一 ドエネ ド証明	住評よさ合性に明場	地域区分 4 4地域 5 5地域 7 7地域 8 8地域 改修工事後の住宅 1 断熱等性能等級4以上 2 一次エネルギー消费量等	スは模様替 3 3地域 6 6地域

			省エネルギー化の7 1 窓の断熱性を 上記1と併せて行う 2 天井等の断熱 3 壁の断熱性を 4 床等の断熱性	高める工事 う次のいずれか 性を高める工 高める工事	いこ該			
		増よ優築等に期宅計	地域区分	1 1 地域 4 4 地域 7 7 地域	5	2 地域 5 地域 8 地域		3 地域 6 地域
		を に で に い さ れ る れ る れ る れ る れ る れ る れ る れ る れ る れ	改修工事後の住宅 の省エネ性能	1 断熱等性 2 一次エネ び断熱等性	ルギ	一消費量等	等級	4以上及
		場合	長期優良住宅建築等 主体	等計画の認定				
			長期優良住宅建築等 番号	等計画の認定	第	号		
			長期優良住宅建築 ⁴ 年月日	等計画の認定		年	月	日
第7号工事 (給排水 管・雨水の 浸入を防止 する部分に 係る工事)	2 排水管	管に係る修繕3 管に係る修繕3)浸入を防止す		ては模様替				

(2) 実施した工事の内容	
(3) 実施した工事の費用の額 ① 特定の増改築等に要した費用の総額	
第1号工事~第7号工事に要した費用の総額	円
カ1 7上ず *	1 1
② 特定の増改築等のうち、第1号工事~第6号工事に要した費用の額	
第1号工事~第6号工事に要した費用の額	円
③ 特定の増改築等のうち、第4号工事、第5号工事、第6号工事又は第7号エ	
ア 第4号工事に要した費用の額	円
イ 第5号工事に要した費用の額	円
ウ 第6号工事に要した費用の額	円
エ 第7号工事に要した費用の額	円

Ⅱ. 固定資産税の減額

1-1. 地方税法施行令附則第12条第19項に規定する基準に適合する耐震改修をした場合

工事の内容

1 地方税法施行令附則第12条第19項に規定する基準に適合する耐震改修

1-2. 地方税法附則第 15 条の 9 の 2 第 1 項に規定する耐震改修をした家屋が認定長期優良住宅に該当することとなった場合

工事の	地震 1	に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕3 増築 2 改築 3 修繕 4 模様替	ては模様替
種別及び内容	工事の内容		
耐煙	读改修	を含む工事の費用の額(全体工事費)	円
上記	己のう	ち耐震改修の費用の額	円
長其	優良	住宅建築等計画の認定主体	
長其	月優 良	住宅建築等計画の認定番号	第号
長期	月優良	住宅建築等計画の認定年月日	年 月 日

2. 熱損失防止改修工事等をした場合又は熱損失防止改修工事等をした家屋が認定長期優良住宅に該当することとなった場合

	断熱 改修 工事	必須となる改修工事	窓の断熱性を高める改修工事					
		上記と併せて行った 改修工事	1	1 天井等の断熱性を高める改修工事				
			2	壁の断熱性を高める改修工事				
<u> </u>			3	床等の断熱性を高める改修工事				
事	断熱改修工事と併せて行った 右記4から9までに掲げる設備の取替え又は取付けに係る 工事			太陽熱利用冷温熱装置	型式:			
工事の種別及び内容				潜熱回収型給湯器	型式:			
				ヒートポンプ式電気給湯器	型式:			
				燃料電池コージェネレーシ ョンシステム	型式:			
	上 丁		8	エアコンディショナー	型式:			
			9	太陽光発電設備	型式:			
	工事の内容							

熱損失防止改修工事等を含む工事の費用の額(全体工事費)		P	
上記のうち熱損失防止改修工事等の費用の額			
ア 断熱改修工事に係る費用の額		P	
イ 断熱改修工事に係る補助金等の交付の有無	有	無	
「有」の場合 ウ 交付される補助金等の額		P	
① アからウを差し引いた額		P	
エ 断熱改修工事と併せて行った4から9までに掲げる設備の 取替え又は取付けに係る工事の費用の額		Р	
オ エの工事に係る補助金等の交付の有無	有	無	
「有」の場合 カ 交付される補助金等の額		Р	
② エからカを差し引いた金額		P	
工事費用の確認(下記③又は④のいずれかを選択して、右側の項目にレ点を	を入れること)		
③ ①の金額が60万円を超える	□ 左記に該当する		
上記③に該当しない場合 ④ ①の金額が50万円を超え、かつ、①と②の合計額が60万円を超える	□ 左記に記	亥当する	
上記工事が行われ、認定長期優良住宅に該当することとなった場合			
長期優良住宅建築等計画の認定主体			
長期優良住宅建築等計画の認定番号	第	号	
長期優良住宅建築等計画の認定年月日	年月	月日	

上記の工事が租税特別措置法若しくは租税特別措置法施行令に規定する工事に該当すること又は上記の工事が地方税法若しくは地方税法施行令に規定する工事に該当すること若しくは上記の工事が行われ地方税法附則第15条の9の2に規定する認定長期優良住宅に該当することとなったことを証明します。

年 月 日

(1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

	氏 名					印
証明を行った建築 士	一級建築士、二		登 録	大 番	号	
	級建築士又は木造建築士の別			けた都道原 築士又は 合)		
	名 称					
証明を行った建築						
士の属する建築士 事務所	一級建築士事務所 士事務所の別	所、二級建築士事務所又に	 大造建築			
	登録年月日及び登	·				

(2) 証明者が指定確認検査機関の場合

証明を行った指定 確認検査機関	名	称							印
	住	所							
	指定年月日 指定番号								
	指定をした	:者							
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏	名							
		一級建築士、二級 建築士又は木道 建築士の別			登	録	番	号	
					(二糸		士又は	府県名 木造建	
	建築基準適合判定資格者の場合					録	番	号	
						を受け	た地方	整備局	

(3) 証明者が登録住宅性能評価機関の場合

	名	称							印
証明を行った登録 住宅性能評価機関	住	所							
	登録年月日 登録番号 登録をした								
調査を行った建築 士又は建築基準適 合判定資格者検定 合格者	氏	名							
	建築士の	一級建築士、二級			登	録	番	号	
		建築	士又は木造 七の別		(二前		士又は	府県名 木造建	
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場合						付又は	合格証	
						通知番	号又は	合格証	

(4) 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

証明を行った住宅 瑕疵担保責任保険 法人	名	称					印
	住	所					
	指定年	月日					
調査を行った建築 士又は建築基準適 合判定資格者検定 合格者	氏	名					
	建築士の		建築士、二級 士又は木造 七の別			番 号 た都道府県 全士又は木造)	
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場合				書日付	付又は合格 号又は合格	

(用紙 日本産業規格 A4)

備考

- 1 「証明申請者」の「住所」及び「氏名」の欄には、この証明書の交付を受けようとする者の住所及 び氏名をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。
- 2 「家屋番号及び所在地」の欄には、当該工事を行った家屋の建物登記簿に記載された家屋番号及び 所在地を記載すること。
- 3 「I. 所得税額の特別控除」中「1. 償還期間が10年以上の住宅借入金等を利用して増改築等をした場合」の欄には、この証明書により証明をする工事について、次により記載すること。
 - (1) 「(1) 実施した工事の種別」の欄には、以下により第1号工事から第6号工事までのいずれかの工事について記載するものとする。
 - ① 「第1号工事」の欄には、当該工事が租税特別措置法施行令(以下「施行令」という。)第2 6条第33項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替のいずれに該当す るかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。
 - ② 「第2号工事」の欄には、当該工事が施行令第26条第33項第2号に規定する修繕又は模様替であって次に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を〇で囲むものとする。
 - イ 床の過半の修繕又は模様替 床 (建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部 (以下「主要構造部」という。) である床及び最下階の床をいう。) の過半について行うもの
 - ロ 階段の過半の修繕又は模様替 主要構造部である階段の過半について行うもの
 - ハ 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 間仕切壁(主要構造部である間仕切壁及び建築物の構造 上重要でない間仕切壁をいう。)の室内に面する部分の過半について行うもの(その間仕切壁 の一部について位置の変更を伴うものに限る。)
 - ニ 壁の過半の修繕又は模様替 主要構造部である壁の室内に面する部分の過半について行うもの(当該修繕又は模様替に係る壁の過半について遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限る。)
 - ③ 「第3号工事」の欄には、当該工事が施行令第26条第33項第3号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。
 - ④ 「第4号工事」の欄には、当該工事が施行令第26条第33項第4号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げる規定又は基準のいずれに適合するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。
 - ⑤ 「第5号工事」の欄には、当該工事が施行令第26条第33項第5号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。
 - ⑥ 「第6号工事」の欄のうち、「全ての居室の全ての窓の断熱改修工事をした場合」の欄には、平成20年国土交通省告示第513号(備考3(1)⑦並びに4(1)②及び③において「省エネ改修対象工事告示」という。)第2項第1号に掲げる工事について記載するものとし、当該工事が施行令第26条第33項第6号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項(平成28年国土交通省告示第265号。以下「算出方法告示」という。)別表第10に掲げる地域の区分における8地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、番号1)を○で囲むものとする。また、同欄中「地域区分」の欄には算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとし、「改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級」の欄には改修工事前の住宅が相当する日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)別表2−1の(い)項に掲げる「5−1断熱等性能等級」を○で囲むものとする。都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第56条に規定する認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合は、当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。
 - ⑦ 「第6号工事」の欄のうち、「改修工事後の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合」の欄には、省エネ改修対象工事告示第2項第2号に掲げる工事について、次により記載するものとする。
 - イ 住宅性能評価書により証明される場合

当該工事が施行令第26条第33項第6号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げる もののいずれに該当するかに応じ該当する番号(算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分に おける 8 地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、番号 1)を \bigcirc で囲むものとする。また、同欄中「地域区分」の欄には算出方法告示別表第 10 に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号を \bigcirc で囲むものとする。「改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級」の欄には改修工事前の住宅が相当する日本住宅性能表示基準別表 2-1 の (い)項に掲げる「5-1 断熱等性能等級」を \bigcirc で囲むものとし、「改修工事後の住宅の断熱等性能等級」の欄には改修工事後の住宅の日本住宅性能表示基準別表 2-1 の (い)項に掲げる「5-1 断熱等性能等級」を \bigcirc で囲むものとする。

ロ 増改築による長期優良住宅建築等計画の認定により証明される場合

当該工事が施行令第 26 条第 33 項第 6 号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号(算出方法告示別表第 10 に掲げる地域の区分における 8 地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、番号 1)を〇で囲むものとする。同欄中「地域区分」の欄には算出方法告示別表第 10 に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号を〇で囲むものとし、「改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級」の欄には改修工事前の住宅が相当する日本住宅性能表示基準別表 2-1 の(い)項に掲げる「5-1 断熱等性能等級」を〇で囲むものとし、「改修工事後の住宅の断熱等性能等級」の欄には改修工事後の住宅が相当する日本住宅性能表示基準別表 2-1 の(い)項に掲げる「5-1 断熱等性能等級」を〇で囲むものとする。

- (2) 「(2) 実施した工事の内容」の欄には、当該工事が施行令第26条第33項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替又は同項第6号に規定する修繕若しくは模様替に該当することを明らかにする工事の具体的内容を記載するものとする。
- (3) 「(3) 実施した工事の費用の額等」の欄には、対象工事に関し、確認した内容について記載する表に、次により記載すること。
 - ① 「① 第1号工事~第6号工事に要した費用の額」の欄には、施行令第26条第33項第1号から第6号までに規定する工事の種別のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。
 - ② 「② 第1号工事~第6号工事に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された租税特別 措置法(以下「法」という。)第41条第1項に規定する増改築等の費用に関し国又は地方公共 団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含 まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○ で囲むものとする。

「「有」の場合」の「交付される補助金等の額」の欄には、法第41条第1項に規定する増改築等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

- ③ 「①から②を差し引いた額(100 万円を超える場合)」の欄には、「① 第1号工事〜第6号 工事に要した費用の額」から「交付される補助金等の額」を差し引いた額(100 万円を超える場 合)を記載するものとする。
- 4 「I. 所得税額の特別控除」中「2. 償還期間が5年以上の住宅借入金等を利用して高齢者等居住 改修工事等(バリアフリー改修工事)、特定断熱改修工事等若しくは断熱改修工事等(省エネ改修工 事)、特定多世帯同居改修工事等又は特定耐久性向上改修工事等を含む増改築等をした場合」の欄に は、この証明書により証明をする工事について、次により記載すること。なお、本項は工事完了後、 令和3年12月31日までに入居したものに限り記載するものとする。
 - (1) 「(1) 実施した工事の種別」の欄には、この証明書により証明をする工事について、次により記載するものとする。
 - ① 「高齢者等居住改修工事等(バリアフリー改修工事:2%控除分)」の欄には、証明申請者が 法第41条の3の2第1項の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該工 事が施行令第26条の4第4項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げる もののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。
 - ② 「特定断熱改修工事等(省エネ改修工事: 2%控除分)」 の欄のうち、「全ての居室の全ての 窓の断熱改修工事をした場合」の欄には、証明申請者が法第41条の3の2第1項又は第5項の

規定の適用を受けようとする場合であって、当該工事が省エネ改修対象工事告示第3項第1号に掲げる工事である場合に限り記載するものとし、当該工事が施行令第26条の4第7項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号(算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分における8地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、番号1)を○で囲むものとする。また、同欄中「地域区分」の欄には算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとし、「改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級」の欄には改修工事前の住宅が相当する日本住宅性能表示基準別表2-1の(い)項に掲げる「5-1断熱等性能等級」を○で囲むものとする。都市の低炭素化の促進に関する法律第56条に規定する認定低炭素建築物等新築計画に基づく工事の場合は、当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。

- ③ 「特定断熱改修工事等(省エネ改修工事:2%控除分)」の欄のうち、「改修工事の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合」の欄には、証明申請者が法第41条の3の2第1項又は第5項の規定の適用を受けようとする場合であって、当該工事が省エネ改修対象工事告示第3項第2号に掲げる工事である場合に限り、当該工事について次により記載するものとする。
 - イ 住宅性能評価書により証明される場合

当該工事が施行令第 26 条の 4 第 7 項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号(算出方法告示別表第 10 に掲げる地域の区分における 8 地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、番号 1)を〇で囲むものとする。また、同欄中「地域区分」の欄には算出方法告示別表第 10 に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号を〇で囲むものとし、「改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級」の欄には改修工事前の住宅が相当する日本住宅性能表示基準別表 2-1の(い)項に掲げる「5-1断熱等性能等級」を〇で囲むものとし、「改修工事後の住宅の省工ネ性能」の欄には改修工事後の住宅の日本住宅性能表示基準別表 2-1の(い)項に掲げる「5-1断熱等性能等級」又は「5-2一次エネルギー消費量等級」を〇で囲むものとする。

ロ 増改築による長期優良住宅建築等計画の認定により証明される場合

当該工事が施行令第 26 条の 4 第 7 項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号(算出方法告示別表第 10 に掲げる地域の区分における 8 地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、番号 1)を〇で囲むものとする。また、同欄中「地域区分」の欄には算出方法告示別表第 10 に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号を〇で囲むものとし、「改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級」の欄には改修工事前の住宅が相当する日本住宅性能表示基準別表 2-1の(い)項に掲げる「5-1 断熱等性能等級」を〇で囲むものとし、「改修工事後の住宅が相当する省工ネ性能」の欄には改修工事後の住宅が相当する日本住宅性能表示基準別表 2-1の(い)項に掲げる「5-1 断熱等性能等級」又は「5-2 一次エネルギー消費量等級」を〇で囲むものとする。

- ④ 「断熱改修工事等(省エネ改修工事:1%控除分)」の欄には、証明申請者が法第41条の3の2第5項の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該工事が施行令第26条の4第19項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号(算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分における8地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、番号1)を○で囲むものとする。また、同欄中「地域区分」の欄には算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとし、「改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級」の欄には改修工事前の住宅が相当する日本住宅性能表示基準別表2−1の(い)項に掲げる「5−1断熱等性能等級」を○で囲むものとする。都市の低炭素化の促進に関する法律第56条に規定する認定低炭素建築物等新築計画に基づく工事の場合は、当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。
- ⑤ 「特定多世帯同居改修工事等(同居改修工事: 2%控除分)」の欄には、証明申請者が法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該工事が施行令第26条の4第8項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄

に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。また、同欄中「改修工事前」及び「改修工事後」の欄には、居住の用に供する部分における調理室、浴室、便所及び玄関の数を記載するものとする。

- ⑥ 「特定耐久性向上改修工事(2%控除分)」の欄には、証明申請者が法第41条の3の2第1項 又は第5項の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該工事が特定断熱改 修工事等と併せて行う施行令第26条の4第9項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって 当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。また、同 欄中「第1号工事」、「第2号工事」、「第3号工事」の欄には、備考3(1)①から③により 記載するものとし、当該工事が施行令第26条第33項第1号から第3号までのいずれに該当する かに応じ、該当する欄の該当する番号を○で囲むものとし、特定断熱改修工事等については「特 定断熱改修工事等(省エネ改修工事:2%控除分)」の欄に、②又は③のいずれかにより記載す るものとする。
- ⑦ 「上記と併せて行う第1号工事~第4号工事(1%控除分)」の欄には、備考3(1)①から ④により記載するものとし、施行令第26条第33項第1号から第4号までに規定する修繕又は模 様替であって当該欄に掲げるもののいずれかに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むもの とする。
- (2) 「(2) 実施した工事の内容」の欄には、施行令第26条の4第4項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第7項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第8項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第9項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替又は同条第19項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替に該当することを明らかにする工事の具体的内容を記載するものとする。
- (3) 「(3) 実施した工事の費用の額等」の欄には、対象工事に関し、確認した内容について記載する表に、次により記載すること。
 - ① 「② 高齢者等居住改修工事等の費用の額等(2%控除分)」の欄のうち、「ア 高齢者等居住改修工事等に要した費用の額」には、高齢者等居住改修工事等の1~8のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。
 - 「イ 高齢者等居住改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された高齢者等居住改修工事等に、高齢者等居住改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。
 - 「「有」の場合」の「交付される補助金等の額」の欄には、高齢者等居住改修工事等を含む住 宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これ らに準ずるものの額を記載するものとする。
 - 「ウ アからイを差し引いた額(50万円を超える場合)」の欄には、「ア 高齢者等居住改修工事等に要した費用の額」から「イ 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。
 - ② 「③ 特定断熱改修工事等の費用の額等(2%控除分)」の欄のうち、「ア 特定断熱改修工事等に要した費用の額」の欄には、特定断熱改修工事等のうち、「全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合」に記載した場合は1~6のいずれかに該当する工事の合計額を、「改修工事後の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合」に記載した場合は1~4のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。
 - 「イ 特定断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された特定断熱改修工事等に、特定断熱改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。
 - 「「有」の場合」の「交付される補助金等の額」の欄には、特定断熱改修工事等を含む住宅の 増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに 準ずるものの額を記載するものとする。

- 「ウ アからイを差し引いた額 (50 万円を超える場合)」の欄には、「ア 特定断熱改修工事等に要した費用の額」から「イ 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。
- ③ 「④ 特定多世帯同居改修工事等の費用の額等(2%控除分)」の欄のうち、「ア 特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額」の欄には、特定多世帯同居改修工事等の1~4のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。
 - 「イ 特定多世帯同居改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された特定多世帯同居改修工事等に、特定多世帯同居改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。
 - 「「有」の場合」の「交付される補助金等の額」の欄には、特定多世帯同居改修工事等を含む 住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。
 - 「ウ アからイを差し引いた額 (50 万円を超える場合)」の欄には、「ア 特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額」から「イ 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。
- ④ 「⑤ 特定耐久性向上改修工事等の費用の額等(2%控除分)」の欄のうち、「ア 特定耐久性向上改修工事等に要した費用の額」の欄には、特定耐久性向上改修工事等の1~11のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。
 - 「イ 特定耐久性向上改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された特定耐久性向上改修工事等に、特定耐久性向上改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。
 - 「「有」の場合」の「交付される補助金等の額」の欄には、特定耐久性向上改修工事等を含む 住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。
 - 「ウ アからイを差し引いた額 (50 万円を超える場合)」の欄には、「ア 特定耐久性向上改修工事等に要した費用の額」から「イ 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。
- ⑤ 「⑥ ②ウ、③ウ、④ウ及び⑤ウの合計額」の欄には、②ウ「アからイを差し引いた額(50万円を超える場合)」、③ウ「アからイを差し引いた額(50万円を超える場合)」、④ウ「アからイを差し引いた額(50万円を超える場合)及び⑤ウ「アからイを差し引いた額(50万円を超える場合)」の合計額を記載するものとする。
- ⑥ 「⑦ 断熱改修工事等の費用の額等(1%控除分)」の欄のうち、「ア 断熱改修工事等に要した費用の額」には、断熱改修工事等の1~6のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。
 - 「イ 断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された断熱改修工事等に、 断熱改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助 金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、 含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。
 - 「「有」の場合」の「交付される補助金等の額」の欄には、断熱改修工事等を含む住宅の増改 築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ず るものの額を記載するものとする。
 - 「ウ アからイを差し引いた額 (50 万円を超える場合)」の欄には、「ア 断熱改修工事等に要した費用の額」から「イ 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

- 5 「I. 所得税額の特別控除」中「3. 住宅耐震改修、高齢者等居住改修工事等(バリアフリー改修工事)、一般断熱改修工事等(省エネ改修工事)、多世帯同居改修工事等又は耐久性向上改修工事等を含む増改築等をした場合」の欄には、この証明書により証明をする工事について、次により記載すること。
 - (1) 「(1) 実施した工事の種別」の欄には、この証明書により証明をする工事について、次により 記載するものとする。
 - ① 「住宅耐震改修」の欄には、証明申請者が法第41条の19の2第1項又は第41条の19の3第4項若しくは第6項の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該工事が法第41条の19の2第1項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれの規定又は基準に該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。
 - ② 「高齢者等居住改修工事等(バリアフリー改修工事)」の欄には、証明申請者が法第41条の19の3第1項の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該工事が施行令第26条の28の5第15項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。
 - ③ 「一般断熱改修工事等(省エネ改修工事)」の欄のうち、「窓の断熱改修工事をした場合」の欄には、証明申請者が法第41条の19の3第2項、第5項又は第6項の規定の適用を受けようとする場合であって、当該工事が平成21年国土交通省告示第379号(備考5(1)④において「省エネ改修対象工事告示」という。)第1項第1号に掲げる工事である場合に限り記載するものとし、当該改修工事が施行令第26条の28の5第16項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号(算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分における8地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、番号1)を○で囲むものとする。また、同欄中「地域区分」の欄には、算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。都市の低炭素化の促進に関する法律第56条に規定する認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合は、当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。
 - ④ 「一般断熱改修工事等(省エネ改修工事)」の欄のうち、「太陽熱利用冷温熱装置の型式」「潜熱回収型給湯器の型式」「ヒートポンプ式電気給湯器の型式」「燃料電池コージェネレーションシステムの型式」「エアコンディショナーの型式」の欄には、「租税特別措置法施行令第26条の28の5第18項の規定に基づき、租税特別措置法第41条の19の3第10項第1号に掲げる工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たすエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備として国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して定める告示(平成25年経済産業省・国土交通省告示第5号)」に適合する設備の種別を記載するものとする。「太陽光発電設備の型式」の欄には、当該工事が施行令第26条の28の5第20項に規定する設備の取替え又は取付けに係る工事であって「租税特別措置法施行令第26条の28の5第20項の規定に基づき、租税特別措置法第41条の19の3第10項第1号に掲げる工事が行われた家屋と一体となって効用を果たす太陽光を電気に変換する設備として経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備に係る告示」(平成21年経済産業省告示第68号)に適合する太陽光を電気に変換する設備の種別を記載するものとする。また、同告示に記載された各種工事の実施の有無について、該当するものを○で囲むものとする。
 - ⑤ 「多世帯同居改修工事等(同居改修工事)」の欄には、証明申請者が法第41条の19の3第3項の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該改修工事が施行令第26条の28の5第22項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。また、同欄中「改修工事前」及び「改修工事後」の欄には、居住の用に供する部分における調理室、浴室、便所及び玄関の数を記載するものとする。
 - ⑥ 「耐久性向上改修工事等」の欄には、証明申請者が法第41条の19の3第4項、第5項又は第6項の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該工事が対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等と併せて行う施行令第26条の28の5第23項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。なお、当該欄における「対象住宅耐震改修」とは法第41条の19の3第4項

又は第6項の対象住宅耐震改修をいい、「対象一般断熱改修工事等」とは同条第5項又は第6項の対象一般断熱改修工事等をいうものとし、対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等については「住宅耐震改修」又は「一般断熱改修工事等(省エネ改修工事)」の欄に、①、③又は④のいずれかにより記載するものとする。

- ⑦「上記と併せて行う第1号工事~第6号工事」の欄には、証明者が法第41条の19の3第7項の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、備考3(1)を参考に記載するものとする。なお、第4号工事については①住宅耐震改修工事を実施していない場合のみ選択し、第5号工事については②高齢者等居住改修工事等を実施していない場合のみ選択し、第6号工事については③一般断熱改修工事等を実施していない場合のみ選択し、同様の工事内容を重複して記載することがないように留意されたい。
- (2) 「(2) 実施した工事の内容」の欄には、法第 41 条の 19 の 2 第 1 項に規定する住宅耐震改修、施行令第 26 条の 28 の 5 第 14 項に規定する施行令第 26 条第 33 項各号に掲げる工事(法第 41 条の 19 の 2 第 1 項に規定する住宅耐震改修又は法第 41 条の 19 の 3 第 1 項に規定する対象高齢者等居住改修工事等、同条第 2 項に規定する対象一般断熱改修工事等、同条第 3 項に規定する対象多世帯同居改修工事等若しくは同条第 4 項に規定する対象住宅耐震改修若しくは対象耐久性向上改修工事等に該当するものを除く。以下同じ。)、施行令第 26 条の 28 の 5 第 15 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 16 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 18 項及び第 20 項に規定する設備の取付け若しくは取替え、同条第 22 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替に該当することを明らかにする工事の具体的内容を記載するものとする。
- (3) 「(3) 実施した工事の費用の額等」の欄には、対象工事に関し、確認した内容について記載する表に、次により記載すること。
 - ① 「① 住宅耐震改修」の欄のうち、「ア 当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額」の欄には、「租税特別措置法施行令第26条の28の4第2項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して住宅耐震改修の内容に応じて定める金額を定める告示(平成21年国土交通省告示第383号。備考5(3)⑥及び⑧において「耐震改修費用告示」という。)」に基づき住宅耐震改修の内容に応じて算出した金額の合計額(当該住宅耐震改修を行った同項に規定する家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものである場合又は当該家屋が共有物である場合には、当該金額に、当該住宅耐震改修に要した費用の額のうちにその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額)を記載するものとする。
 - 「イ 当該住宅耐震改修に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された住宅耐震改修の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。
 - 「「有」の場合」の「交付される補助金等の額」の欄には、当該住宅耐震改修の費用に関し国 又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するも のとする。
 - 「ウ アからイを差し引いた額」の欄には、「ア 当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額」 から「イ 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。
 - 「エ ウと 250 万円のうちいずれか少ない金額」の欄には、「ウ アからイを差し引いた額」 又は 250 万円のうち少ない金額を記載するものとする。
 - 「オーウからエを差し引いた額」の欄には、「ウーアからイを差し引いた額」から「エーウと 250 万円のうちいずれか少ない金額」を差し引いた額を記載するものとする。なお、0円となる 場合には「0円」と記載するものとする。
 - ② 「② 高齢者等居住改修工事等」の欄のうち、「ア 当該高齢者等居住改修工事等に係る標準的な費用の額」の欄には、「租税特別措置法施行令第26条の28の5第1項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して高齢者等居住改修工事等の内容に応じて定める金額を定める告示(平成21年国土交通省告示第384号)」に基づき該当する改修工事ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。
 - 「イ 当該高齢者等居住改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、当該高齢者等居

住改修工事等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、当該補助金等が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。

「「有」の場合」の「イ 交付される補助金等の額」の欄には、高齢者等居住改修工事等を含む住宅の増改築工事の費用に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「ウ アからイを差し引いた額(50万円を超える場合)」の欄には、「ア 当該高齢者等居住 改修工事等に係る標準的な費用の額」から「イ 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記 載するものとする。

「エ ウと 200 万円のうちいずれか少ない金額」の欄には、「ウ アからイを差し引いた額(50万円を超える場合)」又は200 万円のうち少ない金額を記載するものとする。

「オ ウからエを差し引いた額」の欄には、「ウ アからイを差し引いた額(50万円を超える場合)」から「エ ウと 200万円のうちいずれか少ない金額」を差し引いた額を記載するものとする。なお、0円となる場合には「0円」と記載するものとする。

③ 「③ 一般断熱改修工事等」の欄のうち、「ア 当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」の欄には、「租税特別措置法施行令第26条の28の5第4項の規定に基づき、国土交通大臣又は経済産業大臣が財務大臣とそれぞれ協議して定める金額を定める告示(平成21年経済産業省・国土交通省告示第4号。備考5(3)⑥及び⑧において「省エネ改修費用告示」という。)」に基づき該当する改修工事等ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。

「イ 当該一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、当該一般断熱改修工事等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。

「「有」の場合」の「イ 交付される補助金等の額」の欄には、一般断熱改修工事等の費用の額に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「ウ アからイを差し引いた額(50万円を超える場合)」の欄には、「ア 当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」から「イ 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

「エ ウと 250 万円 (太陽光発電設備設置工事を伴う場合は 350 万円) のうちいずれか少ない金額」の欄には、「ウ アからイを差し引いた額 (50 万円を超える場合)」又は 250 万円 (太陽光発電設備設置工事を伴う場合は 350 万円) のうち少ない金額を記載するものとする。

「オ ウからエを差し引いた額」の欄には、「ウ アからイを差し引いた額 (50 万円を超える場合)」から「エ ウと 250 万円 (太陽光発電設備設置工事を伴う場合は 350 万円) のうちいずれか少ない金額」を差し引いた額を記載するものとする。なお、0円となる場合には「0円」と記載するものとする。

④ 「④ 多世帯同居改修工事等」の欄のうち、「ア 当該多世帯同居改修工事等に係る標準的な費用の額」の欄には、「租税特別措置法施行令第26条の28の5第7項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して多世帯同居改修工事等の内容に応じて定める金額を定める告示(平成28年国土交通省告示第586号)」に基づき該当する改修工事等ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。

「イ 当該多世帯同居改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、当該多世帯同居改修工事等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。

「「有」の場合」の「イ 交付される補助金等の額」の欄には、多世帯同居改修工事等の費用の額に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「ウ アからイを差し引いた額(50万円を超える場合)」の欄には、「ア 当該多世帯同居改修工事等に係る標準的な費用の額」から「イ 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載

するものとする。

「エ ウと 250 万円のうちいずれか少ない金額」の欄には、「ウ アからイを差し引いた額 (5 0 万円を超える場合)」又は 250 万円のうち少ない金額を記載するものとする。

「オ ウからエを差し引いた額」の欄には、「ウ アからイを差し引いた額 (50 万円を超える 場合)」から「エ ウと 250 万円のうちいずれか少ない金額」を差し引いた額を記載するものとする。なお、0円となる場合には「0円」と記載するものとする。

- ⑤ 「⑤ ①ウ、②ウ、③ウ及び④ウの合計額」の欄には、①「ウ アからイを差し引いた額」、 ②「ウ アからイを差し引いた額 (50万円を超える場合)」、③「ウ アからイを差し引いた額 (50万円を超える場合)」及び④「ウ アからイを差し引いた額 (50万円を超える場合)」の合 計額を記載するものとする。
 - 「⑥ ①エ、②エ、③エ及び④エの合計額」の欄には、①「エ ウと 250 万円のうちいずれか少ない金額」、②「エ ウと 200 万円のうちいずれか少ない金額」、③「エ ウと 250 万円(太陽光発電設備設置工事を伴う場合は 350 万円)のうちいずれか少ない金額」及び④「エ ウと 250 万円のうちいずれか少ない金額」の合計額を記載するものとする。
 - 「⑦ ①オ、②オ、③オ及び④オの合計額」の欄には、①「オ ウからエを差し引いた額」、②「オ ウからエを差し引いた額」、③「オ ウからエを差し引いた額」及び④「オ ウからエを差し引いた額」の合計額を記載するものとする。
- ⑥ 「⑧ 耐久性向上改修工事等(対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等のいずれかと併せて行う場合)」の欄のうち、「ア 当該対象住宅耐震改修又は当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」の欄には、「耐震改修費用告示」又は「省エネ改修費用告示」に基づき該当する改修工事ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。
 - 「イ 当該対象住宅耐震改修又は当該対象一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、当該対象住宅耐震改修又は当該対象一般断熱改修工事等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。
 - 「「有」の場合」の「イ 交付される補助金等の額」の欄には、当該対象住宅耐震改修又は当該対象一般断熱改修工事等の費用の額に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。
 - 「ウ アからイを差し引いた額(50万円を超える場合)」の欄には、「ア 当該対象住宅耐震 改修又は当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」から「イ 交付される補助金等 の額」を差し引いた額を記載するものとする。
 - 「エ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」の欄には、「租税特別措置法施行令第26条の28の5第11項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣とそれぞれ協議して定める金額を定める告示(平成29年国土交通省告示第280号。備考5(3)⑧において「耐久性向上改修費用告示」という。)」に基づき該当する改修工事ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。
 - 「オ 当該耐久性向上改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、当該耐久性向上改修工事等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。
 - 「「有」の場合」の「オ 交付される補助金等の額」の欄には、当該耐久性向上改修工事等の 費用の額に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるも のの額を記載するものとする。
 - 「カ エからオを差し引いた額(50万円を超える場合)」の欄には、「エ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」から「オ 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。
 - 「キ ウ及びカの合計額」の欄には、「ウ アからイを差し引いた額(50万円を超える場合)」及び「カ エからオを差し引いた額(50万円を超える場合)」の合計額を記載するものとする。「ク キと 250万円(対象一般断熱改修工事等に太陽光発電設備設置工事を伴う場合は 350万

円)のうちいずれか少ない金額」の欄には、「キーウ及びカの合計額」又は法第41条の19の3第4項又は第5項の規定に基づき250万円(同条第10項第3号に掲げる工事を行う場合にあっては、太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円)のうち少ない金額を記載するものとする。

「ケ キからクを差し引いた額」の欄には、「キ ウ及びカの合計額」から「ク キと 250 万円 (対象一般断熱改修工事等に太陽光発電設備設置工事を伴う場合は 350 万円) のうちいずれか少ない金額」を差し引いた額を記載するものとする。なお、0円となる場合には「0円」と記載するものとする。

- なお、「⑧ 耐久性向上改修工事等(対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等のいずれかと併せて行う場合)」の欄における「対象住宅耐震改修」とは法第41条の19の3第4項又は第6項の対象住宅耐震改修をいい、「対象一般断熱改修工事等」とは同条第5項又は第6項の対象一般断熱改修工事等をいう。
- ⑦ 「⑨ ②ウ、④ウ及び⑧キの合計額」の欄には、②「ウ アからイを差し引いた額 (50 万円を超える場合)」、④「ウ アからイを差し引いた額 (50 万円を超える場合)」及び⑧「キ ウ及びカの合計額」の合計額を記載するものとする。
 - 「⑩ ②エ、④エ及び⑧クの合計額」の欄には、②「エ ウと 200 万円のうちいずれか少ない金額」、④「エ ウと 250 万円のうちいずれか少ない金額」及び⑧「キ ウ及びカの合計額」の合計額を記載するものとする。
 - 「⑪ ②オ、④オ及び⑨ケの合計額」の欄には、②「オ ウからエを差し引いた額」、④「オ ウからエを差し引いた額」及び⑧「ケ キからクを差し引いた額」の合計額を記載するものと する。
- ⑧ 「⑫ 耐久性向上改修工事等(対象住宅耐震改修及び対象一般断熱改修工事等の両方と併せて 行う場合)」の欄のうち、「ア 当該対象住宅耐震改修に係る標準的な費用の額」の欄には、「耐 震改修費用告示」に基づき該当する改修工事ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。
 - 「イ 当該対象住宅耐震改修に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された対象住宅耐震改修の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。
 - 「「有」の場合」の「交付される補助金等の額」の欄には、当該対象住宅耐震改修の費用に関 し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載す るものとする。
 - 「ウ アからイを差し引いた額 (50 万円を超える場合)」の欄には、「ア 当該対象住宅耐震 改修に係る標準的な費用の額」から「イ 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載する ものとする。
 - 「エ 当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」の欄には、「省エネ改修費用告示」に基づき該当する改修工事等ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。
 - 「オ 当該対象一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、当該対象一般断熱改修工事等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。
 - 「「有」の場合」の「オ 交付される補助金等の額」の欄には、対象一般断熱改修工事等の費用の額に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。
 - 「カ エからオを差し引いた額(50万円を超える場合)」の欄には、「エ 当該対象一般断熱 改修工事等に係る標準的な費用の額」から「オ 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。
 - 「キ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」の欄には、「耐久性向上改修費用告示」に基づき該当する改修工事ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。
 - 「ク 当該耐久性向上改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、当該耐久性向上改修工事等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、

含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。

「「有」の場合」の「ク 交付される補助金等の額」の欄には、当該耐久性向上改修工事等の 費用の額に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるも のの額を記載するものとする。

「ケ キからクを差し引いた額 (50 万円を超える場合)」の欄には、「キ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」から「ク 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

「コ ウ、カ及びケの合計額」の欄には、「ウ アからイを差し引いた額 (50 万円を超える場合)」、「カ エからオを差し引いた額 (50 万円を超える場合)」及び「ケ キからクを差し引いた額 (50 万円を超える場合)」の合計額を記載するものとする。

「サ コと 500 万円 (太陽光発電設備設置工事を伴う場合は 600 万円) のうちいずれか少ない金額」の欄には、「コ ウ、カ及びケの合計額」又は法第 41 条の 19 の 3 第 6 項の規定に基づき 500 万円 (太陽光発電設備設置工事を伴う場合は 600 万円) のうち少ない金額を記載するものとする。

「シ コからサを差し引いた額」の欄には、「コ ウ、カ及びケの合計額」から「サ コと 50 万円(太陽光発電設備設置工事を伴う場合は 600 万円) のうちいずれか少ない金額」を差し引いた額を記載するものとする。なお、0円となる場合には「0円」と記載するものとする。

なお、「② 耐久性向上改修工事等(対象住宅耐震改修及び対象一般断熱改修工事等の両方と併せて行う場合)」の欄における「対象住宅耐震改修」とは法第41条の19の3第4項又は第6項の対象住宅耐震改修をいい、「対象一般断熱改修工事等」とは同条第5項又は第6項の対象一般断熱改修工事等をいう。

- ⑨ 「⑬ ②ウ、④ウ及び⑫コの合計額」の欄には、②「ウ アからイを差し引いた額」、④「ウ アからイを差し引いた額(50万円を超える場合)」及び⑫「コ ウ、カ及びケの合計額」の合計額を記載するものとする。
 - 「④ ②エ、④エ及び②サの合計額」の欄には、②「エ ウと 200 万円のうちいずれか少ない金額」、④「エ ウと 250 万円のうちいずれか少ない金額」及び②「サ コと 500 万円(太陽光発電設備設置工事を伴う場合は 600 万円)のうちいずれか少ない金額」の合計額を記載するものとする。
 - 「⑮ ②オ、④オ及び⑫シの合計額」の欄には、②「オ ウからエを差し引いた額」、④「オ ウからエを差し引いた額」及び⑫「シ コからサを差し引いた額」の合計額を記載するものと する。
- ⑩ 「⑯ ⑥、⑩又は⑭のうちいずれか多い額(10%控除分)」の欄には、「⑥ ①エ、②エ、③エ及び④エの合計額」、「⑩ ②エ、④エ及び⑧クの合計額」又は「⑭ ②エ、④エ、⑫サの合計額」のうちいずれか多い額を記載するものとする。
- ① 「⑰ ⑤、⑨又は⑬のうちいずれか多い額」の欄には、「⑤ ①ウ、②ウ、③ウ及び④ウの合計額」、「⑨ ②ウ、④ウ及び⑧キの合計額」又は「⑬ ②ウ、④ウ及び⑫コの合計額」のうちいずれか多い額を記載するものとする。
- ② 「® ⑦、⑪又は⑮のうち⑰の金額に係る額」の欄には、「⑦ ①オ、②オ、③オ及び④オの合計額」、「⑪ ②オ、④オ及び⑧ケの合計額」又は「⑮ ②オ、④オ及び⑫シの合計額」のうち「⑰ ⑤、⑨又は⑬のうちいずれか多い額」の金額に係る額を記載するものとする。
- ③ 「⑨ ①、②、③、④、⑧又は⑫の改修工事と併せて行われた第1号工事~第6号工事」の欄のうち、「ア ①、②、③、④、⑧又は⑫の改修工事と併せて行われた第1号工事~第6号工事に要した費用の額」の欄には、「① 住宅耐震改修」、「② 高齢者等居住改修工事等」、「③ 一般断熱改修工事等」、「④ 多世帯同居改修工事等」、「⑧ 耐久性向上改修工事等(対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等のいずれかと併せて行う場合)」又は「⑨ 耐久性向上改修工事等(対象住宅耐震改修及び対象一般断熱改修工事等の両方と併せて行う場合)」の改修工事と併せて行われた第1号工事~第6号工事に要した費用の合計額を記載するものとする。

「イ ⑲の改修に係る補助金等の交付の有無」の欄には、「⑲ ①、②、③、④、⑧又は⑫の改修工事と併せて行われた第1号工事~第6号工事」の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否

かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。

「「有」の場合」の「イ 交付される補助金等の額」の欄には、「⑲ ①、②、③、④、⑧又は⑫の改修工事と併せて行われた第1号工事~第6号工事」の費用の額に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「ウ アからイを差し引いた額」の欄には、「ア ①、②、③、④、⑧又は⑩の改修工事と併せて行われた第1号工事~第6号工事に要した費用の額」から「イ 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

- ④ 「② ⑰の金額と⑱及び⑲ウの合計額のうちいずれか少ない額」の欄には、「⑰ ⑤、⑨又は⑬のうちいずれか多い額」の金額と「⑱ ⑦、⑪又は⑮のうち⑰の金額に係る額」及び「「⑲ ①、②、③、④、⑧又は⑫の改修工事と併せて行われた第1号工事~第6号工事」の欄のうち「ウ アからイを差し引いた額」」の合計額のうちいずれか少ない額を記載するものとする。
- ⑤ 「② 1,000万円から⑩を引いた残りの額(0円未満となる場合は0円)」の欄には、1,000万円から「⑯ ⑥、⑩又は⑭のうちいずれか多い額(10%控除分)」を差し引いた額を記載するものとする。なお、当該金額が0円未満となる場合は「0円」と記載するものとする。
- ⑩ 「② ②と②の金額のうちいずれか少ない額(5%控除分)」の欄には、「② ⑰の金額と⑱ 及び⑲ウの合計額のうちいずれか少ない額」と「② 1,000 万円から⑯を引いた残りの額(0円 未満となる場合は0円)」の金額のうちいずれか少ない額を記載するものとする。
- 6 「I. 所得税額の特別控除」中、「4. 償還期間が10年以上の住宅借入金等を利用して特定の増改 築等がされた住宅用家屋を取得した場合(買取再販住宅の取得に係る住宅借入金等特別税額控除)」 の欄には、この証明書により証明をする工事について、次により記載すること。
 - (1) 「(1) 実施した工事の種別」の欄には、以下により第1号工事から第7号工事までのいずれかの工事について記載するものとする。
 - ① 「第1号工事」の欄には、当該工事が施行令第42条の2の2第2項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替のいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。
 - ② 「第2号工事」の欄には、当該工事が施行令第42条の2の2第2項第2号に規定する修繕又は 模様替であって次に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を〇で囲むものとする。 イ 床の過半の修繕又は模様替 床 (建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部 (以下「主 要構造部」という。)である床及び最下階の床をいう。)の過半について行うもの
 - ロ 階段の過半の修繕又は模様替 主要構造部である階段の過半について行うもの
 - ハ 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 間仕切壁(主要構造部である間仕切壁及び建築物の構造 上重要でない間仕切壁をいう。)の室内に面する部分の過半について行うもの(その間仕切壁 の一部について位置の変更を伴うものに限る。)
 - ニ 壁の過半の修繕又は模様替 主要構造部である壁の室内に面する部分の過半について行うもの(当該修繕又は模様替に係る壁の過半について遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限る。)
 - ③ 「第3号工事」の欄には、当該工事が施行令第42条の2の2第2項第3号に規定する修繕又は 模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものと する。
 - ④ 「第4号工事」の欄には、当該工事が施行令第42条の2の2第2項第4号に規定する修繕又は 模様替であって当該欄に掲げる規定又は基準のいずれに適合するかに応じ該当する番号を○で囲 むものとする。
 - ⑤ 「第5号工事」の欄には、当該工事が施行令第42条の2の2第2項第5号に規定する修繕又は 模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものと する
 - ⑥ 「第6号工事」の欄のうち、「全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合」の欄には、平成26年国土交通省告示第435号第1号に掲げる工事について記載するものとし、当該工事が租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第6号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号(建築物エネルギー消費性能基準等を

定める省令における算出方法等に係る事項等(平成28年国土交通省告示第265号。以下「算出方法告示」という。)別表第10に掲げる地域の区分における8地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、番号1)を○で囲むものとする。また、同欄中「地域区分」の欄には算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。

- ⑦ 「第6号工事」の欄のうち、「改修工事の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合」の欄には、平成26年国土交通省告示第435号第2号に掲げる工事について、次により記載するものとする。
 - イ 住宅性能評価書により証明される場合

当該工事が施行令第 42 条の2の2第2項第6号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号(算出方法告示別表第 10 に掲げる地域の区分における8地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、番号1)を○で囲むものとする。また、同欄中「地域区分」の欄には算出方法告示別表第 10 に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。「改修工事後の住宅の省工ネ性能」の欄には改修工事後の住宅の日本住宅性能表示基準(平成 13 年国土交通省告示第 1 346 号)別表 2 - 1 の(い)項に掲げる「5 - 1 断熱等性能等級」又は「5 - 2 - 次エネルギー消費量等級」を○で囲むものとする。

ロ 増改築による長期優良住宅建築等計画の認定により証明される場合

当該工事が施行令第 42 条の2の2第2項第6号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号(算出方法告示別表第 10 に掲げる地域の区分における8地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、番号1)を〇で囲むものとする。同欄中「地域区分」の欄には算出方法告示別表第 10 に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号を〇で囲むものとする。「改修工事後の住宅が相当する省エネ性能」の欄には改修工事後の住宅が相当する日本住宅性能表示基準別表 2-1 の(い)項に掲げる「5-1 断熱等性能等級」又は「5-2 一次エネルギー消費量等級」を〇で囲むものとする。

- ⑧ 「第7号工事」の欄には、当該工事が施行令第42条の2の2第2項第7号に規定する修繕又は 模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものと する。
- (2) 「(2) 実施した工事の内容」の欄には、当該工事が施行令第42条の2の2第2項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替又は同項第7号に規定する修繕若しくは模様替に該当することを明らかにする工事の具体的内容を記載するものとする。
- (3) 「(3) 実施した工事の費用の額」の欄には、この証明書により証明をする工事について、次により記載すること。
 - ① 「① 特定の増改築等に要した費用の総額」に関し、確認した内容について記載する表には、 次により記載すること。

「第1号工事〜第7号工事に要した費用の総額」の欄には、施行令第42条の2の2第2項第1号から第7号までに規定する工事の種別のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。

- ② 「② 特定の増改築等のうち、第1号工事~第6号工事に要した費用の額」に関し、確認した 内容について記載する表には、次により記載すること。
 - 「第1号工事~第6号工事に要した費用の額」の欄には、施行令第42条の2の2第2項第1号から第6号までに規定する工事の種別のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。
- ③ 「③ 特定の増改築等のうち、第4号工事、第5号工事、第6号工事又は第7号工事に要した 費用の額」に関し、確認した内容について記載する表には、次により記載すること。
 - イ 「ア 第4号工事に要した費用の額」の欄には、第4号工事に該当する工事の合計額を記載 するものとする。

- ロ 「イ 第5号工事に要した費用の額」の欄には、第5号工事の1~8のいずれかに該当する 工事の合計額を記載するものとする。
- ハ 「ウ 第6号工事に要した費用の額」の欄には、第6号工事の1~4のいずれかに該当する 工事の合計額を記載するものとする。
- 二 「エ 第7号工事に要した費用の額」の欄には、第7号工事の1~3のいずれかに該当する 工事の合計額を記載するものとする。
- 7 「Ⅱ. 固定資産税の減額」中、「1-1. 耐震改修をした場合」の欄にはこの証明書により証明する工事について、次により記載すること。

当該工事が、地方税法施行令(昭和 25 年政令第 245 号)附則第 12 条第 19 項に規定する基準に適当する耐震改修である場合は 1 を○で囲むものとする。

- 8 「Ⅱ. 固定資産税の減額」中、「1-2. 耐震改修をした家屋が認定長期優良住宅に該当することとなった場合」の欄にはこの証明書により証明する工事について、次により記載すること。なお、当該欄の「認定長期優良住宅」とは地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条の9の2第1項に規定する認定長期優良住宅をいう(備考9及び10において同じ。)。
 - (1) 「工事の種別及び内容」の欄には、この証明書により証明をする耐震改修について、次により記載するものとする。
 - ① 「地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替」の欄には、地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替のうち、いずれに該当するかに応じ、該当する番号を○で囲むものとする。
 - ② 「工事の内容」の欄には、当該工事が地方税法附則第15条の9の2第1項に規定する耐震改修に該当することを明らかにする工事の具体的内容を記載するものとする。
 - (2) 「耐震改修の費用の額」の欄には、地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又 は模様替の1から4のいずれかに該当する改修工事の費用の額を記載するものとする。
- 9 「Ⅱ. 固定資産税の減額」中、「熱損失防止改修工事等をした場合又は熱損失防止改修工事等をした家屋が認定長期優良住宅に該当することとなった場合」の欄にはこの証明書により証明する工事について、次により記載すること。
 - (1) 「工事の種別及び内容」の欄には、この証明書により証明をする熱損失防止改修工事等について、 次により記載すること。なお、「断熱改修工事」の欄のうち、「必須となる改修工事」の欄中「窓 の断熱性を高める改修工事」とあるのは算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分における8地 域にあっては、「窓の日射遮蔽性を高める改修工事」とする。
 - ① 「上記と併せて行った改修工事」の欄には、改修工事を行った部位(窓は必須とする。)が地方税法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等のうち、断熱改修工事により新たに平成20年国土交通省告示第515号別表の基準を満たすこととなった場合において、当該工事が窓の断熱性を高める改修工事と併せて行った当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする(該当するものがない場合は記入を要しない。)。
 - ② 「断熱改修工事と併せて行った右記4から9までに掲げる設備の取替え又は取付けに係る工事」の欄のうち、「太陽熱利用冷温熱装置の型式」「潜熱回収型給湯器の型式」「ヒートポンプ式電気給湯器の型式」「燃料電池コージェネレーションシステムの型式」「エアコンディショナーの型式」「太陽光発電設備の型式」の欄には、地方税法施行令第12条第31項に規定する国土交通大臣及び経済産業大臣が総務大臣と協議して定める工事を定める告示(平成20年国土交通省告示第515号)第2号アからカまでに掲げる設備に適合する設備の種別を記載するものとする。
 - ③ 「工事の内容」の欄には、工事を行った家屋の部分、工事面積、工法、熱損失防止改修工事等の内容等について、当該工事が熱損失防止改修工事等に該当すると認めた根拠が明らかになるよう工事の内容を具体的に記載するものとする。
 - (2) 「熱損失防止改修工事等を含む工事の費用の額(全体工事費)」の欄には、改修工事費用の合計額を記載するものとする。
 - (3) 「上記のうち熱損失防止改修工事等の費用の額」の欄のうち、「ア 断熱改修工事に係る費用の額」の欄には、窓の断熱性を高める改修工事及びそれと併せて行った「上記と併せて行った改修工事」の1から3のいずれかに該当する改修工事の費用の合計額を記載するものとする。
 - 「イ 断熱改修工事に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された断熱改修工事に、断熱

改修工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずる ものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含ま れていない場合には「無」を○で囲むものとする。

- 「「有」の場合」の「ウ 交付される補助金等の額」の欄には、断熱改修工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。
- 「① アからウを差し引いた額」の欄には、「ア 断熱改修工事に係る費用の額」から「ウ 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。
- 「エ 断熱改修工事と併せて行った4から9までに掲げる設備の取替え又は取付けに係る工事の費用の額」の欄には、断熱改修工事と併せて行った4から9までに掲げる設備の取替え又は取付けに係る工事の費用の額の合計額を記載するものとする。
- 「オ エの工事に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された4から9までに掲げる設備の取替え又は取付けに、4から9までに掲げる設備の取替え又は取付けの費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を〇で囲むものとする。
- 「「有」の場合」の「カ 交付される補助金等の額」の欄には、4から9までに掲げる設備の取替え又は取付けの費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。
- 「② エから力を差し引いた金額」の欄には、「エ 断熱改修工事と併せて行った4から9までに掲げる設備の取替え又は取付けに係る工事の費用の額」から「カ 交付される補助金等の額」を 差し引いた額を記載するものとする。
- (4) 「工事費用の確認(下記③又は④のいずれかを選択して、右側の項目にレ点を入れること)」の 欄のうち、「③ ①の金額が 60 万円を超える」に該当する場合は右欄の「□ 左記に該当する」 にレ点を入れるものとする。また、「③ ①の金額が 60 万円を超える」に該当しない場合で「④ ①の金額が 50 万円を超え、かつ、①と②の合計額が 60 万円を超える」に該当する場合は「④ ①の金額が 50 万円を超え、かつ、①と②の合計額が 60 万円を超える」にレ点を入れるものとする。
- (5) 「上記工事が行われ、認定長期優良住宅に該当することとなった場合」の欄は、認定長期優良住宅について証明を行う場合に限り記載するものとする。
- 10 この証明書により証明を行う者について、次により記載するものとする。
 - (1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

「証明を行った建築士」の欄には、当該工事が法第41条の19の2第1項に規定する住宅耐震改修、 施行令第26条第33項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項 第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に 規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する 修繕若しくは模様替、施行令第26条の4第4項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条 第7項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第8項に規定する増築、改築、修繕若し くは模様替、同条第9項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第19項に規定する増築、 改築、修繕若しくは模様替、施行令第 26 条の 28 の 5 第 14 項に規定する施行令第 26 条第 33 項各号 に掲げる工事、施行令第 26 条の 28 の 5 第 15 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条 第 16 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 18 項及び第 20 項に規定する設備の取 替え若しくは取付け、同条第 22 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは同条第 23 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第42条の2の2第2項第1号に規定する増 築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同 項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号 に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替若しくは同項第7号に 規定する修繕若しくは模様替であること又は当該工事が地方税法施行令附則第 12 条第 19 項に規定 する基準に適合する耐震改修若しくは地方税法附則第 15 条の9第9項に規定する熱損失防止改修 工事等であること若しくは同法附則第 15 条の9の2第1項に規定する耐震改修若しくは同法附則 第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が行われ、当該工事が行われた家屋が認定長期 優良住宅に該当することとなったことにつき証明を行った建築士について次により記載すること。

- ① 「氏名」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を記載するものとする。
- ② 「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、証明を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が証明することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
- ③ 「登録番号」の欄には、証明を行った建築士について建築士法第5条の2の規定による届出に 係る登録番号を記載するものとする。
- ④ 「登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)」の欄には、証明を行った建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
- ⑤ 「証明を行った建築士の属する建築士事務所」の「名称」、「所在地」、「一級建築士事務所、 二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別」及び「登録年月日及び登録番号」の欄には、建築 士法第23条の3第1項に規定する登録簿に記載された建築士事務所の名称及び所在地、一級建 築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに登録年月日及び登録番号を記載 すること。
- (2) 証明者が指定確認検査機関の場合
- 「証明を行った指定確認検査機関」の欄には、当該工事が法第41条の19の2第1項に規定す る住宅耐震改修、施行令第26条第33項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大 規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは 模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、 同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、施行令第26条の4第4項に規定する増築、改築、 修繕若しくは模様替、同条第7項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第8項に規 定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第9項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様 替、同条第 19 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第 26 条の 28 の 5 第 14 項 に規定する施行令第26条第33項各号に掲げる工事、施行令第26条の28の5第15項に規定す る増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第15項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、 同条第18項及び第20項に規定する設備の取替え若しくは取付け、同条第22項に規定する増築、 改築、修繕若しくは模様替若しくは同条第23項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、 施行令第 42 条の2の2第2項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模 様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、 同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 6号に規定する修繕若しくは模様替若しくは同項第7号に規定する修繕若しくは模様替である こと又は当該工事が地方税法施行令附則第 12 条第 19 項に規定する基準に適合する耐震改修若し くは地方税法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等であること若しくは同法 附則第15条の9の2第1項に規定する耐震改修若しくは同法附則第15条の9第9項に規定する 熱損失防止改修工事等が行われ、当該工事が行われた家屋が認定長期優良住宅に該当することと なったことにつき証明を行った指定確認検査機関について次により記載すること。
- ② 「名称」及び「住所」の欄には、建築基準法第77条の21第1項の規定により指定を受けた名 称及び住所(指定を受けた後に同条第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の 届出を行った名称及び住所)を記載するものとする。
- ③ 「指定年月日及び指定番号」及び「指定をした者」の欄には、建築基準法第77条の18第1項 の規定により指定を受けた年月日及び指定番号並びに指定をした者を記載するものとする。
- ④ 「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者」の欄には、当該工事が法第 41 条の 19 の 2 第 1 項に規定する住宅耐震改修、施行令第 26 条第 33 項第 1 号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第 2 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 3 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 5 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 5 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 5 号に規定する修繕若しくは模様替、施行令第 26 条の 4 第 4 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 7 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 9 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 9 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 9 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、両条第 19 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第 26 条の 28 の 5 第 14 項に規定する施行令第 26 条第 33 項各号に掲げる工事、施行令第 26 条の 28 の 5

第15項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第16項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第18項及び第20項に規定する設備の取替え若しくは取付け、同条第22項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは同条第23項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替表しては模様替、施行令第42条の2の2第2項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは同項第7号に規定する修繕若しくは模様替であること又は当該工事が地方税法施行令附則第12条第19項に規定する基準に適合する耐震改修若しくは地方税法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等であること若しくは同法附則第15条の9の2第1項に規定する耐震改修若しくは同法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が行われ、当該工事が行われた家屋が認定長期優良住宅に該当することとなったことにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者について、次により記載すること。

- イ 「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者である場合には建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた氏名を記載するものとする。
- ロ 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
- ハ 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
- 二 「建築基準適合判定資格者の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた地方整備局等名」の 欄には、建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた登録番号及び地 方整備局等の名称を記載するものとする。
- (3) 証明者が登録住宅性能評価機関の場合
- 「証明を行った登録住宅性能評価機関」の欄には、当該工事が法第 41 条の 19 の 2 第 1 項に規 定する住宅耐震改修、施行令第 26 条第 33 項第 1 号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しく は大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若し くは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模 様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、施行令第26条の4第4項に規定する増築、 改築、修繕若しくは模様替、同条第7項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第8 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第9項に規定する増築、改築、修繕若しく は模様替、同条第 19 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第 26 条の 28 の 5 第 14 項に規定する施行令第 26 条第 33 項各号に掲げる工事、施行令第 26 条の 28 の 5 第 15 項に 規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 16 項に規定する増築、改築、修繕若しくは 模様替、同条第 18 項及び第 20 項に規定する設備の取替え若しくは取付け、同条第 22 項に規定 する増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは同条第 23 項に規定する増築、改築、修繕若しく は模様替、施行令第 42 条の2の2第2項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは 大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しく は模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様 替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替若しくは同項第7号に規定する修繕若しくは模様 替であること又は当該工事が地方税法施行令附則第12条第19項に規定する基準に適合する耐震 改修若しくは地方税法附則第 15 条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等であること若し くは同法附則第15条の9の2第1項に規定する耐震改修若しくは同法附則第15条の9第9項に 規定する熱損失防止改修工事等が行われ、当該工事が行われた家屋が認定長期優良住宅に該当す ることとなったことにつき証明を行った登録住宅性能評価機関について次により記載すること。 イ 「名称」及び「住所」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定

- により登録を受けた名称及び住所(登録を受けた後に同法第10条第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所)を記載するものとする。
- ロ 「登録年月日及び登録番号」及び「登録をした者」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定により登録を受けた年月日及び登録番号並びに登録をした者を記載するものとする。
- 「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄には、当該工事が法第41 条の 19 の 2 第 1 項に規定する住宅耐震改修、施行令第 26 条第 33 項第 1 号に規定する増築、改 築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に 規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、施行令第26条の4 第4項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第7項に規定する増築、改築、修繕若 しくは模様替、同条第8項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第9項に規定する 増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 19 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、 施行令第26条の28の5第14項に規定する施行令第26条第33項各号に掲げる工事、施行令第2 6条の28の5第15項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第16項に規定する増築、 改築、修繕若しくは模様替、同条第 18 項及び第 20 項に規定する設備の取替え若しくは取付け、 同条第22項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは同条第23項に規定する増築、 改築、修繕若しくは模様替、施行令第 42 条の2の2第2項第1号に規定する増築、改築、大規 模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規 定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する 修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替若しくは同項第7号に規定する 修繕若しくは模様替であること又は当該工事が地方税法施行令附則第 12 条第 19 項に規定する基 準に適合する耐震改修若しくは地方税法附則第 15 条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事 等であること若しくは同法附則第 15 条の9の2第1項に規定する耐震改修若しくは同法附則第 15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が行われ、当該工事が行われた家屋が認定長期 優良住宅に該当することとなったことにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者 検定合格者について、次により記載すること。
 - イ 「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者検定合格者である場合には、建築基準法施行令第6条により通知を受けた氏名を記載するものとする。
 - ロ 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
 - ハ 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
 - 二 「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号(建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)附則第2条第2項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号)を記載するものとする。
- (4) 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合
- ① 「証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人」の欄には、当該工事が法第41条の19の2第1項に規定する住宅耐震改修、施行令第26条第33項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、施行令第26条の4第4項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第7項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条

第8項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第9項に規定する増築、改築、修繕若 しくは模様替、同条第19項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第26条の28 の5第14項に規定する施行令第26条第33項各号に掲げる工事、施行令第26条の28の5第15 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 16 項に規定する増築、改築、修繕若し くは模様替、同条第 18 項及び第 20 項に規定する設備の取替え若しくは取付け、同条第 22 項に 規定する増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは同条第 23 項に規定する増築、改築、修繕若 しくは模様替、施行令第42条の2の2第2項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若し くは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若 しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは 模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替若しくは同項第7号に規定する修繕若しくは 模様替であること又は当該工事が地方税法施行令附則第 12 条第 19 項に規定する基準に適合する 耐震改修若しくは地方税法附則第 15 条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等であること 若しくは同法附則第15条の9の2第1項に規定する耐震改修若しくは同法附則第15条の9第9 項に規定する熱損失防止改修工事等が行われ、当該工事が行われた家屋が認定長期優良住宅に該 当することとなったことにつき証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人について次により記載 すること。

- イ 「名称」及び「住所」の欄には、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第 17 条第 1 項の規定により指定を受けた名称及び住所(指定を受けた後に同法第 18 条第 2 項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所)を記載するものとする。
- ロ 「指定年月日」の欄には、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第1項 の規定により指定を受けた年月日を記載するものとする。
- 「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄には、当該工事が法第41 条の19の2第1項に規定する住宅耐震改修、施行令第26条第33項第1号に規定する増築、改 築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に 規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、施行令第 26 条の4 第4項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第7項に規定する増築、改築、修繕若 しくは模様替、同条第8項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第9項に規定する 増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 19 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、 施行令第26条の28の5第14項に規定する施行令第26条第33項各号に掲げる工事、施行令第2 6条の28の5第15項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第16項に規定する増築、 改築、修繕若しくは模様替、同条第 18 項及び第 20 項に規定する設備の取替え若しくは取付け、 同条第22項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは同条第23項に規定する増築、 改築、修繕若しくは模様替、施行令第 42 条の2の2第2項第1号に規定する増築、改築、大規 模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規 定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する 修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替若しくは同項第7号に規定する 修繕若しくは模様替であること又は当該工事が地方税法施行令附則第12条第19項に規定する基 準に適合する耐震改修若しくは地方税法附則第 15 条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事 等であること若しくは同法附則第 15 条の9の2第1項に規定する耐震改修若しくは同法附則第 15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が行われ、当該工事が行われた家屋が認定長期 優良住宅に該当することとなったことにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者 検定合格者について、次により記載すること。
 - イ 「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者検定合格者である場合には、建築基準法施行令第6条により通知を受けた氏名を記載するものとする。
 - ロ 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載する ものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、

それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。

- ハ 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
- 二 「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号(建築基準法の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号)を記載するものとする。

平成19年 国土交通省告示第410号 (最終改正…平成31年 国土交通省告示第490号)

バリアフリー 固定資産税

地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)附則第十二条第二十九項の規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協 議して定める改修工事を次のように定めたので告示する。

平成十九年三月三十日

国土交通大臣 冬柴鐵三

地方税法施行令附則第十二条第二十四項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める改修工事は、高齢者等が居住す る家屋につき行う次のいずれかに該当するもの(当該改修工事に付帯して必要となる改修工事を含む。)とする。

- 一 介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事
- 二 階段の設置(既存の階段の撤去を伴うものに限る。)又は改良によりその勾配を緩和する工事
- 三 浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事
 - ロ 浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事
 - ハ 固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事
 - ニ 高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事
- 四 便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事
 - ロ 便器を座便式のものに取り替える工事
 - ハ 座便式の便器の座高を高くする工事
- 五 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事
- 六 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事(勝手口その他屋外に面す る開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む。)
- 七 出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事
 - ロ 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事
 - ハ 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事
- 八 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成二十九年国土交通省告示第二百八十五号)

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則(平成三十年国土交通省告示第五百五十四号)

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則(平成三十一年国土交通省告示第四百九十号)

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

平成21年 国土交通省告示第379号 (最終改正…令和5年 国土交通省告示第1073号) 省エネ 所得税 リフォーム促進税制

○国土交通省告示第三百七十九号

租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二十六条の二十八の五第九項の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化に資する増築、改築、修繕又は模様替を次のように定めたので、同条第十項の規定により、告示する。

平成二十一年三月三十一日

国土交通大臣 金子 一義

租税特別措置法施行令(以下「令」という。)第二十六条の二十八の五第十六項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して 定めるエネルギーの使用の合理化に資する増築、改築、修繕又は模様替を次のように定める。

- 1 令第 26 条の 28 の 5 第 16 項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に資する増築、 改築、修繕又は模様替は、次に掲げる要件の全てに該当する工事とする。
 - 一 次のアに定める工事又は次のアに定める工事と併せて行う次のウからオまでに定める工事(地域区分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項(平成28年国土交通省告示第265号)別表第10に掲げる地域の区分をいう。以下同じ。)が8地域の場合にあっては、次のイに定める工事又は次のイに定める工事と併せて行う次のウからオまでに定める工事)であること。
 - ア 窓の断熱性を高める工事(外気に接する窓(既存の窓の室内側に設置する既存の窓と一体となった窓を含む。以下同じ。) の断熱性を高める工事で、窓の熱貫流率(内外の温度差1度の場合において1平方メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値であって、当該部位を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ、熱橋(構造部材、下地材その他断熱構造を貫通する部分であって、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。以下同じ。) により貫流する熱量等を勘案して算出したものをいう。以下同じ。) が、地域区分に応じ、施工後に新たに住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準(平成28年国土交通省告示第266号。以下「住宅仕様基準」という。) 第1項(3) イの表に掲げる基準値以下となるものをいう。)
 - イ 窓の日射遮蔽性を高める工事(外気に接する窓の日射遮蔽性を高める工事で、窓の建具、付属部材(紙障子、外付けブラインド(窓の直近室外側に設置され、金属製スラット等の可変により日射調整機能を有するブラインドをいう。)及びその他これらと同等以上の日射遮蔽性能を有し、窓に建築的に取り付けられるものをいう。)及びひさし、軒等(オーバーハング型の日除けで、外壁からの出寸法がその下端から窓下端までの高さの0.3 倍以上のものをいう。)が、建築物の種類に応じ、施工後に新たに住宅仕様基準第1項(3)ロの表の8の項の右欄に掲げる事項に該当するもの(この場合において、同欄中「開口部」とあるのは「窓」とする。)又はこれと同等以上の性能を有するものとなるものをいう。)
 - ウ 天井等の断熱性を高める工事(屋根(小屋裏又は天井裏が外気に通じているものを除く。以下同じ。)、屋根の直下の天井又は外気等(外気又は外気に通じる床裏、小屋裏若しくは天井裏をいう。以下同じ。)に接する天井の断熱性を高める工事(住宅仕様基準第1項(1)に掲げる部分以外の部分(以下「断熱構造とする部分以外の部分」という。)の工事を除く。)で、鉄筋コンクリート造、組積造その他これらに類する構造(以下「鉄筋コンクリート造等」という。)の住宅にあっては熱橋となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあっては熱橋となる部分(壁に設けられる横架材を除く。)による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ建築物の種類、構造、構法又は工法、部位、断熱材の施工法及び地域区分に応じ、施工後に新たに住宅仕様基準第1項(2)イの表に掲げる基準値以下となるもの又は各部位の断熱材の熱抵抗が、建築物の種類、構造、構法又は工法、部位、断熱材の施工法及び地域区分に応じ、施種類、構造、構法又は工法、部位、断熱材の施工法及び地域区分に応じ、施種類、構造、構法又は工法、部位、断熱材の施工法及び地域区分に応じ、施工後に新たに住宅仕様基準第1項(2)ロ(イ)の表に掲げる基準値以上となるものをいう。)
 - エ 壁の断熱性を高める工事(外気等に接する壁の断熱性を高める工事(断熱構造とする部分以外の部分の工事を除く。)で、鉄筋コンクリート造等の住宅にあっては熱橋となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあっては熱橋となる部分(壁に設けられる横架材を除く。)による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ建築物の種類、構造、構法又は工法、部位、断熱材の施工法及び地域区分に応じ、施工後に新たに住宅仕様基準第1項(2)イの表に掲げる基準値以下となるもの又は断熱材の熱抵抗が、建築物の種類、構造、構法又は工法、部位、断熱材の施工法及び地域区分に応じ、施工後に新たに住宅仕様基準第1項(2)ロ(イ)の表に掲げる基準値以上となるもの(鉄骨造の住宅の壁であって充填断熱工法(屋根にあっては屋根組材の間、天井にあっては天井面、壁にあっては柱、間柱、たて枠の間及び外壁と内壁との間、床にあっては床組材の間に断熱施工する方法をいう。)のものにあっては、壁に施工する断熱材の熱抵抗が、建築物の種類、外装材(鉄骨柱及び梁の外気側において、鉄骨柱又は梁に直接接続する面状の材料をいう。)の熱抵抗、断熱材を施工する箇所の区分、鉄骨柱が存する部分以外の壁の断熱層(断熱材で構成される層をいう。)を貫通する金属製下地部材の有無及び地域区分に応じ、住宅仕様基準第1項(2)ロ(ロ)の表に掲げる基準値以上となるもの)をいう。)
 - オ 床等の断熱性を高める工事(外気等に接する床(地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆ったもの又は床裏が外気に通じないもの(以下「土間床等」という。)を除く。)の断熱性を高める工事(外周が外気等に接する土間床等の外周部分の基礎の断熱性を高める工事を含み、断熱構造とする部分以外の部分の工事を除く。)で、鉄筋コンクリート造等の住宅にあっては熱橋となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあっては熱橋となる部分(壁に設けられる横架材を除く。)による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ建築物の種類、構造、構法又は工法、部位、断熱材の施工法及び地

域区分に応じ、施工後に新たに住宅仕様基準第1項(2)イの表に掲げる基準値以下となるもの又は各部位の断熱材の熱抵抗が、建築物の種類、構造、構法又は工法、部位、断熱材の施工法及び地域区分に応じ、施工後に新たに住宅仕様基準第1項(2)ロ(イ)の表に掲げる基準値以上となるものをいう。)

- 二 前号ウからオまでに定める工事にあっては、発泡剤としてフロン類(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成 13 年法律第 64 号)第 2 条第 1 項に規定するフロン類をいう。)を用いた断熱材を用いない工事であること。
- 附 則(平成二十一年国土交通省告示第三百七十九号)

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則(平成二十五年五月三十一日国土交通省告示第五百四十七号)

この告示は、平成二十五年十月一日から施行する。ただし、「第二十六条の二十八の五第九項」を「第二十六条の二十八の五第八項」に改める部分及び「第 26 条の 28 の 5 第 9 項」を「第 26 条の 28 の 5 第 8 項」に改める部分は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(平成二十五年九月三十日国土交通省告示第九百十一号)

この告示は、平成二十五年十月一日から施行する。

附 則(平成二十八年国土交通省告示第五百九十一号) この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

- 附 則(平成二十九年国土交通省告示第二百八十九号)
- 1 この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 個人が所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)第十二条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十一条の十九の三第三項に規定する一般断熱改修工事等をした家屋(当該一般断熱改修工事等をした部分に限る。)を平成二十九年四月一日前に同項に定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。
- 附 則(令和元年国土交通省告示第二百二十七号)

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

- 附 則(令和四年国土交通省告示第四百四十五号)
- 1 この告示は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 この告示は、個人が、当該個人の所有する租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十一条の十九の三第一項に規定する居住用の家屋について同条第二項に規定する対象一般断熱改修工事等をして、当該居住用の家屋を令和四年一月一日以後に当該個人の居住の用に供する場合について適用し、個人が、当該個人の所有する所得税法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四号)第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項に規定する居住用の家屋について同条第三項に規定する対象一般断熱改修工事等をして、当該居住用の家屋を同日前に当該個人の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。
- 附 則(令和五年国土交通省告示第千七十三号)
- 1 この告示は、令和五年十一月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、この告示の施行後に着手する工事について適用し、この告示の施行前に着手した工事についてはなお従前の例による。

令和2年1月1日~令和4年12月31日までに居住した場合

平成25年 経済産業省·国土交通省告示第5号 (最終改正…令和4年 経済産業省/国土交通省告示第2号)

省エネ 所得税 リフォーム促進税制

○平成二十五年/経済産業省/国土交通省/告示第五号(租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第十八項の規定に基づく租税特別措置法第四十一条の十九の三第十項第一号に掲げる工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たすエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備として国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備)

(平成二十五年五月三十一日)

(/経済産業省/国土交通省/告示第五号)

改正 平成二五年一二月二七日/経済産業省/国土交通省/告示第一〇号

 同 二八年 三月三一日同
 第 二号

 同 二九年 三月三一日同
 第 四号

 令和 元年 六月二八日同
 第 一号

 同 二年 四月 一日同
 第 三号

 同 四年 三月三一日同
 第 二号

租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二十六条の二十八の五第十項の規定に基づき、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十一条の十九の三第七項第一号に掲げる工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たすエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備として国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備を次のように定めたので告示する。

軽不 減措置 動産取 税

租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第十八項の規定に基づき、租税特別措置法第四十一条の十九の三第十項第一号 に掲げる工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たすエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備として国土交 通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備は、次のとおりとする。

- 1 次に掲げる太陽熱利用冷温熱装置
- 一 冷暖房等及び給湯の用に供するもののうち、産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日 本産業規格」という。) A 四――二に適合するもの(蓄熱槽を有する場合にあっては、日本産業規格 A 四――三に適合する 太陽蓄熱槽を有するものに限る。)
- . 給湯の用に供するもののうち、日本産業規格 A 四―――に適合するもの
- 2 潜熱回収型給湯器(ガス又は灯油の消費量が七十キロワット以下のものであり、かつ、日本産業規格S二一○九又はS 三〇三一に定める試験方法により測定した場合における熱効率が九十パーセント以上のものに限る。)
- ヒートポンプ式電気給湯器(定格加熱能力を定格消費電力で除して算出した数値の平均値が三・五以上のものに限る。)
- 4 燃料電池コージェネレーションシステム(発電及び給湯の用に供するものであって、固体高分子形の燃料電池を用いたもの のうち日本産業規格 C 六二二八二—三—二○一に定める試験方法により測定した場合における、定格出力が○・五キロワット 以上一・五キロワット以下、廃熱回収流体の発電ユニット出口温度が五十度以上、発電効率が三十五パーセント以上及び総合 効率が八十五パーセント以上のもの又は固体酸化物形の燃料電池を用いたもののうち日本産業規格 C 六二二八二―三―二〇一 に定める試験方法により測定した場合における、定格出力が○・五キロワット以上一・五キロワット以下、廃熱回収流体の発 電ユニット出口温度が六十度以上、発電効率が四十パーセント以上及び総合効率が八十五パーセント以上のものに限る。)
- ガスエンジン給湯器(ガスエンジンユニットが小出力発電設備であって、日本産業規格 B 八一二二に定める試験方法により 測定した場合における総合効率が八十五パーセント以上のものであり、かつ、貯湯容量が九十リットル以上の貯湯槽を有する ものに限る。)
- 6 エアコンディショナー(エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令(昭和五十四年政令第二百六十七号)第十八条第 ニ号に掲げるエアコンディショナーのうち、日本産業規格 C 九九○―に定める省エネルギー基準達成率が百十四パーセント以 上のものに限る。)

附則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年一二月二七日/経済産業省/国土交通省/告示第一〇号)

この告示は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日(平成二十六年四月一日)から施 行する。

附 則 (平成二八年三月三一日/経済産業省/国土交通省/告示第二号)

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年三月三一日/経済産業省/国土交通省/告示第四号)

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月二八日/経済産業省/国土交通省/告示第一号)

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和二年四月一日/経済産業省/国土交通省/告示第三号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年三月三一日/経済産業省/国土交通省/告示第二号)

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

令和5年1月1日以降に居住した場合

平成25年 経済産業省・国土交通省告示第5号 (最終改正…令和5年 経済産業省/国土交通省告示第1号)

○平成二十五年/経済産業省/国土交通省/告示第五号(租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第十八項の規定に基づく 租税特別措置法第四十一条の十九の三第十項第一号に掲げる工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たすエネル ギーの使用の合理化に著しく資する設備として国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備)

(平成二十五年五月三十一日)

所得税 リフォーム促進税制

(/経済産業省/国土交通省/告示第五号)

改正 平成二五年一二月二七日/経済産業省/国土交通省/告示第一〇号

省エネ

二号 同 二八年 三月三一日同 第 同 二九年 三月三一日同 第 四号 令和 元年 六月二八日同 第 一号 三号 二年 四月 一日同 同 第 二号

四年 三月三一日同 第 同 四年 六月二八日同 第 五号

同

同 五年 三月三一日同

第 一号

租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二十六条の二十八の五第十項の規定に基づき、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十一条の十九の三第七項第一号に掲げる工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たすエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備として国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備を次のように定めたので告示する。

租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二十六条の二十八の五第十八項の規定に基づき、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十一条の十九の三第十項第一号に掲げる工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たすエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備として国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備は、次のとおりとする。

- 1 次に掲げる太陽熱利用冷温熱装置
 - 一 冷暖房等及び給湯の用に供するもののうち、産業標準化法 (昭和二十四年法律第百八十五号) に基づく日本産業規格 (以下 「日本産業規格」という。) A 四一一二に適合するもの(蓄熱槽を有する場合にあっては、日本産業規格 A 四一一三に適合する太陽蓄熱槽を有するものに限る。)
 - 二 給湯の用に供するもののうち、日本産業規格A四―――に適合するもの
- 2 潜熱回収型給湯器(ガス又は灯油の消費量が七十キロワット以下のものであり、かつ、日本産業規格S二一○九又はS 三○三一に定める試験方法により測定した場合における熱効率が九十パーセント以上のものに限る。)
- 3 ヒートポンプ式電気給湯器(定格加熱能力を定格消費電力で除して算出した数値の平均値が三・五以上のものに限る。)
- 4 燃料電池コージェネレーションシステム(発電及び給湯の用に供するものであって、固体高分子形の燃料電池を用いたもののうち日本産業規格 C 六二二八二一三一二○一に定める試験方法により測定した場合における、定格出力が○・五キロワット以上・五キロワット以下、廃熱回収流体の発電ユニット出口温度が五十度以上、発電効率が三十五パーセント以上及び総合効率が八十五パーセント以上のもの又は固体酸化物形の燃料電池を用いたもののうち日本産業規格 C 六二二八二一三一二○一に定める試験方法により測定した場合における、定格出力が○・五キロワット以上一・五キロワット以下、廃熱回収流体の発電ユニット出口温度が六十度以上、発電効率が四十パーセント以上及び総合効率が八十五パーセント以上のものに限る。)
- 5 エアコンディショナー(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令(昭和五十四年政令 第二百六十七号)第十八条第二号に掲げるエアコンディショナーのうち、日本産業規格 C 九九〇一に定める省エネルギー基準 達成率が百十四パーセント以上のものに限る。)

附則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年一二月二七日/経済産業省/国土交通省/告示第一○号)

この告示は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日(平成二十六年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二八年三月三一日/経済産業省/国土交通省/告示第二号)

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年三月三一日/経済産業省/国土交通省/告示第四号)

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月二八日/経済産業省/国土交通省/告示第一号)

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和二年四月一日/経済産業省/国土交通省/告示第三号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年三月三一日/経済産業省/国土交通省/告示第二号)

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年六月二八日/経済産業省/国土交通省/告示第五号)

- 1 この告示は、令和五年一月一日から施行する。
- 2 個人が、租税特別措置法第四十一条の十九の三第二項に規定する一般断熱改修工事等をした同項に規定する居住用の家屋を令和五年一月一日前に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

附 則 (令和五年三月三一日/経済産業省/国土交通省/告示第一号)

この告示は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和五年四月一日)から施行する。

リバ

特例措置の

平成21年 経済産業省告示第68号 (最終改正…令和4年 経済産業省告示第87号)

省 エ ネ 所得税 リフォーム促進税制

○平成二十一年経済産業省告示第六十八号(租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第二十項の規定に基づく租税特別措置法第四十一条の十九の三第十項第一号に掲げる工事が行われた家屋と一体となって効用を果たす太陽光を電気に変換する設備として経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備)

(平成二十一年三月三十一日) (経済産業省告示第六十八号)

改正 平成二五年 五月三一日経済産業省告示第一四八号

同 二八年 三月三一日同

第一一四号

同 二九年 三月三一日同

第 九一号

令和 四年 三月三一日同 第 八七号 エ十八の五第十一項の規定に基づき、租税特別措置法(昭

租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二十六条の二十八の五第十一項の規定に基づき、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十一条の十九の三第四項第一号に掲げる工事が行われた家屋と一体となって効用を果たす太陽光の利用に資する設備として経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備を次のように定めたので告示する。

租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第二十項の規定に基づき、租税特別措置法第四十一条の十九の三第十項第一号に掲げる工事が行われた家屋と一体となって効用を果たす太陽光を電気に変換する設備として経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備は、太陽光発電設備(太陽光エネルギーを直接電気に変換するもの(次の各号のいずれにも該当するものに限る。以下「太陽電池モジュール」という。)で、これと同時に設置する専用の架台、制御装置、直交変換装置、系統連系用保護装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器又は余剰電力販売用電力量計を含む。)とする。

- 一 当該太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が十キロワット未満であるもの
- 二 当該太陽電池モジュールの変換効率(太陽光エネルギーを電気に変換する割合をいう。)が、次の表の上欄に掲げる太陽電池モジュールの種類ごとに、それぞれ当該下欄に定める値以上であるもの

太陽電池モジュールの種類	変換効率の値
シリコン結晶系	十三・五パーセント
シリコン薄膜系	七・〇パーセント
化合物系	八・〇パーセント

- 三 当該太陽電池モジュールの性能及び安全性についての認証を財団法人電気安全環境研究所(昭和三十八年二月二十二日に 財団法人日本電気協会電気用品試験所という名称で設立された法人をいう。)から受けているもの又は当該認証を受けた太陽 電池モジュールと同等以上の性能及び安全性を有するもの
- 四 当該太陽電池モジュールの公称最大出力の八十パーセント以上の出力が製造事業者(太陽電池モジュールを製造する事業者をいう。以下この号において同じ。)によって出荷後十年以上の期間にわたって保証されているもの及び当該太陽電池モジュールの保守点検の業務を製造事業者又は販売事業者(太陽電池モジュールを販売する事業者をいう。)が実施する体制を整備しているもの

附則

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年五月三一日経済産業省告示第一四八号)

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年三月三一日経済産業省告示第一一四号)

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年三月三一日経済産業省告示第九一号)

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年三月三一日経済産業省告示第八七号)

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

令和2年1月1日~令和4年12月31日までに居住した場合

平成21年 経済産業省・国土交通省告示第4号 (最終改正…令和4年 経済産業省/国土交通省告示第1号)

省工ネ 所得税 リフォーム促進税制

○平成二十一年/経済産業省/国土交通省/告示第四号(租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第四項の規定に基づく 国土交通大臣又は経済産業大臣が財務大臣とそれぞれ協議して定める金額)

(平成二十一年三月三十一日)

(/経済産業省/国土交通省/告示第四号)

改正 平成二五年 五月三一日/経済産業省/国土交通省/告示第 四号

同 二八年 三月三一日同 第 三号 同 二九年 三月三一日同 第 五号 令和 元年 七月 五日同 第 二号

四年 三月三一日同

租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二十六条の二十八の五第七項の規定に基づき、国土交通大臣又は経 済産業大臣が財務大臣とそれぞれ協議して定める金額を次のように定めたので、同条第八項の規定により、告示する。

一 租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第四項の規定に基づき、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第 四十一条の十九の三第二項に規定する一般断熱改修工事等の標準的な費用の額のうち、同条第十項第一号に規定するエネル ギーの使用の合理化に資する改修工事の標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める金額は、次の表の 上欄に掲げる工事の種別及び地域区分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項(平成 二十八年国土交通省告示第二百六十五号)別表第 10 に掲げる地域の区分をいう。)に応じそれぞれ同表の中欄に定める額に、 一般断熱改修工事等を行った家屋の床面積の合計及び同表の下欄に定める割合を乗じて得た金額(一般断熱改修工事等を行っ た家屋の当該一般断熱改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、 当該一般断熱改修工事等に要した費用の額のうちに当該居住の用に供する部分に係る当該一般断熱改修工事等に要した費用の 額の占める割合を乗じて計算した金額(当該一般断熱改修工事等を行った家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部 分を独立して住居その他の用途に供することができるものであって、その家屋の個人がその各部分を区分所有する場合には、 当該金額に、当該一般断熱改修工事等に要した費用のうちにその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額))とする。

工事の種別及び地域区分	単位当たりの金額	割合
平成二十一年国土交通省告示第三百七十九号 (この号において単に「告示」という。)第一 項第一号アに規定する窓の断熱性を高める工 事及び同号イに規定する窓の日射遮蔽性を高 める工事のうち、ガラスの交換(1から8地 域まで)	床面積一平方メートルにつき 六千三百円	外気に接する窓(既存の窓の 室内側に設置する既存の窓と 一体となった窓を含む。この 欄において同じ。)のうち上欄 に掲げる工事を行ったものの 面積の合計を、外気に接する
告示第一項第一号アに規定する窓の断熱性を 高める工事のうち、内窓の新設又は交換(1、 2及び3地域)	床面積一平方メートルにつき 一万千三百円	全ての窓の面積の合計で除し た割合
告示第一項第一号アに規定する窓の断熱性を 高める工事のうち、内窓の新設(4、5、6 及び7地域)	床面積一平方メートルにつき 八千百円	
告示第一項第一号アに規定する窓の断熱性を 高める工事のうち、サッシ及びガラスの交換 (1、2、3及び4地域)	床面積一平方メートルにつき 一万九千円	
告示第一項第一号アに規定する窓の断熱性を 高める工事のうち、サッシ及びガラスの交換 (5、6及び7地域)	床面積一平方メートルにつき 一万五千円	
告示第一項第一号ウに規定する天井等の断熱 性を高める工事(1から8地域まで)	床面積一平方メートルにつき 二千七百円	_
告示第一項第一号エに規定する壁の断熱性を 高める工事(1から8地域まで)	床面積一平方メートルにつき 一万九千四百円	

告示第一項第一号オに規定する床等の断熱性	床面積一平方メートルにつき	
を高める工事(1、2及び3地域)	五千八百円	
告示第一項第一号オに規定する床等の断熱性	床面積一平方メートルにつき	_
を高める工事(4、5、6及び7地域)	四千六百円	

二 租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第四項の規定に基づき、租税特別措置法第四十一条の十九の三第二項に規定する一般断熱改修工事等の標準的な費用の額のうち、同条第十項第二号に規定する工事(以下「エネルギー使用合理化設備設置工事」という。)の標準的な費用の額として国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して定める金額は、次の表の上欄に掲げる工事の種類に応じそれぞれ同表の下欄に定める額に、エネルギー使用合理化設備設置工事の箇所数(平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第五号(この号において単に「告示」という。)第一項第一号に規定する太陽熱利用冷温熱装置については集熱器の面積の合計)を乗じて得た金額(エネルギー使用合理化設備設置工事を行った家屋の当該エネルギー使用合理化設備設置工事に係る部分のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該エネルギー使用合理化設備設置工事に要した費用の額のうちに当該居住の用に供する部分の当該エネルギー使用合理化設備設置工事に要した費用の額が占める割合を乗じて計算した金額(当該エネルギー使用合理化設備設置工事を行った家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものであって、その家屋の個人がその各部分を区分所有する場合には、当該金額に、当該エネルギー使用合理化設備設置工事に要した費用のうちにその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額))とする。

工事の種類	単位当たりの金額
告示第一項第一号に規定する太陽熱利用冷温熱装置の設置工事	集熱器一平方メートルにつき 十五万千六百円
告示第一項第二号に規定する太陽熱利用冷温熱装置の設置工事	一件につき三十六万五千四百円
告示第二項に規定する潜熱回収型給湯器の設置工事	一件につき七万五千二百円
告示第三項に規定するヒートポンプ式電気給湯器の設置工事	一件につき四十一万二千二百円
告示第四項に規定する燃料電池コージェネレーションシステムの設 置工事	一件につき百五万七千二百円
告示第五項に規定するガスエンジン給湯器の設置工事	一件につき四十五万八千三百円
告示第六項に規定するエアコンディショナーの設置工事	一件につき八万八千六百円

三 租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第四項の規定に基づき、租税特別措置法第四十一条の十九の三第二項に規定する一般断熱改修工事等の標準的な費用の額のうち、同条第十項第三号に規定する工事(以下「太陽光発電設備設置工事」という。)の標準的な費用の額として経済産業大臣が財務大臣と協議して定める金額は、四十二万五千五百円(次の表の上欄に掲げる種類の工事を併せて行う場合には、同表の下欄に定める費用を加算した額)に当該太陽光発電設備設置工事で設置する太陽電池モジュール(平成二十一年経済産業省告示第六十八号に規定する太陽電池モジュールをいう。)の出力を乗じて得た金額(幹線増強工事(単相二線式の引込線を単相三線式に増強し、併せて分電盤を交換する工事をいう。)を併せて行う場合には、当該金額に十万六千八百円を加算した金額)とする(太陽光発電設置工事を行った家屋の当該太陽光発電設備設置工事に係る部分のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該太陽光発電設備設置工事に要した費用の額のうちに当該居住の用に供する部分の当該太陽光発電設備設置工事に要した費用の額が占める割合を乗じて計算した金額(当該太陽光発電設備設置工事を行った家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものであって、その家屋の個人がその各部分を区分所有する場合には、当該金額に、当該太陽光発電設備設置工事に要した費用のうちにその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額)とする。)。

工事の種類	費用
安全対策工事(急勾配の屋根面又は三階建以上の家屋の屋根面に太	
陽光発電設備設置工事をする場合に、当該太陽光発電設備設置工事	
に従事する者並びに当該太陽光発電設備設置工事で設置する設備及	三万七千六百円
び工具の落下を防止するために必要となる足場を組み立てる工事を	
いう。)	

陸屋根防水基礎工事(陸屋根の家屋の屋根面に太陽光発電設備設置	
工事をする場合に、当該陸屋根に架台の基礎を設置する部分を掘削	四万四千円
して行う基礎工事及び防水工事をいう。)	
積雪対策工事(太陽光発電設備設置工事で設置する設備が積雪荷重	
に対して構造耐力上安全であるように太陽電池モジュール及び架台	二万七千八百円
を補強する工事をいう。)	
塩害対策工事(太陽光発電設備設置工事で設置する設備に対する塩	九千円
害を防止するために必要となる防錆工事をいう。)	九十円

附則

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年五月三一日/経済産業省/国土交通省/告示第四号)

- 1 この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第一号中「工事の種別及び地域の区分」を「工事の種別及び地域区分」に、「(住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準(平成十八年/経済産業省/国土交通省/告示第三号)別表第1に掲げる地域の区分をいう。)」を「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物(平成二十五年/経済産業省/国土交通省/告示第一号)別表第4に掲げる地域区分をいう。)」に改める部分及び第一号表中「地域の区分」を「地域区分」に、「IV、V及びVI地域」を「1から8地域まで」に、「I及びⅡ地域」を「1、2及び3地域」に、「Ⅲ、IV及びV地域」を「4、5、6及び7地域」に、「I、Ⅱ及びⅢ地域」を「1、2、3及び4地域」に、「IV及びV地域」を「5、6及び7地域」に、「IからVI地域まで」を「1から8地域まで」に改める部分は、平成二十五年十月一日から施行する。
- 2 居住者が、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号)第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十九の三第二項に規定する一般断熱改修工事等をした同項に規定する居住用の家屋(当該一般断熱改修工事等に係る部分に限る。)を平成二十六年四月一日前に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、改正前のこの告示の規定は、なお従前の例による。

附 則 (平成二八年三月三一日/経済産業省/国土交通省/告示第三号)

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年三月三一日/経済産業省/国土交通省/告示第五号)

- 1 この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 個人が所得税法等の一部を改正する等の法律第十二条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号) 第四十一条の十九の三第三項に規定する一般断熱改修工事等をした家屋(当該一般断熱改修工事等をした部分に限る。)を平成 二十九年四月一日前に同項に定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年七月五日/経済産業省/国土交通省/告示第二号)

- 1 この告示は、令和二年一月一日から施行する。
- 2 個人が、租税特別措置法第四十一条の十九の三第三項に規定する一般断熱改修工事等をした同項に規定する居住用の家屋(当該一般断熱改修工事等に係る部分に限る。)を令和二年一月一日前に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

附 則 (令和四年三月三一日/経済産業省/国土交通省/告示第一号)

- 1 この告示は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 この告示は、個人が、当該個人の所有する租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十一条の十九の三第一項に 規定する居住用の家屋について同条第二項に規定する対象一般断熱改修工事等をして、当該居住用の家屋を令和四年一月一日 以後に当該個人の居住の用に供する場合について適用し、個人が、当該個人の所有する所得税法等の一部を改正する法律(令 和四年法律第四号)第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項に規定する居住用の家屋につ いて同条第三項に規定する対象一般断熱改修工事等をして、当該居住用の家屋を同日前に当該個人の居住の用に供した場合に ついては、なお従前の例による。

令和5年1月1日以降に居住した場合

平成21年 経済産業省·国土交通省告示第4号 (最終改正…令和4年 経済産業省/国土交通省告示第4号)

○平成二十一年/経済産業省/国土交通省/告示第四号(租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第四項の規定に基づく 国土交通大臣又は経済産業大臣が財務大臣とそれぞれ協議して定める金額)

(平成二十一年三月三十一日)

所得税 リフォーム促進税制

(/経済産業省/国土交通省/告示第四号)

改正 平成二五年 五月三一日/経済産業省/国土交通省/告示第 四号

省エネ

 同 二八年 三月三一日同
 第 三号

 同 二九年 三月三一日同
 第 五号

 令和 元年 七月 五日同
 第 二号

 同 四年 三月三一日同
 第 一号

 同 四年 三月三一日同
 第 一号

 同 四年 六月二八日同
 第 四号

租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二十六条の二十八の五第七項の規定に基づき、国土交通大臣又は経済産業大臣が財務大臣とそれぞれ協議して定める金額を次のように定めたので、同条第八項の規定により、告示する。

- 租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第四項の規定に基づき、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十一条の十九の三第二項に規定する一般断熱改修工事等の標準的な費用の額のうち、同条第十項第一号に規定するエネルギーの使用の合理化に資する改修工事の標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める金額は、次の表の上欄に掲げる工事の種別及び地域区分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項(平成二十八年国土交通省告示第二百六十五号)別表第10に掲げる地域の区分をいう。)に応じそれぞれ同表の中欄に定める額に、一般断熱改修工事等を行った家屋の床面積の合計及び同表の下欄に定める割合を乗じて得た金額(一般断熱改修工事等を行った家屋の出該一般断熱改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該一般断熱改修工事等に要した費用の額のうちに当該居住の用に供する部分に係る当該一般断熱改修工事等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した金額(当該一般断熱改修工事等を行った家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものであって、その家屋の個人がその各部分を区分所有する場合には、当該金額に、当該一般断熱改修工事等に要した費用のうちにその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額))とする。

	T	T
工事の種別及び地域区分	単位当たりの金額	割合
平成二十一年国土交通省告示第三百七十九号 (この号において単に「告示」という。)第一		外気に接する窓(既存の窓の 室内側に設置する既存の窓と
項第一号アに規定する窓の断熱性を高める工事及び同号イに規定する窓の日射遮蔽性を高める工事のうち、ガラスの交換(1から8地域まで)	六千三百円	一体となった窓を含む。この 欄において同じ。)のうち上欄 に掲げる工事を行ったものの 面積の合計を、外気に接する
告示第一項第一号アに規定する窓の断熱性を 高める工事のうち、内窓の新設又は交換(1、 2及び3地域)	床面積一平方メートルにつき 一万千三百円	全ての窓の面積の合計で除した割合
告示第一項第一号アに規定する窓の断熱性を 高める工事のうち、内窓の新設(4、5、6 及び7地域)	床面積一平方メートルにつき 八千百円	
告示第一項第一号アに規定する窓の断熱性を 高める工事のうち、サッシ及びガラスの交換 (1、2、3及び4地域)	床面積一平方メートルにつき 一万九千円	
告示第一項第一号アに規定する窓の断熱性を 高める工事のうち、サッシ及びガラスの交換 (5、6及び7地域)	床面積一平方メートルにつき 一万五千円	
告示第一項第一号ウに規定する天井等の断熱性を高める工事(1から8地域まで)	床面積一平方メートルにつき 二千七百円	

告示第一項第一号エに規定する壁の断熱性を	床面積一平方メートルにつき	_
高める工事(1から8地域まで)	一万九千四百円	
告示第一項第一号オに規定する床等の断熱性	床面積一平方メートルにつき	_
を高める工事(1、2及び3地域)	五千八百円	
告示第一項第一号オに規定する床等の断熱性	床面積一平方メートルにつき	
を高める工事(4、5、6及び7地域)	四千六百円	

二 租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第四項の規定に基づき、租税特別措置法第四十一条の十九の三第二項に規定する一般断熱改修工事等の標準的な費用の額のうち、同条第十項第二号に規定する工事(以下「エネルギー使用合理化設備設置工事」という。)の標準的な費用の額として国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して定める金額は、次の表の上欄に掲げる工事の種類に応じそれぞれ同表の下欄に定める額に、エネルギー使用合理化設備設置工事の箇所数(平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第五号(この号において単に「告示」という。)第一項第一号に規定する太陽熱利用冷温熱装置については集熱器の面積の合計)を乗じて得た金額(エネルギー使用合理化設備設置工事を行った家屋の当該エネルギー使用合理化設備設置工事に係る部分のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該エネルギー使用合理化設備設置工事に要した費用の額のうちに当該居住の用に供する部分の当該エネルギー使用合理化設備設置工事に要した費用の額が占める割合を乗じて計算した金額(当該エネルギー使用合理化設備設置工事を行った家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものであって、その家屋の個人がその各部分を区分所有する場合には、当該金額に、当該エネルギー使用合理化設備設置工事に要した費用のうちにその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額))とする。

工事の種類	単位当たりの金額
告示第一項第一号に規定する太陽熱利用冷温熱装置の設置工事	集熱器―平方メートルにつき
日小布 境界 方に就定する太陽然門用印価総表直の成直工事	十五万千六百円
告示第一項第二号に規定する太陽熱利用冷温熱装置の設置工事	一件につき三十六万五千四百円
告示第二項に規定する潜熱回収型給湯器の設置工事	一件につき四万九千七百円
告示第三項に規定するヒートポンプ式電気給湯器の設置工事	一件につき四十一万二千二百円
告示第四項に規定する燃料電池コージェネレーションシステムの設	一件につき七十八万九千八百円
置工事	一件にフさむ「八カル「八日日
告示第五項に規定するエアコンディショナーの設置工事	一件につき八万八千六百円

三 租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第四項の規定に基づき、租税特別措置法第四十一条の十九の三第二項に規定する一般断熱改修工事等の標準的な費用の額のうち、同条第十項第三号に規定する工事(以下「太陽光発電設備設置工事」という。)の標準的な費用の額として経済産業大臣が財務大臣と協議して定める金額は、四十二万五千五百円(次の表の上欄に掲げる種類の工事を併せて行う場合には、同表の下欄に定める費用を加算した額)に当該太陽光発電設備設置工事で設置する太陽電池モジュール(平成二十一年経済産業省告示第六十八号に規定する太陽電池モジュールをいう。)の出力を乗じて得た金額(幹線増強工事(単相二線式の引込線を単相三線式に増強し、併せて分電盤を交換する工事をいう。)を併せて行う場合には、当該金額に十万六千八百円を加算した金額)とする(太陽光発電設置工事を行った家屋の当該太陽光発電設備設置工事に係る部分のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該太陽光発電設備設置工事に要した費用の額のうちに当該居住の用に供する部分の当該太陽光発電設備設置工事に要した費用の額が占める割合を乗じて計算した金額(当該太陽光発電設備設置工事を行った家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものであって、その家屋の個人がその各部分を区分所有する場合には、当該金額に、当該太陽光発電設備設置工事に要した費用のうちにその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額)とする。)。

工事の種類	費用
安全対策工事(急勾配の屋根面又は三階建以上の家屋の屋根面に太	
陽光発電設備設置工事をする場合に、当該太陽光発電設備設置工事	
に従事する者並びに当該太陽光発電設備設置工事で設置する設備及	三万七千六百円
び工具の落下を防止するために必要となる足場を組み立てる工事を	
いう。)	

軽減措置の報子を

陸屋根防水基礎工事 (陸屋根の家屋の屋根面に太陽光発電設備設置 工事をする場合に、当該陸屋根に架台の基礎を設置する部分を掘削	
して行う基礎工事及び防水工事をいう。)	
積雪対策工事(太陽光発電設備設置工事で設置する設備が積雪荷重	
に対して構造耐力上安全であるように太陽電池モジュール及び架台	二万七千八百円
を補強する工事をいう。)	
塩害対策工事(太陽光発電設備設置工事で設置する設備に対する塩	九千円
害を防止するために必要となる防錆工事をいう。)	九 白

附則

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年五月三一日/経済産業省/国土交通省/告示第四号)

- 1 この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第一号中「工事の種別及び地域の区分」を「工事の種別及び地域区分」に、「(住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準(平成十八年/経済産業省/国土交通省/告示第三号)別表第1に掲げる地域の区分をいう。)」を「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物(平成二十五年/経済産業省/国土交通省/告示第一号)別表第4に掲げる地域区分をいう。)」に改める部分及び第一号表中「地域の区分」を「地域区分」に、「IV、V及びⅥ地域」を「1から8地域まで」に、「I及びⅡ地域」を「1、2及び3地域」に、「Ⅲ、Ⅳ及びⅤ地域」を「4、5、6及び7地域」に、「Ⅰ、Ⅱ及びⅢ地域」を「1、2、3及び4地域」に、「Ⅳ及びⅤ地域」を「5、6及び7地域」に、「IV 及びⅤ地域」を「5、6及び7地域」に、「ⅠからⅥ地域まで」を「1から8地域まで」に改める部分は、平成二十五年十月一日から施行する。
- 2 居住者が、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号)第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十九の三第二項に規定する一般断熱改修工事等をした同項に規定する居住用の家屋(当該一般断熱改修工事等に係る部分に限る。)を平成二十六年四月一日前に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、改正前のこの告示の規定は、なお従前の例による。

附 則 (平成二八年三月三一日/経済産業省/国土交通省/告示第三号)

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年三月三一日/経済産業省/国土交通省/告示第五号)

- 1 この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 個人が所得税法等の一部を改正する等の法律第十二条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号) 第四十一条の十九の三第三項に規定する一般断熱改修工事等をした家屋(当該一般断熱改修工事等をした部分に限る。)を平成 二十九年四月一日前に同項に定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年七月五日/経済産業省/国土交通省/告示第二号)

- 1 この告示は、令和二年一月一日から施行する。
- 2 個人が、租税特別措置法第四十一条の十九の三第三項に規定する一般断熱改修工事等をした同項に規定する居住用の家屋(当該一般断熱改修工事等に係る部分に限る。)を令和二年一月一日前に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

附 則 (令和四年三月三一日/経済産業省/国土交通省/告示第一号)

- 1 この告示は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 この告示は、個人が、当該個人の所有する租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十一条の十九の三第一項に 規定する居住用の家屋について同条第二項に規定する対象一般断熱改修工事等をして、当該居住用の家屋を令和四年一月一日 以後に当該個人の居住の用に供する場合について適用し、個人が、当該個人の所有する所得税法等の一部を改正する法律(令 和四年法律第四号)第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項に規定する居住用の家屋につ いて同条第三項に規定する対象一般断熱改修工事等をして、当該居住用の家屋を同日前に当該個人の居住の用に供した場合に ついては、なお従前の例による。

附 則 (令和四年六月二八日/経済産業省/国土交通省/告示第四号)

- 1 この告示は、令和五年一月一日から施行する。
- 2 個人が、租税特別措置法第四十一条の十九の三第二項に規定する一般断熱改修工事等をした同項に規定する居住用の家屋を 令和五年一月一日前に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

平成20年 国土交通省告示第513号 (最終改正…令和5年 国土交通省告示第1072号)

省工ネ 住宅ローン滅税 所得税 リフォーム促進税制・住宅ローン滅税

○平成二十年国土交通省告示第五百十三号(租税特別措置法施行令第二十六条第三十三項第六号の規定に基づくエネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替等)

(平成二十年四月三十日)

(国土交通省告示第五百十三号)

改正 平成二一年 三月三一日国土交通省告示第 三八〇号 同 二二年 三月三一日同 第 二八六号 第 六九九号 同 二三年 六月三〇日同 同 二五年 五月三一日同 第 五四六号 二五年 九月三〇日同 同 第 九一〇号 同 二六年 二月二五日同 第 一五四号 同 二八年 三月三一日同 第 五八九号 同 二九年 三月三一日同 第 二八六号 同 三一年 三月二九日同 第 四九一号 令和 元年 六月二八日同 第 二二五号 四年 三月三一日同 第 四四三号 五年一一月 一日同 第一〇七二号 同

租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二十六条第十九項第六号の規定に基づき、エネルギーの使用の合理 化に資する修繕又は模様替を次のように定め、同令第二十六条の三第六項の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化に著しく 資する増築、改築、修繕又は模様替を次のように定め、及び同条第十七項の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化に資する 増築、改築、修繕又は模様替を次のように定めたので告示する。

租税特別措置法施行令(以下「令」という。)第26条第33項第6号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に著しく資する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する修繕若しくは模様替、令第26条の4第7項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に著しく資する増築、改築、修繕又は模様替及び同条第19項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に相当程度資する増築、改築、修繕又は模様替を次のように定める。

- 1 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 一 地域区分 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項(平成 28 年国土交通省告示第 265 号)別表第 10 に掲げる地域の区分をいう。
 - 二 断熱等性能等級 日本住宅性能表示基準(平成 13 年国土交通省告示第 1346 号)別表 2 一 1 の(い)項に掲げる「5 一 1 断熱等性能等級」をいう。
 - 三 一次エネルギー消費量等級 日本住宅性能表示基準別表 2 一 1 の (い) 項に掲げる「5 一 2 一次エネルギー消費量等級」をいう。
 - 四 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事 全ての居室の外気に接する全ての窓(既存の窓の室内側に設置する既存の窓と一体となった窓を含む。以下同じ。)の断熱性を高める工事で、窓の熱貫流率(内外の温度差1度の場合において1平方メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値であって、当該部位を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ、熱橋(構造部材、下地材その他断熱構造を貫通する部分であって、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。以下同じ。)により貫流する熱量等を勘案して算出したものをいう。以下同じ。)が、地域区分に応じ、施工後に新たに住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準(平成28年国土交通省告示第266号。以下「住宅仕様基準」という。)第1項(3)イの表に掲げる基準値以下となるものをいう。
 - 五 全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事 全ての居室の外気に接する全ての窓の日射遮蔽性を高める工事で、窓の建具、付属部材(紙障子、外付けブラインド(窓の直近室外側に設置され、金属製スラット等の可変により日射調整機能を有するブラインドをいう。)及びその他これらと同等以上の日射遮蔽性能を有し、窓に建築的に取り付けられるものをいう。以下同じ。)及びひさし、軒等(オーバーハング型の日除けで、外壁からの出寸法がその下端から窓下端までの高さの0.3 倍以上のものをいう。以下同じ。)が、建築物の種類に応じ、施工後に新たに住宅仕様基準第1項(3)ロの表の8の項の右欄に掲げる事項に該当するもの(この場合において、同欄中「開口部」とあるのは「窓」とする。)又はこれと同等以上の性能を有するものとなるものをいう。
 - 六 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 全ての居室の外気に接する全ての窓の断熱性を相当程度高める工事で、窓の熱貫流率が、地域区分に応じ、施工後に新たに別表1に掲げる基準値以下となるものをいう。
 - 七 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事 全ての居室の外気に接する全ての窓の断熱性を著しく高める工事で、 窓の熱貫流率が、地域区分に応じ、施工後に新たに別表2に掲げる基準値以下となるものをいう。

代の | 軽減措置 |

- 八 天井等の断熱性を高める工事 屋根(小屋裏又は天井裏が外気に通じているものを除く。以下同じ。)、屋根の直下の天井 又は外気等(外気又は外気に通じる床裏、小屋裏若しくは天井裏をいう。以下同じ。)に接する天井の断熱性を高める工事 (住宅仕様基準第1項(1)に掲げる部分以外の部分(以下「断熱構造とする部分以外の部分」という。)の工事を除く。)で、 鉄筋コンクリート造、組積造その他これらに類する構造(以下「鉄筋コンクリート造等」という。)の住宅にあっては熱橋 となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあっては熱橋となる部分(壁に設けられる横架材を除く。)による低減を勘 案した熱貫流率が、それぞれ建築物の種類、構造、構法又は工法、部位、断熱材の施工法及び地域区分に応じ、施工後に新 たに住宅仕様基準第1項(2)イの表に掲げる基準値以下となるもの又は各部位の断熱材の熱抵抗が、建築物の種類、構造、 構法又は工法、部位、断熱材の施工法及び地域区分に応じ、施工後に新たに住宅仕様基準第1項(2)ロ(イ)の表に掲げる基準値以上となるものをいう。
- 九 壁の断熱性を高める工事 外気等に接する壁の断熱性を高める工事 (断熱構造とする部分以外の部分の工事を除く。) で、鉄筋コンクリート造等の住宅にあっては熱橋となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあっては熱橋となる部分 (壁に設けられる横架材を除く。) による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ建築物の種類、構造、構法又は工法、部位、断熱材の施工法及び地域区分に応じ、施工後に新たに住宅仕様基準第1項(2) イの表に掲げる基準値以下となるもの又は断熱材の熱抵抗が、建築物の種類、構造、構法又は工法、部位、断熱材の施工法及び地域区分に応じ、施工後に新たに住宅仕様基準第1項(2) 口(イ)の表に掲げる基準値以上となるもの(鉄骨造の住宅の壁であって充填断熱工法(屋根にあっては屋根組材の間、天井にあっては天井面、壁にあっては柱、間柱、たて枠の間及び外壁と内壁との間、床にあっては床組材の間に断熱施工する方法をいう。) のものにあっては、壁に施工する断熱材の熱抵抗が、建築物の種類、外装材(鉄骨柱及び梁の外気側において、鉄骨柱又は梁に直接接続する面状の材料をいう。) の熱抵抗、断熱材を施工する箇所の区分、鉄骨柱が存する部分以外の壁の断熱層(断熱材で構成される層をいう。) を貫通する金属製下地部材の有無及び地域区分に応じ、住宅仕様基準第1項(2) 口(口)の表に掲げる基準値以上となるもの)をいう。
- 十 床等の断熱性を高める工事 外気等に接する床(地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆ったもの又は床裏が外気に通じないもの(以下「土間床等」という。)を除く。)の断熱性を高める工事(外周が外気等に接する土間床等の外周部分の基礎の断熱性を高める工事を含み、断熱構造とする部分以外の部分の工事を除く。)で、鉄筋コンクリート造等の住宅にあっては熱橋となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあっては熱橋となる部分(壁に設けられる横架材を除く。)による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ建築物の種類、構造、構法又は工法、部位、断熱材の施工法及び地域区分に応じ、施工後に新たに住宅仕様基準第1項(2)イの表に掲げる基準値以下となるもの又は各部位の断熱材の熱抵抗が、建築物の種類、構造、構法又は工法、部位、断熱材の施工法及び地域区分に応じ、施工後に新たに住宅仕様基準第1項(2)ロ(イ)の表に掲げる基準値以上となるものをいう。
- 十一 窓の断熱性を高める工事 居室の外気に接する窓の断熱性を高める工事で、当該工事をした窓の熱貫流率が、地域区分に応じ、施工後に新たに住宅仕様基準第1項(3)イの表に掲げる基準値以下となるもののうち、全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事を除いたものをいう。
- 十二 窓の日射遮蔽性を高める工事 居室の外気に接する窓の日射遮蔽性を高める工事で、当該工事をした窓の建具、付属部 材及びひさし、軒等が、建築物の種類に応じ、施工後に新たに住宅仕様基準第1項(3)ロの表の8の項の右欄に掲げる事項に該当するもの(この場合において、同欄中「開口部」とあるのは「窓」とする。)又はこれと同等以上の性能を有するものとなるもののうち、全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事を除いたものをいう。
- 2 令第 26 条第 33 項第 6 号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に著しく資する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する修繕若しくは模様替は、次の各号のいずれかに該当する工事とする。
 - 一 次の表の(い)項に掲げる地域区分及び(ろ)項に掲げる改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級に応じ、それぞれ(は)項に掲げるエネルギーの使用の合理化に著しく資する工事又は相当程度資する工事

(٤)	(ろ)	(は)
地域区分	改修工事前の住宅の 断熱等性能等級	エネルギーの使用の合理化に著しく資する工事又は相当程度資する工事
1 及び 2	等級3	全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事
	等級2	全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事、天井等の断熱性を高める工事、 壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
	等級1	全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事、天井等の断熱性を高める工事、 壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事

3	等級3	次のイ、ロ又はハのいずれかに該当する工事 イ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 ロ 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事及び天井等の断熱性を高める工事 ハ 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める 工事
	等級 2	次のイ、ロ又はハのいずれかに該当する工事 イ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事及び天井等の断熱 性を高める工事 ロ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事及び床等の断熱性 を高める工事 ハ 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事、天井等の断熱性を高める 工事及び床等の断熱性を高める工事
	等級1	全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事、天井等の断熱性を高める工事、 壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
4	等級3	次のイ又はロのいずれかに該当する工事 イ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 ロ 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事及び天井等の断熱性を高め る工事
	等級 2	次のイ、ロ、ハ又は二のいずれかに該当する工事 イ 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事 ロ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事及び天井等の断熱 性を高める工事 ハ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事及び床等の断熱性 を高める工事 ニ 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事、天井等の断熱性を高める 工事及び床等の断熱性を高める工事
	等級1	全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事、天井等の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
5及び6	等級3	次のイ、ロ又はハのいずれかに該当する工事 イ 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事 ロ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事及び天井等の断熱 性を高める工事 ハ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事及び床等の断熱性 を高める工事
	等級 2	次のイ、ロ又はハのいずれかに該当する工事 イ 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事 ロ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事及び天井等の断熱 性を高める工事 ハ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事及び床等の断熱性 を高める工事
	等級 1	次のイ又はロのいずれかに該当する工事 イ 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事及び天井等の断熱性 を高める工事 ロ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事、天井等の断熱性 を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
7	等級3	次のイ又はロのいずれかに該当する工事 イ 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事、天井等の断熱性を 高める工事及び床等の断熱性を高める工事 ロ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事、天井等の断熱性 を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事

軽減措置	一不動産取得称の

	等級 2	次のイ又はロのいずれかに該当する工事 イ 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事、天井等の断熱性を 高める工事及び床等の断熱性を高める工事 ロ 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事、天井等の断熱性を高める 工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
	等級1	次のイ、ロ又はハのいずれかに該当する工事 イ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 ロ 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事及び天井等の断熱性を高める工事 ハ 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
8	等級3	全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事及び壁の断熱性を高める工 事
	等級2	全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事及び天井等の断熱性を高める工事
	等級1	全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事及び天井等の断熱性を高める工事

- 1 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事、全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事、全 ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事、全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事、天井 等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事については、それぞれの 工事の対象部分の全てについて行わなければならない。
- 2 (は)項に掲げる工事で壁の断熱性を高める工事を含まない工事については、「天井等の断熱性を高める工事」又は「床等の断熱性を高める工事」(「天井等の断熱性を高める工事」及び「床等の断熱性を高める工事」の両方を含む工事については「天井等の断熱性を高める工事」又は「床等の断熱性を高める工事」のいずれか一方)を「壁の断熱性を高める工事」に読み替えることができるものとする。
- 3 (は)項に掲げる各工事と併せて行う天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事又は床等の 断熱性を高める工事のうち一つ以上の工事については、(は)項に掲げる工事とみなす。
- 4 天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事において、発泡剤 としてフロン類(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成 13 年法律第 64 号)第 2 条 第 1 項に規定するフロン類をいう。以下同じ。)を用いた断熱材を用いてはならない。
- 二 次のイ及びロに掲げる地域区分に応じそれぞれ当該イ及びロに定める工事(住宅の断熱等性能等級を一段階相当以上向上 させる場合に限る。)
- イ 8地域以外の地域 窓の断熱性を高める工事又は当該工事と併せて行う天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事、は床等の断熱性を高める工事(天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事については、発泡剤としてフロン類を用いた断熱材を用いない工事に限る。以下同じ。)
- ロ 8地域 窓の日射遮蔽性を高める工事又は当該工事と併せて行う天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事 若しくは床等の断熱性を高める工事
- 3 令第26条の4第7項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に著しく資する増築、 改築、修繕又は模様替は、次の各号のいずれかに該当する工事とする。
 - 一 次の表の(い)項に掲げる地域区分及び(ろ)項に掲げる改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級に応じ、それぞれ(は)項に掲げるエネルギーの使用の合理化に著しく資する工事

(1)	(ろ)	(は)
地域区分	改修工事前の住宅の 断熱等性能等級	エネルギーの使用の合理化に著しく資する工事
1 及び 2	等級3	全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事
	等級2	全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事、天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
	等級1	全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事、天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事

3	等級3	次のイ、ロ又はハのいずれかに該当する工事 イ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 ロ 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事及び天井等の断熱性を高め る工事
		ハ 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める 工事
	等級 2	全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事、天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
	等級 1	全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事、天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
4	等級3	次のイ又はロのいずれかに該当する工事 イ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 ロ 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事及び天井等の断熱性を高め る工事
- -	等級2	全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事、天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
	等級1	全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事、天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
5 及び 6	等級3	次のイ、ロ又はハのいずれかに該当する工事 イ 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事 ロ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事及び天井等の断熱 性を高める工事 ハ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事及び床等の断熱性 を高める工事
	等級 2	全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事、天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
	等級1	全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事、天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
7	等級3	次のイ又はロのいずれかに該当する工事 イ 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事、天井等の断熱性を 高める工事及び床等の断熱性を高める工事 ロ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事、天井等の断熱性 を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
	等級2	全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事、天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
	等級1	全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事、天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
8	等級3	全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事及び壁の断熱性を高める工 事
	等級2	全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事、天井等の断熱性を高める 工事及び壁の断熱性を高める工事
	等級1	全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事、天井等の断熱性を高める 工事及び壁の断熱性を高める工事

- 1 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事、全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事、全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事、全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事、天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事については、それぞれの工事の対象部分の全てについて行わなければならない。
- 2 (は)項に掲げる工事で壁の断熱性を高める工事を含まない工事については、「天井等の断熱性を高める工事」 又は「床等の断熱性を高める工事」(「天井等の断熱性を高める工事」及び「床等の断熱性を高める工事」の 両方を含む工事については「天井等の断熱性を高める工事」又は「床等の断熱性を高める工事」のいずれか 一方)を「壁の断熱性を高める工事」に読み替えることができるものとする。

- 3 (は) 項に掲げる各工事と併せて行う天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事又は床等の断熱性を高める工事のうち一つ以上の工事については、(は) 項に掲げる工事とみなす。
- 4 天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事において、発泡剤 としてフロン類を用いた断熱材を用いてはならない。
- 二 次のイ及びロに掲げる地域区分に応じそれぞれ当該イ及びロに定める工事(住宅の断熱等性能等級を一段階相当以上向上させ、改修工事後の住宅の断熱等性能等級が等級4又は一次エネルギー消費量等級が等級4以上かつ断熱等性能等級が等級3となる場合に限る。)
- イ 8地域以外の地域 窓の断熱性を高める工事又は当該工事と併せて行う天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事者しくは床等の断熱性を高める工事
- ロ 8地域 窓の日射遮蔽性を高める工事又は当該工事と併せて行う天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事 若しくは床等の断熱性を高める工事
- 4 令第26条の4第19項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に相当程度資する増築、改築、修繕又は模様替は、次の表の(い)項に掲げる地域区分及び(ろ)項に掲げる改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級に応じ、それぞれ(は)項に掲げるエネルギーの使用の合理化に相当程度資する工事で、同条第7項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に著しく資する増築、改築、修繕又は模様替を除いたものとする。

		<u>, </u>
((1)	(ろ)	(は)
地域区分	改修工事前の住宅の 断熱等性能等級	エネルギーの使用の合理化に相当程度資する工事
1 及び 2	等級3	
	等級2	全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事、天井等の断熱性を高める工事、 壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
	等級1	全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事、天井等の断熱性を高める工事、 壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
3	等級3	
	等級 2	次のイ、ロ又はハのいずれかに該当する工事 イ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事及び天井等の断熱性を高める工事 ロ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事及び床等の断熱性を高める工事 ハ 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事、天井等の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
	等級1	全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事、天井等の断熱性を高める工事、 壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
4	等級3	
	等級 2	次のイ、ロ、ハ又は二のいずれかに該当する工事 イ 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事 ロ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事及び天井等の断熱性を高める工事 ハ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事及び床等の断熱性を高める工事 ニ 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事、天井等の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
	等級1	全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事、天井等の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
5 及び 6	等級3	

	等級 2	次のイ、ロ又はハのいずれかに該当する工事 イ 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事 ロ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事及び天井等の断熱 性を高める工事 ハ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事及び床等の断熱性
	等級1	を高める工事 次のイ又はロのいずれかに該当する工事 イ 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事及び天井等の断熱性
		1 主 ての居主の主 ての恋の樹熟性を有じく高める工事及び大井寺の樹熟性を高める工事 ロ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事、天井等の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
7	等級3	
	等級 2	次のイ又はロのいずれかに該当する工事 イ 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事、天井等の断熱性を 高める工事及び床等の断熱性を高める工事 ロ 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事、天井等の断熱性を高める 工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
	等級1	次のイ、ロ又はハのいずれかに該当する工事 イ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 ロ 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事及び天井等の断熱性を高め る工事 ハ 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める 工事
8	等級3	
	等級 2	全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事及び天井等の断熱性を高める工事
	等級1	全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事及び天井等の断熱性を高める工事

- 1 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事、全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事、全 ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事、全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事、天井 等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事については、それぞれの 工事の対象部分の全てについて行わなければならない。
- 2 (は)項に掲げる工事で壁の断熱性を高める工事を含まない工事については、「天井等の断熱性を高める工事」 又は「床等の断熱性を高める工事」(「天井等の断熱性を高める工事」及び「床等の断熱性を高める工事」の 両方を含む工事については「天井等の断熱性を高める工事」又は「床等の断熱性を高める工事」のいずれか 一方)を「壁の断熱性を高める工事」に読み替えることができるものとする。
- 3 (は)項に掲げる各工事と併せて行う天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事又は床等の断 熱性を高める工事のうち一つ以上の工事については、(は)項に掲げる工事とみなす。
- 4 天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事において、発泡剤としてフロン類を用いた断熱材を用いてはならない。

(平 21 国交告 380·平 22 国交告 286·平 23 国交告 699·平 25 国交告 546·平 25 国交告 910·平 26 国交告 154·平 28 国交告 589·平 29 国交告 286·平 31 国交告 491·令元国交告 225·令 4 国交告 443·令 5 国交告 1072·一部改正)

別表1

(平 25 国交告 546·一部改正、 令 5 国交告 1072·旧别表 1 — 2·一部改正)

地域区分		1 及び 2	3	4	5及び6	7
熱貫流率の基準値 (単位 1平方メー		1.90		2.91	3.49	

減措置

得税

特登

別表 2

(平 25 国交告 546·一部改正、令 5 国交告 1072·旧別表 1 — 3·一部改正)

地域区分	1及び2	3	4	5 及び 6	7
熱貫流率の基準値 (単位 1平方メートル1度につきワット)			2.33		

附則

この告示は、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成二十年政令第百六十一号)の施行の日から施行する。 (施行の日=平成二〇年四月三〇日)

附 則 (平成二一年三月三一日国土交通省告示第三八○号)

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月三一日国土交通省告示第二八六号)

この告示は、平成二十三年一月一日から施行する。

附 則 (平成二三年六月三〇日国土交通省告示第六九九号)

この告示は、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成二十三年政令第百九十九号)の施行の日から施行する。 (施行の日=平成二三年六月三〇日)

附 則 (平成二五年五月三一日国土交通省告示第五四六号)

- この告示は、平成二十五年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- 一 1中「平成24年12月31日」を「平成27年12月31日」に改める部分及び2中「平成24年12月31日」を「平成27年12月31日」に改める部分 公布の日
- 二 「第 26 条第 23 項第 6 号」を「第 26 条第 25 項第 6 号」に改める部分、 1 中「第 26 条第 24 項」を「第 26 条第 26 項」に、「同条第 23 項第 6 号」を「同条第 25 項第 6 号」に改める部分及び 2 中「第 26 条第 23 項第 6 号」を「第 26 条第 25 項第 6 号」に改める部分 平成二十五年六月一日
- 三 1中「第41条第6項」を「第41条第13項」に改める部分 平成二十六年一月一日

附 則 (平成二五年九月三〇日国土交通省告示第九一〇号)

この告示は、平成二十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成二六年二月二五日国土交通省告示第一五四号)

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年三月三一日国土交通省告示第五八九号)

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年三月三一日国土交通省告示第二八六号)

- 1 この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 個人が所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)第十二条の規定による改正前の租税特別措置法 (昭和三十二年法律第二十六号)第四十一条第一項に規定する増改築等又は同法第四十一条の三の二第一項若しくは第五項に 規定する住宅の増改築等をした家屋(当該増改築等又は住宅の増改築等をした部分に限る。)を平成二十九年四月一日前にこ れらの規定に定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

附 則 (平成三一年三月二九日国土交通省告示第四九一号)

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月二八日国土交通省告示第二二五号)

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和四年三月三一日国土交通省告示第四四三号)

- 1 この告示は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 この告示は、個人が、国内において、その者の居住の用に供する家屋について租税特別措置法施行令等の一部を改正する 政令(令和四年政令第百四十八号。以下「改正令」という。)第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行令(次項にお いて「新令」という。)第二十六条第三十三項第六号に規定する工事をして、令和四年一月一日以後にその者の居住の用に供 する場合について適用し、個人が、国内において、その者の居住の用に供する家屋について改正令第一条の規定による改正 前の租税特別措置法施行令(次項において「旧令」という。)第二十六条第二十八項第六号に規定する工事をして、同日前に その者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。
- 3 この告示は、所得税法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四号。以下「改正法」という。)第十一条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十一条の十九の三第一項に規定する特定個人又は個人が、当該特定個人又は個人の所有する同項に規定する居住用の家屋について新令第二十六条第三十三項第六号に規定する工事をして、令和四年一月一日以後に当該特定個人又は個人の居住の用に供する場合について適用し、改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項に規定する特定個人又は個人が、同項に規定する居住用の家屋について旧

令第二十六条第二十八項第六号に規定する工事をして、同日前に当該特定個人又は個人の居住の用に供した場合については、 なお従前の例による。

附 則 (令和五年一一月一日国土交通省告示第一〇七二号)

- 1 この告示は令和五年十一月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、この告示の施行後に着手する工事について適用し、この告示の施行前に着手した工事については、なお従前の例による。

昭和63年 建設省告示第1274号 <mark>パリアフリー 省エネ 同居対応 長期優良 性和-ン</mark>滅 所得税 リフォーム促進税制・住宅ローン滅税

※ P.21 をご覧下さい。

良住

平成20年 国土交通省告示第515号 (最終改正…令和5年 経済産業省/国土交通省告示第9号)

○国土交通省告示第五百十五号

地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)附則第十二条第三十六項の規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める改修工事を次のように定めたので告示する。

平成二十年四月三十日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

省エネ 固定資産税

地方税法施行令附則第12条第31項に規定する国土交通大臣及び経済産業大臣が総務大臣と協議して定める工事は、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの(当該工事に附帯して必要となる工事を含む。)とする。

- 一 次のアに定める改修工事又は次のアに定める改修工事と併せて行う次のウからオまでに定める改修工事(地域区分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項(平成28年国土交通省告示第265号)別表第10に掲げる地域の区分をいう。以下同じ。)が8地域の場合にあっては、次のイに定める改修工事又は次のイに定める改修工事と併せて行う次のウからオまでに定める改修工事)であること。ただし、次のウからオまでに定める工事については、発泡剤としてフロン類(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第2条第1項に規定するフロン類をいう。)を用いた断熱材を用いない工事であること。
 - ア 窓の断熱性を高める改修工事(外気に接する窓(既存の窓の室内側に設置する既存の窓と一体となった窓を含む。以下同じ。)の断熱性を高める工事で、窓の熱貫流率(内外の温度差1度の場合において1平方メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値であって、当該部位を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ、熱橋(構造部材、下地材その他断熱構造を貫通する部分であって、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。以下同じ。)により貫流する熱量等を勘案して算出したものをいう。以下同じ。)が、地域区分に応じ、施工後に新たに住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準(平成28年国土交通省告示第266号。以下「住宅仕様基準」という。)第1項(3)イの表に掲げる基準値以下となるものをいう。)
 - イ 窓の日射遮蔽性を高める改修工事(外気に接する窓の日射遮蔽性を高める工事で、窓の建具、付属部材(紙障子、外付けブラインド(窓の直近室外側に設置され、金属製スラット等の可変により日射調整機能を有するブラインドをいう。)及びその他これらと同等以上の日射遮蔽性能を有し、窓に建築的に取り付けられるものをいう。)及びひさし、軒等(オーバーハング型の日除けで、外壁からの出寸法がその下端から窓下端までの高さの0.3倍以上のものをいう。)が、建築物の種類に応じ、施工後に新たに住宅仕様基準第1項(3)口の表の8の項の右欄に掲げる事項に該当するもの(この場合において、同欄中「開口部」とあるのは「窓」とする。)又はこれと同等以上の性能を有するものとなるものをいう。)
 - ウ 天井等の断熱性を高める改修工事(屋根(小屋裏又は天井裏が外気に通じているものを除く。以下同じ。)、屋根の直下の天井又は外気等(外気又は外気に通じる床裏、小屋裏若しくは天井裏をいう。以下同じ。)に接する天井の断熱性を高める工事(住宅仕様基準第1項(1)に掲げる部分以外の部分(以下「断熱構造とする部分以外の部分」という。)の工事を除く。)で、鉄筋コンクリート造、組積造その他これらに類する構造(以下「鉄筋コンクリート造等」という。)の住宅にあっては熱橋となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあっては熱橋となる部分(壁に設けられる横架材を除く。)による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ建築物の種類、構造、構法又は工法、部位、断熱材の施工法及び地域区分に応じ、施工後に新たに住宅仕様基準第1項(2)イの表に掲げる基準値以下となるもの又は各部位の断熱材の熱抵抗が、建築物の種類、構造、構法又は工法、部位、断熱材の施工法及び地域区分に応じ、施工後に新たに住宅仕様基準第1項(2)ロ(イ)の表に掲げる基準値以上となるものをいう。)
 - エ 壁の断熱性を高める改修工事(外気等に接する壁の断熱性を高める工事(断熱構造とする部分以外の部分の工事を除く。)で、鉄筋コンクリート造等の住宅にあっては熱橋となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあっては熱橋となる部分(壁に設けられる横架材を除く。)による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ建築物の種類、構造、構法又は工法、部位、断熱材の施工法及び地域区分に応じ、施工後に新たに住宅仕様基準第1項(2)イの表に掲げる基準値以下となるもの又は断熱材の熱抵抗が、建築物の種類、構造、構法又は工法、部位、断熱材の施工法及び地域区分に応じ、施工後に新たに住宅仕様基準第1項(2)ロ(イ)の表に掲げる基準値以上となるもの(鉄骨造の住宅の壁であって充填断熱工法(屋根にあっては屋根組材の間、天井にあっては天井面、壁にあっては柱、間柱、たて枠の間及び外壁と内壁との間、床にあっては床組材の間に断熱施工する方法をいう。)のものにあっては、壁に施工する断熱材の熱抵抗が、建築物の種類、外装材(鉄骨柱及び梁の外気側において、鉄骨柱又は梁に直接接続する面状の材料をいう。)の熱抵抗、断熱材を施工する箇所の区分、鉄骨柱が存する部分以外の壁の断熱層(断熱材で構成される層をいう。)を貫通する金属製下地部材の有無及び地域区分に応じ、住宅仕様基準第1項(2)ロ(ロ)の表に掲げる基準値以上となるもの)をいう。)
 - オ 床等の断熱性を高める改修工事(外気等に接する床(地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆ったもの又は 床裏が外気に通じないもの(以下「土間床等」という。)を除く。)の断熱性を高める工事(外周が外気等に接する土間床 等の外周部分の基礎の断熱性を高める工事を含み、断熱構造とする部分以外の部分の工事を除く。)で、鉄筋コンクリート 造等の住宅にあっては熱橋となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあっては熱橋となる部分(壁に設けられる横 架材を除く。)による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ建築物の種類、構造、構法又は工法、部位、断熱材の施工法及

び地域区分に応じ、施工後に新たに住宅仕様基準第1項(2)イの表に掲げる基準値以下となるもの又は各部位の断熱材の熱抵抗が、建築物の種類、構造、構法又は工法、部位、断熱材の施工法及び地域区分に応じ、施工後に新たに住宅仕様基準第1項(2)ロ(イ)の表に掲げる基準値以上となるものをいう。)

- 二 前号の改修工事(当該改修工事に要した費用の額(当該改修工事の費用に充てるために交付される補助金等(当該改修工事を含む工事の費用に充てるために交付される補助金その他これに準ずるものをいう。以下この号において同じ。)の交付を受ける場合には、当該改修工事に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した額)が50万円を超えるものに限る。)及びこれらの工事と併せて行う次のアからカまでに定める設備の取替え又は取付けに係る工事であること。
 - ア 次に掲げる太陽熱利用冷温熱装置
 - 1 冷暖房等及び給湯の用に供するもののうち、日本産業規格 A 1412 に適合するもの(蓄熱槽を有する場合にあっては、日本産業規格 A 4113 に適合する太陽蓄熱槽を有するものに限る。)
 - 2 給湯の用に供するもののうち、日本産業規格 A 4111 に適合するもの
 - イ 潜熱回収型給湯器(ガス又は灯油の消費量が 70 キロワット以下のものであり、かつ、日本産業規格 S 2109 又は S 3031 に定める試験方法により測定した場合における熱効率が 90 パーセント以上のものに限る。)
 - ウ ヒートポンプ式電気給湯器(定格加熱能力を定格消費電力で除して算出した数値の平均値が 3.5 以上のものに限る。)
 - エ 燃料電離コージェネレーションシステム(発電及び給湯の用に供するものであって、固体高分子形の燃料電池を用いたもののうち日本産業規格 C 62282—3 —201 に定める試験方法により測定した場合における、定格出力が 0.5 キロワット以上 1.5 キロワット以下、廃熱回収流体の発電ユニット出口温度が 50 度以上、発電効率が 35 パーセント以上及び総合効率が 85 パーセント以上のもの又は固体酸化物形の燃料電池を用いたもののうち日本産業規格 C 62282—3 —201 に定める試験方法により測定した場合における、定格出力が 0.5 キロワット以上 1.5 キロワット以下、廃熱回収流体の発電ユニット出口温度が 60 度以上、発電効率が 40 パーセント以上及び総合効率が 85 パーセント以上のものに限る。)
 - オ エアーコンディショナー(エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令(昭和 54 年政令第 267 号)第 18 条第 2 号 に掲げるエアコンディショナーのうち、日本産業規格 C 9901 に定める省エネルギー基準達成率が 114 パーセント以上のものに限る。)
 - カ 次に掲げる太陽光発電設備(太陽光エネルギーを直接電気に変換するもの(次の各号のいずれにも該当するものに限る。 以下「太陽電池モジュール」という。)で、これと同時に設置する専用の架台、制御装置、直交変換装置、系統連系用保護 装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器又は余剰電力販売用電力量計を含む。)
 - 1 当該太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が 10 キロワット未満であるもの
 - 2 当該太陽電池モジュールの変換効率(太陽光エネルギーを電気に変換する割合をいう。)が、次の表の左欄に掲げる太 陽電池モジュールの種類ごとに、それぞれ当該右欄に定める値以上であるもの

太陽光モジュールの種類	変換効率の値
シリコン結晶系	13.5 パーセント
シリコン薄膜系	7.0 パーセント
化合物系	8.0 パーセント

- 3 当該太陽電池モジュールの性能及び安全性についての認証を一般財団法人電気安全環境研究所(昭和 38 年 2 月 22 日 に財団法人日本電気協会電気用品試験所という名称で設立された法人をいう。)から受けているもの又は当該認証を受けた太陽電池モジュールと同等以上の性能及び安全性を有するもの
- 4 当該太陽電池モジュールの公称最大出力の80パーセント以上の出力が製造事業者(太陽電池モジュールを製造する事業者をいう。以下この号について同じ。)によって出荷後10年以上の期間にわたって保証されているもの及び当該太陽電池モジュールの保守点検の業務を製造事業者又は販売事業者(太陽電池モジュールを販売する事業者をいう。)が実施する体制を整備しているもの
- 附 則(平成二十年国土交通省告示第五百十五号)

この告示は、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令(平成二十年政令第百五十二号) の施行の日から施行する。

附 則(平成二十一年国土交通省告示第三百八十一号)

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則(平成二十五年国土交通省告示第九百十二号)

この告示は、平成二十五年十月一日から施行する。

附 則(平成二十九年国土交通省告示第二百八十七号)

- 1 この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 平成二十九年四月一日前に地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第二号)による改正

税の

前の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第十五条の九第九項に規定する熱損失防止改修工事が完了した同項に 規定する住宅又は同条第十項に規定する区分所有に係る家屋の専有部分については、なお従前の例による。

附 則(平成三十年国土交通省告示第五百五十五号)

- この告示は、平成三十年四月一日から施行する。
 - 附 則 (平成三十一年国土交通省告示第四百九十二号)
- この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。
 - 附 則(令和元年国土交通省告示第二百二十六号)
- この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。
 - 附 則(令和四年経済産業省国土交通省告示第三号)
- この告示は、令和四年四月一日から施行する。
 - 附 則(令和五年経済産業省国土交通省告示第九号)
- 1 この告示は令和五年十一月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、この告示の施行後に着手する工事について適用し、この告示の施行前に着手した工事については、なお従前の例による。

平成20年 国土交通省告示第516号 (最終改正…令和4年 国土交通省告示第444号)

省 工 ネ 長期優良 固定資産税

○平成二十年国土交通省告示第五百十六号(地方税法施行規則附則第七条第九項第二号及び同条第十一項第三号の規定に基づく 国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類)

(平成二十年四月三十日)

第四四四号

(国土交通省告示第五百十六号)

 改正
 平成二二年
 三月三一日国土交通省告示第二八五号

 同
 二五年
 三月三〇日同
 第三三号

 同
 二五年
 九月三〇日同
 第九一三号

 同
 二八年
 三月三一日同
 第五九〇号

 同
 二九年
 三月三一日同
 第二八八号

 同
 三〇年
 三月三一日同
 第五五六号

令和 四年 三月三一日同

地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)附則第七条第八項第二号の規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類を次のように定めたので告示する。

地方税法施行規則附則第七条第九項第二号及び同条第十一項第三号に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第十五条の九第九項の住宅若しくは同条第十項の区分所有に係る家屋の専有部分において同条第九項に規定する熱損失防止改修工事等が行われたものであること又は同法附則第十五条の九の二第四項の住宅若しくは同条第五項の区分所有に係る家屋の専有部分において当該工事が行われ、当該住宅若しくは当該区分所有に係る家屋の専有部分が同条第一項に規定する認定長期優良住宅に該当することとなったことを、建築士(建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限る。)、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第六十六号)第十七条第一項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人が昭和六十三年建設省告示第千二百七十四号別表第二の書式により証する書類とする。

附 則

この告示は、地方税法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十年総務省令第五十七号)の施行の日から施行する。 (施行の日=平成二○年四月三○日)

附 則 (平成二二年三月三一日国土交通省告示第二八五号)

この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年三月三〇日国土交通省告示第三三三号)

- 1 この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 地方税法施行規則附則第七条第九項第二号に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類については、この告示による改正後の別表の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成二五年九月三〇日国土交通省告示第九一三号)

この告示は、平成二十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成二八年三月三一日国土交通省告示第五九〇号)

- 1 この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この告示の施行日前に地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)による改正前の地方税法(昭和 二十五年法律第二百二十六号)附則第十五条の九第九項に規定する改修工事が完了した同項に規定する住宅又は同条第十項に 規定する改修工事が完了した同項に規定する区分所有に係る家屋の専有部分については、なお従前の例による。

附 則 (平成二九年三月三一日国土交通省告示第二八八号)

- 1 この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 平成二十九年四月一日前に地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第二号)による改正 前の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第十五条の九第九項に規定する熱損失防止改修工事が完了した同項に 規定する住宅又は同条第十項に規定する区分所有に係る家屋の専有部分については、なお従前の例による。

附 則 (平成三○年三月三一日国土交通省告示第五五六号)

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年三月三一日国土交通省告示第四四四号)

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

※増改築等工事証明書本体はP.24、P.70をご覧下さい。

地域の区分 (平成 28 年 国土交通省告示第 265 号別表第 10)

省エネ 所得税 リフォーム促進税制・住宅ローン減税 固定資産税

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項(平成二十八年国土交通省告示第二百六十五号) (抄)

別表第 10

地域の区分	都道府県名	市町村
1	北海道	夕張市、士別市、名寄市、伊達市(旧大滝村に限る。)、留寿都村、喜茂別町、愛別町、上川町、美瑛町、南富良野町、占冠村、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町(旧歌登町に限る。)、津別町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、上士幌町、中札内村、更別村、幕別町(旧忠類村に限る。)、大樹町、豊頃町、足寄町、陸別町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、別海町、中標津町
2	北海道	札幌市、小樽市、旭川市、釧路市、帯広市、北見市、岩見沢市、網走市、留萌市、苫小牧市、稚内市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、紋別市、三笠市、根室市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、登別市、恵庭市、伊達市(旧伊達市に限る。)、北広島市、石狩市、北斗市、当別町、新篠津村、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町(旧八雲町に限る。)、長万部町、今金町、せたな町、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、東川町、上富良野町、中富良野町、和寒町、剣淵町、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、枝幸町(旧枝幸町に限る。)、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町、美幌町、斜里町、清里町、小清水町、湧別町、大空町、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、音更町、士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、広尾町、幕別町(旧幕別町に限る。)、池田町、本別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、白糠町、標津町、羅臼町
	青森県	平川市(旧碇ヶ関村に限る。)
	岩手県	八幡平市(旧安代町に限る。)、葛巻町、岩手町、西和賀町、九戸村
	秋田県	小坂町
	福島県	檜枝岐村、南会津町(旧舘岩村、旧伊南村、旧南郷村に限る。)
	栃木県	日光市(旧栗山村に限る。)
	群馬県	嬬恋村、草津町、片品村
	長野県	塩尻市(旧楢川村に限る。)、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、 木祖村、木曽町(旧開田村に限る。)

地域の区分	都道府県名	市町村
3	北海道	函館市、室蘭市、松前町、福島町、知内町、八雲町(旧熊石町に限る。)、江差町、 上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町
	青森県	青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市(旧尾上町、旧平賀町に限る。)、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村
	岩手県	盛岡市、花巻市、久慈市、遠野市、二戸市、八幡平市(旧西根町、旧松尾村に限る。)、一関市(旧大東町、旧藤沢町、旧千廐町、旧東山町、旧室根村に限る。)、滝沢市、雫石町、紫波町、矢巾町、住田町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、洋野町、一戸町
	宮城県	七ヶ宿町
	秋田県	能代市 (旧二ツ井町に限る。)、横手市、大館市、湯沢市、鹿角市、大仙市、北秋田市、 仙北市、上小阿仁村、藤里町、美郷町、羽後町、東成瀬村
	山形県	新庄市、長井市、尾花沢市、南陽市、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、 最上町、舟形町、真室川町、鮭川村、戸沢村、高畠町、川西町、小国町、飯豊町
	福島県	二本松市(旧東和町に限る。)、下郷町、只見町、南会津町(旧田島町に限る。)、 北塩原村、磐梯町、猪苗代町、柳津町、三島町、金山町、昭和村、鮫川村、平田村、 小野町、川内村、葛尾村、飯舘村
	栃木県	日光市(旧足尾町に限る。)
	群馬県	上野村、長野原町、高山村、川場村
	石川県	白山市(旧白峰村に限る。)
	山梨県	北杜市(旧小淵沢町に限る。)、笛吹市(旧芦川村に限る。)、忍野村、山中湖村、 鳴沢村、小菅村、丹波山村
	長野県	上田市(旧真田町、旧武石村に限る。)、岡谷市、小諸市、大町市、茅野市、佐久市、 小海町、佐久穂町、御代田町、立科町、長和町、富士見町、原村、辰野町、平谷村、 売木村、上松町、王滝村、木曽町(旧木曽福島町、旧日義村、旧三岳村に限る。)、 麻績村、生坂村、朝日村、筑北村、白馬村、小谷村、高山村、山ノ内町、野沢温泉村、 信濃町、小川村、飯綱町
	岐阜県	飛騨市、郡上市(旧高鷲村に限る。)、下呂市(旧小坂町、旧馬瀬村に限る。)、白 川村
	奈良県	野迫川村
	広島県	廿日市市(旧吉和村に限る。)

地域の区分	都道府県名	市町村
4	青森県	鰺ヶ沢町、深浦町
	岩手県	宮古市、大船渡市、北上市、一関市(旧一関市、旧花泉町、旧川崎村に限る。)、 陸前高田市、釜石市、奥州市、金ケ崎町、平泉町、大槌町、山田町
	宮城県	石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、登米市、栗原市、 東松島市、大崎市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、 松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷市、大衡村、色麻町、加美町、 涌谷町、美里町、女川町、南三陸町
	秋田県	秋田市、能代市(旧能代市に限る。)、男鹿市、由利本荘市、潟上市、三種町、八峰町、 五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村
	山形県	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市(旧八幡町、旧松山町、旧平田町に限る。)、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、山辺町、中山町、河北町、大蔵村、白鷹町、三川町、庄内町、遊佐町
	福島県	会津若松市、白河市、須賀川市、喜多方市、二本松市(旧二本松市、旧安達町、旧岩代町に限る。)、田村市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、西会津町、会津坂下町、湯川村、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、石川町、玉川村、浅川町、古殿町、三春町
	茨城県	城里町(旧七会村に限る。)、大子町
	栃木県	日光市(旧日光市、旧今市市、旧藤原町に限る。)、那須塩原市、塩谷町、那須町
	群馬県	高崎市(旧倉渕村に限る。)、桐生市(旧黒保根村に限る。)、沼田市、神流町、南牧村、中之条町、東吾妻町、昭和村、みなかみ町
	埼玉県	秩父市(旧大滝村に限る。)
	東京都	檜原村、奥多摩町
	新潟県	小千谷市、十日町市、村上市、魚沼市、南魚沼市、阿賀町、湯沢町、津南町、関 川村
	石川県	白山市(旧河内村、旧吉野谷村、旧鳥越村、旧尾口村に限る。)
	福井県	池田町
	山梨県	甲府市(旧上九一色村に限る。)、富士吉田市、北杜市(旧明野村、旧須玉町、旧 高根町、旧長坂町、旧大泉村、旧白州町に限る。)、甲州市(旧大和村に限る。)、 道志村、西桂町、富士河口湖町
	長野県	長野市、松本市、上田市(旧上田市、旧丸子町に限る。)、諏訪市、須坂市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、飯山市、塩尻市(旧塩尻市に限る。)、千曲市、東御市、安曇野市、青木村、下諏訪町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、根羽村、下篠村、天龍村、泰阜村、豊丘村、大鹿村、南木曽町、大桑村、山形村、池田町、松川村、坂城町、小布施町、木島平村、栄村

地域の区分	都道府県名	市町村
	岐阜県	高山市、中津川市(旧長野県木曽郡山口村、旧坂下町、旧川上村、旧加子母村、旧付知町、旧福岡町、旧蛭川村に限る。)、本巣市(旧根尾村に限る。)、郡上市(旧八幡町、旧大和町、旧白鳥町、旧明宝村、旧和良村に限る。)、下呂市(旧萩原町、旧下呂町、旧金山町に限る。)、東白川村
	愛知県	豊田市(旧稲武町に限る。)、設楽町(旧津具村に限る。)、豊根村
	兵庫県	香美町(旧村岡町、旧美方町に限る。)
	奈良県	奈良市(旧都祁村に限る。)、五條市(旧大塔村に限る。)、曽爾村、御杖村、黒滝村、 天川村、川上村
	和歌山県	高野町
	鳥取県	若桜町、日南町、日野町
	島根県	飯南町、吉賀町
	岡山県	津山市(旧阿波村に限る。)、真庭市(旧湯原町、旧美甘村、旧川上村、旧八東村、 旧中和村に限る。)、新庄村、西粟倉村、吉備中央町
	広島県	庄原市(旧総領町、旧西城町、旧東城町、旧口和町、旧高野町、旧比和町に限る。)、 安芸太田町、世羅町、神石高原町
	愛媛県	新居浜市(旧別子山村に限る。)、久万高原町
	高知県	いの町(旧本川村に限る。)、梼原町
5	宮城県	仙台市、多賀城市、山元町
	秋田県	にかほ市
	山形県	酒田市(旧酒田市に限る。)
	福島県	福島市、郡山市、いわき市、相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、 双葉町、浪江町、新地町
	茨城県	水戸市、土浦市(旧新治村に限る。)、石岡市、結城市、下妻市、常総市、常陸太田市、 高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、常陸大 宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、行方市、鉾 田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町(旧常北町、旧桂村 に限る。)、東海村、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、五霞町、境町、利根町
	栃木県	宇都宮市、栃木市、鹿沼市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、さくら市、那 須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、 高根沢町、那珂川町
	群馬県	桐生市 (旧新里村に限る。)、渋川市、富岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、 下仁田町、甘楽町、板倉町

地域の区分	都道府県名	市町村
	埼玉県	秩父市(旧秩父市、旧吉田町、旧荒川村に限る。)、飯能市、日高市、毛呂山町、 越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、 皆野町、長瀞町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、寄居町
	千葉県	印西市、富里市、栄町、神崎町
	東京都	青梅市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町
	神奈川県	山北町、愛川町、清川村
	新潟県	新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、 妙高市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、 出雲崎町、刈羽村、粟島浦村
	富山県	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、 射水市、舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町
	石川県	七尾市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市(旧美川町、旧鶴 来町に限る。)、能美市、川北町、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、 穴水町、能登町
	福井県	大野市、勝山市、あわら市、坂井市、永平寺町、南越前町、若狭町
	山梨県	甲府市(旧中道町に限る。)、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、 北杜市(旧武川村に限る。)、甲斐市、笛吹市(旧春日居町、旧石和町、旧御坂町、 旧一宮町、旧八代町、旧境川村に限る。)、上野原市、甲州市(旧塩山市、旧勝沼 町に限る。)、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、富士川町
	長野県	飯田市、喬木村
	岐阜県	大垣市(旧上石津町に限る。)、中津川市(旧中津川市に限る。)、美濃市、瑞浪市、 恵那市、郡上市(旧美並村に限る。)、土岐市、関ケ原町、坂祝町、富加町、川辺町、 七宗町、八百津町、白川町、御嵩町
	静岡県	御殿場市、小山町、川根本町
	愛知県	設楽町(旧設楽町に限る。)、東栄町
	三重県	津市 (旧美杉村に限る。)、名張市、いなべ市 (旧北勢町、旧藤原町に限る。)、伊 賀市
	滋賀県	大津市、彦根市、長浜市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、 米原市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町
	京都府	福知山市、綾部市、宮津市、亀岡市、京丹後市、南丹市、宇治田原町、笠置町、 和束町、南山城村、京丹波町、与謝野町
	大阪府	豊能町、能勢町

地域の区分	都道府県名	市町村
	兵庫県	豊岡市、西脇市、三田市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、朝来市、宍栗市、加東市、猪名川町、多可町、市川町、神河町、上郡町、佐用町、新温泉町(旧温泉町に限る。)
	奈良県	生駒市、宇陀市、山添村、平群町、吉野町、大淀町、下市町、十津川村、下北山村、 上北山村、東吉野村
	和歌山県	田辺市(旧龍神村に限る。)、かつらぎ町(旧花園村に限る。)、日高川町(旧美山村に限る。)
	鳥取県	倉吉市、智頭町、八頭町、三朝町、南部町、江府町
	島根県	益田市(旧美都町、旧匹見町に限る。)、雲南市、奥出雲町、川本町、美郷町、邑南町、 津和野町
	岡山県	津山市(旧津山市、旧加茂町、旧勝北町、旧久米町に限る。)、高梁市、新見市、 備前市、真庭市(旧北房町、旧勝山町、旧落合町、旧久世町に限る。)、美作市、 和気町、鏡野町、勝央町、奈義町、久米南町、美咲町
	広島県	府中市、三次市、庄原市(旧庄原市に限る。)、東広島市、廿日市市(旧佐伯町に 限る。)、安芸高田市、熊野町、北広島町
	山口県	下関市(旧豊田町に限る。)、萩市(旧むつみ村、旧福栄村に限る。)、美祢市
	徳島県	三好市、上勝町
	愛媛県	大洲市(旧肱川町、旧河辺村に限る。)、内子町(旧小田町に限る。)
	高知県	本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町(旧吾北村に限る。)、仁淀川町
	福岡県	東峰村
	熊本県	八代市(旧泉村に限る。)阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、 山都町、水上村、五木村
	大分県	佐伯市(旧宇目町に限る。)、由布市(旧湯布院町に限る。)、九重町、玖珠町
	宮崎県	椎葉村、五ヶ瀬町
6	茨城県	日立市、土浦市 (旧新治村を除く。)、古河市、龍ケ崎市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、 神栖市
	栃木県	足利市、佐野市
	群馬県	前橋市、高崎市(旧倉渕村を除く。)、桐生市(旧桐生市に限る。)、伊勢崎市、太田市、 館林市、藤岡市、玉村町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町

地域の区分	都道府県名	市町村
	埼玉県	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、所沢市、加須市、本庄市、東松 山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、 蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北 本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、吉川市、 ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、上里町、宮代町、杉戸町、松伏町
	千葉県	千葉市、銚子市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、 佐倉市、東金市、旭市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、 鴨川市、鎌ケ谷市、
	東京都	東京23区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、西東京市
	神奈川県	横浜市、川崎市、相模原市、平塚市、鎌倉市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
	石川県	金沢市、白山市(旧松任市に限る。)、小松市、野々市市
	福井県	福井市、敦賀市、小浜市、鯖江市、越前市、越前町、美浜町、高浜町、おおい町
	山梨県	甲府市(旧甲府市に限る。)、南部町、昭和町
	岐阜県	岐阜市、大垣市(旧大垣市、旧墨俣町に限る。)、多治見市、関市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市(旧本巣町、旧真正町、旧糸貫町に限る。)、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町
	静岡県	浜松市、熱海市、三島市、富士宮市、島田市、掛川市、袋井市、裾野市、湖西市、 伊豆市、菊川市、伊豆の国市、西伊豆町、函南町、長泉町、森町
	愛知県	名古屋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、 刈谷市、豊田市(旧稲武町を除く。)、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、 江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、 高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、 みよし市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、 飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町
	三重県	津市(旧津市、旧久居市、旧河芸町、旧芸濃町、旧美里村、旧安濃町、旧香良洲町、旧一志町、旧白山町に限る。)、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、いなべ市(旧員弁町、旧大安町に限る。)、志摩市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町
	滋賀県	近江八幡市、草津市、守山市

地域の区分	都道府県名	市町村
	京都府	京都市、舞鶴市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、精華町、伊根町
	大阪府	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、忠岡町、熊取町、田尻町、太子町、河南町、千早赤阪村
	兵庫県	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、 加古川市、赤穂市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、南あわじ市、淡 路市、たつの市、稲美町、播磨町、福崎町、太子町、香美町(旧村岡町、旧美方 町を除く。)、新温泉町(旧浜坂町に限る。)
	奈良県	奈良市(旧都祁村を除く。)、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、 五條市(旧大塔村を除く。)、御所市、香芝市、葛城市、三郷町、斑鳩町、安堵町、 川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町
	和歌山県	海南市、橋本市、有田市、田辺市(旧本宮町に限る。)、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町(旧花園村を除く。)、九度山町、湯浅町、広川町、有田川町、日高町、由良町、日高川町(旧川辺町、旧中津村に限る。)、上富田町、北山村
	鳥取県	鳥取市、米子市、境港市、岩美町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、 伯耆町
	島根県	松江市、浜田市、出雲市、益田市(旧益田市に限る。)、大田市、安来市、江津市、 海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町
	岡山県	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、 早島町、里庄町、矢掛町
	広島県	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、大竹市、廿日市市(旧佐伯町、 旧吉和村を除く。)、江田島市、府中町、海田町、坂町、大崎上島町
	山口県	宇部市、山口市、萩市(旧萩市、旧川上村、旧田万川町、旧須佐町、旧旭村に限る。)、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、周南市、山陽小野田市、 周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町
	徳島県	徳島市、鳴門市、吉野川市、阿波市、美馬市、勝浦町、佐那河内村、石井町、神山町、 那賀町、牟岐町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよ し町
	香川県	全ての市町
	愛媛県	今治市、八幡浜市、西条市、大洲市(旧大洲市、旧長浜町に限る。)、伊予市、四 国中央市、西予市、東温市、上島町、砥部町、内子町(旧内子町、旧五十崎町に 限る。)、伊方町、松野町、鬼北町

地域の区分	都道府県名	市町村
	高知県	香美市、馬路村、いの町(旧伊野町に限る。)、佐川町、越知町、日高村、津野町、 四万十町、三原村、黒潮町
	福岡県	北九州市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、 大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、 太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、 那珂川市、宇美町、篠栗町、須恵町、久山町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、 鞍手町、桂川町、筑前町、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、 川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、
	佐賀県	全ての市町
	長崎県	佐世保市、松浦市、対馬市、雲仙市(旧小浜町に限る。)、東彼杵町、川棚町、波 佐見町、佐々町
	熊本県	八代市(旧坂本村、旧東陽村に限る。)、人吉市、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、合志市、美里町、玉東町、南関町、和水町、大津町、菊陽町、西原村、御船町、益城町、甲佐町、錦町、多良木町、湯前町、相良村、山江村、球磨村、あさぎり町
	大分県	大分市(旧野津原町に限る。)、別府市、中津市、日田市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市(旧挾間町、旧庄内町に限る。)、 国東市、姫島村、日出町
	宮崎県	小林市、えびの市、高原町、西米良村、諸塚村、美郷町、高千穂町、日之影町
	鹿児島県	伊佐市、湧水町
7	千葉県	館山市、勝浦市
	東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、
	神奈川県	横須賀市、藤沢市、三浦市
	静岡県	静岡市、沼津市、伊東市、富士市、磐田市、焼津市、藤枝市、下田市、御前崎市、 牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、清水町、吉田町
	愛知県	豊橋市
	三重県	熊野市、御浜町、紀宝町
	大阪府	岬町
	和歌山県	和歌山市、御坊市、田辺市(旧龍神村、旧本宮町を除く。)、新宮市、美浜町、印南町、 みなべ町、白浜町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町
	山口県	下関市(旧豊田町を除く。)
	徳島県	小松島市、阿南市、美波町、海陽町

地域の区分	都道府県名	市町村
	愛媛県	松山市、宇和島市、新居浜市(旧新居浜市に限る。)、松前町、愛南町
	高知県	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、芸西村、中土佐町、大月町
	福岡県	福岡市、志免町、新宮町、粕屋町、芦屋町
	長崎県	長崎市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市(旧 小浜町を除く。)、南島原市、長与町、時津町、小値賀町、新上五島町
	熊本県	熊本市、八代市(旧八代市、旧千丁町、旧鏡町に限る。)、水俣市、宇土市、上天草市、 宇城市、天草市、長洲町、嘉島町、氷川町、芦北町、津奈木町、苓北町
	大分県	大分市(旧野津原町を除く。)、佐伯市(旧宇目町を除く。)
	宮崎県	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、日向市、串間市、西都市、三股町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町、門川町
	鹿児島県	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曽於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、南九州市、姶良市、三島村、十島村、さつま町、長島町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町
8	東京都	小笠原村
	鹿児島県	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、 和泊町、知名町、与論町
	沖縄県	全ての市町村

備考 この表に掲げる区域は、令和元年 5 月 1 日における行政区画によって表示されたものとする。ただし、括弧内に記載する区域は、平成 13 年 8 月 1 日における旧行政区画によって表示されたものとする。

宅化

軽減措置 不動産取 得税

平成 28 年 国土交通省告示第585号 (最終改正…令和4年 国土交通省告示第451号) 同居対応

所得税 リフォーム促進税制

○平成二十八年国土交通省告示第五百八十五号(租税特別措置法施行令第二十六条の四第八項及び第二十六条の二十八の五第 二十二項の規定に基づく国土交通大臣が財務大臣と協議して定める他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させる ための増築等)

(平成二十八年三月三十一日)

(国土交通省告示第五百八十五号)

改正 平成二九年 三月三一日国土交通省告示第二九〇号

令和 四年 三月三一日同 第四五一号

租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二十六条の四第八項及び第二十六条の二十八の五第十七項の規定に 基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための増築、改築、 修繕又は模様替を次のように定めたので告示する。

租税特別措置法施行令第二十六条の四第八項及び第二十六条の二十八の五第二十二項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協 議して定める他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための増築、改築、修繕又は模様替は、次のいずれかに 該当する工事(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十一条の三の二第二項第三号に規定する特定多世帯同居改 修工事等又は同法第四十一条の十九の三第三項に規定する多世帯同居改修工事等をした家屋(以下「多世帯同居改修家屋」という。) のうちその者の居住の用に供する部分に調理室、浴室、便所又は玄関のうちいずれか二以上の室がそれぞれ複数ある場合に限る。) とする。

- 一 調理室を増設する工事(多世帯同居改修家屋のうちその者の居住の用に供する部分に、ミニキッチン(台所流し、こんろ 台その他調理のために必要な器具又は設備が一体として組み込まれた既製の小型ユニットをいう。)を設置する調理室以外の 調理室がある場合に限る。)
- 二 浴室を増設する工事(多世帯同居改修家屋のうちその者の居住の用に供する部分に、浴槽を設置する浴室がある場合に限 る。)
- 三 便所を増設する工事
- 四 玄関を増設する工事

附則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年三月三一日国土交通省告示第二九○号)

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年三月三一日国土交通省告示第四五一号)

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

平成 28年 国土交通省告示第586号 (最終改正…令和4年 国土交通省告示第452号) 同居対応

所得税 リフォーム促進税制

大臣が財務大臣と協議して多世帯同居改修工事等の内容に応じて定める金額)

(平成二十八年三月三十一日)

(国土交通省告示第五百八十六号)

改正 令和 元年 七月 五日国土交通省告示第二六七号 同 四年 三月三一日同 第四五二号

租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二十六条の二十八の五第七項の規定に基づき、国土交通大臣が財務 大臣と協議して多世帯同居改修工事等の内容に応じて定める金額を次のように定めたので、同条第八項の規定により、告示する。 租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第七項の規定に基づき、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第

○平成二十八年国土交通省告示第五百八十六号(租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第七項の規定に基づく国土交通

四十一条の十九の三第三項に規定する多世帯同居改修工事等の標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して当該 多世帯同居改修工事等の内容に応じて定める金額は、次の表の上欄に掲げる多世帯同居改修工事等の内容の区分に応じそれぞれ 同表の下欄に定める額に、当該工事の箇所数を乗じて得た金額(当該上欄に掲げる多世帯同居改修工事等をした家屋の当該多世 帯同居改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該多世帯同居改 修工事等に要した費用の額のうちに当該居住の用に供する部分に係る当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額の占める割合 を乗じて計算した金額)とする。

(令和2年1月1日以降居住した場合用)

平成二十八年国土交通省告示第五百八十五号(以下単に「告示」という。) 第一号に掲げる工事(同号に規定するミニキッチンを設置するものを除く。)	百六十二万二千円
告示第一号に掲げる工事のうち、同号に規定するミニキッチンを設置する もの	四十七万六千百円
告示第二号に掲げる工事のうち、浴槽及び給湯設備を設置するもの	百三十七万三千八百円
告示第二号に掲げる工事のうち、浴槽を設置するもの(浴槽及び給湯設備 を設置するものを除く。)	八十五万五千四百円
告示第二号に掲げる工事のうち、シャワーを設置するもの(浴槽を設置するものを除く。)	五十八万四千百円
告示第三号に掲げる工事	五十二万六千二百円
告示第四号に掲げる工事のうち、地上階に玄関を増設するもの	六十五万八千七百円
告示第四号に掲げる工事のうち、地上階以外の階に玄関を増設するもの	百二十五万四千百円

附則

- この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。
 - 附 則 (令和元年七月五日国土交通省告示第二六七号)
- 1 この告示は、令和二年一月一日から施行する。
- 2 個人が、租税特別措置法第四十一条の十九の三第五項に規定する多世帯同居改修工事等をした同項に規定する居住用の家屋 (当該多世帯同居改修工事等に係る部分に限る。)を令和二年一月一日前に同項の定めるところによりその者の居住の用に供し た場合については、なお従前の例による。

附 則 (令和四年三月三一日国土交通省告示第四五二号)

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

昭和63年 建設省告示第1274号 <mark>パリアフリー 省エネ 同居対応 長期優良 | 蛭ローン滅</mark> 所得税 | リフォーム促進税制・住宅ローン滅税

※ P.21 をご覧下さい。

リバ

平成 29 年 国土交通省告示第 2 7 9 号 (最終改正…令和 4 年 国土交通省告示第 453 号) 長期優良 所得税 リフォーム促進税制

○平成二十九年国土交通省告示第二百七十九号(租税特別措置法施行令第二十六条の四第九項及び第二十六条の二十八の五第 二十三項の規定に基づく国土交通大臣が財務大臣と協議して定める構造の腐食等を防止し、又は維持保全を容易にするための 増築等)

> (平成二十九年三月三十一日) (国土交通省告示第二百七十九号)

改正 令和 元年 六月二八日国土交通省告示第二三〇号

四年 三月三一日同 同 第四五三号

租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二十六条の四第九項及び第二十六条の二十八の五第二十二項の規定 に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める構造の腐食、腐朽及び摩損を防止し、又は維持保全を容易にするための増築、 改築、修繕又は模様替を次のように定めたので告示する。

租税特別措置法施行令第 26 条の 4 第 9 項及び第 26 条の 28 の 5 第 23 項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める 構造の腐食、腐朽及び摩損を防止し、又は維持保全を容易にするための増築、改築、修繕又は模様替を次のように定める。

- 1 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 一 長期使用構造等基準 長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準(平成 12 年国土交通省告示第 209 号) をいう。
 - 二 軸組等 軸組、枠組その他これらに類する部分(木質の下地材を含み、室内側に露出した部分を含まない。)をいう。
 - 三 通気構造等 通気層を設けた構造(壁体内に通気経路を設けた構造で、外壁仕上げと軸組等の間に中空層が設けられてい る等軸組等が雨水に接触することを防止するための有効な措置が講じられているものをいう。) 又は軒の出が 90cm 以上であ る真壁構造(柱が直接外気に接する構造をいう。)をいう。
 - 四 認定長期優良住宅建築等計画 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第9条第1項に規定す る認定長期優良住宅建築等計画をいう。
 - 五 主要接合部等 設備機器と専用配管との接合部、専用配管のバルブ及びヘッダー、専用配管と共用配管との接合部並びに 共用配管のバルブをいう。
- 2 租税特別措置法施行令第26条の4第9項及び第26条の28の5第23項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定め る構造の腐食、腐朽及び摩損を防止し、又は維持保全を容易にするための増築、改築、修繕又は模様替は、次のいずれかに該 当する工事(第1号、第2号、第7号及び第8号に掲げる工事にあっては木造又は鉄骨造の住宅について行う工事に、第3号 から第6号まで、第9号及び第10号に掲げる工事にあっては木造の住宅について行う工事に限る。)とする。
- 一 小屋裏(屋根断熱工法を用いていることその他の措置が講じられていることにより、室内と同等の温熱環境にあると認め られるものを除く。以下この号及び別表1において同じ。)の換気性を高める工事(施工後に新たに別表1に掲げる基準のい ずれかに適合することとなるものに限る。)であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 小屋裏の壁のうち屋外に面するものに換気口を取り付ける工事
 - ロ 軒裏に換気口を取り付ける工事
 - ハ 小屋裏の頂部に排気口を取り付ける工事
- 二 小屋裏の状態を確認するための点検口を天井又は小屋裏の壁に取り付ける工事(施工後に新たに別表2に掲げる基準に適 合することとなるものに限るものとし、施工前に長期使用構造等基準第3の1 (2) ②に掲げる基準に適合している鉄骨造 の住宅について行うものを除く。)
- 三 外壁を通気構造等とする工事(施工後に新たに別表3に掲げる基準に適合することとなるものに限るものとし、施工前に 別表 6 に規定する外壁の軸組等の部分が評価方法基準(平成 13 年国土交通省告示第 1347 号) 第 5 の 3 の 3 一 1 (3) イ ① a (ii) 又は(iii)に掲げる基準に適合している住宅について行うものを除く。)
- 四 浴室又は脱衣室の防水性を高める工事 (施工後に新たに別表4に掲げる基準に適合することとなるものに限るものとし、 施工前に別表4に規定する浴室及び脱衣室の壁の軸組等及び床組並びに浴室の天井が評価方法基準第5の3の3-1 (3) イ① a (i) から (iii) までに掲げる基準のいずれかに適合している住宅について行うものを除く。) であって、次のいずれか に該当するもの
 - イ 浴室を日本産業規格 A4416 に規定する浴室ユニット又はこれと同等の防水上有効な措置が講じられたものとする工事
 - ロ 脱衣室の壁に耐水性を有する化粧合板その他の防水上有効な仕上材を取り付ける工事
 - ハ 脱衣室の床に塩化ビニル製のシートその他の防水上有効な仕上材を取り付ける工事
- 五 土台の防腐又は防蟻のために行う工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - 土台に防腐処理又は防蟻処理をする工事(施工後に新たに別表5-1に掲げる基準に適合することとなるものに限るも のとし、施工前に別表 5-1 に規定する土台が評価方法基準第 5 の 3 の 3-1 (3) 4 ① b (ii) 又は(iii) に掲げる基準 に適合している住宅について行うものを除く。)
 - ロ 土台に接する外壁の下端に水切りを取り付ける工事(施工後に新たに別表5-2に掲げる基準に適合することとなるも

のに限る。)

- 六 外壁の軸組等に防腐処理又は防蟻処理をする工事(施工後に新たに別表6に掲げる基準に適合することとなるものに限るものとし、施工前に別表6に規定する外壁の軸組等の部分が評価方法基準第5の3の3—1(3) 4 ① a(i)(ロ)から(ニ)までのいずれか又は評価方法基準第5の3の3—1(3) 4 ① a(ii)若しくは(iii)に掲げる基準に適合している住宅について行うものを除く。)
- 七 床下の防湿性を高める工事(施工後に新たに別表7に掲げる基準のいずれかに適合することとなるものに限る。)であって、 次のいずれかに該当するもの
 - イ 床下をコンクリートで覆う工事(第10号ロに掲げる工事に該当するものを除く。)
 - ロ 床下を厚さ0.1mm以上の防湿フィルム又はこれと同等の防湿性を有する材料で覆う工事
- 八 床下の状態を確認するための点検口を床に取り付ける工事(施工後に新たに別表8に掲げる基準に適合することとなるものに限るものとし、施工前に長期使用構造等基準第3の1 (2) ②に掲げる基準に適合している鉄骨造の住宅について行うものを除く。)
- 九 高さが 400mm 以上の基礎が有する機能(土台又は外壁下端への軒先から流下する水のはね返りを防止するものに限る。)を代替する雨どいを軒又は外壁に取り付ける工事(認定長期優良住宅建築等計画に仕様に応じた維持管理のために必要な点検間隔が記載されている場合であって、かつ、施工後に新たに別表9に掲げる基準に適合することとなるものに限るものとし、施工前に地面から基礎上端まで又は地面から土台下端までの高さが400mm 以上である住宅について行うものを除く。)
- 十 地盤の防蟻のために行う工事 (施工後に新たに別表 10 に掲げる基準に適合することとなるものに限るものとし、北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県若しくは福井県の区域内に存する住宅又は施工前に地盤が評価方法基準第5の3の3-1 (3) イ① d (i) 若しくは (iii) に掲げる基準に適合している住宅について行うものを除く。) であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 防蟻に有効な土壌処理をする工事
 - ロ 地盤をコンクリートで覆う工事 (認定長期優良住宅建築等計画に仕様に応じた維持管理のために必要な点検間隔が記載 されている場合に限る。)
- 十一 給水管、給湯管又は排水管の維持管理又は更新の容易性を高める工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 給水管又は給湯管を維持管理上有効な位置に取り替える工事(施工後に新たに別表 11 第 1 号から第 5 号までに掲げる基準に適合することとなるものに限る。)
 - ロ 排水管を維持管理上又は更新上有効なもの及び位置に取り替える工事 (施工後に新たに別表 11 第 1 号から第 11 号まで に掲げる基準に適合することとなるものに限る。)
 - ハ 給水管、給湯管又は排水管の主要接合部等を点検し又は排水管を清掃するための開口を床、壁又は天井に設ける工事(給水管、給湯管若しくは排水管の主要接合部等又は排水管の掃除口が仕上材等により隠蔽されている場合であって、かつ、施工後に新たに別表 11 第 12 号に掲げる基準に適合することとなるものに限るものとし、第 2 号又は第 8 号に掲げる工事に該当するものを除く。)

(令元国交告 230・令4国交告 453・一部改正)

別表1 (第2項第1号関係)

- 一 小屋裏の壁のうち屋外に面するものの換気上有効な位置に2以上の換気口が設けられ、かつ、換気口の有効面積の天井面積に対する割合が300分の1以上であること
- 二 軒裏の換気上有効な位置に2以上の換気口が設けられ、かつ、換気口の有効面積の天井面積に対する割合が250分の1以上であること
- 三 軒裏又は小屋裏の壁のうち屋外に面するものに給気口が設けられ、小屋裏の壁で屋外に面するものの換気上有効な位置に 排気口が給気口と垂直距離で90cm以上離して設けられ、かつ、給気口及び排気口の有効面積の天井面積に対する割合がそ れぞれ900分の1以上であること
- 四 軒裏又は小屋裏の壁のうち屋外に面するものに給気口が設けられ、小屋裏の頂部に排気塔その他の器具を用いて排気口が設けられ、かつ、給気口の有効面積の天井面積に対する割合が900分の1以上であり、排気口の有効面積の天井面積に対する割合が1600分の1以上であること
- 五 軒裏又は小屋裏の壁のうち屋外に面するものの換気上有効な位置に2以上の換気口が設けられ、かつ、小屋組部材が湿潤 状態にないこと(認定長期優良住宅建築等計画に仕様に応じた維持管理のために必要な点検間隔が記載されている場合に限 る。)

別表2 (第2項第2号関係)

区分された小屋裏空間(人通孔等により接続されている場合は、接続されている小屋裏空間を1の小屋裏空間とみなす。)ごとに点検口が設けられていること。

別表3(第2項第3号関係)

外壁のうち地面からの高さ1m以内の部分が通気構造等となっていること。

リバ

軽減措置 不動産取 得税

別表4 (第2項第4号関係)

(令元国交告 230 · 一部改正)

浴室及び脱衣室の壁の軸組等 (室内側に露出した部分を含む。) 及び床組 (1 階の浴室廻りで布基礎の上にコンクリートブロッ クを積み上げて腰壁とした部分又はコンクリート造の腰高布基礎とした部分を除くものとし、浴室又は脱衣室が地上2階以上 の階にある場合にあっては下地材を含む。)並びに浴室の天井が、次の各号のいずれかに適合していること。

- 一 防水上有効な仕上げが施されていること
- 二 日本産業規格 A4416 に規定する浴室ユニットであること又はこれと同等の防水上有効な措置が講じられていること

別表5-1 (第2項第5号イ関係)

(令元国交告 230·一部改正)

土台(認定長期優良住宅建築等計画に仕様に応じた維持管理のために必要な点検間隔が記載されている場合にあっては、床 下空間に露出している部分及び当該認定長期優良住宅建築等計画に基づく工事において露出する部分に限る。以下この表及び 次表において同じ。)が次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合していること。

- 北海道又は青森県の区域内に存する住宅以外の住宅 土台に構造用製材規格等(製材の日本農林規格(平成 19 年農林水 産省告示第 1083 号)及び枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格(昭和 49 年農林省告示 第600号)をいう。次号において同じ。)に規定する保存処理の性能区分のうちK3以上の防腐処理及び防蟻処理(日本 産業規格 K1570 に規定する木材保存剤又はこれと同等の薬剤を用いた K 3 以上の薬剤の浸潤度及び吸収量を確保する工場 処理その他これと同等の性能を有する処理を含む。) が施されていること
- 二 北海道又は青森県の区域内に存する住宅 土台に構造用製材規格等に規定する保存処理の性能区分のうちK2以上の防 腐処理(日本産業規格 K1570 に規定する木材保存剤又はこれと同等の薬剤を用いた K2以上の薬剤の浸潤度及び吸収量を 確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む。)が施されていること

別表5-2 (第2項第5号ロ関係)

土台に接する外壁の下端に水切りが設けられていること。

別表6 (第2項第6号関係)

外壁の軸組等のうち地面からの高さ1m以内の部分(認定長期優良住宅建築等計画に仕様に応じた維持管理のために必要な 点検間隔が記載されている場合にあっては、床下空間に露出している部分及び当該認定長期優良住宅建築等計画に基づく工事 において露出する部分に限る。)が、防腐及び防蟻(北海道又は青森県の区域内に存する住宅にあっては防腐。以下この表にお いて同じ。) に有効な薬剤が塗布され、加圧注入され、浸漬され、若しくは吹き付けられたもの又は防腐及び防蟻に有効な接着 剤が混入されたものであること。

別表7 (第2項第7号関係)

- 一 床下が厚さ 60mm 以上のコンクリート、厚さ 0 . 1 mm 以上の防湿フィルムその他これらと同等の防湿性を有する材料で覆 われていること
- 二 床下がひび割れ等による隙間が生じていないコンクリートで覆われ、かつ、床下木部が湿潤状態にないこと(認定長期優 良住宅建築等計画に仕様に応じた維持管理のために必要な点検間隔が記載されている場合に限る。)

別表8 (第2項第8号関係)

- 一 区分された床下空間(人通孔等により接続されている場合は、接続されている床下空間を1の床下空間とみなす。)ごとに 点検口が設けられていること
- . 点検口から目視等により床下空間の各部分の点検を行うことができること(床下空間の有効高さが 330mm 未満である場合 (浴室の床下等当該床下空間の有効高さを 330mm 未満とすることがやむを得ないと認められる部分について、当該部分の点 検を行うことができ、かつ、当該部分以外の床下空間の点検に支障をきたさない場合を除く。)に限る。)

別表9 (第2項第9号関係)

土台又は外壁下端への軒先から流下する水のはね返りを防止する措置が講じられていること。

別表 10 (第2項第10号関係)

基礎の内周部及びつか石の周囲の地盤が、次の各号のいずれかに適合していること。

- 一 防蟻に有効な土壌処理が施されていること
- 二 基礎とその内周部の地盤上に一様に打設されたコンクリートで覆われ、かつ、当該コンクリートにひび割れ等による隙 間が生じていないこと

別表 11 (第 2 項第 11 号関係)

- 一 配管(特定配管及び共同住宅等においてパイプスペースから住戸内への引き込み部分がシンダーコンクリート等へ埋め込 まれている専用配管であって現状支障なく使用できているものを除く。) がコンクリート内に埋め込まれていないこと (壁、柱、 床、はり又は基礎の立ち上がり部分を貫通する場合を除く。)
- 二 地中に埋設された配管(特定配管及び一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。)に おいて床下から屋外へ接続する部分が基礎下に設けられている配管であって現状支障なく使用できているものを除く。)の上 にコンクリートが打設されていないこと(当該コンクリートが住宅の外部に存する土間床コンクリートその他の構造躯体に

影響を及ぼすことが想定されないものである場合及び他の法令(条例を含む。)の規定により凍結のおそれがあるとして配管を地中に埋設する場合を除く。)

- 三 共同住宅等の専用配管のうち認定長期優良住宅建築等計画に基づく工事を行う住戸に係る部分が当該工事を行う住戸以外 の住戸その他の室(当該工事を行う住戸と一体となって使用される室を除く。)の専用部分に設置されていないこと
- 四 共用配管 (維持管理の円滑な実施のために必要な措置が講じられているものを除く。)が共用部分、住棟外周部、バルコニーその他これらに類する部分に露出していること又は専用部分に立ち入らないで補修 (共用の排水管にあっては補修及び更新)が行える開口を持つパイプスペース内に設けられていること (共用の排水管にあっては、共用部分の仕上材等の軽微な除去により当該排水管を更新できる場合を含む。)
- 五 共用配管の横主管がピット若しくは1階床下空間内又はピロティ等の共用部分に設けられ、かつ、人通孔その他の当該横 主管に人が到達できる経路(専用部分に立ち入らないで到達できるものに限るものとし、共用の排水管にあっては共用部分 の仕上材等の軽微な除去により到達できるものを含む。)が設けられていること
- 六 排水管 (継手及びヘッダーを含む。)の内面が清掃に支障を及ぼさないように平滑で、かつ、当該排水管が清掃に支障を及ぼすようなたわみ、抜けその他変形が生じないように設置されていること
- 七 専用の排水管(便所の排水管で当該便所に隣接する排水ます又は共用立管に接続するものを除く。)が掃除口又は清掃が可能な措置が講じられたトラップを有するものであること
- 八 共用の排水管のうち、立管にあっては最上階又は屋上、最下階及び3階以内おきの中間階又は15m以内ごとに、横主管にあっては15m以内ごとであって、管の曲がりが連続すること、管が合流すること等により管の清掃に支障が生じやすい部分がある場合には支障なく当該部分の清掃が行える位置にそれぞれ掃除口が設けられていること
- 九 共用の排水管の切断工事を軽減する措置が講じられ、かつ、共用の排水管がコンクリートの床等を貫通する部分に共用の 排水管の撤去の際のはつり工事を軽減する措置が講じられていること又は共用の排水管の近傍等に別に新たな共用の排水管 を設置することができる空間、スリーブ等が設けられていること
- 十 共用の排水管の接続替えを容易に行うための措置が講じられていること
- 十一 共用の排水管の撤去、接続替えその他更新のための空間が確保されていること
- 十二 配管の主要接合部等を点検するために必要な開口又は排水管の掃除口による清掃を行うために必要な開口が仕上材等に 設けられていること

備考

- 1 「配管」とは、給水管、給湯管及び排水管をいう。
- 2 「特定配管」とは、配管のうち、認定長期優良住宅建築等計画にこの表の第1号及び第2号に掲げる基準(特定配管を除く 部分を除く。) に適合するよう将来更新することが記載されており、現状支障なく使用できているものをいう。
- 3 「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限 る。)以外の住宅をいう。

附則

- この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。
 - 附 則 (令和元年六月二八日国土交通省告示第二三〇号)
- この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。
 - 附 則 (令和四年三月三一日国土交通省告示第四五三号)
- この告示は、令和四年四月一日から施行する。

※平成29年4月1日~令和4年12月31日までに居住した場合

平成29年 国土交通省告示第280号 (最終改正…令和4年 国土交通省告示第454号)

長期優良 | 所得税 |リフォーム促進税制

○平成二十九年国土交通省告示第二百八十号(租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第十一項の規定に基づく国土交通 大臣が財務大臣と協議して耐久性向上改修工事等の内容に応じて定める金額)

(平成二十九年三月三十一日)

(国土交通省告示第二百八十号)

改正 令和 四年 三月三一日国土交通省告示第四五四号

租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二十六条の二十八の五第十一項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して耐久性向上改修工事等の内容に応じて定める金額を次のように定めたので、同条第十二項の規定により、告示する。

租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第十一項の規定に基づき、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十一条の十九の三第四項に規定する耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して当該耐久性向上改修工事等の内容に応じて定める金額は、次の表の上欄に掲げる耐久性向上改修工事等の内容の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額に、下欄の数値を乗じて得た金額(当該上欄に掲げる耐久性向上改修工事等をした家屋の当該耐久性向上改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該耐久性向上改修工事等に要した費用の額のうちに当該居住の用に供する部分に係る当該耐久性向上改修工事等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した金額(当該耐久性向上改修工事等を行った家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数戸の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものであって、その家屋の個人がその各部分を区分所有する場合には、当該金額に、当該耐久性向上改修工事等に要した費用のうちにその者が負担する費用の割合を乗じて計算した額)とする。

号(以下単に「告示」という。)第二項第	平成二十九年国土交通省告示第二百七十九	二万九百円	当該工事の箇所数
告示第二項第一号ロに掲げる工事(軒裏に 通気孔を有する天井板を取り付けるものを 除く。) 告示第二項第一号ロに掲げる工事のうち、 哲裏に通気孔を有する天井板を取り付けるもの 告示第二項第一号ハに掲げる工事	号(以下単に「告示」という。)第二項第		
通気孔を有する天井板を取り付けるものを 除く。) 告示第二項第一号口に掲げる工事のうち、 もの 告示第二項第一号ハに掲げる工事 四万七千四百円 当該工事の箇所数 告示第二項第二号に掲げる工事 一万八千三百円 当該工事の箇所数 告示第二項第四号イに掲げる工事 一万八千三百円 当該工事の箇所数 告示第二項第四号イに掲げる工事 八十九万六千九百円 当該工事の箇所数 告示第二項第四号口に掲げる工事 八十九万六千九百円 当該工事の箇所数 告示第二項第四号口に掲げる工事 八十九万六千九百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) 告示第二項第四号口に掲げる工事のうち、 壁にピールクロスを取り付けるものを除く。) 告示第二項第四号口に掲げる工事のうち、 ではこルクロスを取り付けるものを除く。) 告示第二項第四号ハに掲げる工事(床に耐 六千六百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) 告示第二項第四号ハに掲げる工事(床に耐 六千六百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) 古示第二項第四号ハに掲げる工事のうち、 床に耐水性を有するフローリングを取り付けるものを除く。) 告示第二項第四号ハに掲げる工事 二千百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) 告示第二項第五号口に掲げる工事 二千百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) 告示第二項第五号口に掲げる工事 二千百円 当該工事の施工面積 (単位 ア方メートル) 告示第二項第七号イに掲げる工事 二千百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) 告示第二項第七号イに掲げる工事 二千百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル)	一号イに掲げる工事		
陰、。) 告示第二項第一号ロに掲げる工事のうち、五千九百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) もの 告示第二項第一号ハに掲げる工事 四万七千四百円 当該工事の箇所数 告示第二項第三号に掲げる工事 一万八千三百円 当該工事の箇所数 告示第二項第三号に掲げる工事 一万四千二百円 当該工事の適所数 告示第二項第四号口に掲げる工事 八十九万六千九百円 当該工事の箇所数 一万二千八百円 当該工事の箇所数 告示第二項第四号口に掲げる工事 八十九万六千九百円 当該工事の適正面積 (単位 平方メートル) 告示第二項第四号口に掲げる工事 (壁にピニルクロスを取り付けるものを除く。) 五千四百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) 告示第二項第四号口に掲げる工事のうち、 年十四百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) 告示第二項第四号ハに掲げる工事のうち、 「年十六百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) 古示第二項第四号ハに掲げる工事のうち、 「本十六百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) 告示第二項第五号口に掲げる工事 二千百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) 告示第二項第五号口に掲げる工事 二千四百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) 告示第二項第十号に掲げる工事 二千四百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) 告示第二項第十号に掲げる工事 二千百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) 告示第二項第十号に掲げる工事 二千百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) 告示第二項第十号に掲げる工事 一万二千七百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) 告示第二項第十号に掲げる工事 一万二千七百円 当該工事の施工面積	告示第二項第一号ロに掲げる工事(軒裏に	七千八百円	当該工事の箇所数
□ 一	通気孔を有する天井板を取り付けるものを		
世裏に通気孔を有する天井板を取り付けるもの 告示第二項第一号ハに掲げる工事 四万七千四百円 当該工事の箇所数 告示第二項第二号に掲げる工事 一万八千三百円 当該工事の箇所数 告示第二項第四号イに掲げる工事 八十九万六千九百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) 告示第二項第四号ロに掲げる工事 (単にピニルクロスを取り付けるものを除く。) 告示第二項第四号ロに掲げる工事のうち、五千四百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) 告示第二項第四号ロに掲げる工事 (床に耐 六千六百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) 告示第二項第四号ロに掲げる工事 (床に耐 六千六百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) 告示第二項第四号ハに掲げる工事 (床に耐 六千六百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) 告示第二項第四号ハに掲げる工事 (末に耐 六千六百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) 告示第二項第四号ハに掲げる工事 二千百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) 告示第二項第五号ロに掲げる工事 二千百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) 告示第二項第六号に掲げる工事 二千百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) 告示第二項第六号に掲げる工事 二千百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) 告示第二項第六号に掲げる工事 二千百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル)	除く。)		
告の 告示第二項第一号ハに掲げる工事 四万七千四百円 当該工事の箇所数 告示第二項第三号に掲げる工事 一万八千三百円 当該工事の箇所数 告示第二項第三号に掲げる工事 一万四千二百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) 告示第二項第四号口に掲げる工事 (壁にビニルクロスを取り付けるものを除く。) 告示第二項第四号口に掲げる工事のうち、 近にビニルクロスを取り付けるものを除く。) 告示第二項第四号口に掲げる工事のうち、 近年四百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) 告示第二項第四号ハに掲げる工事のうち、 近年四百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) 告示第二項第四号ハに掲げる工事のうち、 一万二千円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) 告示第二項第四号ハに掲げる工事のうち、 二千百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) 告示第二項第四号ハに掲げる工事 二千百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) 告示第二項第五号口に掲げる工事 二千百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) 告示第二項第六号に掲げる工事 二千百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) 告示第二項第六号に掲げる工事 二千百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル)	告示第二項第一号ロに掲げる工事のうち、	五千九百円	当該工事の施工面積
告示第二項第一号ハに掲げる工事	軒裏に通気孔を有する天井板を取り付ける		(単位 平方メートル)
告示第二項第三号に掲げる工事	もの		
告示第二項第三号に掲げる工事	告示第二項第一号ハに掲げる工事	四万七千四百円	当該工事の箇所数
(単位 平方メートル) 告示第二項第四号イに掲げる工事 八十九万六千九百円 当該工事の箇所数 告示第二項第四号ロに掲げる工事(壁にピーカロスを取り付けるものを除く。) 告示第二項第四号ロに掲げる工事のうち、五千四百円 当該工事の施工面積(単位 平方メートル) 告示第二項第四号ハに掲げる工事(床に耐 六千六百円 当該工事の施工面積(単位 平方メートル) 告示第二項第四号ハに掲げる工事(床に耐 六千六百円 当該工事の施工面積(単位 平方メートル) 告示第二項第四号ハに掲げる工事のうち、 一万二千円 当該工事の施工面積(単位 平方メートル) 告示第二項第四号ハに掲げる工事のうち、 二千百円 当該工事の施工面積(単位 平方メートル) 告示第二項第五号イに掲げる工事 二千百円 当該工事の施工直積(単位 平方メートル) 告示第二項第五号ロに掲げる工事 二千百円 当該工事の施工直積(単位 アカメートル) 告示第二項第六号に掲げる工事 二千百円 当該工事の施工面積(単位 平方メートル) 告示第二項第十号に掲げる工事 二千百円 当該工事の施工面積(単位 平方メートル) 告示第二項第七号イに掲げる工事 二千百円 当該工事の施工面積(単位 平方メートル)	告示第二項第二号に掲げる工事	一万八千三百円	当該工事の箇所数
告示第二項第四号イに掲げる工事 八十九万六千九百円 当該工事の箇所数 告示第二項第四号ロに掲げる工事(壁にビールクロスを取り付けるものを除く。)	告示第二項第三号に掲げる工事	一万四千二百円	当該工事の施工面積
告示第二項第四号ロに掲げる工事(壁にピ 一万二千八百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) 告示第二項第四号ロに掲げる工事のうち、 五千四百円 当該工事の施工面積 壁にビニルクロスを取り付けるもの (単位 平方メートル) 告示第二項第四号ハに掲げる工事(床に耐 六千六百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) のを除く。) 告示第二項第四号ハに掲げる工事のうち、一万二千円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) けるもの 告示第二項第五号イに掲げる工事 二千百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) 告示第二項第五号ロに掲げる工事 二千百円 当該工事の施工長さ (単位 メートル) 告示第二項第六号に掲げる工事 二千百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) 告示第二項第六号に掲げる工事 二千百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) 告示第二項第十号に掲げる工事 二千百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) 告示第二項第十号に掲げる工事 二千百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) 告示第二項第七号日に掲げる工事 一万二千七百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) 告示第二項第七号日に掲げる工事 一万二千七百円 当該工事の施工面積			(単位 平方メートル)
二ルクロスを取り付けるものを除く。)	告示第二項第四号イに掲げる工事	八十九万六千九百円	当該工事の箇所数
告示第二項第四号ロに掲げる工事のうち、五千四百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) 告示第二項第四号ハに掲げる工事 (床に耐 水性を有するフローリングを取り付けるものを除く。) 告示第二項第四号ハに掲げる工事のうち、一万二千円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) けるもの 告示第二項第五号イに掲げる工事 二千百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) 告示第二項第五号ロに掲げる工事 二千酉円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) 告示第二項第六号に掲げる工事 二千百円 当該工事の施工直積 (単位 平方メートル) 告示第二項第六号に掲げる工事 二千百円 当該工事の施工直積 (単位 メートル) 告示第二項第十号に掲げる工事 二千百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) 告示第二項第七号イに掲げる工事 一万二千七百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) 告示第二項第七号口に掲げる工事 一万二千七百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル)	告示第二項第四号ロに掲げる工事(壁にビ	一万二千八百円	当該工事の施工面積
壁にビニルクロスを取り付けるもの 告示第二項第四号ハに掲げる工事(床に耐 六千六百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) のを除く。) 告示第二項第四号ハに掲げる工事のうち、 一万二千円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) けるもの 告示第二項第五号イに掲げる工事 二千百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) 告示第二項第五号ロに掲げる工事 二千百円 当該工事の施工長さ (単位 メートル) 告示第二項第六号に掲げる工事 二千百円 当該工事の施工長さ (単位 メートル) 告示第二項第六号に掲げる工事 二千百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) 告示第二項第十号に掲げる工事 二千百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) 告示第二項第七号口に掲げる工事 一万二千七百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル)	ニルクロスを取り付けるものを除く。)		(単位 平方メートル)
告示第二項第四号ハに掲げる工事(床に耐水性を有するフローリングを取り付けるものを除く。) 告示第二項第四号ハに掲げる工事のうち、一万二千円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) はるもの コーリングを取り付けるもの コード	告示第二項第四号ロに掲げる工事のうち、	五千四百円	当該工事の施工面積
水性を有するフローリングを取り付けるものを除く。) 告示第二項第四号ハに掲げる工事のうち、	壁にビニルクロスを取り付けるもの		(単位 平方メートル)
のを除く。) 告示第二項第四号ハに掲げる工事のうち、一万二千円	告示第二項第四号ハに掲げる工事(床に耐	六千六百円	当該工事の施工面積
告示第二項第四号ハに掲げる工事のうち、 床に耐水性を有するフローリングを取り付けるもの 告示第二項第五号イに掲げる工事 二千百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) 告示第二項第五号ロに掲げる工事 二千四百円 当該工事の施工長さ (単位 メートル) 告示第二項第六号に掲げる工事 二千百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) 告示第二項第七号イに掲げる工事 一万二千七百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) 告示第二項第七号イに掲げる工事 一万二千七百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル)	水性を有するフローリングを取り付けるも		(単位 平方メートル)
床に耐水性を有するフローリングを取り付けるもの 告示第二項第五号イに掲げる工事 二千百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) 告示第二項第五号ロに掲げる工事 二千四百円 当該工事の施工長さ (単位 メートル) 告示第二項第六号に掲げる工事 二千百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) 告示第二項第七号イに掲げる工事 一万二千七百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) 告示第二項第七号ロに掲げる工事 一千三百円 当該工事の施工面積	のを除く。)		
出るもの	告示第二項第四号ハに掲げる工事のうち、	一万二千円	当該工事の施工面積
告示第二項第五号イに掲げる工事 二千百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) 告示第二項第五号ロに掲げる工事 二千四百円 当該工事の施工長さ (単位 メートル) 告示第二項第六号に掲げる工事 二千百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) 告示第二項第七号イに掲げる工事 一万二千七百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) 告示第二項第七号ロに掲げる工事 一千三百円 当該工事の施工面積	床に耐水性を有するフローリングを取り付		(単位 平方メートル)
(単位 平方メートル) 告示第二項第五号ロに掲げる工事	けるもの		
告示第二項第五号ロに掲げる工事	告示第二項第五号イに掲げる工事	二千百円	当該工事の施工面積
告示第二項第六号に掲げる工事 二千百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) 告示第二項第七号イに掲げる工事 一万二千七百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) 告示第二項第七号口に掲げる工事 一千三百円 当該工事の施工面積			(単位 平方メートル)
告示第二項第六号に掲げる工事 二千百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) 告示第二項第七号イに掲げる工事 一万二千七百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) 告示第二項第七号口に掲げる工事 一千三百円 当該工事の施工面積	告示第二項第五号ロに掲げる工事	二千四百円	当該工事の施工長さ
告示第二項第七号イに掲げる工事 一万二千七百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) 告示第二項第七号口に掲げる工事 一千三百円 当該工事の施工面積			(単位 メートル)
告示第二項第七号イに掲げる工事 一万二千七百円 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) 告示第二項第七号ロに掲げる工事 一千三百円 当該工事の施工面積	告示第二項第六号に掲げる工事	二千百円	当該工事の施工面積
(単位 平方メートル) 告示第二項第七号ロに掲げる工事 一千三百円 当該工事の施工面積			(単位 平方メートル)
告示第二項第七号ロに掲げる工事 一千三百円 当該工事の施工面積	告示第二項第七号イに掲げる工事	一万二千七百円	当該工事の施工面積
			(単位 平方メートル)
(単位 平方メートル)	告示第二項第七号ロに掲げる工事	一千三百円	当該工事の施工面積
			(単位 平方メートル)

告示第二項第八号に掲げる工事	二万七千八百円	当該工事の箇所数
		当該工事の適別致
告示第二項第九号に掲げる工事 	三千九百円 	
the character Level 10 to 100 me and		(単位 メートル)
告示第二項第十号イに掲げる工事	三千百円	当該工事の施工面積
		(単位 平方メートル)
告示第二項第十号口に掲げる工事	一万二千七百円	当該工事の施工面積
		(単位 平方メートル)
告示第二項第十一号イに掲げる工事(共用	九千五百円	当該工事の施工長さ
の給水管を取り替えるものを除く。)		(単位 メートル)
告示第二項第十一号イに掲げる工事のう	三万二千円	当該工事の施工長さ
ち、共用の給水管を取り替えるもの		(単位 メートル)
告示第二項第十一号口に掲げる工事(共同	九千八百円	当該工事の施工長さ
住宅等の排水管を取り替えるものを除く。)		(単位 メートル)
告示第二項第十一号口に掲げる工事のう	一万六千八百円	当該工事の施工長さ
ち、共同住宅等の排水管(専用の排水管を		(単位 メートル)
除く。)を取り替えるもの		
告示第二項第十一号口に掲げる工事のう	一万五千六百円	当該工事の施工長さ
ち、共同住宅等の専用の排水管(施工前に		(単位 メートル)
他住戸等の専用部分に設置されているもの		
を除く。)を取り替えるもの		
告示第二項第十一号口に掲げる工事のう	四万九千二百円	当該工事の施工長さ
ち、共同住宅等の専用の排水管(施工前に		(単位 メートル)
他住戸等の専用部分に設置されているもの		
に限る。)を取り替えるもの		
告示第二項第十一号ハに掲げる工事のう	 二万五千円	 当該工事の箇所数
ち、開口を床(共用部の床を除く。)に設		3. 2 1. 1. 2 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.
けるもの		
告示第二項第十一号ハに掲げる工事のう	一万七千七百円	 当該工事の箇所数
ち、開口を壁又は天井(共用部の壁又は天		→R^-上 尹 * 2 回/ / 1 9A
が、開口で量又は入井 (共用部の量又は入 井を除く。) に設けるもの		
#を除く。」に設めるもの 告示第二項第十一号ハに掲げる工事のう	 五万千四万田	当該工事の箇所数
		コ以上争り回川奴
ち、開口を共用部の床、壁又は天井に設け		
るもの		

備考

- 1 「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。)以外の住宅をいう。
- 2 「他住戸等」とは、工事を行う住戸以外の住戸その他の室(当該工事を行う住戸と一体となって使用される室を除く。)をいう。

附則

- この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 附 則 (令和四年三月三一日国土交通省告示第四五四号)
- この告示は、令和四年四月一日から施行する。

※令和5年1月1日以降に居住した場合

長期優良

平成29年 国土交通省告示第280号 (最終改正…令和 4 年 国土交通省告示第 727 号)

○平成二十九年国土交通省告示第二百八十号(租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第十一項の規定に基づく国土交通 大臣が財務大臣と協議して耐久性向上改修工事等の内容に応じて定める金額)

> (平成二十九年三月三十一日) (国土交通省告示第二百八十号)

所得税 リフォーム促進税制

改正 令和 四年 三月三一日国土交通省告示第四五四号 四年 六月二八日同

租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二十六条の二十八の五第十一項の規定に基づき、国土交通大臣が財 務大臣と協議して耐久性向上改修工事等の内容に応じて定める金額を次のように定めたので、同条第十二項の規定により、告示 する。

同

租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第十一項の規定に基づき、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第 四十一条の十九の三第四項に規定する耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して当該 耐久性向上改修工事等の内容に応じて定める金額は、次の表の上欄に掲げる耐久性向上改修工事等の内容の区分に応じそれぞれ 同表の中欄に定める額に、下欄の数値を乗じて得た金額(当該上欄に掲げる耐久性向上改修工事等をした家屋の当該耐久性向上 改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該耐久性向上改修工事 等に要した費用の額のうちに当該居住の用に供する部分に係る当該耐久性向上改修工事等に要した費用の額の占める割合を乗じ て計算した金額(当該耐久性向上改修工事等を行った家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数戸の部分を独立して住居その 他の用途に供することができるものであって、その家屋の個人がその各部分を区分所有する場合には、当該金額に、当該耐久性 向上改修工事等に要した費用のうちにその者が負担する費用の割合を乗じて計算した額))とする。

		-
平成二十九年国土交通省告示第二百七十九	二万九百円	当該工事の箇所数
号(以下単に「告示」という。)第二項第		
一号イに掲げる工事		
告示第二項第一号ロに掲げる工事(軒裏に	七千八百円	当該工事の箇所数
通気孔を有する天井板を取り付けるものを		
除く。)		
告示第二項第一号ロに掲げる工事のうち、	五千九百円	当該工事の施工面積
軒裏に通気孔を有する天井板を取り付ける		(単位 平方メートル)
もの		
告示第二項第一号ハに掲げる工事	四万七千四百円	当該工事の箇所数
告示第二項第二号に掲げる工事	一万八千三百円	当該工事の箇所数
告示第二項第三号に掲げる工事	一万四千二百円	当該工事の施工面積
		(単位 平方メートル)
告示第二項第四号イに掲げる工事	八十九万六千九百円	当該工事の箇所数
告示第二項第四号ロに掲げる工事(壁にビ	一万二千八百円	当該工事の施工面積
ニルクロスを取り付けるものを除く。)		(単位 平方メートル)
告示第二項第四号ロに掲げる工事のうち、	五千四百円	当該工事の施工面積
壁にビニルクロスを取り付けるもの		(単位 平方メートル)
告示第二項第四号ハに掲げる工事(床に耐	六千六百円	当該工事の施工面積
水性を有するフローリングを取り付けるも		(単位 平方メートル)
のを除く。)		
告示第二項第四号ハに掲げる工事のうち、	一万二千円	当該工事の施工面積
床に耐水性を有するフローリングを取り付		(単位 平方メートル)
けるもの		
告示第二項第五号イに掲げる工事	二千百円	当該工事の施工面積
		(単位 平方メートル)
7 3 3 7	二千百円	

告示第二項第五号ロに掲げる工事	二千四百円	当該工事の施工長さ
ロッツーががむいったほか。今下主	 	(単位 メートル)
 告示第二項第六号に掲げる工事	二千百円	当該工事の施工面積
ロハカースがハクに拘りる工事	 	一当成工事の加工面積 (単位 平方メートル)
 告示第二項第七号イに掲げる工事	 一万二千七百円	当該工事の施工面積
ロ小知一項第6万年に拘りる工事		一
 告示第二項第七号ロに掲げる工事	一千三百円	当該工事の施工面積
ロ小労一項労しケロに拘りる工事		
 告示第二項第八号に掲げる工事	 二万七千八百円	当該工事の箇所数
ーロ小第一項第八号に掲げる工事 告示第二項第九号に掲げる工事	三千九百円	当該工事の適別数
百小弟――現弟儿写に拘りる工事 	二十九日円 	
井三塚一宮塚「ロノ)・相ばフェ市	一七五四	(単位 メートル)
告示第二項第十号イに掲げる工事 	三千百円 	当該工事の施工面積
 告示第二項第十号ロに掲げる工事	一万二千七百円	(単位 平方メートル)
古示弟――垻弟下写口に掲げる工事 	一刀 	当該工事の施工面積
 	カズナズ田	(単位 平方メートル)
告示第二項第十一号イに掲げる工事(共用	九十五日円 	当該工事の施工長さ
の給水管を取り替えるものを除く。)		(単位 メートル)
告示第二項第十一号イに掲げる工事のう	一力一十六自円 	当該工事の施工長さ
ち、共用の給水管を取り替えるもの	[(単位 メートル)
告示第二項第十一号口に掲げる工事(共同	九十八白円 	当該工事の施工長さ
住宅等の排水管を取り替えるものを除く。)		(単位 メートル)
告示第二項第十一号口に掲げる工事のう	一万六十八百円 	当該工事の施工長さ
ち、共同住宅等の排水管(専用の排水管を		(単位 メートル)
除く。)を取り替えるもの		
告示第二項第十一号口に掲げる工事のう	一万五千六百円	当該工事の施工長さ
ち、共同住宅等の専用の排水管(施工前に		(単位 メートル)
他住戸等の専用部分に設置されているもの		
を除く。)を取り替えるもの		
告示第二項第十一号口に掲げる工事のう	十七万六千円	当該工事の施工長さ
ち、共同住宅等の専用の排水管(施工前に		(単位 メートル)
他住戸等の専用部分に設置されているもの		
に限る。)を取り替えるもの		
告示第二項第十一号ハに掲げる工事のう	二万五千円	当該工事の箇所数
ち、開口を床(共用部の床を除く。)に設		
けるもの		
告示第二項第十一号ハに掲げる工事のう	一万七千七百円	当該工事の箇所数
ち、開口を壁又は天井(共用部の壁又は天		
井を除く。)に設けるもの		
告示第二項第十一号ハに掲げる工事のう	十三万二千三百円	当該工事の箇所数
ち、開口を共用部の床、壁又は天井に設け		
るもの		
		<u> </u>

軽減措置 不動産取得税(

備考 1

- 1 「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。)以外の住宅をいう。
- 2 「他住戸等」とは、工事を行う住戸以外の住戸その他の室(当該工事を行う住戸と一体となって使用される室を除く。)をいう。

附則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年三月三一日国土交通省告示第四五四号)

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年六月二八日国土交通省告示第七二七号)

- 1 この告示は、令和五年一月一日から施行する。
- 2 個人が、租税特別措置法第四十一条の十九の三第四項に規定する耐久性向上改修工事等をした、同項から同条第六項までに 規定する居住用の家屋を令和五年一月一日前にこれらの項に定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、 なお従前の例による。

昭和63年 建設省告示第1274号 <mark>パリアフリー 省エネ 同居対応 長期優良 | 蛭ローン滅</mark> 所得税 | リフォーム促進税制・住宅ローン滅税

※ P.21 をご覧下さい。

平成18年 国土交通省告示第466号

耐 震 長期優良 固定資産税

│ ※ P.14 をご覧下さい。

平成20年 国土交通省告示第516号

省エネ 長期優良 固定資産税

│※ P.136をご覧下さい。

平成5年 建設省告示第1931号 (最終改正…令和4年 国土交通省告示第439号)

住宅ローン減税 所得税 住宅ローン減税

○平成五年建設省告示第千九百三十一号(租税特別措置法施行令第二十六条第三十三項第三号の規定に基づく家屋のうち居室、 調理室、浴室、便所その他の室で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるもの)

(平成五年十月六日)

(建設省告示第千九百三十一号)

改正 平成一二年 四月二五日建設省告示 第一二三二号 同 一二年一二月二七日同 第二四八六号 同 二二年 三月三一日国土交通省告示第 二七五号 第 七〇〇号 同 二三年 六月三〇日同 二五年 五月三一日同 同 第 五四一号 同 二八年 三月三一日同 第 五八七号 同 三一年 三月二九日同 第 四八四号 令和 四年 三月三一日同 第 四三九号

租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二十六条第十四項第三号の規定に基づき、家屋(同項第二号の家屋にあつては、その者が区分所有する部分に限る。)のうち居室、調理室、浴室、便所その他の室で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものを次のように定めたので、告示する。

租税特別措置法施行令第二十六条第三十三項第三号に規定する家屋(同項第二号の家屋にあつては、その者が区分所有する部分に限る。)のうち居室、調理室、浴室、便所その他の室で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 居室
- 二 調理室
- 三 浴室
- 四 便所
- 五 洗面所
- 六 納戸
- 七 玄関
- 八 廊下

附則

この告示は、公布の日から施行する。

(平二八国交告五八七・旧第一項・一部改正)

- 附 則 (平成一二年一二月二七日建設省告示第二四八六号)
- この告示は、平成十三年一月六日から施行する。
 - 附 則 (平成二二年三月三一日国土交通省告示第二七五号)
- この告示は、平成二十三年一月一日から施行する。
 - 附 則 (平成二三年六月三〇日国土交通省告示第七〇〇号)
- この告示は、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成二十三年政令第百九十九号)の施行の日から施行する。 (施行の日=平成二三年六月三〇日)
 - 附 則 (平成二五年五月三一日国土交通省告示第五四一号)
- この告示は、平成二十五年六月一日から施行する。
 - 附 則 (平成二八年三月三一日国土交通省告示第五八七号)
- この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。
 - 附 則 (平成三一年三月二九日国土交通省告示第四八四号)
- この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。
 - 附 則 (令和四年三月三一日国土交通省告示第四三九号)
- この告示は、令和四年四月一日から施行する。

平成 14年 国土交通省告示第271号 (最終改正…令和4年 国土交通省告示第440号) 住宅ローン減税 所得税 住宅ローン減税

○平成十四年国土交通省告示第二百七十一号(租税特別措置法施行令第二十六条第三十三項第四号の規定に基づく国土交通大臣 が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準)

(平成十四年三月三十一日)

(国土交通省告示第二百七十一号)

改正 平成一八年 七月 六日国土交通省告示第七四三号

 同 二二年 三月三一日同
 第二七六号

 同 二三年 六月三○日同
 第七○二号

 同 二五年 五月三一日同
 第五四二号

同 三一年 三月二九日同 第四八五号

令和 四年 三月三一日同 第四四○号

租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二十六条第十九項第四号の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣 と協議して定める地震に対する安全性に係る基準を次のように定めたので告示する。

租税特別措置法施行令第二十六条第三十三項第四号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準は、平成十八年国土交通省告示第百八十五号において定める地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準とする。

附則

この告示は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月三一日国土交通省告示第二七六号)

この告示は、平成二十三年一月一日から施行する。

附 則 (平成二三年六月三〇日国土交通省告示第七〇二号)

この告示は、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成二十三年政令第百九十九号)の施行の日から施行する。 (施行の日=平成二三年六月三〇日)

附 則 (平成二五年五月三一日国土交通省告示第五四二号)

この告示は、平成二十五年六月一日から施行する。

附 則 (平成三一年三月二九日国土交通省告示第四八五号)

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年三月三一日国土交通省告示第四四〇号)

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

平成 19年 国土交通省告示第407号

バリアフリー 住宅ローン減税

所得税 投資型・ローン型 住宅ローン減税

※ P.18 をご覧下さい。

平成20年 国土交通省告示第513号

省エネ(控ローン滅税

││所得税│ローン型性宅ロ−ン減税

※ P.124 をご覧下さい

昭和63年 建設省告示第1274号 パリアフリー 省エネ 同居対応 長期優良 (ローン繊 所得税 投資型・ローン型・住印ーン繊

※ P.21、P.66 をご覧下さい。

平成18年 国土交通省告示第185号

耐震(蛇ローン滅税

所得税 投資型・住宅ローン減税

固定資産税

※ P.15 をご覧下さい。

令和4年 国土交通省告示第456号

住宅ローン減税 所得税 住宅ローン減税

○令和四年国土交通省告示第四百五十六号(租税特別措置法施行令第二十六条第二十三項(同条第三十二項において準用する場合を含む。)の規定に基づくエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準等)

(令和四年三月三十一日)

(国土交通省告示第四百五十六号)

租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二十六条第二十三項(同条第三十二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準を次のように定め、及び同条第二十四項(同条第三十二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準を次のように定めたので告示する。

- 1 租税特別措置法施行令第二十六条第二十三項(同条第三十二項において準用する場合を含む。)に規定するエネルギーの使用 の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準は、次の各号に掲げる家 屋の区分に応じ当該各号に定めるものとする。
 - 一 居住用家屋の新築等(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十一条第一項に規定する居住用家屋の新築等をいう。以下同じ。)に係る家屋 評価方法基準(平成十三年国土交通省告示第千三百四十七号)第5の5の5—1 (3)の等級5以上の基準(評価方法基準第5の5の5—1 (3) ハに規定する結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。)及び評価方法基準第5の5の5—2 (3)の等級6以上の基準
 - 二 既存住宅(租税特別措置法第四十一条第一項に規定する既存住宅をいう。以下同じ。) 評価方法基準第5の5の5—1(4)の等級5以上の基準(評価方法基準第5の5の5—1(4)ハに規定する結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。)及び評価方法基準第5の5の5—2(4)の等級6以上の基準
- 2 租税特別措置法施行令第二十六条第二十四項(同条第三十二項において準用する場合を含む。)に規定するエネルギーの使用 の合理化に資する住宅の用に供する家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準は、次の各号に掲げる家屋の区 分に応じ当該各号に定めるものとする。
 - 一 居住用家屋の新築等に係る家屋 評価方法基準第5の5の5-1 (3) の等級4以上の基準 (評価方法基準第5の5の5-1 (3) ハに規定する結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。) 及び評価方法基準第5の5の5-2 (3) の等級4以上の基準
 - 二 既存住宅 評価方法基準第5の5の5-1 (4) の等級4以上の基準(評価方法基準第5の5の5-1 (4) ハに規定する結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。)及び評価方法基準第5の5の5-2 (4) の等級4以上の基準 附 則
 - この告示は、令和四年四月一日から施行する。

1

令和4年 国土交通省告示第455号

住宅ローン減税 所得税 住宅ローン減税

(最終改正…令和5年 国土交通省告示第108号)

○令和四年国土交通省告示第四百五十五号(租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第十六項及び第十七項の規定に基づく国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類)

(令和四年三月三十一日)

(国土交通省告示第四百五十五号)

改正 令和 五年 二月一六日国土交通省告示第一〇八号

租税特別措置法施行規則(昭和三十二年大蔵省令第十五号)第十八条の二十一第十六項及び第十七項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類を次のように定めたので告示する。

- 1 租税特別措置法施行規則(以下「規則」という。)第十八条の二十一第十六項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類は、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号。以下「法」という。)第四十一条第十項(同条第十九項の規定によりみなして適用される場合を含む。以下同じ。)又は第四十一条の十九の四第一項若しくは第二項の規定の適用を受けようとする個人が新築又は取得をした家屋が令和四年国土交通省告示第四百五十六号第一項に規定する基準に適合するものである旨を建築士(建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該家屋が、同法第三条第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第三条の二第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。以下同じ。)、指定確認検査機関(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関をいう。以下同じ。)、登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。)又は住宅瑕疵担保責任保険法人(特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第六十六号)第十七条第一項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人をいう。以下同じ。)が別表の書式により証明をする書類(第一号に掲げる家屋にあっては当該家屋の取得の日前に、第二号に掲げる既存住宅にあっては当該既存住宅の取得の日前二年以内又は取得の日以後六月以内に、当該証明のための家屋の調査が終了したものに限る。)又は次の各号に掲げる家屋の区分に応じ当該各号に定めるものとする。
 - 一 居住用家屋の新築等(法第四十一条第一項に規定する居住用家屋の新築等をいう。以下同じ。)に係る家屋 当該家屋について交付された住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条第三項に規定する建設住宅性能評価書(以下「建設住宅性能評価書」という。)の写し(当該家屋の取得の日前に評価されたもので、日本住宅性能表示基準(平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号)別表1の5—1断熱等性能等級に係る評価が等級5以上及び同表の5—2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級6以上であるものに限る。)
 - 二 既存住宅(法第四十一条第一項に規定する既存住宅をいう。以下同じ。) 当該既存住宅について交付された建設住宅性能 評価書の写し(当該既存住宅の取得の日前二年以内又は取得の日以後六月以内に評価されたもので、日本住宅性能表示基準 別表 2 1 の 5 1 断熱等性能等級に係る評価が等級 5 以上及び同表の 5 2 次エネルギー消費量等級に係る評価が等級 6 以上であるものに限る。)
- 2 規則第十八条の二十一第十七項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類は、法第四十一条第十項の規定の適用を受けようとする個人が新築又は取得をした家屋が令和四年国土交通省告示第四百五十六号第二項に規定する基準に適合するものである旨を建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人が別表の書式により証明をする書類(第一号に掲げる家屋にあっては当該家屋の取得の日前に、第二号に掲げる既存住宅にあっては当該既存住宅の取得の日前二年以内又は取得の日以後六月以内に、当該証明のための家屋の調査が終了したものに限る。)又は次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものとする。
 - 一 居住用家屋の新築等に係る家屋 当該家屋について交付された建設住宅性能評価書の写し(当該家屋の取得の日前に評価されたもので、日本住宅性能表示基準別表1の5-1断熱等性能等級に係る評価が等級4以上及び同表の5-2-次エネルギー消費量等級に係る評価が等級4以上であるものに限る。)
 - 二 既存住宅 当該既存住宅について交付された建設住宅性能評価書の写し(当該既存住宅の取得の日前二年以内又は取得の日以後六月以内に評価されたもので、日本住宅性能表示基準別表2-1の5-1断熱等性能等級に係る評価が等級4以上及び同表の5-2-次エネルギー消費量等級に係る評価が等級4以上であるものに限る。)

附則

- 1 この告示の規定は、令和四年一月一日以後に居住の用に供される家屋について適用する。
- 2 令和五年四月一日前に居住の用に供される家屋についてのこの告示の規定の適用については、本則中「当該家屋の取得の日前に」とあるのは「令和五年四月一日前に」と、「取得の日以後六月以内」とあるのは「令和五年四月一日前(令和四年十月一日以後に当該既存住宅の取得をする場合にあっては、取得の日以後六月以内)」とする。

附 則 (令和五年二月一六日国土交通省告示第一〇八号)

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

住宅省エネルギー性能証明書

言	E明申請者		所
н			名
	家屋番号及び	所在地	
	家屋調	査 日	年 月 日
省エネルギ	居住用家屋のに係る家屋	新築等	□①租税特別措置法施行令第 26 条第 23 項(同条第 32 項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋に該当 ※次の全ての基準に適合する住宅用の家屋 ・評価方法基準第 5 の 5 の 5 − 1 (3) の等級 5 以上の基準(結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。) ・評価方法基準第 5 の 5 の 5 − 2 (3) の等級 6 以上の基準 □②租税特別措置法施行令第 26 条第 24 項(同条第 32 項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定するエネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する家屋に該当 ※次の全ての基準に適合する住宅用の家屋(①に該当する場合を除く。) ・評価方法基準第 5 の 5 の 5 − 1 (3) の等級 4 以上の基準(結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。)
キー性能	既存住宅		・評価方法基準第5の5の5-2 (3)の等級4以上の基準 □③租税特別措置法施行令第26条第23項に規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋に該当 ※次の全ての基準に適合する住宅用の家屋 ・評価方法基準第5の5の5-1 (4)の等級5以上の基準(結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。) ・評価方法基準第5の5の5-2 (4)の等級6以上の基準 □④租税特別措置法施行令第26条第24項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する家屋に該当 ※次の全ての基準に適合する住宅用の家屋(③に該当する場合を除く。) ・評価方法基準第5の5の5-1 (4)の等級4以上の基準(結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。) ・評価方法基準第5の5の5-2 (4)の等級4以上の基準

上記の住宅の用に供する家屋が租税特別措置法施行令第26条第23項に規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋又は同条第24項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合することを証明します。

: 月 日 年 月 日

	氏名又は名称									<u> </u>
	T d d y C (o) d 1			登	 禄	番	号		.,	
	一級建築士、二									
	級建築士又は木			登録を						
	造建築士の別			名(二級			 个道			
証明を行った建築士				建築士の	り場合。)				
、指定確認検査機関		住		所						
、登録住宅性能評価	指定確認検査機									
機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人	関、登録住宅性	指 定 ・	登 録 年	月日						
休貝任休陕伍八	能評価機関又は	指定•登		認給杏						
	住宅瑕疵担保責		登録住宅性能							
	任保険法人の場	関の場合)		ит редух						
	合		た者(指定確認	検査機						
		関の場合)								
	名 称			I .						
建築士が証明を行っ	所 在 地									
	一級建築士事務									
た場合の当該建築士	所、二級建築士									
の属する建築士事務	事務所又は木造									
所	建築士事務所の									
721	別									
	登録年月日及び									
	登録番号									
指定確認検査機関が	氏 名									
証明を行った場合の	建築士一級建築	桑士、二級		登	録	番	_	号		
調査を行った建築士	の場合	スは木造建 リ		登録を受け	けた都	道府県	名(二	級建築		
又は建築基準適合判	製士の別			士又は木油						
定資格者	建築基準適合判定	に	場合		録	番		号		
			··· •	登録を受け	けた地	方整備	局等名	7		
登録住宅性能評価機	1				~ →					
関が証明を行った場合の記念を	煋 ಒ 十	整士、二級			绿	番		号细杂签		
合の調査を行った建築工程の	(/)場合	スは木造建		登録を受け				 被建築		
築士又は建築基準適会判定答ねまた完全	築士の別		人物学研口几	士又は木道			<i>行)</i>			
合判定資格者検定合 格者	建築基準適合判									
	検定合格者の場合	<u> </u>	合格通知番号	又は合格記	止書番	亏				
住宅瑕疵担保責任保		L 一分元		7 %		亚		<u>ы.</u> Т		
険法人が証明を行っ た場合の調査を行っ	建 塾 十	整士、二級 スは木造建			録せた契	番		号 43.建筑		
た建築士又は建築基	の場合 築士の別			登録を受けています。				似是架		
準適合判定資格者検	建築基準適合判		△枚涌知口什							
定合格者	建築基準週台刊 検定合格者の場合		合格通知面积							
/СППП		4	口怕地州笛力	人(4日1付司	山田田	-	用紙	日本産	**************************************	A 4)

(用紙 日本産業規格 A4)

備考

- 1 「証明申請者」の「住所」及び「氏名」の欄には、この証明書の交付を受けようとする者の住所及び氏名を この証明書を作成する日の現況により記載すること。
- 2 「家屋番号及び所在地」の欄には、当該家屋の登記簿に記載された家屋番号及び所在地を記載すること。
- 3 「家屋調査日」の欄には、証明のための当該家屋の調査が終了した年月日を記載すること。
- 4 「省エネルギー性能」の欄には、当該家屋が租税特別措置法施行令第26条第23項に規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋又は同条第24項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する家屋として定める基準であって当該欄に掲げる項目のいずれに適合するかに応じ相当する四角にチェックを入れるものとする。
- 5 「証明を行った建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人」の欄には、当該家屋が租税特別措置法施行令第26条第23項又は第24項に定める基準に適合するものであることにつき証明を行った建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人について、次により記載すること。
 - (1) 「氏名又は名称」の欄には、建築士が証明した場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を、指定確認検査機関が証明した場合には建築基準法第77条の18第1項の規定により指定を受けた名称(指定を受けた後に同法第77条の21第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称)を、登録住宅性能評価機関が証明した場合には住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定により登録を受けた名称(登録を受けた後に同法第10条第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称)を、住宅瑕疵担保責任保険法人が証明した場合には特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第1項の規定により指定を受けた名称(指定を受けた後に同法第18条第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称)を記載するものとする。
 - (2) 「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、証明を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が証明することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
 - (3) 「登録番号」の欄には、証明を行った建築士について建築士法第5条の2の規定による届出に係る登録番号を記載するものとする。
 - (4) 「登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)」の欄には、証明を行った建築士が二級 建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
 - (5) 「指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人の場合」の「住所」、「指定・登録年月日」、「指定・登録番号(指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関の場合)」及び「指定をした者(指定確認検査機関の場合)」の欄には、指定確認検査機関が証明した場合には建築基準法第77条の18第1項の規定により指定を受けた住所(指定を受けた後に同法第77条の21第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った住所)、指定を受けた年月日、指定番号及び指定をした者を、登録住宅性能評価機関が証明した場合には住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定により登録を受けた住所(登録を受けた後に同法第10条第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った住所)、年月日及び登録番号を、住宅瑕疵担保責任保険法人が証明した場合には特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第1項の規定により指定を受けた住所(指定を受けた後に同法第18条第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った住所)及び指定を受けた年月日を記載するものとする。
- 6 「建築士が証明を行った場合の当該建築士の属する建築士事務所」の「名称」、「所在地」、「一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別」及び「登録年月日及び登録番号」の欄には、建築士法第23条の3第1項に規定する登録簿に記載された建築士事務所の名称及び所在地、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに登録年月日及び登録番号を記載すること。
- 7 「指定確認検査機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者」の欄には、当該家屋が租税特別措置法施行令第26条第23項又は第24項に定める基準に適合するものであることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者について、次により記載すること。
 - (1) 「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を、建築 基準適合判定資格者である場合には建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた 氏名を記載するものとする。

- (2) 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の 免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建 築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の 3までに規定する建築物に該当するものとする。
- (3) 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
- (4) 「建築基準適合判定資格者の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた地方整備局等名」の欄には、建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた登録番号及び地方整備局等の名称を記載するものとする。
- 8 「登録住宅性能評価機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄には、当該家屋が租税特別措置法施行令第26条第23項又は第24項に定める基準に適合するものであることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者について、次により記載すること。
 - (1) 「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を、建築 基準適合判定資格者検定合格者である場合には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた氏名 を記載するものとする。
 - (2) 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の 免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建 築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の 3までに規定する建築物に該当するものとする。
 - (3) 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
 - (4) 「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号 又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号 (建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)附則第2条第2項の規定により建築基準適 合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号)を記載するも のとする。
- 9 「住宅瑕疵担保責任保険法人が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄には、当該家屋が租税特別措置法施行令第26条第23項又は第24項に定める基準に適合するものであることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者について、次により記載すること。
 - (1) 「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を、建築基 準適合判定資格者検定合格者である場合には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた氏名を 記載するものとする。
 - (2) 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
 - (3) 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
 - (4) 「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号 又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号 (建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)附則第2条第2項の規定により建築基準適 合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号)を記載するも のとする。

令和 4 年 国土交通省告示第 423 号

住宅ローン滅税 所得税 住宅ローン減税

○令和四年国土交通省告示第四百二十三号(租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第十八項の規定に基づく国土交通大臣が 財務大臣と協議して定める書類)

(令和四年三月三十一日)

(国土交通省告示第四百二十三号)

租税特別措置法施行規則(昭和三十二年大蔵省令第十五号)第十八条の二十一第十八項の規定に基づき、国土交通大臣が財務 大臣と協議して定める書類を次のように定めたので告示する。

租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第十八項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類は、同項の証明の申請を受けた建築士(建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該申請に係る住宅の用に供する家屋が、同法第三条第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第三条の二第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。)、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第六十六号)第十七条第一項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵(かし)担保責任保険法人の、当該申請に係る工事が租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第四十二条の二の二第二項各号に掲げる工事に該当する旨を昭和六十三年建設省告示第千二百七十四号別表第二の書式により証する書類(当該申請に係る工事が同項第七号に掲げる工事である場合は、当該書類及び平成二十六年国土交通省告示第四百三十六号に掲げる国土交通大臣が財務大臣と協議して定める保証保険契約が締結されていることを証する書類)とする。

附即

この告示の規定は、令和四年一月一日以後に居住の用に供される家屋について適用する。

中古住宅取得後に耐震改修工事を行う場合

平成 26 年 国土交通省告示第 4 3 0 号 (最終改正…令和 4 年 国土交通省告示第 4 3 3 号)

性宅ローン滅税 所得税 性宅ローン滅税 贈与税の非課税措置 贈与税

○平成二十六年国土交通省告示第四百三十号(租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第二十七項等の規定に基づく国土交通 大臣が財務大臣と協議して定める書類)

(平成二十六年三月三十一日)

(国土交通省告示第四百三十号)

改正 平成三一年 三月二九日国土交通省告示第四八二号

 令和 元年 六月二八日同
 第二一六号

 同 二年 三月三一日同
 第四八二号

 同 三年 三月三一日同
 第三○五号

同 四年 三月三一日同 第四三三号

租税特別措置法施行規則(昭和三十二年大蔵省令第十五号)第十八条の二十一第二十二項、第二十三条の五の二第七項及び第二十三条の六第六項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類を次のように定めたので告示する。

租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第二十七項、第二十三条の五の二第六項及び第二十三条の六第五項並びに新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則(令和二年財務省令第四十四号)第四条の二第六項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類は、次に掲げる書類のいずれかとする。

- 一 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十一条第三十三項、第七十条の二第七項若しくは第七十条の三第七項又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和二年法律第二十五号)第六条の二第六項の規定の適用を受けようとする者が取得したこれらの規定に規定する要耐震改修住宅、要耐震改修住宅用家屋又は特例要耐震改修住宅であってその取得の日以後にこれらの規定に規定する耐震改修(以下「耐震改修」という。)を行うもの(以下単に「要耐震改修住宅」という。)につき耐震改修を行い、当該耐震改修後の要耐震改修住宅が建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第三章及び第五章の四の規定又は租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二十六条第三項、第四十条の四の二第三項及び第四十条の五第二項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合するものである旨の証明を受けるために建築士(建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該住宅が、同法第三条第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。)、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第六十六号)第十七条第一項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人(以下「保険法人」という。)に対して提出する別表1の書式による申請書(要耐震改修住宅の取得の日までに当該申請書の提出が困難な場合には、同表の書式による仮申請書)
- 二 要耐震改修住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成十二年建設省令第二十号)第五条第一項に規定する建設住宅性能評価申請書(要耐震改修住宅の取得の日までに当該申請書の提出が困難な場合には、別表2の書式による仮申請書)(平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号別表2-1の1-1耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)について建設住宅性能評価を希望するものに限る。)
- 三 要耐震改修住宅に係る既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約(次のイ及びロに掲げる要件に適合する保険契約に限る。)の申 込書(当該契約の申込日が記載されているものに限る。)
 - イ 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第十九条第二号の規定に基づき保険法人が引受けを行うものであること。
 - ロ 建築後使用されたことのある住宅の用に供する家屋の構造耐力上主要な部分(住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成十二年政令第六十四号)第五条第一項に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。)に瑕疵(住宅の品質確保の促進等に関する法律第二条第五項に規定する瑕疵(構造耐力に影響のないものを除く。)をいう。以下同じ。)がある場合において、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる損害を填補するものであること。
 - (1) 宅地建物取引業者(特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第二条第四項に規定する宅地建物取引業者をいう。以下同じ。)が売主である場合 既存住宅売買瑕疵担保責任(建築後使用されたことのある住宅の用に供する家屋の売買契約において、宅地建物取引業者が負うこととされている民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百十五条、第五百四十一条、第五百四十二条、第五百六十二条及び第五百六十三条に規定する担保の責任をいう。)を履行することによって生じた当該宅地建物取引業者の損害
 - (2) 宅地建物取引業者以外の者が売主である場合 既存住宅売買瑕疵保証責任(保証者(建築後使用されたことのある住宅の用に供する家屋の構造耐力上主要な部分に瑕疵がある場合において、買主に生じた損害を填補することを保証

する者をいう。以下同じ。)が負う保証の責任をいう。)を履行することによって生じた保証者の損害 (平三一国交告四八二・令二国交告四八二・令三国交告三〇五・令四国交告四三三・一部改正)

附則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成三一年三月二九日国土交通省告示第四八二号)

- 1 この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第二十二項、第二十三条の五の二第七項及び第二十三条の六第六項に規定する国 土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類については、この告示による改正後の別表1の規定にかかわらず、当分の間、な お従前の例によることができる。

附 則 (令和元年六月二八日国土交通省告示第二一六号)

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和二年三月三一日国土交通省告示第四八二号)

この告示は、民法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十四号)の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。

附 則 (令和三年三月三一日国土交通省告示第三○五号)

- 1 この告示は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第二十三項、第二十三条の五の二第七項及び第二十三条の六第六項並びに新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第四条の二第六項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類については、この告示による改正後の別表1及び別表2の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則 (令和四年三月三一日国土交通省告示第四三三号)

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

耐震基準適合証明申請書 仮申請書

申請者	住 所							
(家屋取得	氏 名							
(予定)者)								
家屋取得日(予定日)	年	月	日				
取得 (予定)	0							
家屋番号及び	所在地							
耐震改修工事	開始予定	年	月	日				
日								

上記の家屋について、租税特別措置法第四十一条第三十三項又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第六条の二第六項の規定の適用を受けようとする場合においては居住の用に供する日までに、租税特別措置法第七十条の二第七項又は第七十条の三第七項の規定の適用を受けようとする場合においては取得期限までに、これらの規定に規定する耐震改修を行い、当該耐震改修後、当該家屋が耐震基準に適合する旨の証明を受けることを申請(当該家屋の取得の日までに申請が困難な場合には仮申請。以下同じ。)します。

ま 請 年 月 日 年 月	日
---------------	---

※当該家屋の取得の日までに申請が困難な場合には、以下の欄に記載

正式な申請が困難な理由(※以下の項目にチェックを記載)	
□耐震改修工事を行う事業者が確定していないため □耐震改修工事の設計が確定していないため □その他の事由の場合、以下の空欄に記載	

※受付欄

1. 申請を受けた者が建築士事務所に属する建築士の場合

申請を受けた建	氏 名				印
築士	一級建築士、二		登 録	番 号	
	級建築士又は木		登録を受ける	た都道府県名(
	造建築士の別		二級建築士		
			士の場合)		
申請を受けた建	名 称				
築士の属する建	所 在 地				
築士事務所	一級建築士事務	所、二級建築士事務	所又は木造		
	建築士事務所の	別			
	登録年月日及び	登録番号			
申 請 受 理	日	年 月 日			

2. 申請を受けた者が指定確認検査機関の場合

申記	青を受	受けが	た指	名	称									印
定研	雀認村	食査 は	幾	住	所									
関				指定年	月日及び									
				指定番	号									
				指定を	した者									
申	請	受	理	月		年	月	日						

3. 申請を受けた者が登録住宅性能評価機関の場合

申記	青を気	受け が	を登	名	称								目	[]
録信	主宅性	生能詞	平価	住	所									
機関	퇻			登録年	月日及び									
				登録番	:号									
				登録を	した者									
申	請	受	理	目	3	年	月	月						

4. 申請を受けた者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

申請を受けた住	名	称			印
宅瑕疵担保責	住	所			
任保険法人	指定年月	日			
申 請 受 理	目	年	月	日	

(用紙 日本産業規格 A4)

備考

- 1 「申請者(家屋取得(予定)者)」、「家屋取得日(予定日)」、「取得(予定)の家屋番号及び所在地」、「耐震改修工事開始予定日」、「申請年月日」、「正式な申請が困難な理由」の欄は、この申請書の申請をする者が記載することとし、「※受付欄」以下は、申請を受けた建築事務所に属する建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人のいずれかが記載すること。
- 2 「申請者(家屋取得(予定)者)」の「住所」及び「氏名」の欄には、この申請書の申請 をする者の住所及び氏名をこの申請書を作成する日の現況により記載すること。
- 3 「家屋取得日(予定日)」の欄には、この申請書の申請をする者が当該家屋を取得する(予 定)の年月日を記載すること。
- 4 「取得(予定)の家屋番号及び所在地」の欄には、当該家屋の登記簿に記載された家屋番 号及び所在地を記載すること。ただし、当該家屋を取得していない場合は、当該家屋の所在 地のみを記載すること。
- 5 「耐震改修工事開始予定日」の欄には、当該家屋の耐震改修工事が開始される予定の年月 日を記載すること。
- 6 「申請年月日」の欄には、申請を行った年月日を記載すること。
- 7 「正式な申請が困難な理由」の欄は、当該家屋の取得の日までに申請が困難な場合に記載することとし、正式な申請が困難な理由の項目にチェックを記載するとともに、適当な理由の項目がない場合には、空欄に正式な申請が困難な理由を記載すること。
- 8 申請を受けた者が建築士事務所に属する建築士の場合
 - (1) 「申請を受けた建築士」の欄には、申請を受けた建築士について、次により記載すること。
 - ① 「氏名」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を記載するものとする。
 - ② 「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、申請を受けた建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が証明することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
 - ③ 「登録番号」の欄には、申請を受けた建築士について建築士法第5条の2の規定による届出に係る登録番号を記載するものとする。
 - ④ 「登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)」の欄には、申請を 受けた建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第5条第1項の規 定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
 - (2) 「申請を受けた建築士の属する建築士事務所」の「名称」、「所在地」、「一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別」及び「登録年月日及び登録番号」の欄には、建築士法第 23 条の 3 第 1 項に規定する登録簿に記載された建築士事務所の名称及び所在地、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに登録年月日及び登録番号を記載すること。
 - (3) 「申請受理日」の欄には、申請を受けた年月日を記載すること。
- 9 申請を受けた者が指定確認検査機関の場合
 - (1)「申請を受けた指定確認検査機関」の欄には、申請を受けた指定確認検査機関について、 次により記載すること。
 - ① 「名称」及び「住所」の欄には、建築基準法第77条の18第1項の規定により指定を受けた名称及び住所(指定を受けた後に同法第77条の21第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所)を記載するものとする。
 - ② 「指定年月日及び指定番号」及び「指定をした者」の欄には、建築基準法第 77 条の 18 第1項の規定により指定を受けた年月日及び指定番号並びに指定をした者を記載す るものとする。
 - (2) 「申請受理日」の欄には、申請を受けた年月日を記載すること。
- 10 申請を受けた者が登録住宅性能評価機関の場合
 - (1)「申請を受けた登録住宅性能評価機関」の欄には、申請を受けた登録住宅性能評価機関について、次により記載すること。
 - ① 「名称」及び「住所」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項

の規定により登録を受けた名称及び住所(登録を受けた後に同法第 10 条第 2 項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所)を記載するものとする。

- ② 「登録年月日及び登録番号」及び「登録をした者」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定により登録を受けた年月日及び登録番号並びに登録をした者を記載するものとする。
- (2) 「申請受理日」の欄には、申請を受けた年月日を記載すること。
- 11 申請を受けた者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合
- (1)「申請を受けた住宅瑕疵担保責任保険法人」の欄には、申請を受けた住宅瑕疵担保責任保険法人について、次により記載すること。
 - ① 「名称」及び「住所」の欄には、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律 第17条第1項の規定により指定を受けた名称及び住所(指定を受けた後に同法第18条 第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住 所)を記載するものとする。
 - ② 「指定年月日」の欄には、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第 17 条第 1 項の規定により指定を受けた年月日を記載するものとする。
- (2) 「申請受理日」の欄には、申請を受けた年月日を記載すること。

建設住宅性能評価仮申請書

申 請 者	住 所					
(家屋取得	氏 名					
(予定)者)						
家屋取得日(年	月	日			
取得 (予定)						
家屋番号及び						
耐震改修工事	年	月	日			

上記の家屋について、租税特別措置法第四十一条第三十三項又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第六条の二第六項の規定の適用を受けようとする場合においては居住の用に供する日までに、租税特別措置法第七十条の二第七項又は第七十条の三第七項の規定の適用を受けようとする場合においては取得期限までに、これらの規定に規定する耐震改修を行い、当該耐震改修後、当該家屋が耐震基準に適合する旨の証明を受けることを申請します。

仮	甲	請	年	月	H	年	月	H					
	正式な申請が困難な理由(※以下の項目にチェックを記載)												
]耐息	喜改	修工 事	事を行う事業者	が確定	E していなり	ハため				
			コ耐急	震改 個	修工事	事の設計が確定	してい	ないため					

□その他の事由の場合、以下の空欄に記載

※受付欄

1	• () C 3 [P] 3		
ĺ	仮申請を受けた	名 称 印	
	登録住宅性能評	住	
	価機関	登録年月日及び	
		登録番号	
		登録をした者	
ĺ	仮 申 請 受	理 日 年 月 日	

(用紙 日本産業規格 A4)

備考

- 1 「申請者(家屋取得(予定)者)」の「住所」及び「氏名」の欄には、この仮申請書の申請をする者の住所及び氏名をこの仮申請書を作成する日の現況により記載すること。
- 2 「家屋取得日(予定日)」の欄には、この仮申請書の申請をする者が当該家屋を取得する (予定)の年月日を記載すること。
- 3 「取得(予定)の家屋番号及び所在地」の欄には、当該家屋の登記簿に記載された家屋番号及び所在地を記載すること。ただし、当該家屋を取得していない場合は、当該家屋の所在地のみを記載すること。
- 4 「耐震改修工事開始予定日」の欄には、当該家屋の耐震改修工事が開始される予定の年月 日を記載すること。
- 5 「仮申請年月日」の欄には、仮申請が行われた年月日を記載すること。
- 6 「正式な申請が困難な理由」の欄には、正式な申請が困難な理由の項目にチェックを記載 することとし、適当な理由の項目がない場合には、空欄に正式な申請が困難な理由を記載す ること。
- 7 「仮申請を受けた登録住宅性能評価機関」の欄には、仮申請を受けた登録住宅性能評価機 関について、次により記載すること。
 - ① 「名称」及び「住所」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定により登録を受けた名称及び住所(登録を受けた後に同法第10条第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所)を記載するものとする。
 - ② 「登録年月日及び登録番号」及び「登録をした者」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定により登録を受けた年月日及び登録番号並びに登録をした者を記載するものとする。
 - ③「仮申請受理日」の欄には、仮申請を受けた年月日を記載すること。

平成 26 年 国土交通省告示第431号 (最終改正…令和4年 国土交通省告示第434号)

住宅ローン減税 所得税 住宅ローン減税

贈与税の非課税措置

贈与税

○平成二十六年国土交通省告示第四百三十一号(租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第二十八項等の規定に基づく国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類)

(平成二十六年三月三十一日)

(国土交通省告示第四百三十一号)

改正 平成三一年 三月二九日国土交通省告示第四九五号

令和 二年 三月三一日同

第四八三号

同 三年 三月三一日同 同 四年 三月三一日同 第三〇六号 第四三四号

租税特別措置法施行規則(昭和三十二年大蔵省令第十五号)第十八条の二十一第二十三項、第二十三条の五の二第八項及び第二十三条の六第七項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類を次のように定めたので告示する。

租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第二十八項、第二十三条の五の二第七項及び第二十三条の六第六項並びに新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則(令和二年財務省令第四十四号)第四条の二第七項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

- 一 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第百二十三号)第十七条第一項の申請をした場合又は平成二十六年 国土交通省告示第四百三十号第一号に掲げる書類により租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第二十七項、第二十三条 の五の二第六項若しくは第二十三条の六第五項若しくは新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律 の臨時特例に関する法律施行規則第四条の二第六項の申請をした場合 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第 四十一条第三十三項、第七十条の二第七項若しくは第七十条の三第七項又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応する ための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和二年法律第二十五号)第六条の二第六項の規定の適用を受けようとする 者が取得したこれらの規定に規定する要耐震改修住宅、要耐震改修住宅用家屋又は特例要耐震改修住宅であってその取得の 日以後にこれらの規定に規定する耐震改修が行われたもの(以下「耐震改修住宅」という。)が耐震基準(建築基準法施行令 (昭和二十五年政令第三百三十八号) 第三章及び第五章の四の規定又は租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三 号) 第二十六条第三項、第四十条の四の二第三項及び第四十条の五第二項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定 める地震に対する安全性に係る基準をいう。以下同じ。) に適合するものである旨を建築士(建築士法(昭和二十五年法律第 二百二号)第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該住宅が、同法 第三条第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第三条の二第一項各号に掲げる建築物であるときは一級 建築士又は二級建築士に限るものとする。)、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第七十七条の二十一第一項に規定 する指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第五条第一項に規定する登録 住宅性能評価機関又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第六十六号)第十七条第一項の 規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人(以下「保険法人」という。)が平成二十一年国土交通省 告示第六百八十五号別表の書式により証する書類(租税特別措置法第四十一条第三十三項又は新型コロナウイルス感染症等 の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第六条の二第六項の規定の適用を受けようとする場合におい てはその者の居住の用に供する日までに、租税特別措置法第七十条の二第七項又は第七十条の三第七項の規定の適用を受け ようとする場合においてはこれらの規定に規定する取得期限までに、当該耐震改修により耐震基準に適合することとなった 当該耐震改修住宅に係るものに限る。)
- 二 平成二十六年国土交通省告示第四百三十号第二号に掲げる書類により租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第二十七項、第二十三条の五の二第六項若しくは第二十三条の六第五項又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第四条の二第六項の申請をした場合 耐震改修住宅について交付された住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条第三項に規定する建設住宅性能評価書の写し(租税特別措置法第四十一条第三十三項又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第六条の二第六項の規定の適用を受けようとする場合においてはその者の居住の用に供する日までに、租税特別措置法第七十条の二第七項又は第七十条の三第七項の規定の適用を受けようとする場合においてはこれらの規定に規定する取得期限までに、耐震改修により耐震基準に適合することとなった当該耐震改修住宅に係るもので、平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号別表2一1の1一1耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)に係る評価が等級1、等級2又は等級3であるものに限る。)
- 三 平成二十六年国土交通省告示第四百三十号第三号に掲げる書類により租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第二十七項、第二十三条の五の二第六項若しくは第二十三条の六第五項又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第四条の二第六項の申請をした場合 耐震改修住宅について交付された既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約(次のイ及びロに掲げる要件に適合する保険契約に限る。)が締結されていることを証する書類(租税特別措置法第四十一条第三十三項又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第六条の二第六項の規定の適用を受けようとする場合においてはその者の居住の用に供する日までに、租税特別措置法第七十条の二第七項又は第七十条の三第七項の規定の適用を受けようとする場合においてはこれらの規定に規定する

取得期限までに、耐震改修により耐震基準に適合することとなった当該耐震改修住宅に係るものに限る。)

- イ 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第十九条第二号の規定に基づき保険法人が引受けを行うものである こと。
- ロ 建築後使用されたことのある住宅の用に供する家屋の構造耐力上主要な部分(住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成十二年政令第六十四号)第五条第一項に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。)に瑕疵(住宅の品質確保の促進等に関する法律第二条第五項に規定する瑕疵(構造耐力に影響のないものを除く。)をいう。以下同じ。)がある場合において、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる損害を填補するものであること。
 - (1) 宅地建物取引業者(特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第二条第四項に規定する宅地建物取引業者をいう。以下同じ。)が売主である場合 既存住宅売買瑕疵担保責任(建築後使用されたことのある住宅の用に供する家屋の売買契約において、宅地建物取引業者が負うこととされている民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百十五条、第五百四十一条、第五百四十二条、第五百六十二条及び第五百六十三条に規定する担保の責任をいう。)を履行することによって生じた当該宅地建物取引業者の損害
 - (2) 宅地建物取引業者以外の者が売主である場合 既存住宅売買瑕疵保証責任(保証者(建築後使用されたことのある住宅の用に供する家屋の構造耐力上主要な部分に瑕疵がある場合において、買主に生じた損害を填補することを保証する者をいう。以下同じ。)が負う保証の責任をいう。)を履行することによって生じた保証者の損害

附則

- この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。
 - 附 則 (平成三一年三月二九日国土交通省告示第四九五号)
- この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。
 - 附 則 (令和二年三月三一日国土交通省告示第四八三号)
- この告示は、民法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十四号)の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。
 - 附 則 (令和三年三月三一日国土交通省告示第三〇六号)
- この告示は、令和三年四月一日から施行する。
 - 附 則 (令和四年三月三一日国土交通省告示第四三四号)
- この告示は、令和四年四月一日から施行する。

リバ

特登

例録先置許

平成24年 国土交通省告示第389号 (最終改正…令和4年 国土交通省告示第427号) 贈与税の非課税措置

贈与税

○平成二十四年国土交通省告示第三百八十九号(租税特別措置法施行令第四十条の四の二第八項の規定に基づくエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋又は大規模な地震に対する安全性を有する住宅用の家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準)

(平成二十四年三月三十一日)

(国土交通省告示第三百八十九号)

改正 平成二六年 三月三一日国土交通省告示第四五四号

 同 二七年 三月三一日同
 第四八六号

 同 二八年 三月三一日同
 第五九五号

 令和 三年 三月三一日同
 第二九九号

同 四年 三月三一日同 第四二七号

租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第四十条の四の二第六項の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋又は大規模な地震に対する安全性を有する住宅用の家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準を次のように定めたので告示する。

租税特別措置法施行令第四十条の四の二第八項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第七十条の二第一項の規定の適用を受けようとする特定受贈者(同法第七十条の二第二項第一号に規定する特定受贈者をいう。以下同じ。)が住宅用の家屋の新築をし、又は建築後使用されたことのない住宅用の家屋の取得をする場合 次に掲げるいずれかの基準
 - イ 評価方法基準(平成十三年国土交通省告示第千三百四十七号)第5の5の5-1(3)の等級4以上の基準又は評価方法基準第5の5の5-2(3)の等級4以上の基準に適合していること。
 - ロ 評価方法基準第5の1の1-1 (3) の等級2以上の基準又は評価方法基準第5の1の1-3 (3) の免震建築物の基準に適合していること。
 - ハ 評価方法基準第5の9の9-1 (3)の等級3以上の基準に適合していること。
- 二 租税特別措置法第七十条の二第一項の規定の適用を受けようとする特定受贈者が建築後使用されたことのある住宅用の家 屋の取得をする場合 次に掲げるいずれかの基準
 - イ 評価方法基準第5の5の5-1 (4) の等級4以上の基準又は評価方法基準第5の5の5-2 (4) の等級4以上の基準に適合していること。
 - ロ 評価方法基準第5の1の1-1 (4)の等級2以上の基準又は評価方法基準第5の1の1-3 (4)の免震建築物の基準に適合していること。
- ハ 評価方法基準第5の9の9-1 (4)の等級3以上の基準に適合していること。
- 三 租税特別措置法第七十条の二第一項の規定の適用を受けようとする特定受贈者が住宅用の家屋について同条第二項第四号 に規定する増改築等をする場合 前号イ、ロ又はハに掲げる基準

附則

この告示の規定は、特定受贈者が平成二十四年一月一日以後に租税特別措置法第七十条の二第二項第五号に規定する住宅取得 等資金を贈与(贈与した者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。)により取得した場合について適用する。

附 則 (平成二六年三月三一日国土交通省告示第四五四号)

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年三月三一日国土交通省告示第四八六号)

(施行期日)

1 この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の平成二十四年国土交通省告示第三百八十九号の規定(第一号イ及び第二号イを除く。)は、特定受贈者(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第七十条の二第二項第一号に規定する特定受贈者をいう。次項において同じ。)が平成二十七年一月一日以後に住宅取得等資金(同項第五号に規定する住宅取得等資金をいう。次項において同じ。)を贈与(贈与した者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。次項において同じ。)により取得した場合について適用する。
- 3 この告示による改正後の平成二十四年国土交通省告示第三百八十九号の規定(第一号イ及び第二号イに限る。)は、特定受贈者が平成二十七年一月一日以後に住宅取得等資金を贈与により取得した場合であって、かつ、平成二十七年四月一日以後に平成二十四年国土交通省告示第三百九十号別表の住宅性能証明書若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成十二年建設省令第二十号)第三条第一項に規定する設計住宅性能評価又は平成二十四年国土交通省告示第三百九十一号別表の増改築等工事証明書の申請があった場合について適用する。
- 4 この告示の施行前に平成二十四年国土交通省告示第三百九十号別表の住宅性能証明書若しくは住宅の品質確保の促進等に関

する法律施行規則第三条第一項に規定する設計住宅性能評価又は平成二十四年国土交通省告示第三百九十一号別表の増改築等工事証明書の申請があった場合におけるこの告示による改正前の平成二十四年国土交通省告示第三百八十九号(第一号イ又は第二号イに掲げる基準に係るものに限る。)の適用については、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成二八年三月三一日国土交通省告示第五九五号)

(施行期日)

1 この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の平成二十四年国土交通省告示第三百八十九号の規定は、特定受贈者(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第七十条の二第二項第一号に規定する特定受贈者をいう。)が平成二十八年一月一日以後に住宅取得等資金(同項第五号に規定する住宅取得等資金をいう。)を贈与(贈与した者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。)により取得した場合であって、かつ、平成二十八年四月一日以後に平成二十四年国土交通省告示第三百九十号別表の住宅性能証明書若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成十二年建設省令第二十号)第五条第一項に規定する建設住宅性能評価又は平成二十四年国土交通省告示第三百九十一号別表の増改築等工事証明書の申請があった場合について適用する。
- 3 この告示の施行前に平成二十四年国土交通省告示第三百九十号別表の住宅性能証明書又は平成二十四年国土交通省告示第 三百九十一号別表の増改築等工事証明書の申請があった場合におけるこの告示による改正前の平成二十四年国土交通省告示第 三百八十九号の適用については、なお従前の例によることができる。

附 則 (令和三年三月三一日国土交通省告示第二九九号)

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年三月三一日国土交通省告示第四二七号)

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

平成24年 国土交通省告示第390号 (最終改正…令和4年 国土交通省告示第1061号) 贈与税の非課税措置

贈与税

○平成二十四年国土交通省告示第三百九十号(租税特別措置法施行規則第二十三条の五の二第五項第一号の規定に基づく国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類)

(平成二十四年三月三十一日) (国土交通省告示第三百九十号)

改正 平成二六年 三月三一日国土交通省告示第四五五号

同 二七年 三月三一日同 第四八七号 二八年 三月三一日同 同 第五九六号 三一年 同 三月二九日同 第四七六号 令和 元年 六月二八日同 第二一二号 同 三年 三月三一日同 第三〇〇号 同 四年 三月三一日同 第四二八号 同 四年 十月十九日同 第一〇六一号

租税特別措置法施行規則(昭和三十二年大蔵省令第十五号)第二十三条の五の二第六項第一号の規定に基づき、国土交通大臣 が財務大臣と協議して定める書類を次のように定めたので告示する。

租税特別措置法施行規則第二十三条の五の二第五項第一号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類は、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第七十条の二第一項の規定の適用を受けようとする特定受贈者(同法第七十条の二第二項第一号に規定する特定受贈者をいう。以下同じ。)が新築若しくは取得をした住宅用の家屋又は増改築等(同法第七十条の二第二項第四号に規定する増改築等をいう。第三号において同じ。)をした住宅用の家屋が租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第四十条の四の二第八項に規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋、大規模な地震に対する安全性を有する住宅用の家屋又は高齢者等が自立した日常生活を営むのに特に必要な構造及び設備の基準に適合する住宅用の家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合するものである旨を建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第六十六号)第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人が別表の書式により証する書類(特定受贈者が建築後使用されたことのある住宅用の家屋の取得をする場合にあっては、当該家屋の取得の日前二年以内又は取得の日以降に当該証明のための家屋の調査が終了したものに限る。)又は次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 租税特別措置法第七十条の二第一項の規定の適用を受けようとする特定受贈者が住宅用の家屋の新築をし、又は建築後使用されたことのない住宅用の家屋の取得をする場合次に掲げるいずれかの書類
 - イ 当該住宅用の家屋について交付された住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条第三項に規定する建設住宅性能評価書(以下「建設住宅性能評価書」という。)の写し(日本住宅性能表示基準(平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号)別表1の5-1断熱等性能等級に係る評価が等級4以上、若しくは同表の5-2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級4以上、同表の1-1耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)に係る評価が等級2以上、若しくは同表の1-3その他(地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)に係る評価が免震建築物又は同表の9-1高齢者等配慮対策等級(専用部分)に係る評価が等級3以上であるものに限る。)
 - ロ 当該住宅用の家屋について交付された租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第十三項第一号及び第二号(当該住宅 用の家屋が長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)第十条第二号ロに掲げる住宅に該当す る住宅用の家屋である場合には同項第一号)、同令第十八条の二十一第十四項第一号及び第二号、同条第十六項又は同条 第十七項に規定する書類
- 二 租税特別措置法第七十条の二第一項の規定の適用を受けようとする特定受贈者が建築後使用されたことのある住宅用の家 屋の取得をする場合 次に掲げるいずれかの書類
 - イ 当該住宅用の家屋について交付された建設住宅性能評価書の写し(当該家屋の取得の日前二年以内又は取得の日以降に評価されたもので、日本住宅性能表示基準別表2-1の5-1断熱等性能等級に係る評価が等級4以上、若しくは同表の5-2-次エネルギー消費量等級に係る評価が等級4以上、同表の1-1耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)に係る評価が等級2以上、若しくは同表の1-3その他(地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)に係る評価が免震建築物又は同表9-1高齢者等配慮対策等級(専用部分)に係る評価が等級3以上であるものに限る。)
 - ロ 当該住宅用の家屋について交付された租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第十三項第一号及び第二号(当該住宅 用の家屋が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第十条第二号ロに掲げる住宅に該当する住宅用の家屋である場合には 同項第一号)、同令第十八条の二十一第十四項第一号及び第二号、同条第十六項又は同条第十七項に規定する書類
- 三 租税特別措置法第七十条の二第一項の規定の適用を受けようとする特定受贈者が住宅用の家屋について増改築等をする場合 当該増改築等をした家屋について交付された建設住宅性能評価書の写し(日本住宅性能表示基準別表 2 1 の 5 1 断 熱等性能等級に係る評価が等級 4 以上、若しくは同表の 5 2 次エネルギー消費量等級に係る評価が等級 4 以上、同表の

1-1耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)に係る評価が等級2以上、若しくは同表の1-3その他(地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)に係る評価が免震建築物又は同表の9-1高齢者等配慮対策等級(専用部分)に係る評価が等級3以上であるものに限る。)

(平二六国交告四五五・平二七国交告四八七・平二八国交告五九六・令三国交告三〇〇・令四国交告四二八・令 4 国交告一〇六一・一部改正)

附 則 (平成二六年三月三一日国土交通省告示第四五五号)

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年三月三一日国土交通省告示第四八七号)

(施行期日)

1 この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置

2 平成二十七年国土交通省告示第四百八十六号附則第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの告示による改正前の平成二十四年国土交通省告示第三百九十号別表の住宅性能証明書(平成二十七年国土交通省告示第四百八十六号による改正前の平成二十四年国土交通省告示第三百八十九号第一号イ又は第二号イに掲げる基準に適合する住宅用の家屋とされたものに限る。)及び建設住宅性能評価書の写し(平成二十六年消費者庁・国土交通省告示第一号第二条の規定による改正前の日本住宅性能表示基準別表1の5一1省エネルギー対策等級に係る評価が等級4であるものに限る。)は、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成二八年三月三一日国土交通省告示第五九六号)

(施行期日)

1 この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十八年国土交通省告示第五百九十五号附則第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの告示による改正前の平成二十四年国土交通省告示第三百九十号別表の住宅性能証明書は、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成三一年三月二九日国土交通省告示第四七六号)

- 1 この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 租税特別措置法施行規則第二十三条の五の二第六項第一号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類については、この告示による改正後の別表の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則 (令和元年六月二八日国土交通省告示第二一二号)

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和三年三月三一日国土交通省告示第三〇〇号)

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年三月三一日国土交通省告示第四二八号)

- 1 この告示は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 租税特別措置法施行規則第二十三条の五の二第五項第一号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類については、この告示による改正後の別表の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則 (令和四年住月十九日国土交通省告示第一〇六一号)

この告示は、公布の日から施行する。

住宅性能証明書

(東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の特例用)

_		住 所		
Ē	証明申請者	氏 名		
	家屋番号及び	所在地		
			•	次のいずれかの基準に適合する住宅用の家屋
				1. 評価方法基準第5の5の5-1 (3) の等級4以上の基準に適合する住 宅用の家屋
	 住宅用の家屋	の新築をし、	又は	2. 評価方法基準第5の5の5-2 (3) の等級4以上の基準に適合する住宅用の家屋
	建築後使用さ 宅用の家屋の		, ,	3. 評価方法基準第5の1の1-1 (3) の等級2以上の基準に適合する住宅用の家屋
				4. 評価方法基準第5の1の1-3 (3) の免震建築物の基準に適合する住宅用の家屋
				5. 評価方法基準第5の9の9-1 (3) の等級3以上の基準に適合する住宅用の家屋
				次のいずれかの基準に適合する住宅用の家屋
				1. 評価方法基準第5の5の5-1 (4) の等級4以上の基準に適合する住宅用
住	建築後使用されたことのある住 宅用の家屋の取得をする場合			2. 評価方法基準第5の5の5-2(4)の等級4以上の基準に適合する住宅用の家屋
宅性				3. 評価方法基準第5の1の1-1(4)の等級2以上の基準に適合する住宅用の家屋
能				4. 評価方法基準第5の1の1-3(4)の免震建築物の基準に適合する住宅用の家屋
				5. 評価方法基準第5の9の9-1 (4) の等級3以上の基準に適合する住宅用の家屋
				次のいずれかの基準に適合する増改築等をした後の住宅用の家屋
				1. 評価方法基準第5の5の5-1 (4) の等級4以上の基準に適合する住宅用の家屋
				2. 評価方法基準第5の5の5-2(4)の等級4以上の基準に適合する住宅用の家屋
	住宅用の家屋 をする場合	について増む	女築等	3. 評価方法基準第5の1の1-1 (4) の等級2以上の基準に適合する住
				宅用の家屋 4. 評価方法基準第5の1の1-3(4)の免 <equation-block>震建築物の基準に適合する住</equation-block>
				宅用の家屋 5.評価方法基準第5の9の9-1(4)の等級3以上の基準に適合する住
				宅用の家屋

上記の住宅用の家屋が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第29条の2第8項に規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋、大規模な地震に対する安全性を有する住宅用の家屋又は高齢者等が自立した日常生活を営むのに特に必要な構造及び設備を有する住宅用の家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合することを証明します。

年 月 日

									平	月	Д
	名	称								印	
	住	所									
証明を行った指定確認は本地関系を行	指定・登	録 年月日	1								
認検査機関、登録住宅性能評価機関又は	指定・登	録番号	(指定確認	検							
七性能評価機関 又は 住宅瑕疵担保責任保			主宅性能評								
住宅	機関の場		,,,								
映	指定をし	した者(指	定確認検	查							
	機関の場										
指定確認検査機関が	氏	名									
証明を行った場合の	建築士	一級建築	兵士、二級		登	録	番	号			
調査を行った建築士	の場合	建築士又	(は木造建		登録を受	受けた都	了道府県	名(二級建			
又は建築基準適合判		築士の別	IJ		築士又に						
定資格者	建築基準	適合判定	資格者の	場合	登	録	番	号			
					登録を受	をけた地	方整備周	高等名			
登録住宅性能評価機	氏	名									
関が証明を行った場	建築士	一級建築	5: 二級		登	録	番	号			
合の調査を行った建	の場合	建築士又	スは木造建		登録を受	受けた都	3道府県	名(二級建			
築士又は建築基準適		築士の別	ı]	_	築士又に	は木造建	築士の場	場合)			
合判定資格者検定合	建築基準	<u></u> 進適合判	定資格者	合格通知日付	又は合格	証書日付	寸			-	
格者	検定合格	各者の場合	j Z	合格通知番号	又は合格	証書番号	를				
住宅瑕疵担保責任保	氏	名									
険法人が証明を行っ	建築士	一級建築	5七、二級		登	録	番	号			
た場合の調査を行っ	の場合	建築士又	スは木造建		登録を受	 受けた都	道府県	名(二級建			
た建築士又は建築基		築士の別	IJ		築士又に	は木造建	築士の場	場合)			
準適合判定資格者検	建築基準	準適合判	定資格者	合格通知日付	又は合格	証書日	寸				
定合格者	検定合格	各者の場合	<u></u>	合格通知番号	又は合格	証書番号	킂				
									- VIII - L III		

(用紙 日本産業規格 A4)

備考

- 1 「証明申請者」の「住所」及び「氏名」の欄には、この証明書の交付を受けようとする者の住所及び氏名をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。
- 2 「家屋番号及び所在地」の欄には、当該家屋の登記簿に記載された家屋番号及び所在地を記載すること。
- 3 「住宅性能」の欄には、当該家屋が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(以下「施行令」という。)第29条の2第8項に定める基準であって当該欄に掲げる項目のいずれに適合するかに応じ相当する番号を○で囲むものとする。なお、住宅用の家屋について増改築等をする場合の欄にあっては、当該住宅用の家屋に係る当該増改築等が完了した後の住宅性能について判定する。
- 4 「証明を行った指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人」の欄には、当該家屋が施行令第29条の2第8項に定める基準に適合するものであることにつき証明を行った指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人について、次により記載すること。
 - (1) 「名称」及び「住所」の欄には、指定確認検査機関が証明した場合には建築基準法第77条の18第1項の規定により指定を受けた名称及び住所(指定を受けた後に同法第77条の21第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所)を、登録住宅性能評価機関が証明した場合には住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定により登録を受けた名称及び住所(登録を受けた後に同法第10条第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所)を、住宅瑕疵担保責任保険法人が証明した場合には特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第1項の規定により指定を受けた名称及び住所(指定を受けた後に同法第18条第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所)を記載するものとする。
 - (2) 「証明を行った指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人」の「指定・登録年月日」、「指定・登録番号(指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関の場合)」及び「指定をした者(指定確認検査機関の場合)」の欄には、指定確認検査機関が証明した場合には建築基準法第77条の18第1項の

規定により指定を受けた年月日及び指定番号並びに指定をした者を、登録住宅性能評価機関が証明した場合には住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定により登録を受けた年月日及び登録番号を、住宅瑕疵担保責任保険法人が証明した場合には特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第1項の規定により指定を受けた年月日を記載するものとする。

- 5 「指定確認検査機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者」の欄には、当該家屋が施行令第29条の2第8項に定める基準に適合するものであることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者について、次により記載すること。
 - (1) 「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者である場合には建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた氏名を記載するものとする。
 - (2) 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
 - (3) 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
 - (4)「建築基準適合判定資格者の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた地方整備局等名」の欄には、建築 基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた登録番号及び地方整備局等の名称を記載す るものとする。
- 6 「登録住宅性能評価機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄には、当該家屋が施行令第29条の2第8項に定める基準に適合するものであることにつき調査を行った 建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者について、次により記載すること。
 - (1) 「氏名」及び「住所」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名及び住所を、建築基準適合判定資格者検定合格者である場合には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた氏名及び住所を記載するものとする。
 - (2) 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
 - (3) 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)」 の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建 築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
 - (4) 「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号(建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)附則第2条第2項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号)を記載するものとする。
- 7 「住宅瑕疵担保責任保険法人が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄には、当該家屋が施行令第29条の2第8項に定める基準に適合するものであることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者について、次により記載すること。
 - (1) 「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を、建築 基準適合判定資格者検定合格者である場合には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた氏名 を記載するものとする。
 - (2) 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の 免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級 建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条 の3までに規定する建築物に該当するものとする。
 - (3) 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
 - (4) 「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号(建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)附則第2条第2項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号)を記載するものとする。

令和 4 年 国土交通省告示第 455 号

住宅ローン減税 所得税 住宅ローン減税

※ P.161をご覧下さい。

平成21年 国土交通省告示第682号 (最終改正…令和3年 国土交通省告示第292号) 贈与税の非課税措置 |贈 与 税

○平成二十一年国土交通省告示第六百八十二号(租税特別措置法施行令第四十条の四の二第五項第三号の規定に基づく家屋のうち居室等で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるもの)

(平成二十一年六月二十六日)

(国土交通省告示第六百八十二号)

改正 平成二六年 三月三一日国土交通省告示第四四七号

令和 三年 三月三一日同 第二九二号

租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第四十条の四の二第三項第三号の規定に基づき、家屋(同項第二号の家屋にあっては、その者が区分所有する部分に限る。)のうち居室、調理室、浴室、便所その他の室で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものを次のように定めたので告示する。

租税特別措置法施行令第四十条の四の二第五項第三号に規定する家屋(同項第二号の家屋にあっては、その者が区分所有する部分に限る。)のうち居室、調理室、浴室、便所その他の室で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 居室
- ⁻. 調理室
- 三 浴室
- 四 便所
- 五 洗面所
- 六 納戸
- 七 玄関
- 八 廊下

附 則

この告示の規定は、特定受贈者(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第七十条の二第二項第一号に規定する特定 受贈者をいう。)が平成二十一年一月一日以後に同項第五号に規定する住宅取得等資金を贈与(贈与をした者の死亡により効力を 生ずる贈与を除く。)により取得した場合について適用する。

附 則 (平成二六年三月三一日国土交通省告示第四四七号)

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年三月三一日国土交通省告示第二九二号)

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

平成21年 国土交通省告示第683号 (最終改正…令和3年 国土交通省告示第293号) 贈与税の非課税措置 贈与税

○平成二十一年国土交通省告示第六百八十三号(租税特別措置法施行令第四十条の四の二第五項第四号の規定に基づく国土交通 大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準)

(平成二十一年六月二十六日)

(国土交通省告示第六百八十三号)

改正 平成二六年 三月三一日国土交通省告示第四四八号

令和 三年 三月三一日同 第二九三号

租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第四十条の四の二第三項第四号の規定に基づき、国土交通大臣が財務 大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準を次のように定めたので告示する。

特登

例録先置許

得税

租税特別措置法施行令第四十条の四の二第五項第四号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準は、平成十八年国土交通省告示第百八十五号において定める地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準とする。

附則

この告示の規定は、特定受贈者(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第七十条の二第二項第一号に規定する特定 受贈者をいう。)が平成二十一年一月一日以後に同項第五号に規定する住宅取得等資金を贈与(贈与をした者の死亡により効力を 生ずる贈与を除く。)により取得した場合について適用する。

附 則 (平成二六年三月三一日国土交通省告示第四四八号)

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年三月三一日国土交通省告示第二九三号)

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

平成27年 国土交通省告示第480号 (最終改正…令和3年 国土交通省告示第309号)

贈与税の非課税措置

贈与税

○平成二十七年国土交通省告示第四百八十号(租税特別措置法施行令第四十条の四の二第五項第五号及び第四十条の五第四項第 五号の規定に基づく国土交通大臣が財務大臣と協議して定める高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の 基準に適合させるための修繕又は模様替)

(平成二十七年三月三十一日)

(国土交通省告示第四百八十号)

改正 令和 三年 三月三一日国土交通省告示第三〇九号

租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第四十条の四の二第四項第五号及び第四十条の五第四項第五号の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替を次のように定めたので告示する。

租税特別措置法施行令第四十条の四の二第五項第五号及び第四十条の五第四項第五号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替は、次のいずれかに該当する工事とする。

- 一 介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事
- 二 階段の設置(既存の階段の撤去を伴うものに限る。)又は改良によりその勾配を緩和する工事
- 三 浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事
 - ロ 浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事
 - ハ 固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事
 - ニ 高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事
- 四 便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事
 - ロ 便器を座便式のものに取り替える工事
 - ハ 座便式の便器の座高を高くする工事
- 五 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事
- 六 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事(勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む。)
- 七 出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事
 - ロ 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事
 - ハ 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事
- 八 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事 附 則

この告示の規定は、特定受贈者(租税特別措置法第七十条の二第二項第一号又は第七十条の三第三項第一号に規定する特定受贈者をいう。)が平成二十七年一月一日以後に同法第七十条の二第二項第五号又は第七十条の三第三項第五号に規定する住宅取得等資金を贈与(贈与した者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。)により取得した場合について適用する。

附 則 (令和三年三月三一日国土交通省告示第三〇九号)

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

185

平成27年 国土交通省告示第481号 (最終改正…令和5年 国土交通省告示第1075号)

贈与税の非課税措置

贈与税

○平成二十七年国土交通省告示第四百八十一号(租税特別措置法施行令第四十条の四の二第五項第六号及び第四十条の五第四項 第六号の規定に基づく国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替)

(平成二十七年三月三十一日)

(国土交通省告示第四百八十一号)

改正 平成二九年 三月三一日国土交通省告示第 二九七号

令和 元年 六月二八日同 第 二一八号

同 三年 三月三一日同 第 三一〇号

同 五年一一月 一日同 第一〇七五号

租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第四十条の四の二第四項第六号及び第四十条の五第四項第六号の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替を次のように定めたので告示する。

租税特別措置法施行令(以下「令」という。)第40条の4の2第5項第6号及び第40条の5第4項第6号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替は、次のアに定める工事又は次のアに定める工事と併せて行う次のウからオまでに定める工事(地域区分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項(平成28年国土交通省告示第265号)別表第10に掲げる地域の区分をいう。以下同じ。)が8地域の場合にあっては、次のイに定める工事又は次のイに定める工事と併せて行う次のウからオまでに定める工事)とする。ただし、次のウからオまでに定める工事については、発泡剤としてフロン類(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第2条第1項に規定するフロン類をいう。)を用いた断熱材を用いない工事であること。

- ア 窓の断熱性を高める工事(全ての居室の外気に接する窓(既存の窓の室内側に設置する既存の窓と一体となった窓を含む。以下同じ。)の断熱性を高める工事で、窓の熱貫流率(内外の温度差1度の場合において1平方メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値であって、当該部位を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ、熱橋(構造部材、下地材その他断熱構造を貫通する部分であって、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。以下同じ。)により貫流する熱量等を勘案して算出したものをいう。以下同じ。)が、地域区分に応じ、施工後に新たに住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準(平成28年国土交通省告示第266号。以下「住宅仕様基準」という。)第1項(3)イの表に掲げる基準値以下となるものをいう。)
- イ 窓の日射遮蔽性を高める工事(居室の外気に接する窓の日射遮蔽性を高める工事で、窓の建具、付属部材(紙障子、外付けブラインド(窓の直近室外側に設置され、金属製スラット等の可変により日射調整機能を有するブラインドをいう。)及びその他これらと同等以上の日射遮蔽性能を有し、窓に建築的に取り付けられるものをいう。)及びひさし、軒等(オーバーハング型の日除けで、外壁からの出寸法がその下端から窓下端までの高さの0.3倍以上のものをいう。)が、建築物の種類に応じ、施工後に新たに住宅仕様基準第1項(3)口の表の8の項の右欄に掲げる事項に該当するもの(この場合において、同欄中「開口部」とあるのは「窓」とする。)又はこれと同等以上の性能を有するものとなるものをいう。)
- ウ 天井等の断熱性を高める工事(屋根(小屋裏又は天井裏が外気に通じているものを除く。以下同じ。)、屋根の直下の天井 又は外気等(外気又は外気に通じる床裏、小屋裏若しくは天井裏をいう。以下同じ。)に接する天井の断熱性を高める工事 (住宅仕様基準第1項(1)に掲げる部分以外の部分(以下「断熱構造とする部分以外の部分」という。)の工事を除く。)で、 鉄筋コンクリート造、組積造その他これらに類する構造(以下「鉄筋コンクリート造等」という。)の住宅にあっては熱橋 となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあっては熱橋となる部分(壁に設けられる横架材を除く。)による低減を勘 案した熱貫流率が、それぞれ建築物の種類、構造、構法又は工法、部位、断熱材の施工法及び地域区分に応じ、施工後に新 たに住宅仕様基準第1項(2)イの表に掲げる基準値以下となるもの又は各部位の断熱材の熱抵抗が、建築物の種類、構造、 構法又は工法、部位、断熱材の施工法及び地域区分に応じ、施工後に新たに住宅仕様基準第1項(2)ロ(イ)の表に掲げる基準値以上となるものをいう。)
- エ 壁の断熱性を高める工事 (外気等に接する壁の断熱性を高める工事 (断熱構造とする部分以外の部分の工事を除く。) で、鉄筋コンクリート造等の住宅にあっては熱橋となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあっては熱橋となる部分 (壁に設けられる横架材を除く。) による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ建築物の種類、構造、構法又は工法、部位、断熱材の施工法及び地域区分に応じ、施工後に新たに住宅仕様基準第1項(2) イの表に掲げる基準値以下となるもの又は断熱材の熱抵抗が、建築物の種類、構造、構法又は工法、部位、断熱材の施工法及び地域区分に応じ、施工後に新たに住宅仕様基準第1項(2) ロ(イ)の表に掲げる基準値以上となるもの(鉄骨造の住宅の壁であって充填断熱工法(屋根にあっては屋根組材の間、天井にあっては天井面、壁にあっては柱、間柱、たて枠の間及び外壁と内壁との間、床にあっては床組材の間に断熱施工する方法をいう。) のものにあっては、壁に施工する断熱材の熱抵抗が、建築物の種類、外装材(鉄骨柱及び梁の外気側において、鉄骨柱又は梁に直接接続する面状の材料をいう。) の熱抵抗、断熱材を施工する箇所の区分、鉄骨柱が存する部分以外の壁の断熱層(断熱材で構成される層をいう。) を貫通する金属製下地部材の有無及び地域区分に応じ、住宅仕様基準第1項(2) ロ(ロ)の表に掲げる基準値以上となるもの)をいう。)

特登 例 措 置 許

オ 床等の断熱性を高める工事(外気等に接する床(地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆ったもの又は床裏が外気に通じないもの(以下「土間床等」という。)を除く。)の断熱性を高める工事(外周が外気等に接する土間床等の外周部分の基礎の断熱性を高める工事を含み、断熱構造とする部分以外の部分の工事を除く。)で、鉄筋コンクリート造等の住宅にあっては熱橋となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあっては熱橋となる部分(壁に設けられる横架材を除く。)による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ建築物の種類、構造、構法又は工法、部位、断熱材の施工法及び地域区分に応じ、施工後に新たに住宅仕様基準第1項(2)イの表に掲げる基準値以下となるもの又は各部位の断熱材の熱抵抗が、建築物の種類、構造、構法又は工法、部位、断熱材の施工法及び地域区分に応じ、施工後に新たに住宅仕様基準第1項(2)ロ(イ)の表に掲げる基準値以上となるものをいう。)

附 則

この告示の規定は、特定受贈者(租税特別措置法第七十条の二第二項第一号又は第七十条の三第三項第一号に規定する特定受贈者をいう。)が平成二十七年一月一日以後に同法第七十条の二第二項第五号又は第七十条の三第三項第五号に規定する住宅取得等資金を贈与(贈与した者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。)により取得した場合について適用する。

附 則 (平成二九年三月三一日国土交通省告示第二九七号)

- 1 この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第七十条の二第二項第一号に規定する特定受贈者が居住の用に供している 住宅用の家屋について同項第四号に規定する増改築等をした場合において、平成二十九年四月一日前に同条第一項第三号に定 めるところにより増改築等をした当該住宅用の家屋を当該特定受贈者の居住の用に供したとき、又は増改築等をした当該住宅 用家屋を同日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれるときについては、なお従前の例に よる。

附 則 (令和元年六月二八日国土交通省告示第二一八号)

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和三年三月三一日国土交通省告示第三一〇号)

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年一一月一日国土交通省告示第一〇七五号)

- 1 この告示は令和五年十一月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、この告示の施行後に着手する工事について適用し、この告示の施行前に着手した工事については、なお従前の例による。

平成24年 国土交通省告示第391号 (最終改正…令和4年 国土交通省告示第429号)

贈与税の非課税措置

贈与税

○平成二十四年国土交通省告示第三百九十一号(租税特別措置法施行規則第二十三条の五の二第四項第一号イからチまで及び第二十三条の六第四項第一号イからチまでの規定に基づく国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類)

(平成二十四年三月三十一日)

(国土交通省告示第三百九十一号)

改正 平成二六年 三月三一日国土交通省告示第四五六号

同 二七年 三月三一日同 第四八八号 同 二八年 三月三一日同 第五九七号 同 二九年 三月三一日同 第二九六号 同 三一年 三月二九日同 第四七七号 令和 元年 六月二八日同 第二一三号 三月三一日同 同 三年 第三〇一号 同 四年 三月三一日同 第四二九号

租税特別措置法施行規則(昭和三十二年大蔵省令第十五号)第二十三条の五の二第五項第一号イからホまで及び第二十三条の六 第五項第一号イからニまでの規定に基づき、平成二十一年国土交通省告示第六百八十四号の全部を次のように改正する。

租税特別措置法施行規則第二十三条の五の二第四項第一号イからチまで及び第二十三条の六第四項第一号イからチまでに規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- 一 租税特別措置法施行規則第二十三条の五の二第四項第一号イからへまで又は第二十三条の六第四項第一号イからへまでに掲げる工事 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第七十条の二第一項の規定の適用を受けようとする特定受贈者 (同法第七十条の二第二項第一号に規定する特定受贈者をいう。) 又は同法第七十条の三第一項の規定の適用を受けようとする特定受贈者 (同法同条第三項第一号に規定する特定受贈者をいう。) から証明の申請を受けた建築士 (建築士法 (昭和二十五年法律第二百二号)第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該申請に係る住宅用の家屋が同法第三条第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。以下同じ。)、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第五条第一項に規定する指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第六十六号)第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人が当該申請に係る工事が相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の施行地で行われるもので租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第四十条の四の二第五項第一号から第六号まで又は第四十条の五第四項第一号から第六号までに規定するいずれかの工事に該当する旨を別表の書式により証明する書類
- 二 租税特別措置法施行規則第二十三条の五の二第四項第一号ト又は第二十三条の六第四項第一号トに掲げる工事 租税特別措置法第七十条の二第一項の規定の適用を受けようとする特定受贈者又は同法第七十条の三第一項の規定の適用を受けようとする特定受贈者から証明の申請を受けた建築士、建築基準法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人が当該申請に係る工事が相続税法の施行地で行われるもので租税特別措置法施行令第四十条の四の二第五項第七号又は第四十条の五第四項第七号に規定する工事に該当する旨を別表の書式により証明する書類及び平成二十七年国土交通省告示第四百八十二号に掲げる国土交通大臣が財務大臣と協議して定める保証保険契約が締結されていることを証する書類
- 三 租税特別措置法施行規則第二十三条の五の二第四項第一号チ又は第二十三条の六第四項第一号チに掲げる工事 租税特別措置法第七十条の二第一項の規定の適用を受けようとする特定受贈者又は同法第七十条の三第一項の規定の適用を受けようとする特定受贈者から証明の申請を受けた建築基準法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人が当該申請に係る工事が相続税法の施行地で行われるもので租税特別措置法施行令第四十条の四の二第五項第八号又は第四十条の五第四項第八号に規定する工事に該当する旨を別表の書式により証明する書類

(平二六国交告四五六・平二七国交告四八八・令三国交告三〇一・令四国交告四二九・一部改正)

附 則 (平成二六年三月三一日国土交通省告示第四五六号)

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年三月三一日国土交通省告示第四八八号)

(施行期日)

特登例録

得税

1 この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成二十七年国土交通省告示第四百八十六号附則第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの告示による改正前の平成二十四年国土交通省告示第三百九十一号別表の増改築等工事証明書(平成二十七年国土交通省告示第四百八十六号による改正前の平成二十四年国土交通省告示第三百八十九号第二号イに掲げる基準に適合させるための修繕又は模様替とされたものに限る。)は、なお従前の例によることができる。
 - 附 則 (平成二八年三月三一日国土交通省告示第五九七号)

(施行期日)

1 この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成二十八年国土交通省告示第五百九十五号附則第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの告示による改正前の平成二十四年国土交通省告示第三百九十一号別表の増改築等工事証明書は、なお従前の例によることができる。 附 則 (平成二九年三月三一日国土交通省告示第二九六号)
- 1 この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第七十条の二第二項第一号に規定する特定受贈者が居住の用に供している住宅用の家屋について同項第四号に規定する増改築等をした場合において、平成二十九年四月一日前に同条第一項第三号に定めるところにより増改築等をした当該住宅用の家屋を当該特定受贈者の居住の用に供したとき、又は増改築等をした当該住宅用家屋を同日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれるときについては、なお従前の例による。

附 則 (平成三一年三月二九日国土交通省告示第四七七号)

- 1 この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 租税特別措置法施行規則第二十三条の五の二第五項第一号イからチまで及び第二十三条の六第五項第一号イからチまでに規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類については、この告示による改正後の別表の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
 - 附 則 (令和元年六月二八日国土交通省告示第二一三号)
 - この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。
 - 附 則 (令和三年三月三一日国土交通省告示第三〇一号)
 - この告示は、令和三年四月一日から施行する。
 - 附 則 (令和四年三月三一日国土交通省告示第四二九号)
- 1 この告示は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 租税特別措置法施行規則第二十三条の五の二第四項第一号イからチまで及び第二十三条の六第四項第一号イからチまでに規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類については、この告示による改正後の別表の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

増改築等工事証明書 (住宅取得等資金の贈与の特例用)

≟ ~ r	1□ +b ⇒±:	-tr	住 所		
乱馬	明申請	有	氏 名		
家	屋番号	号及び原	听在地		
木	造又に	は非木道	告の別		
		第1号	号工事	1 増築 2 改築 3 大規模の修繕 4 大規模の模様替	
		第2号工事		1 床の過半の修繕又は模様替 2 階段の過半の修繕又は模様替 3 間仕り	1壁の
		(第1号	分工事以外)	過半の修繕又は模様替 4 壁の過半の修繕又は模様替	
		## O. I	-	次のいずれかの一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替	
			号工事 リカン	1 居室 2 調理室 3 浴室 4 便所 5 洗面所 6 納戸 7 玄関	
		(弗 1 * 2	2号工事以外)	8 廊下	
				次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替	
			号工事	1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全上	二耐震
		(第1~3	号工事以外)	関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準	
					・ナル
				高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合 るための次のいずれかに該当する修繕又は模様替	12 E
		第5号	号工事		
		(第1~4	1号工事以外)	1 連路又は出入口の拡幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 便所の改良 5 手すりの取付 6 床の段差の解消	
				7 出入口の戸の改良 8 床材の取替	
				エネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替	
工			6 号工事	1 窓の断熱性を高める工事	
事の	工			1 窓の園窓はを同める工事	
種	事の種別	笠 6 4		 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替	
別及び			ラ ユーザ 5 号工事以外)	2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事	
Ű		(201 -0) ケムずめ/ト)	4 床等の断熱性を高める工事	
内容				1 1 44歳 2 2 44歳 4 4	地域
					地域地域
				1 給水管に係る修繕又は模様替	
		第7号	号工事	2 排水管に係る修繕又は模様替	
		(第1~6	5号工事以外)	3 雨水の浸入を防止する部分に係る修繕又は模様替	
				次の基準に適合させるための修繕又は模様替	
				1 評価方法基準第5の5の5-1 (4) の等級4以上の基準に適合してV	いるこ
				E	a C
				2 評価方法基準第5の5の5-2 (4) の等級4以上の基準に適合してV	いるこ
				٤	3 –
			号工事	3 評価方法基準第5の1の1-1(4)の等級2以上の基準に適合してい	いるこ
		(第1~7	'号工事以外)	٤	3 –
				4 評価方法基準第5の1の1-3(4)の免震建築物の基準に適合してい	いるこ
				٤	-
				5 評価方法基準第5の9の9-1(4)の等級3以上の基準に適合してい	いるこ
				٤	
1	1	<u> </u>		1 7	

工事の内容	上 事 の 为								
-------	------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

(注) 第8号工事については、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人 に限って証明できるものとする。

上記の工事が租税特別措置法施行令

- (イ) 第40条の4の2第5項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、 同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同 項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項 第6号に規定する修繕若しくは模様替、同項第7号に規定する修繕若しくは模様替又は同項 第8号に規定する修繕若しくは模様替
- (ロ) 第40条の5第4項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、同項第7号に規定する修繕若しくは模様替又は同項第8号に規定する修繕若しくは模様替

に該当することを証明します。

年 月 日

							,	/1	
証明を行った建	氏名又は名称								卸
築士、指定確認検	一級建築士、二		登	録	番	号			
查機関、登録住宅	級建築士又は木		登録を	受けた	と都道所	牙県名(
性能評価機関又	造建築士の別		二級建築	築士又	は木造	建築士			
は住宅瑕疵担保			の場合)						
責任保険法人	指定確認検査機	住	所						
	関、登録住宅性	指定 · 登録 5	F 月 日						
		指定・登録番号(
		検査機関又は登録							
	任保険法人の場								
	合	指定をした者(指)	定確認検						
		査機関の場合)							
建築士が証明を	名 称								
行った場合の当	所 在 地								
該建築士の属す	一級建築士事務所	斤、二級建築士事務	所又は木	造建					
る建築士事務所	築士事務所の別								
	登録年月日及び登	经録番号							

指定確認検査機	氏	名							
			· 1. —		マシ	Δ=	ΔĪŽ.		
関が証明を行っ					登	録	番	号	
た場合の調査を	の場合	級建築士	:又は木		登録を受	とけた都道	道府県	名(二級建	
行った建築士又		造建築士	の別		築士又は	大造建築	築士の	場合)	
は建築基準適合									
判定資格者	建築基準	準適合 判定	資格者の	り場合	登	録	番	号	
					登録を受	けた地	方整備	i局等名	
登録住宅性能評	氏	名							
価機関が証明を	建築士	一級建築	二、十二		登	録	番	号	
行った場合の調	の場合	級建築士	:又は木		登録を受	たけた都道	道府県	名(二級建	
査を行った建築		造建築士	の別		築士又は	木造建築	築士の	場合)	
士又は建築基準	建築基準	準適合判 定	資格者	合格通知日何	ナ又は合格 かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かん	各証書日	付		
適合判定資格者	検定合権	各者の場合		合格通知番号	子又は合格	A証書番·	号		
検定合格者									
住宅瑕疵担保責	氏	名							
任保険法人が証	建築士	一級建築	士、二		登	録	番	号	
明を行った場合	の場合	級建築士	:又は木		登録を受	けた都道	道府県	名(二級建	
の調査を行った		造建築士	の別		築士又は	木造建築	築士の	場合)	
建築士又は建築									
基準適合判定資	建築基準	準適合判定	資格者	合格通知日何	ナ又は合格	各証書日	付		
格者検定合格者	検定合格	各者の場合		合格通知番号	子又は合格	各証書番	号		

(用紙 日本産業規格 A4)

備考

- 1 「証明申請者」の「住所」及び「氏名」の欄には、この証明書の交付を受けようとする者の住所及び氏名をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。
- 2 「家屋番号及び所在地」の欄には、当該工事を行った家屋の建物登記簿に記載された家屋番号及び所在地を記載すること。
- 3 「木造又は非木造の別」の欄には、当該工事を行った家屋が木造住宅である場合には「木造」 と、木造住宅以外の住宅である場合には「非木造」と記載すること。
- 4 「工事の種別及び内容」の欄には、この証明書により証明をする工事について、次により記載すること。
- (1) 「工事の種別及び内容」の「工事の種別」の欄には、以下により記載するものとする。
 - ① 「第1号工事」の欄には、当該工事が租税特別措置法施行令(以下「施行令」という。) 第40条の4の2第5項第1号又は第40条の5第4項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替のいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。
 - ② 「第2号工事」の欄には、当該工事が施行令第40条の4の2第5項第2号又は第40条の5第4項第2号に規定する修繕又は模様替であって次に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。
 - イ 床の過半の修繕又は模様替 床 (建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 2 条第 5 号に規定する主要構造部 (以下「主要構造部」という。) である床及び最下階の床をいう。) の過半について行うもの
 - ロ 階段の過半の修繕又は模様替 主要構造部である階段の過半について行うもの
 - ハ 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 間仕切壁(主要構造部である間仕切壁及び建築物

- の構造上重要でない間仕切壁をいう。)の室内に面する部分の過半について行うもの(その間仕切壁の一部について位置の変更を伴うものに限る。)
- 二 壁の過半の修繕又は模様替 主要構造部である壁の室内に面する部分の過半について行うもの(当該修繕又は模様替に係る壁の過半について遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限る。)
- ③ 「第3号工事」の欄には、当該工事が施行令第40条の4の2第5項第3号又は第40条の5第4項第3号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。
- ④ 「第4号工事」の欄には、当該工事が施行令第40条の4の2第5項第4号又は第40条 の5第4項第4号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げる規定又は基準のい ずれに適合するかに応じ相当する番号を○で囲むものとする。
- ⑤ 「第5号工事」の欄には、当該工事が施行令第40条の4の2第5項第5号又は第40条 の5第4項第5号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該 当するかに応じ相当する番号を○で囲むものとする。
- ⑥ 「第6号工事」の欄には、当該工事が施行令第40条の4の2第5項第6号又は第40条の5第4項第6号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項等(平成28年国土交通省告示第265号。以下「算出方法告示」という。)別表第10に掲げる地域の区分における8地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、番号1)を○で囲むものとする。また、同欄中、「地域区分」の欄には算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。
- ⑦ 「第7号工事」の欄には、当該工事が施行令第40条の4の2第5項第7号又は第40条の5第4項第7号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ相当する番号を○で囲むものとする。
- ⑧ 「第8号工事」の欄には、当該工事が施行令第40条の4の2第5項第8号又は第40条の5第4項第8号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げる基準のいずれに適合するかに応じ相当する番号を○で囲むものとする。
- (2) 「工事の種別及び内容」の「工事の内容」の欄には、当該工事が施行令第40条の4の2第5項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替素に関第8号に規定する修繕若しくは模様替素には関第8号に規定する修繕若しくは模様替表には関第8号に規定する修繕若しくは模様替表には関係を表した。 大規模の修繕若しくは模様替又は施行令第40条の5第4項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、同項第7号に規定する修繕若しくは模様替表に可項第8号に規定する修繕若しくは模様をに該当するとを明らかにする工事の具体的内容を記載するものとする。
- 5 {}の中には、(イ)又は(ロ)のいずれに該当するかに応じ相当する記号を○で囲むものとする。
- 6 「証明を行った建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保 険法人」の欄には、当該工事が施行令第40条の4の2第5項第1号に規定する増築、改築、 大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に 規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、同項第7号に規定

する修繕若しくは模様替若しくは同項第8号に規定する修繕若しくは模様替又は施行令第40条の5第4項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、同項第7号に規定する修繕若しくは模様替若しくは同項第8号に規定する修繕若しくは模様替であることにつき証明を行った建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人について、次により記載すること。

- (1) 「氏名又は名称」の欄には、建築士が証明した場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を、指定確認検査機関が証明した場合には建築基準法第77条の18第1項の規定により指定を受けた名称(指定を受けた後に同法第77条の21第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称)を、登録住宅性能評価機関が証明した場合には住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定により登録を受けた名称(登録を受けた後に同法第10条第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称)を、住宅瑕疵担保責任保険法人が証明した場合には特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第1項の規定により指定を受けた名称(指定を受けた後に同法第18条第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称)を記載するものとする。
- (2) 「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、証明を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が証明することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
- (3) 「登録番号」の欄には、証明を行った建築士について建築士法第5条の2の規定による届出に係る登録番号を記載するものとする。
- (4) 「登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)」の欄には、証明を行った 建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第5条第1項の規定により登録 を受けた都道府県名を記載するものとする。
- (5) 「指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人の場合」の「住所」、「指定・登録年月日」、「指定・登録番号(指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関の場合)」及び「指定をした者(指定確認検査機関の場合)」の欄には、指定確認検査機関が証明した場合には建築基準法第77条の18第1項の規定により指定を受けた住所(指定を受けた後に同法第77条の21第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った住所)、指定を受けた年月日、指定番号及び指定をした者を、登録住宅性能評価機関が証明した場合には住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定により登録を受けた住所(登録を受けた後に同法第10条第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った住所)、登録を受けた年月日及び登録番号を、住宅瑕疵担保責任保険法人が証明した場合には特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第1項の規定により指定を受けた住所(指定を受けた後に同法第18条第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った住所)及び指定を受けた年月日を記載するものとする。
- 7 「建築士が証明を行った場合の当該建築士の属する建築士事務所」の「名称」、「所在地」、「一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別」及び「登録年月日及び登録番号」の欄には、建築士法第23条の3第1項に規定する登録簿に記載された建築士事務所の名称及び所在地、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに登録年月日及び登録番号を記載すること。
- 8 「指定確認検査機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者」 の欄には、当該家屋が施行令第40条の4の2第5項第1号に規定する増築、改築、大規模の修 繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する

修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替又は施行令第40条の5第4項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、同項第7号に規定する修繕若しくは模様替であることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者について、次により記載すること。

- (1) 「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者である場合には、建築基準法第77条の58又は77条の60の規定により通知を受けた氏名を記載するものとする。
- (2) 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
- (3) 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
- (4) 「建築基準適合判定資格者の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた地方整備局等名」 の欄には、建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた登録番号及 び地方整備局等の名称を記載するものとする。
- 9 「登録住宅性能評価機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格 者検定合格者」の欄には、当該家屋が施行令第40条の4の2第5項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替又は施行令第40条の 5第4項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは模様替又は施行令第40条の 5第4項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは模様替、同項第2号に規 定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する 修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する 修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する 修繕若しくは模様替であることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者に ついて、次により記載すること。
- (1) 「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者検定合格者である場合には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた氏名を記載するものとする。
- (2) 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
- (3) 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

- (4) 「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号(建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)附則第2条第2項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号)を記載するものとする。
- (1) 「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者検定合格者である場合には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた氏名を記載するものとする。
- (2) 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
- (3) 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
- (4) 「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号(建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)附則第2条第2項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号)を記載するものとする。

特登 例録 措免置許 税の

平成27年 国土交通省告示第482号 (最終改正…令和3年 国土交通省告示第311号) 贈与税の非課税措置

贈与税

○平成二十七年国土交通省告示第四百八十二号(租税特別措置法施行令第四十条の四の二第五項第七号及び第四十条の五第四項 第七号の規定に基づく国土交通大臣が財務大臣と協議して定める保証保険契約)

(平成二十七年三月三十一日)

(国土交通省告示第四百八十二号)

改正 令和 二年 三月三一日国土交通省告示第四八五号

三年 三月三一日同 同

租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第四十条の四の二第四項第七号及び第四十条の五第四項第七号の規定 に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める保証保険契約を次のように定めたので告示する。

租税特別措置法施行令第四十条の四の二第五項第七号及び第四十条の五第四項第七号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協 議して定める保証保険契約は、次の一及び二に掲げる要件に適合するリフォーム工事瑕疵担保責任保険契約とする。

- 一 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第六十六号)第十九条第二号の規定に基づき、同法 第十七条第一項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人が引受けを行うものであること。
- 二 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第七十条の二第二項第四号及び第七十条の三第三項第四号に規定する増 改築等(租税特別措置法施行令第四十条の四の二第五項第七号及び第四十条の五第四項第七号に規定する修繕又は模様替に 限る。)をした居住の用に供する家屋の給水管若しくは排水管に瑕疵(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法 律第八十一号) 第二条第五項に規定する瑕疵をいう。以下同じ。) (通常有すべき性能又は機能に影響のないものを除く。) が ある場合又は雨水の浸入を防止する部分(住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成十二年政令第六十四号)第五 条第二項に規定する雨水の浸入を防止する部分をいう。)に瑕疵(雨水の浸入に影響のないものを除く。)がある場合におい て、リフォーム工事瑕疵担保責任(当該増改築等の請負契約において、当該工事の請負人が負うこととされている民法(明 治二十九年法律第八十九号)第四百十五条、第五百四十一条及び第五百四十二条並びに同法第五百五十九条において準用す る同法第五百六十二条及び第五百六十三条に規定する担保の責任をいう。)を履行することによって生じた当該工事の請負人 の損害を填補するものであること。

附則

この告示の規定は、特定受贈者(租税特別措置法第七十条の二第二項第一号又は第七十条の三第三項第一号に規定する特定受 贈者をいう。)が平成二十七年一月一日以後に同法第七十条の二第二項第五号又は第七十条の三第三項第五号に規定する住宅取得 等資金を贈与(贈与した者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。)により取得した場合について適用する。

附 則 (令和二年三月三一日国土交通省告示第四八五号)

この告示は、民法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十四号)の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。

附 則 (令和三年三月三一日国土交通省告示第三一一号)

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

東日本大震災の被災者の方用

平成24年 国土交通省告示第392号 (最終改正…令和4年 国土交通省告示第430号)

贈与税の非課税措置

贈与税

○平成二十四年国土交通省告示第三百九十二号(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第二十九条の二第八項の規定に基づくエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋又は大規模な地震に対する安全性を有する住宅用の家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準)

(平成二十四年三月三十一日)

(国土交通省告示第三百九十二号)

改正 平成二六年 三月三一日国土交通省告示第四五七号

 同 二七年 三月三一日同
 第四八九号

 同 二八年 三月三一日同
 第五九八号

 令和 三年 三月三一日同
 第三○二号

 同 四年 三月三一日同
 第四三○号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(平成二十三年政令第百十二号)第二十九条の二第六項の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋又は大規模な地震に対する安全性を有する住宅用の家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準を次のように定めたので告示する。

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第二十九条の二第八項に規定する国土交通大臣が 財務大臣と協議して定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第三十八条の二第 一項の規定の適用を受けようとする被災受贈者(同法第三十八条の二第二項第一号に規定する被災受贈者をいう。以下同じ。) が住宅用の家屋の新築をし、又は建築後使用されたことのない住宅用の家屋の取得をする場合 次に掲げるいずれかの基準
 - イ 評価方法基準(平成十三年国土交通省告示第千三百四十七号)第5の5の5051(3)の等級4以上の基準又は評価方法基準第5の5050505061(3)の等級4以上の基準に適合していること。
 - ロ 評価方法基準第5の1の1-1 (3) の等級2以上の基準又は評価方法基準第5の1の1-3 (3) の免震建築物の基準に適合していること。
 - ハ 評価方法基準第5の9の9-1 (3) の等級3以上の基準に適合していること。
- 二 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第一項の規定の適用を受けようとす る被災受贈者が建築後使用されたことのある住宅用の家屋の取得をする場合 次に掲げるいずれかの基準
 - イ 評価方法基準第5の5の5-1 (4) の等級4以上の基準又は評価方法基準第5の5の5-2 (4) の等級4以上の基準に適合していること。
 - ロ 評価方法基準第5の1の1-1 (4) の等級2以上の基準又は評価方法基準第5の1の1-3 (4) の免震建築物の基準に適合していること。
 - ハ 評価方法基準第5の9の9-1 (4) の等級3以上の基準に適合していること。
- 三 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第一項の規定の適用を受けようとする被災受贈者が住宅用の家屋について同条第二項第四号に規定する増改築等をする場合 前号イ、ロ又はハに掲げる基準 附 則

この告示の規定は、被災受贈者が平成二十四年一月一日以後に東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第二項第五号に規定する住宅取得等資金を贈与(贈与した者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。)により取得した場合について適用する。

附 則 (平成二六年三月三一日国土交通省告示第四五七号)

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年三月三一日国土交通省告示第四八九号)

(施行期日)

1 この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の平成二十四年国土交通省告示第三百九十二号の規定(第一号イ及び第二号イを除く。)は、被災受贈者(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第三十八条の二第二項第一号に規定する被災受贈者をいう。次項において同じ。)が平成二十七年一月一日以後に住宅取得等資金(同項第五号に規定する住宅取得等資金をいう。次項において同じ。)を贈与(贈与した者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。次項において同じ。)により取得した場合について適用する。
- 3 この告示による改正後の平成二十四年国土交通省告示第三百九十二号の規定(第一号イ及び第二号イに限る。)は、被災受贈者が平成二十七年一月一日以後に住宅取得等資金を贈与により取得した場合であって、かつ、平成二十七年四月一日以後に平成二十四年国土交通省告示第三百九十三号別表の住宅性能証明書若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平

存住宅の

軽減措置 不動産取得税の

成十二年建設省令第二十号)第三条第一項に規定する設計住宅性能評価又は平成二十四年国土交通省告示第三百九十四号別表の増改築等工事証明書の申請があった場合について適用する。

4 この告示の施行前に平成二十四年国土交通省告示第三百九十三号別表の住宅性能証明書若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第三条第一項に規定する設計住宅性能評価又は平成二十四年国土交通省告示第三百九十四号別表の増改築等工事証明書の申請があった場合におけるこの告示による改正前の平成二十四年国土交通省告示第三百九十二号(第一号イ又は第二号イに掲げる基準に係るものに限る。)の適用については、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成二八年三月三一日国土交通省告示第五九八号) (施行期日)

- 1 この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。 (経過措置)
- 2 この告示による改正後の平成二十四年国土交通省告示第三百九十二号の規定は、被災受贈者(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第三十八条の二第二項第一号に規定する被災受贈者をいう。)が平成二十八年一月一日以後に住宅取得等資金(同項第五号に規定する住宅取得等資金をいう。)を贈与(贈与した者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。)により取得した場合であって、かつ、平成二十八年四月一日以後に平成二十四年国土交通省告示第三百九十三号別表の住宅性能証明書若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成十二年建設省令第二十号)第五条第一項に規定する建設住宅性能評価又は平成二十四年国土交通省告示第三百九十四号別表の増改築等工事証明書の申請があった場合について適用する。
- 3 この告示の施行前に平成二十四年国土交通省告示第三百九十三号別表の住宅性能証明書又は平成二十四年国土交通省告示第 三百九十四号別表の増改築等工事証明書の申請があった場合におけるこの告示による改正前の平成二十四年国土交通省告示第 三百九十二号の適用については、なお従前の例によることができる。

附 則 (令和三年三月三一日国土交通省告示第三〇二号)

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年三月三一日国土交通省告示第四三○号)

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

平成24年 国土交通省告示第393号 (最終改正…令和4年 国土交通省告示第1062号)

贈与税の非課税措置

贈与税

第一〇六二号

○平成二十四年国土交通省告示第三百九十三号(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則 第十四条の二第六項第一号の規定に基づく国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類)

(平成二十四年三月三十一日)

(国土交通省告示第三百九十三号)

 改正
 平成二六年
 三月三一日国土交通省告示第四五八号

 同
 二七年
 三月三一日同
 第四九〇号

 同
 二八年
 三月三一日同
 第五九九号

 同
 三一年
 三月二九日同
 第四七八号

 令和
 元年
 六月二八日同
 第二一四号

 同
 三年
 三月三一日同
 第三〇三号

 同
 四年
 三月三一日同
 第四三一号

四年 十月十九日同

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則(平成二十三年財務省令第二十号)第十四条の 二第七項第一号の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類を次のように定めたので告示する。

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第十四条の二第六項第一号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第三十八条の二第一項の規定の適用を受けようとする被災受贈者(同法第三十八条の二第二項第一号に規定する被災受贈者をいう。以下同じ。)が新築若しくは取得をした住宅用の家屋又は増改築等(同法第三十八条の二第二項第四号に規定する増改築等をいう。第三号において同じ。)をした住宅用の家屋が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(平成二十三年政令第百十二号)第二十九条の二第八項に規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋、大規模な地震に対する安全性を有する住宅用の家屋又は高齢者等が自立した日常生活を営むのに特に必要な構造及び設備の基準に適合する住宅用の家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合するものである旨を建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第六十六号)第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人が別表の書式により証する書類(被災受贈者が建築後使用されたことのある住宅用の家屋の取得をする場合にあっては、当該家屋の取得の日前二年以内又は取得の日以降に当該証明のための家屋の調査が終了したものに限る。)又は次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第一項の規定の適用を受けようとする被災受贈者が住宅用の家屋の新築をし、又は建築後使用されたことのない住宅用の家屋の取得をする場合 次に掲げるいずれかの書類
 - イ 当該住宅用の家屋について交付された住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条第三項に規定する建設住宅性能評価書(以下「建設住宅性能評価書」という。)の写し(日本住宅性能表示基準(平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号)別表1の5—1断熱等性能等級に係る評価が等級4以上、若しくは同表の5—2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級4以上、同表の1—1耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)に係る評価が等級2以上、若しくは同表の1—3その他(地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)に係る評価が免震建築物又は同表の9—1高齢者等配慮対策等級(専用部分)に係る評価が等級3以上であるものに限る。)
 - ロ 当該住宅用の家屋について交付された租税特別措置法施行規則(昭和三十二年大蔵省令第十五号)第十八条の二十一第 十三項第一号及び第二号(当該住宅用の家屋が長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)第 十条第二号ロに掲げる住宅に該当する住宅用の家屋である場合には同項第一号)、同令第十八条の二十一第十四項第一号 及び第二号、同条第十六項又は同条第十七項に規定する書類
- 二 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第一項の規定の適用を受けようとす る被災受贈者が建築後使用されたことのある住宅用の家屋の取得をする場合 次に掲げるいずれかの書類
 - 4 当該住宅用の家屋について交付された建設住宅性能評価書の写し(当該家屋の取得の日前二年以内又は取得の日以降に評価されたもので、日本住宅性能表示基準別表2-1の5-1断熱等性能等級に係る評価が等級4以上、若しくは同表の5-2-次エネルギー消費量等級に係る評価が等級4以上、同表の1-1耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)に係る評価が等級2以上、若しくは同表の1-3その他(地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)に係る評価が免震建築物又は同表9-1高齢者等配慮対策等級(専用部分)に係る評価が等級3以上であるものに限る。)
 - ロ 当該住宅用の家屋について交付された租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第十三項第一号及び第二号(当該住宅 用の家屋が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第十条第二号ロに掲げる住宅に該当する住宅用の家屋である場合には

リバ

特登例録

得税

同項第一号)、同令第十八条の二十一第十四項第一号及び第二号、同条第十六項又は同条第十七項に規定する書類

三 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第一項の規定の適用を受けようとする被災受贈者が住宅用の家屋について増改築等をする場合 当該増改築等をした家屋について交付された建設住宅性能評価書の写し(日本住宅性能表示基準別表 2 — 1 の 5 — 1 断熱等性能等級に係る評価が等級 4 以上、若しくは同表の 5 — 2 一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級 4 以上、同表の 1 — 1 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)に係る評価が等級 2 以上、若しくは同表の 1 — 3 その他(地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)に係る評価が免震建築物又は同表の 9 — 1 高齢者等配慮対策等級(専用部分)に係る評価が等級 3 以上であるものに限る。)

(平二六国交告四五八・平二七国交告四九○・平二八国交告五九九・令三国交告三○三・令四国交告四三一・令四国交告一○ 六二・一部改正)

附 則 (平成二六年三月三一日国土交通省告示第四五八号)

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年三月三一日国土交通省告示第四九○号)

(施行期日)

1 この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十七年国土交通省告示第四百八十九号附則第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの告示による改正前の平成二十四年国土交通省告示第三百九十三号別表の住宅性能証明書(平成二十七年国土交通省告示第四百八十九号による改正前の平成二十四年国土交通省告示第三百九十二号第一号イ又は第二号イに掲げる基準に適合する住宅用の家屋とされたものに限る。)及び建設住宅性能評価書の写し(平成二十六年消費者庁・国土交通省告示第一号第二条の規定による改正前の日本住宅性能表示基準別表1の5一1省エネルギー対策等級に係る評価が等級4であるものに限る。)は、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成二八年三月三一日国土交通省告示第五九九号)

(施行期日)

1 この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十八年国土交通省告示第五百九十八号附則第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの告示による改正前の平成二十四年国土交通省告示第三百九十三号別表の住宅性能証明書は、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成三一年三月二九日国土交通省告示第四七八号)

- 1 この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第十四条の二第七項第一号に規定する国土交 通大臣が財務大臣と協議して定める書類については、この告示による改正後の別表の規定にかかわらず、当分の間、なお従前 の例によることができる。

附 則 (令和元年六月二八日国土交通省告示第二一四号)

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和三年三月三一日国土交通省告示第三〇三号)

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年三月三一日国土交通省告示第四三一号)

- 1 この告示は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第十四条の二第六項第一号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類については、この告示による改正後の別表の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則 (令和四年十月十九日国土交通省告示第一〇六二号)

この告示は、公布の日から施行する。

住宅性能証明書

(東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の特例用)

		住 所								
1	証明申請者	氏 名								
	家屋番号及び									
	23,422	// 12 2		次のいずれかの基準に適合する住宅用の家屋						
				1. 評価方法基準第5の5の5-1 (3) の等級4以上の基準に適合する住宅用の家屋						
	住宅用の家屋	の新築をし、	又は	2. 評価方法基準第5の5の5-2 (3) の等級4以上の基準に適合する住宅用の家屋						
	建築後使用さ			3. 評価方法基準第5の1の1-1 (3) の等級2以上の基準に適合する住宅用の家屋						
				4. 評価方法基準第5の1の1-3 (3) の免震建築物の基準に適合する住 宅用の家屋						
				5. 評価方法基準第5の9の9-1 (3) の等級3以上の基準に適合する住宅用の家屋						
				次のいずれかの基準に適合する住宅用の家屋						
				1. 評価方法基準第5の5の5-1 (4) の等級4以上の基準に適合する住 宅用						
住	建築後使用されたことのある住 宅用の家屋の取得をする場合			2. 評価方法基準第5の5の5-2 (4) の等級4以上の基準に適合する住宅用の家屋						
宅性				3. 評価方法基準第5の1の1-1(4)の等級2以上の基準に適合する住宅用の家屋						
能				4. 評価方法基準第5の1の1-3 (4) の免震建築物の基準に適合する住 宅用の家屋						
				5. 評価方法基準第5の9の9-1 (4) の等級3以上の基準に適合する住宅用の家屋						
				次のいずれかの基準に適合する増改築等をした後の住宅用の家屋						
				1. 評価方法基準第5の5の5-1 (4) の等級4以上の基準に適合する住 宅用の家屋						
				2. 評価方法基準第5の5の5-2(4)の等級4以上の基準に適合する住宅用の家屋						
	住宅用の家屋 をする場合	とについて増む		2月の家屋 3. 評価方法基準第5の1の1-1(4)の等級2以上の基準に適合する住宅用の家屋						
				毛用の家屋 4. 評価方法基準第5の1の1-3(4)の免震建築物の基準に適合する住宅用の家屋						
				5. 評価方法基準第5の9の9-1(4)の等級3以上の基準に適合する住宅用の家屋						

上記の住宅用の家屋が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第29条の2第8項に規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋、大規模な地震に対する安全性を有する住宅用の家屋又は高齢者等が自立した日常生活を営むのに特に必要な構造及び設備を有する住宅用の家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合することを証明します。

年	月	В

	名	称							-	<u>//</u> 印	
	住	所									
証明を行った指定確 認検査機関、登録住	指定・登	於 録年月日	1								
念候金銭人の数件では、金銭は、金銭は、金銭を乗ります。			(指定確認								
住宅瑕疵担保責任保			E宅性能評	価							
険法人	機関の場										
	指定をし	した者(指	定確認検	査							
	機関の場	景合)									
指定確認検査機関が	氏	名		,				, T			
証明を行った場合の	建築士	一級建築	至士、二級		登	録	番	号			
調査を行った建築士	の場合	建築士又	(は木造建		登録を	受けた都	『道府県	名(二級建			
又は建築基準適合判		築士の別	IJ		築士又は	は木造建	築士の場	場合)			
定資格者	建築基準	基適合判定	資格者の	場合	登	録	番	号			
					登録を	受けた地	方整備周	司等名			
登録住宅性能評価機	氏	名									
関が証明を行った場	建築士	一級建築	至士、二級		登	録	番	号			
合の調査を行った建	の場合	建築士又	(は木造建		登録を	受けた者	『道府県	名(二級建			
築士又は建築基準適		築士の別	IJ		築士又は	は木造建	築士の場	場合)			
合判定資格者検定合	建築基準	準適合判	定資格者	合格通知日付	又は合格	外証書 日付	-				
格者	検定合格	各者の場合	Ì	合格通知番号	又は合格	S証書番 ^り	号				
住宅瑕疵担保責任保	氏	名					•				
険法人が証明を行っ	建築士	一級建築	[注、二級		登	録	番	号			
た場合の調査を行っ	の場合	建築士又	(は木造建		登録を	受けた者	『道府県	名(二級建			
た建築士又は建築基		築士の別	IJ		築士又は	は木造建	築士の場	場合)			
準適合判定資格者検	建築基準	準適合判	定資格者	合格通知日付	又は合格	各証書日代	寸	"			
定合格者	検定合格	各者の場合	Ì	合格通知番号	又は合格	A証書番 ^り	号				

(用紙 日本産業規格 A4)

備考

- 1 「証明申請者」の「住所」及び「氏名」の欄には、この証明書の交付を受けようとする者の住所及び氏名をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。
- 2 「家屋番号及び所在地」の欄には、当該家屋の登記簿に記載された家屋番号及び所在地を記載すること。
- 3 「住宅性能」の欄には、当該家屋が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(以下「施行令」という。)第29条の2第8項に定める基準であって当該欄に掲げる項目のいずれに適合するかに応じ相当する番号を○で囲むものとする。なお、住宅用の家屋について増改築等をする場合の欄にあっては、当該住宅用の家屋に係る当該増改築等が完了した後の住宅性能について判定する。
- 4 「証明を行った指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人」の欄には、当該家屋が施行令第29条の2第8項に定める基準に適合するものであることにつき証明を行った指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人について、次により記載すること。
 - (1) 「名称」及び「住所」の欄には、指定確認検査機関が証明した場合には建築基準法第77条の18第1項の規定により指定を受けた名称及び住所(指定を受けた後に同法第77条の21第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所)を、登録住宅性能評価機関が証明した場合には住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定により登録を受けた名称及び住所(登録を受けた後に同法第10条第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所)を、住宅瑕疵担保責任保険法人が証明した場合には特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第1項の規定により指定を受けた名称及び住所(指定を受けた後に同法第18条第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所)を記載するものとする。
 - (2) 「証明を行った指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人」の「指定・登録年月日」、「指定・登録番号(指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関の場合)」及び「指定をした者(指定確認検査機関の場合)」の欄には、指定確認検査機関が証明した場合には建築基準法第77条の18第1項の

規定により指定を受けた年月日及び指定番号並びに指定をした者を、登録住宅性能評価機関が証明した場合には住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定により登録を受けた年月日及び登録番号を、住宅瑕疵担保責任保険法人が証明した場合には特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第1項の規定により指定を受けた年月日を記載するものとする。

- 5 「指定確認検査機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者」の欄には、当 該家屋が施行令第29条の2第8項に定める基準に適合するものであることにつき調査を行った建築士又は建 築基準適合判定資格者について、次により記載すること。
 - (1) 「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者である場合には建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた氏名を記載するものとする。
 - (2) 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
 - (3) 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)」 の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建 築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
 - (4)「建築基準適合判定資格者の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた地方整備局等名」の欄には、建築 基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた登録番号及び地方整備局等の名称を記載す るものとする。
- 6 「登録住宅性能評価機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄には、当該家屋が施行令第29条の2第8項に定める基準に適合するものであることにつき調査を行った 建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者について、次により記載すること。
 - (1) 「氏名」及び「住所」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名及び住所を、建築基準適合判定資格者検定合格者である場合には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた氏名及び住所を記載するものとする。
 - (2) 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
 - (3) 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
 - (4) 「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号(建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)附則第2条第2項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号)を記載するものとする。
- 7 「住宅瑕疵担保責任保険法人が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄には、当該家屋が施行令第29条の2第8項に定める基準に適合するものであることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者について、次により記載すること。
 - (1) 「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を、建築 基準適合判定資格者検定合格者である場合には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた氏名 を記載するものとする。
 - (2) 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の 免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級 建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条 の3までに規定する建築物に該当するものとする。
 - (3) 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
 - (4) 「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号(建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)附則第2条第2項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号)を記載するものとする。

軽減措置 不動産取 得税

平成24年 国土交通省告示第394号 (最終改正…令和 4 年 国土交通省告示第 432 号) 贈与税の非課税措置

贈与税

○平成二十四年国土交通省告示第三百九十四号(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則 第十四条の二第五項第一号イからチまでの規定に基づく国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類)

(平成二十四年三月三十一日)

(国土交通省告示第三百九十四号)

改正 平成二六年 三月三一日国土交通省告示第四五九号 同 二七年 三月三一日同 第四九一号 同 二八年 三月三一日同 第六○○号 二九年 三月三一日同 第二九八号 同 三一年 同 三月二九日同 第四七九号 第二一五号 令和 元年 六月二八日同

三年

同

三月三一日同 第三○四号 同 四年 三月三一日同 第四三二号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則(平成二十三年財務省令第二十号)第十四条の 二第六項第一号イからホまでの規定に基づき、平成二十三年国土交通省告示第千二百九十三号の全部を次のように改正する。

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第十四条の二第五項第一号イからチまでに規定 する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- 一 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第十四条の二第五項第一号イからへまでに 掲げる工事 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第 三十八条の二第一項の規定の適用を受けようとする被災受贈者(同条第二項第一号に規定する被災受贈者をいう。)から証明 の申請を受けた建築士(建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事 務所に属する建築士に限るものとし、当該申請に係る住宅用の家屋が同法第三条第一項各号に掲げる建築物であるときは一 級建築士に、同法第三条の二第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。以下同 じ。)、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関、住宅の品質確 保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関又は特定住宅瑕疵担 保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第六十六号)第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人が 当該申請に係る工事が相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の施行地で行われるもので東日本大震災の被災者等に係る 国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(平成二十三年政令第百十二号)第二十九条の二第五項第一号から第六号まで に規定するいずれかの工事に該当する旨を別表の書式により証明する書類
- 二 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第十四条の二第五項第一号トに掲げる工事 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第一項の規定の適用を受けようとす る被災受贈者から証明の申請を受けた建築士、建築基準法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関、住宅の 品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に 関する法律第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人が当該申請に係る工事が相続税法の施行地で行われるもの で東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第二十九条の二第五項第七号に規定する工事 に該当する旨を別表の書式により証明する書類及び平成二十七年国土交通省告示第四百八十五号に掲げる国土交通大臣が財 務大臣と協議して定める保証保険契約が締結されていることを証する書類
- 三 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第十四条の二第五項第一号チに掲げる工事 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第一項の規定の適用を受けようとす る被災受贈者から証明の申請を受けた建築基準法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関、住宅の品質確保 の促進等に関する法律第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法 律第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人が当該申請に係る工事が相続税法の施行地で行われるもので東日本 大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第二十九条の二第五項第八号に規定する工事に該当す る旨を別表の書式により証明する書類

(平二六国交告四五九・平二七国交告四九一・令三国交告三〇四・令四国交告四三二・一部改正)

附 則 (平成二六年三月三一日国土交通省告示第四五九号)

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年三月三一日国土交通省告示第四九一号)

(施行期日)

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 平成二十七年国土交通省告示第四百八十九号附則第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの告

示による改正前の平成二十四年国土交通省告示第三百九十四号別表の増改築等工事証明書(平成二十七年国土交通省告示第四百八十九号による改正前の平成二十四年国土交通省告示第三百九十二号第二号イに掲げる基準に適合させるための修繕又は模様替とされたものに限る。)は、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成二八年三月三一日国土交通省告示第六〇〇号)

(施行期日)

1 この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十八年国土交通省告示第五百九十八号附則第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの告示による改正前の平成二十四年国土交通省告示第三百九十四号別表の増改築等工事証明書は、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成二九年三月三一日国土交通省告示第二九八号)

- 1 この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第三十八条の二第二項第一号に規定する被災受贈者が居住の用に供している住宅用の家屋について同項第四号に規定する増改築等をした場合において、平成二十九年四月一日前に同条第一項第三号に定めるところにより増改築等をした当該住宅用の家屋を当該被災受贈者の居住の用に供したとき、又は増改築等をした当該住宅用家屋を同日後遅滞なく当該被災受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれるときについては、なお従前の例による。

附 則 (平成三一年三月二九日国土交通省告示第四七九号)

- 1 この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第十四条の二第六項第一号イからチまでに規 定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類については、この告示による改正後の別表の規定にかかわらず、当分の間、 なお従前の例によることができる。

附 則 (令和元年六月二八日国土交通省告示第二一五号)

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和三年三月三一日国土交通省告示第三〇四号)

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年三月三一日国土交通省告示第四三二号)

- 1 この告示は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第十四条の二第五項第一号イからチまでに規 定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類については、この告示による改正後の別表の規定にかかわらず、当分の間、 なお従前の例によることができる。

增改築等工事証明書

(住宅取得等資金の贈与の特例用)

(東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の特例用)

→		住 所	(ツ灰八日が四小寺内がりは「山林内寺貝並い相子で文行に勿口い刊刊刊)									
証	明申請	者 氏名										
家	屋番号	 号及び所在地										
木	造又に	は非木造の別										
		第1号工事	1 増築 2 改築 3 大規模の修繕 4 大規模の模様替									
		第2号工事	1 床の過半の修繕又は模様替 2 階段の過半の修繕又は模様替 3 間仕切壁の									
		(第1号工事以外)	過半の修繕又は模様替 4 壁の過半の修繕又は模様替									
		笠 5 日 工 市	次のいずれかの一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替									
		第3号工事 (第1·2号工事以外)	1 居室 2 調理室 3 浴室 4 便所 5 洗面所 6 納戸 7 玄関									
		(第1、4万工事以外)	8 廊下									
		tota . II — —	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替									
		第4号工事	1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全上耐震									
		(第1~3号工事以外)	関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準									
			高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させ									
			るための次のいずれかに該当する修繕又は模様替									
		第5号工事	1 通路又は出入口の拡幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良									
	工事の種	(第1~4号工事以外)	4 便所の改良 5 手すりの取付 6 床の段差の解消									
		4 便所の改良 5 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替										
			エネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替									
工事			1 窓の断熱性を高める工事									
\mathcal{O}												
種別		第6号工事	上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替									
別及		(第1~5号工事以外)	2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事									
び内	別		4 床等の断熱性を高める工事									
内容			地域区分									
			5 5 地域 6 6 地域 7 7 地域 8 8 地域									
		第7号工事	1 給水管に係る修繕又は模様替									
		(第1~6号工事以外)	2 排水管に係る修繕又は模様替									
		(3)1 0 0 1 4 50/1/	3 雨水の浸入を防止する部分に係る修繕又は模様替									
			次の基準に適合させるための修繕又は模様替									
			1 評価方法基準第5の5の5-1 (4)の等級4以上の基準に適合しているこ									
			ح ا									
			2 評価方法基準第5の5の5-2 (4)の等級4以上の基準に適合しているこ									
		第8号工事	Ł									
		(第1~7号工事以外)	3 評価方法基準第5の1の1-1 (4)の等級2以上の基準に適合しているこ									
			4 評価方法基準第5の1の1-3 (4) の免震建築物の基準に適合しているこ									
			と									
			5 評価方法基準第5の9の9-1 (4)の等級3以上の基準に適合していることと									

の 内 容		
-------------	--	--

(注) 第8号工事については、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人 に限って証明できるものとする。

上記の工事が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第 29 条の 2 第 5 項第 1 号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第 2 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 3 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 4 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 5 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 6 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 7 号に規定する修繕若しくは模様替又は同項第 8 号に規定する修繕若しくは模様替に該当することを証明します。

氏名又は名称 印 証明を行った建 築土、指定確認検 査機関、登録住宅 性能評価機関又 は住宅瑕疵担保 責任保険法人 登録 母 号 建築土が証明を 行った場合の当該建築土の属する建築土事務所 名 東京所の別 登録年月日及び登録番号 在 場所 在 地 該建築土事務所 本 東主事務所の別 登録年月日及び登録番号 指定確認検査機 関が証明を行った場合の調査を 行った建築土工 た場合の調査を 行った建築土工 に力した建築土工 に対しております。 会 東京所の別 登録年月日及び登録番号 登録を受けた都道府県名(二級建 東土又は木 造建築土の別 正確認検査機 関が証明を行った建築土工 た場合の調査を 行った建築土工 に対しており調査を 行った建築土工 に対しております。 登録を受けた都道府県名(二級建 東土又は木造建築土の場合) は建築基準適合 判定資格者 基集準適合判定資格者の場合 登録を受けた地方整備局等名									年	月	日
築士、指定確認檢查機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人 住宅 所		氏名又は名称								印	
査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人 指定確認検査機 度 所	証明を行った建	一級建築士、二			登	録	番	号			
性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人 指定確認検査機住 所 責任保険法人 期、登録住宅性能能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人の場合とした者(指定確認検査機関の場合) 有 在宅瑕疵担保責任保険法人の場合とした者(指定確認検査機関の場合) 方 本株関の場合との場合とした者(指定確認検査機関の場合) 方 本株財産をした者(指定確認検査機関の場合) 大 本株財産をした者(指定確認検査機関の場合) 大 本株財産をした者(指定確認検査機関の場合) 大 本株財産をした者(指定確認検査機関の場合) 大 本株財産・事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所又は木造建築士の別とます。 大 全集生・大 大 名 関が証明を存成を携定できる。 大 大 会 基集生のの調査を行った建築士又は木造建築士の別とます。 登録を受けた都道所具名(二級建業士の場合)とままま適合判定資格者の場合とままま適合判定資格者の場合とままます。	築士、指定確認検	級建築士又は木			登録を	受けれ	た都道席	牙県名(
古住宅瑕疵担保 指定確認検査機 住 所 関、登録住宅性 指定・登録番号 (指定確認 検査機関又は登録住宅性能 接定・した者(指定確認 検査機関の場合) 接定・した者(指定確認検 査機関の場合) 接撃士が証明を 名 所 在 地 接撃士事務所 一級建築士事務所 一級建築士事務所 上事務所の別 登録年月日及び登録番号 上定確認検査機 氏 名 日 日 日 日 日 日 日 日 日	查機関、登録住宅	造建築士の別			二級建	築士又	(は木造	建築士			
責任保険法人 関、登録住宅性 指定・登録 年月日 指定・登録番号(指定確認 検査機関又は登録住宅性能 評価機関の場合) 指定をした者(指定確認検 査機関の場合) 建築士が証明を 行った場合の当 該建築士の属す る建築士事務所 名 称 所在地 一級建築士事務所の別 登録年月日及び登録番号 一級建築士事務所又は木造建 築土事務所の別 登録を受けた都道府県名(二級建築士の場合) 登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築土の場合) は建築基準適合 建築基準適合判定資格者の場合 登録 番	性能評価機関又				の場合))					
能評価機関又は 住宅瑕疵担保責 任保険法人の場合 合 指定をした者(指定確認検 査機関の場合) 指定をした者(指定確認検 査機関の場合) 指定をした者(指定確認検 査機関の場合) 建築士の属する建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建 築士事務所の別 登録年月日及び登録番号 指定確認検査機 関が証明を行った場合の調査を た場合の調査を 行った建築士又 に場合の調査を 行った建築士又 は建築基準適合 建築基準適合判定資格者の場合	は住宅瑕疵担保	指定確認検査機	住		所						
住宅瑕疵担保責 任宅瑕疵担保責 任保険法人の場合 指定をした者(指定確認検査機関の場合) 指定をした者(指定確認検査機関の場合) 1 を	責任保険法人	関、登録住宅性	指定	· 登録	年 月 日						
住宅瑕疵担保責任保険法人の場合 検査機関又は登録住宅性能評価機関の場合) 建築士が証明を行った場合の当該建築士の属する建築士事務所 名 新方 在 地 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築土事務所の別 登録年月日及び登録番号 氏 名 基築士 事務所の別 登録年月日及び登録番号 氏 名 基築士 一級建築士、二 た場合の調査を行った建築士又は木造建築士の別 登録を受けた都道府県名(二級建設・工人・工会・工会・工会・工会・工会・工会・工会・工会・工会・工会・工会・工会・工会・		能評価機関又は									
任保険法人の場合 評価機関の場合) 指定をした者(指定確認検査機関の場合) 査機関の場合) 建築士事務所を担当事務所を担当事務所の別金 一級建築士事務所の別金 登録年月日及び登録番号 大名 指定確認検査機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は大き建築士の別の場合の調査を行った建築士又は大き建築土の別と対象を受けた都道府県名(二級建築土又は大き建築土の別と対象を受けた都道府県名(二級建築土工の大き建築土の別と対象を受けた都道府県名(二級建築土工工会産業・工会産業・工会産業・工会産業・工会産業・工会産業・工会産業・工会産業		住宅瑕疵担保責									
合 指定をした者(指定確認検 査機関の場合)		任保険法人の場									
産機関の場合) 建築士が証明を 名 称 行った場合の当 該建築士の属する建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別 登録年月日及び登録番号 指定確認検査機 民 名 関が証明を行った建築士 一級建築士、二 た場合の調査を行った建築士又は木造建築士の別 と登録を受けた都道府県名(二級建作力を建築土工) は建築基準適合 建築土準適合判定資格者の場合 登録 番号 登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合) 登録 番号		合			定確認検						
建築士が証明を 行った場合の当 該建築士の属す る建築士事務所 布 お 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建 築士事務所の別 登録年月日及び登録番号 指定確認検査機 関が証明を行っ た場合の調査を 行った建築士又 は建築基準適合 氏 基集土の別 は建築基準適合 登録 番号 登録を受けた都道府県名(二級建 築士又は木造建築士の場合) 建築基準適合 建築基準適合判定資格者の場合 登録 番号 登録を受けた都道府県名(二級建 築士又は木造建築士の場合) 登録 番号 登録を受けた都道府県名(二級建 築士又は木造建築士の場合) 登録 番号 登録 番号					, _ , _ , _ , ,						
行った場合の当	建築士が証明を	名 称									
下級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建 第七事務所の別 登録年月日及び登録番号 日定確認検査機 氏 名 日 日 日 日 日 日 日 日 日	行った場合の当	所 在 地									
る建築士事務所 築士事務所の別 登録年月日及び登録番号 指定確認検査機関が証明を行っ 建築士 一級建築士、二			<u>-</u> 听、二級死	建築士事務	所又は木	造建					
指定確認検査機 氏 名 関が証明を行っ 建築士 一級建築士、二 登 録 番 号 た場合の調査を の場合 級建築士又は木 登録を受けた都道府県名(二級建 行った建築士又 造建築士の別 築士又は木造建築士の場合) は建築基準適合 建築基準適合判定資格者の場合 登 録 番 号	る建築士事務所										
指定確認検査機 氏 名 関が証明を行っ 建築士 一級建築士、二 登 録 番 号 た場合の調査を の場合 級建築士又は木 登録を受けた都道府県名(二級建 行った建築士又 造建築士の別 築士又は木造建築士の場合) は建築基準適合 建築基準適合判定資格者の場合 登 録 番 号		登録年月日及び	· · · · · · · · · · · · · ·								
関が証明を行っ 建築士 一級建築士、二 登 録 番 号 た場合の調査を の場合 級建築士又は木 登録を受けた都道府県名(二級建 行った建築士又 造建築士の別 築士又は木造建築士の場合) は建築基準適合 建築基準適合判定資格者の場合 登 録 番 号	指定確認検査機					l					
た場合の調査を 行った建築士又 は建築基準適合 の場合 造建築士の別 建築基準適合判定資格者の場合 登録を受けた都道府県名(二級建 築士又は木造建築士の場合) 登録を受けた都道府県名(二級建 築士又は木造建築士の場合) 登 日 日		1	&士、二		登	録		Ť	号		
行った建築士又 造建築士の別 築士又は木造建築士の場合) は建築基準適合 建築基準適合判定資格者の場合 登 録 番 号	た場合の調査を	の場合級建築コ	に又は木		登録を	-受け	た都道府	f県名(二	級建		
	行った建築士又	造建築士	:の別		·						
判定資格者 登録を受けた地方整備局等名	は建築基準適合	建築基準適合判定	官資格者の	り場合	登	録		1	号		
	判定資格者				登録を	受け	た地方整	備局等	名		

水白人内丛丛	т.	h							
登録住宅性能評	氏	名							1
価機関が証明を	建築士	一級建築	生、二		登	録	番	号	
行った場合の調	の場合	級建築士	:又は木		登録を受	受けた都	郭道府!	県名(二級発	書
査を行った建築		造建築士	の別		築士又は	は木造類	建築士の	の場合)	
士又は建築基準									
適合判定資格者	建築基準	準適合判 定	E資格者	合格通知日代	ナ又は合材	各証書	日付		
検定合格者	検定合権	各者の場合	ì	合格通知番号	分又は合格	各証書	番号		
住宅瑕疵担保責	氏	名							
任保険法人が証	建築士	一級建築	生、二		登	録	番	号	
明を行った場合	の場合	級建築士	:又は木		登録を登	受けたも	鄒道府!	県名(二級発	
の調査を行った		造建築士	の別		築士又は	は木造類	建築士	の場合)	
建築士又は建築									
基準適合判定資	建築基準	準適合判 定	官資格者	合格通知日代	ナ又は合	各証書	日付		
格者検定合格者	検定合格	各者の場合	ì	合格通知番号	子又は合	各証書	番号		

(用紙 日本産業規格 A4)

備考

- 1 「証明申請者」の「住所」及び「氏名」の欄には、この証明書の交付を受けようとする者の住所及び氏名をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。
- 2 「家屋番号及び所在地」の欄には、当該工事を行った家屋の建物登記簿に記載された家屋番号及び所在地を記載すること。
- 3 「木造又は非木造の別」の欄には、当該工事を行った家屋が木造住宅である場合には「木造」 と、木造住宅以外の住宅である場合には「非木造」と記載すること。
- 4 「工事の種別及び内容」の欄には、この証明書により証明をする工事について、次により記載すること。
- (1) 「工事の種別及び内容」の「工事の種別」の欄には、以下により記載するものとする。
 - ① 「第1号工事」の欄には、当該工事が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(以下「施行令」という。)第29条の2第5項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替のいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。
 - ② 「第2号工事」の欄には、当該工事が施行令第29条の2第5項第2号に規定する修繕 又は模様替であって次に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲 むものとする。
 - イ 床の過半の修繕又は模様替 床 (建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 2 条第 5 号に規定する主要構造部 (以下「主要構造部」という。) である床及び最下階の床をいう。) の過半について行うもの
 - ロ 階段の過半の修繕又は模様替 主要構造部である階段の過半について行うもの
 - ハ 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 間仕切壁(主要構造部である間仕切壁及び建築物の構造上重要でない間仕切壁をいう。)の室内に面する部分の過半について行うもの(その間仕切壁の一部について位置の変更を伴うものに限る。)
 - 二 壁の過半の修繕又は模様替 主要構造部である壁の室内に面する部分の過半について行うもの(当該修繕又は模様替に係る壁の過半について遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限る。)
 - ③ 「第3号工事」の欄には、当該工事が施行令第29条の2第5項第3号に規定する修繕 又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○

で囲むものとする。

- ④ 「第4号工事」の欄には、当該工事が施行令第29条の2第5項第4号に規定する修繕 又は模様替であって当該欄に掲げる規定又は基準のいずれに適合するかに応じ相当する 番号を○で囲むものとする。
- ⑤ 「第5号工事」の欄には、当該工事が施行令第29条の2第5項第5号に規定する修繕 又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ相当する番号を○ で囲むものとする。
- ⑥ 「第6号工事」の欄には、当該工事が施行令第29条の2第5項第6号に規定する修繕 又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号(建築 物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項等(平成28年 国土交通省告示第265号。以下「算出方法告示」という。)別表第10に掲げる地域の区分 における8地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、番号1)を○で囲 むものとする。また、同欄中、「地域区分」の欄には算出方法告示別表第10に掲げる地域 の区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。
- ⑦ 「第7号工事」の欄には、当該工事が施行令第29条の2第5項第7号に規定する修繕 又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ相当する番号を○ で囲むものとする。
- ⑧ 「第8号工事」の欄には、当該工事が施行令第29条の2第5項第8号に規定する修繕 又は模様替であって当該欄に掲げる基準のいずれに適合するかに応じ相当する番号を○ で囲むものとする。
- (2) 「工事の種別及び内容」の「工事の内容」の欄には、当該工事が施行令第29条の2第5項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、同項第7号に規定する修繕若しくは模様替表しては同項第8号に規定する修繕若しくは模様替に該当することを明らかにする工事の具体的内容を記載するものとする。
- 5 「証明を行った建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人」の欄には、当該工事が施行令第29条の2第5項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第7号に規定する修繕若しくは模様替をあることにつき証明を行った建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人について、次により記載すること。
- (1) 「氏名又は名称」の欄には、建築士が証明した場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を、指定確認検査機関が証明した場合には建築基準法第77条の18第1項の規定により指定を受けた名称(指定を受けた後に同法第77条の21第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称)を、登録住宅性能評価機関が証明した場合には住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定により登録を受けた名称(登録を受けた後に同法第10条第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称)を、住宅瑕疵担保責任保険法人が証明した場合には特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第1項の規定により指定を受けた名称(指定を受けた後に同法第18条第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称)を記載するものとする。
- (2) 「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、証明を行った建築士の免許の別

に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が証明することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。

- (3) 「登録番号」の欄には、証明を行った建築士について建築士法第5条の2の規定による届出 に係る登録番号を記載するものとする。
- (4) 「登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)」の欄には、証明を行った 建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第5条第1項の規定により登録 を受けた都道府県名を記載するものとする。
- (5) 「指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人の場合」の「住所」、「指定・登録年月日」、「指定・登録番号(指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関の場合)」及び「指定をした者(指定確認検査機関の場合)」の欄には、指定確認検査機関が証明した場合には建築基準法第77条の18第1項の規定により指定を受けた住所(指定を受けた後に同法第77条の21第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った住所)、指定を受けた年月日、指定番号及び指定をした者を、登録住宅性能評価機関が証明した場合には住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定により登録を受けた住所(登録を受けた後に同法第10条第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った住所)、登録を受けた年月日及び登録番号を、住宅瑕疵担保責任保険法人が証明した場合には特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第1項の規定により指定を受けた住所(指定を受けた後に同法第18条第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った住所)及び指定を受けた年月日を記載するものとする。
- 6 「建築士が証明を行った場合の当該建築士の属する建築士事務所」の「名称」、「所在地」、「一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別」及び「登録年月日及び登録番号」の欄には、建築士法第23条の3第1項に規定する登録簿に記載された建築士事務所の名称及び所在地、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに登録年月日及び登録番号を記載すること。
- 7 「指定確認検査機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者」の欄には、当該家屋が施行令第29条の2第5項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、同項第7号に規定する修繕若しくは模様替に可項第8号に規定する修繕若しくは模様をあることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者について、次により記載すること。
 - (1) 「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者である場合には建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた氏名を記載するものとする。
 - (2) 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
- (3) 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
- (4) 「建築基準適合判定資格者の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた地方整備局等名」の 欄には、建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた登録番号及び地 方整備局等の名称を記載するものとする。

- 8 「登録住宅性能評価機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格 者検定合格者」の欄には、当該家屋が施行令第29条の2第5項第1号に規定する増築、改築、 大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号 に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定 する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、同項第7号に規定する修 繕若しくは模様替若しくは同項第8号に規定する修繕若しくは模様替であることにつき調査を 行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者について、次により記載すること。
 - (1) 「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者検定合格者である場合には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた氏名を記載するものとする。
 - (2) 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
 - (3) 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
 - (4) 「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号(建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)附則第2条第2項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号)を記載するものとする。
- 9 「住宅瑕疵担保責任保険法人が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定 資格者検定合格者」の欄には、当該家屋が施行令第29条の2第5項第1号に規定する増築、改 築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に 規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、同項第7号に規定す る修繕若しくは模様替若しくは同項第8号に規定する修繕若しくは模様替であることにつき調 査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者について、次により記載すること。
- (1) 「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名 を、建築基準適合判定資格者検定合格者である場合には、建築基準法施行令第6条の規定により 通知を受けた氏名を記載するものとする。
- (2) 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
- (3) 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
- (4) 「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号(建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)附則第2条第2項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号)を記載するものとする。

平成27年 国土交通省告示第485号 (最終改正…令和3年 国土交通省告示第314号)

贈与税の非課税措置 贈与税

○平成二十七年国土交通省告示第四百八十五号(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第二十九条の二第五項第七号の規定に基づく国土交通大臣が財務大臣と協議して定める保証保険契約)

(平成二十七年三月三十一日)

(国土交通省告示第四百八十五号)

改正 令和 二年 三月三一日国土交通省告示第四八六号 同 三年 三月三一日同 第三一四号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(平成二十三年政令第百十二号)第二十九条の二 第四項第七号の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める保証保険契約を次のように定めたので告示する。 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第二十九条の二第五項第七号に規定する国土交通大 臣が財務大臣と協議して定める保証保険契約は、次の一及び二に掲げる要件に適合するリフォーム工事瑕疵担保責任保険契約と

- 一 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第六十六号)第十九条第二号の規定に基づき、同法 第十七条第一項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人が引受けを行うものであること。
- 二 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第三十八条の二第 二項第四号に規定する増改築等(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第二十九条の 二第五項第七号に規定する修繕又は模様替に限る。)をした居住の用に供する家屋の給水管若しくは排水管に瑕疵(住宅の品 質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第二条第五項に規定する瑕疵をいう。以下同じ。)(通常有すべ き性能又は機能に影響のないものを除く。)がある場合又は雨水の浸入を防止する部分(住宅の品質確保の促進等に関する法 律施行令(平成十二年政令第六十四号)第五条第二項に規定する雨水の浸入を防止する部分をいう。)に瑕疵(雨水の浸入に 影響のないものを除く。)がある場合において、リフォーム工事瑕疵担保責任(当該増改築等の請負契約において、当該工事 の請負人が負うこととされている民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百十五条、第五百四十一条及び第五百四十二条 並びに同法第五百五十九条において準用する同法第五百六十二条及び第五百六十三条に規定する担保の責任をいう。)を履行 することによって生じた当該工事の請負人の損害を填補するものであること。

附則

この告示の規定は、被災受贈者(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第二項第一号に規定する被災受贈者をいう。)が平成二十七年一月一日以後に同項第五号に規定する住宅取得等資金を贈与(贈与した者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。)により取得した場合について適用する。

附 則 (令和二年三月三一日国土交通省告示第四八六号)

この告示は、民法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十四号)の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。 附 則 (令和三年三月三一日国土交通省告示第三一四号)

則 (节和二年二月二一日国工父迪自古小弗二一

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

中古住宅取得後に耐震改修工事を行う場合

平成 26 年 国土交通省告示第430号

住宅ローン滅税 所得税 住宅ローン滅税

贈与税の非課税措置

贈与税

※ P.167をご覧下さい

平成 26 年 国土交通省告示第431号

住宅ローン減税

所得税 住宅ローン減税

贈与税の非課税措置

贈与税

※ P.175をご覧下さい

中古住宅取得後に耐震改修工事を行う場合(東日本大震災の被災者の方用)

贈与税の非課税措置

贈与税

平成 26 年 国土交通省告示第 4 3 8 号 (最終改正…令和 4 年 国土交通省告示第 4 3 6 号)

○平成二十六年国土交通省告示第四百三十八号(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則 第十四条の二第八項の規定に基づく国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類)

(平成二十六年三月三十一日)

(国土交通省告示第四百三十八号)

改正 平成三一年 三月二九日国土交通省告示第四八三号

 令和 元年 六月二八日同
 第二一七号

 同 三年 三月三一日同
 第三○七号

同 四年 三月三一日同 第四三六号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則(平成二十三年財務省令第二十号)第十四条の 二第九項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類を次のように定めたので告示する。

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第十四条の二第八項に規定する国土交通大臣が 財務大臣と協議して定める書類は、次に掲げる書類のいずれかとする。

- 一 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第三十八条の二第 九項の規定の適用を受けようとする者が取得した同項に規定する要耐震改修住宅用家屋であってその取得の日以後に同項に 規定する耐震改修(以下「耐震改修」という。)を行うもの(以下単に「要耐震改修住宅用家屋」という。)につき耐震改修 を行い、当該耐震改修後の要耐震改修住宅用家屋が建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第三章及び第五章の四の規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(平成二十三年政令第百十二号)第二十九条の二第三項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合する ものである旨の証明を受けるために建築士(建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十三条の三第一項の規定により 登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該家屋が、同法第三条第一項各号に掲げる建築物であるときは 一級建築士に、同法第三条の二第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。)、建 築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関又は住宅の品質確保の促 進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関に対して提出する別表1の 書式による申請書(要耐震改修住宅用家屋の取得の日までに当該申請書の提出が困難な場合には、同表の書式による仮申請書)
- 二 要耐震改修住宅用家屋に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成十二年建設省令第二十号)第五条第一項に規定する建設住宅性能評価申請書(要耐震改修住宅用家屋の取得の日までに当該申請書の提出が困難な場合には、別表2の書式による仮申請書)(平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号別表2-1の1-1耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)について建設住宅性能評価を希望するものに限る。)

(令三国交告三〇七・令四国交告四三六・一部改正)

附則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成三一年三月二九日国土交通省告示第四八三号)

- 1 この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第十四条の二第九項に規定する国土交通大臣 が財務大臣と協議して定める書類については、この告示による改正後の別表1の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例 によることができる。

附 則 (令和元年六月二八日国土交通省告示第二一七号)

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和三年三月三一日国土交通省告示第三○七号)

- 1 この告示は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第十四条の二第九項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類については、この告示による改正後の別表1及び別表2の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則 (令和四年三月三一日国土交通省告示第四三六号)

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

耐震基準適合証明申請書 仮申請書

(東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の特例用)

申請者	住 所							
(家屋取得	氏 名							
(予定)者)								
家屋取得日(予定日)		年	月	日				
取得(予定)の								
家屋番号及び	所在地							
耐震改修工事開始予定		年	月	日				
日								

上記の家屋について、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 三十八条の二第九項に規定する取得期限までに、同項に規定する耐震改修を行い、当該耐震改修 後、当該家屋が耐震基準に適合する旨の証明を受けることを申請(当該家屋の取得の日までに申 請が困難な場合には仮申請。以下同じ。)します。

申	請	年	月	日	年	月	日			
	F14	,	. •	, .	'	/ *	• •			

※当該家屋の取得の日までに申請が困難な場合には、以下の欄に記載

正式な申請が困難な理由(※以下の項目にチェックを記載)	
□耐震改修工事を行う事業者が確定していないため	
□耐震改修工事の設計が確定していないため	
□その他の事由の場合、以下の空欄に記載	
)

※受付欄

1. 申請を受けた者が建築士事務所に属する建築士の場合

申請を受けた建	氏 名		印
築士	一級建築士、二	登 録 番 号	
	級建築士又は木	登録を受けた都道府県名	
	造建築士の別	(二級建築士又は木造建	
		築士の場合)	
申請を受けた建	名 称		
築士の属する建	所 在 地		
築士事務所	一級建築士事務	所、二級建築士事務所又は木造	
	建築士事務所の	別	
	登録年月日及び	登録番号	
申 請 受 理	日	年 月 日	

2. 申請を受けた者が指定確認検査機関の場合

申記	青を気	受けが	た指	名	称								印
定研	確認 村	食査権	幾	住	所								
関				指定年	月日及び								
				指定番	:号								
				指定を	した者								
申	請	受	理	日	1	丰	月	日					

3. 申請を受けた者が登録住宅性能評価機関の場合

申請	青を引	受けが	を登	名	称								Ħ	J
録信	主宅性	生能詞	平価	住	所									
機	関			登録年	月日及び									
				登録番	号									
				登録を	した者									
申	請	受	理	月	:	年	月	月						

(用紙 日本産業規格 A4)

備考

- 1 「申請者(家屋取得(予定)者)」、「家屋取得日(予定日)」、「取得(予定)の家屋番号及び所在地」、「耐震改修工事開始予定日」、「申請年月日」、「正式な申請が困難な理由」の欄は、この申請書の申請をする者が記載することとし、「※受付欄」以下は、申請を受けた建築事務所に属する建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人のいずれかが記載すること。
- 2 「申請者(家屋取得(予定)者)」の「住所」及び「氏名」の欄には、この申請書の申請 をする者の住所及び氏名をこの申請書を作成する日の現況により記載すること。
- 3 「家屋取得日(予定日)」の欄には、この申請書の申請をする者が当該家屋を取得する(予定)の年月日を記載すること。
- 4 「取得(予定)の家屋番号及び所在地」の欄には、当該家屋の登記簿に記載された家屋番号及び所在地を記載すること。ただし、当該家屋を取得していない場合は、当該家屋の所在地のみを記載すること。
- 5 「耐震改修工事開始予定日」の欄には、当該家屋の耐震改修工事が開始される予定の年月 日を記載すること。
- 6 「申請年月日」の欄には、申請を行った年月日を記載すること。
- 7 「正式な申請が困難な理由」の欄は、当該家屋の取得の日までに申請が困難な場合に記載することとし、正式な申請が困難な理由の項目にチェックを記載するとともに、適当な理由の項目がない場合には、空欄に正式な申請が困難な理由を記載すること。
- 8 申請を受けた者が建築士事務所に属する建築士の場合
 - (1) 「申請を受けた建築士」の欄には、申請を受けた建築士について、次により記載すること。
 - ① 「氏名」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を記載するものとする。
 - ② 「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、申請を受けた建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が証明することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
 - ③ 「登録番号」の欄には、申請を受けた建築士について建築士法第5条の2の規定による届出に係る登録番号を記載するものとする。
 - ④ 「登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)」の欄には、申請を 受けた建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第5条第1項の規 定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
 - (2) 「申請を受けた建築士の属する建築士事務所」の「名称」、「所在地」、「一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別」及び「登録年月日及び登録番号」の欄には、建築士法第 23 条の 3 第 1 項に規定する登録簿に記載された建築士事務所の名称及び所在地、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに登録年月日及び登録番号を記載すること。
 - (3) 「申請受理日」の欄には、申請を受けた年月日を記載すること。
- 9 申請を受けた者が指定確認検査機関の場合
 - (1)「申請を受けた指定確認検査機関」の欄には、申請を受けた指定確認検査機関について、 次により記載すること。
 - ① 「名称」及び「住所」の欄には、建築基準法第77条の18第1項の規定により指定を受けた名称及び住所(指定を受けた後に同法第77条の21第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所)を記載するものとする。
 - ② 「指定年月日及び指定番号」及び「指定をした者」の欄には、建築基準法第 77 条の 18 第1項の規定により指定を受けた年月日及び指定番号並びに指定をした者を記載するものとする。
 - (2) 「申請受理日」の欄には、申請を受けた年月日を記載すること。
- 10 申請を受けた者が登録住宅性能評価機関の場合
 - (1)「申請を受けた登録住宅性能評価機関」の欄には、申請を受けた登録住宅性能評価機関について、次により記載すること。

- ① 「名称」及び「住所」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定により登録を受けた名称及び住所(登録を受けた後に同法第10条第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所)を記載するものとする。
- ② 「登録年月日及び登録番号」及び「登録をした者」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定により登録を受けた年月日及び登録番号並びに登録をした者を記載するものとする。
- (2) 「申請受理日」の欄には、申請を受けた年月日を記載すること。

建設住宅性能評価仮申請書

(東日本大震災の被災者等が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の特例用)

申 請 者	住 所						
(家屋取得	氏 名						
(予定)者)							
家屋取得日(予定日)	年	月	日			
取得 (予定)	Ø						
家屋番号及び							
耐震改修工事開始予定日		年	月	日			

上記の家屋について、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 三十八条の二第九項に規定する取得期限までに、同項に規定する耐震改修を行い、当該耐震改修 後、当該家屋が耐震基準に適合する旨の証明を受けることを申請します。

仮	申	請	年	月	目		年	月	目				
		Ī	E式力	は申記	清が固	困難な理	!曲(》	《以下の)項目に	チェックを	記載)		
		[喜改	修工 事	事を行う	事業者	が確定	こしてい	ないため			
		[二耐烷	喜改	修工 事	事の設計	が確定	Eしてい	ないた	め			
		[コその	の他の	の事目	日の場合	、以下	「の空欄	に記載				
												_	/

※受付欄

	. 17 11年	J													
仮目	申請る	を受り	ナた	名		称								É	扣
登銀	录住写	包性的	能評	住		所									
価格	幾関			登録	年月	日及び									
				登録	番号										
				登録	をし	た者									
仮	申	請	受	理	日		年	月	日						

(用紙 日本産業規格 A4)

備考

- 1 「申請者(家屋取得(予定)者)」の「住所」及び「氏名」の欄には、この仮申請書の申請をする者の住所及び氏名をこの仮申請書を作成する日の現況により記載すること。
- 2 「家屋取得日(予定日)」の欄には、この仮申請書の申請をする者が当該家屋を取得する (予定)の年月日を記載すること。
- 3 「取得(予定)の家屋番号及び所在地」の欄には、当該家屋の登記簿に記載された家屋番 号及び所在地を記載すること。ただし、当該家屋を取得していない場合は、当該家屋の所在 地のみを記載すること。
- 4 「耐震改修工事開始予定日」の欄には、当該家屋の耐震改修工事が開始される予定の年月日を記載すること。
- 5 「仮申請年月日」の欄には、仮申請が行われた年月日を記載すること。
- 6 「正式な申請が困難な理由」の欄には、正式な申請が困難な理由の項目にチェックを記載 することとし、適当な理由の項目がない場合には、空欄に正式な申請が困難な理由を記載す ること。
- 7 「仮申請を受けた登録住宅性能評価機関」の欄には、仮申請を受けた登録住宅性能評価機 関について、次により記載すること。
 - ① 「名称」及び「住所」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定により登録を受けた名称及び住所(登録を受けた後に同法第10条第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所)を記載するものとする。
 - ② 「登録年月日及び登録番号」及び「登録をした者」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定により登録を受けた年月日及び登録番号並びに登録をした者を記載するものとする。
 - ③「仮申請受理日」の欄には、仮申請を受けた年月日を記載すること。

度良住

宅化

特登例録

得税

贈与税の非課税措置

税置 |贈 与 税

平成 26 年 国土交通省告示第 4 3 9 号 (最終改正…令和 4 年 国土交通省告示第 4 3 7 号)

○平成二十六年国土交通省告示第四百三十九号(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則 第十四条の二第九項の規定に基づく国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類)

> (平成二十六年三月三十一日) (国土交通省告示第四百三十九号)

改正 令和 三年 三月三一日国土交通省告示第三〇八号

同 四年 三月三一日同 第四三七号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則(平成二十三年財務省令第二十号)第十四条の 二第十項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類を次のように定めたので告示する。

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第十四条の二第九項に規定する国土交通大臣が 財務大臣と協議して定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

- 一 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第百二十三号)第十七条第一項の申請をした場合又は平成二十六年 国土交通省告示第四百三十八号第一号に掲げる書類により東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する 法律施行規則第十四条の二第八項の申請をした場合 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 (平成二十三年法律第二十九号)第三十八条の二第九項の規定の適用を受けようとする者が取得した同項に規定する要耐震改 修住宅用家屋であってその取得の日以後に同項に規定する耐震改修が行われたもの(以下「耐震改修住宅用家屋」という。) が耐震基準(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第三章及び第五章の四の規定又は東日本大震災の被災 者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(平成二十三年政令第百十二号)第二十九条の二第三項に規定する 国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準をいう。以下同じ。)に適合するものである旨を建 築士(建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築 士に限るものとし、当該家屋が、同法第三条第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第三条の二第一項 各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。)、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一 号)第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第 八十一号)第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関が平成二十三年国土交通省告示第千二百九十二号別表の書式により証する書類(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第九項に規定する取得 期限までに当該耐震改修により耐震基準に適合することとなった当該耐震改修住宅用家屋に係るものに限る。)
- 二 平成二十六年国土交通省告示第四百三十八号第二号に掲げる書類により東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第十四条の二第八項の申請をした場合 耐震改修住宅用家屋について交付された住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条第三項に規定する建設住宅性能評価書の写し(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第九項に規定する取得期限までに耐震改修により耐震基準に適合することとなった当該耐震改修住宅用家屋に係るもので、平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号別表2一1の1一1耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)に係る評価が等級1、等級2又は等級3であるものに限る。)

附 則

- この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。
 - 附 則 (令和三年三月三一日国土交通省告示第三〇八号)
- この告示は、令和三年四月一日から施行する。
- 附 則 (令和四年三月三一日国土交通省告示第四三七号)
- この告示は、令和四年四月一日から施行する。

平成21年 国土交通省告示第685号 (最終改正…令和5年 国土交通省告示第285号) 既存住宅の取得

所得税

贈与税

○平成二十一年国土交通省告示第六百八十五号(租税特別措置法施行規則第十八条の二第二項第二号イ(4)等の規定に基づく 国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類)

(平成二十一年六月二十六日)

(国土交通省告示第六百八十五号)

改正 平成二二年 三月三一日国土交通省告示第二七〇号 同 二五年 三月三〇日同 第三三五号 同 二六年 三月三一日同 第四四九号 同 二八年 三月三一日同 第五九四号 三〇年 三月三一日同 第五五九号 同 三一年 三月二九日同 第四七三号 令和 元年 六月二八日同 第二一〇号 二年 三月三一日同 第四八一号 同 同 三年 三月三一日同 第二九四号 四年 三月三一日同 第四二五号 同 同 五年 三月三一日同 第二八五号

租税特別措置法施行規則(昭和三十二年大蔵省令第十五号)第十八条の四第二項、第十八条の二十一第一項第二号、第二十三条の五の二第三項第二号及び第二十三条の六第三項第二号の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類を次のように定めたので告示する。

租税特別措置法施行規則第十八条の二第二項第二号イ(4)及びハ(4)並びに同規則第十八条の四第二項、第十八条の二十一第一項第一号ロ、第二十三条の五の二第三項第一号ロ及び第二十三条の六第三項第一号ロ並びに新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則(令和二年財務省令第四十四号)第四条の二第一項第一号イに規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類は、次に掲げる書類のいずれかとする。

- 一 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号。以下「法」という。) 第三十五条第三項の規定の適用を受けようとする者が 譲渡した同条第五項に規定する被相続人居住用家屋(以下「被相続人居住用家屋」という。)又は法第三十六条の二第一項、第 四十一条第一項、第七十条の二第一項若しくは第七十条の三第一項若しくは新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するた めの国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和二年法律第二十五号。以下「新型コロナ税特法」という。)第六条の二第四項 の規定の適用を受けようとする者が取得した建築後使用されたことのある住宅の用に供する家屋(以下「既存居住用家屋」と いう。)が建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第三章及び第五章の四の規定又は租税特別措置法施行令(昭 和三十二年政令第四十三号。以下「令」という。)第二十三条第三項、第二十四条の二第三項第一号ロ、第二十六条第三項、第 四十条の四の二第三項及び第四十条の五第二項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係 る基準に適合するものである旨を建築士(建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十三条の三第一項の規定により登録 された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、これらの家屋が、同法第三条第一項各号に掲げる建築物であるときは一 級建築士に、同法第三条の二第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。)、建築基 準法(昭和二十五年法律第二百一号)第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関 する法律(平成十一年法律第八十一号)第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確 保等に関する法律(平成十九年法律第六十六号)第十七条第一項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵(かし)担 保責任保険法人(以下「保険法人」という。)が別表の書式により証する書類(次に掲げる家屋の区分に応じそれぞれ次に定め る期間内に当該証明のための家屋の調査が終了したものに限る。)
 - イ 被相続人居住用家屋 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める期間
 - (1) 当該被相続人居住用家屋の譲渡が法第三十五条第三項第一号に掲げる譲渡である場合 当該被相続人居住用家屋の譲渡の日前二年以内
 - (2) 当該被相続人居住用家屋の譲渡が法第三十五条第三項第三号に掲げる譲渡である場合 当該被相続人居住用家屋を同項に規定する耐震基準に適合させるための工事(当該譲渡の日から同日の属する年の翌年二月十五日までの間に完了したものに限る。)の完了の日から当該譲渡の日の属する年分の法第二条第一項第十号に規定する確定申告書の提出の日までの期間
 - ロ 既存居住用家屋(ハに掲げるものを除く。) 当該既存居住用家屋の取得の日前二年以内
 - ハ 法第三十六条の二第一項の規定の適用を受けようとする場合における既存居住用家屋で令第二十四条の二第三項第一号ロ に規定する耐火建築物に該当しないもの 当該既存居住用家屋の取得の日の二年前の日から法第三十六条の二第一項に規定 する譲渡の日の属する年の十二月三十一日(同条第二項において準用する同条第一項の規定の適用を受ける場合にあっては、 同条第二項に規定する取得期限)までの期間
- 二 法第三十五条第三項の規定の適用を受けようとする者が譲渡した被相続人居住用家屋又は法第三十六条の二第一項、第

減措置

四十一条第一項、第七十条の二第一項若しくは第七十条の三第一項若しくは新型コロナ税特法第六条の二第四項の規定の適用を受けようとする者が取得した既存居住用家屋について交付された住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条第三項に規定する建設住宅性能評価書の写し(前号イからハまでに掲げる家屋の区分に応じそれぞれ同号イからハまでに定める期間内に評価されたもので、平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号別表2-1の1-1耐震等級(構造躯(く)体の倒壊等防止)に係る評価が等級1、等級2又は等級3であるものに限る。)

- 三 法第三十六条の二第一項、第四十一条第一項、第七十条の二第一項若しくは第七十条の三第一項又は新型コロナ税特法第六条の二第四項の規定の適用を受けようとする者が取得した既存居住用家屋について交付された既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約(次のイ及びロに掲げる要件に適合する保険契約であって、第一号ロ及びハに掲げる家屋の区分に応じそれぞれ同号ロ及びハに定める期間内に締結されたものに限る。)が締結されていることを証する書類
 - イ 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第十九条第二号の規定に基づき保険法人が引受けを行うものであること。
 - ロ 既存居住用家屋の構造耐力上主要な部分(住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成十二年政令第六十四号)第 五条第一項に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。)に瑕疵(住宅の品質確保の促進等に関する法律第二条第五 項に規定する瑕疵(構造耐力に影響のないものを除く。)をいう。以下同じ。)がある場合において、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる損害を填補するものであること。
 - (1) 宅地建物取引業者(特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第二条第四項に規定する宅地建物取引業者をいう。以下同じ。)が売主である場合 既存住宅売買瑕疵担保責任(既存居住用家屋の売買契約において、宅地建物取引業者が負うこととされている民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百十五条、第五百四十一条、第五百四十二条、第五百六十二条及び第五百六十三条に規定する担保の責任をいう。)を履行することによって生じた当該宅地建物取引業者の損害
 - (2) 宅地建物取引業者以外の者が売主である場合 既存住宅売買瑕疵保証責任(保証者(既存居住用家屋の構造耐力上主要な部分に瑕疵がある場合において、買主に生じた損害を填補することを保証する者をいう。以下同じ。)が負う保証の責任をいう。)を履行することによって生じた保証者の損害

(平二五国交告三三五・平二六国交告四四九・平二八国交告五九四・平三○国交告五五九・令二国交告四八一・令三国交告 二九四・令四国交告四二五・令五国交告二八五・一部改正)

附則

平成十七年国土交通省告示第三百九十四号は、廃止する。

附 則 (平成二二年三月三一日国土交通省告示第二七〇号)

この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年三月三〇日国土交通省告示第三三五号)

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年三月三一日国土交通省告示第四四九号)

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年三月三一日国土交通省告示第五九四号)

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年三月三一日国土交通省告示第五五九号)

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (平成三一年三月二九日国土交通省告示第四七三号)

- 1 この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 租税特別措置法施行規則第十八条の二第二項第二号イ(4)、第十八条の四第二項、第十八条の二十一第二項第一号、第二十三条の五の二第四項第一号イ及び第二十三条の六第四項第一号イに規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類については、この告示による改正後の別表の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則 (令和元年六月二八日国土交通省告示第二一○号)

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和二年三月三一日国土交通省告示第四八一号)

この告示は、民法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十四号)の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。

附 則 (令和三年三月三一日国土交通省告示第二九四号)

この告示は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和四年一月一日から施行する。

附 則 (令和四年三月三一日国土交通省告示第四二五号)

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年三月三一日国土交通省告示第二八五号)

この告示は、令和六年一月一日から施行する。

耐震基準適合証明書

証明申請者	住所							
	氏名							
家屋番号及	び所在地							
家 屋 調	査 日		年	月	日			
適合する而	付震基準	1	建築基準	法施行	 行令第:	3章及び第5	章の4の規定	
		2	地震に対	する多	そ全性に	こ係る基準		

上記の家屋が租税特別措置法施行令

- (イ) 第23条第3項
- (中) 第24条の2第3項第1号
- (ハ) 第26条第3項
- (二) 第40条の4の2第3項
- (ホ) 第40条の5第2項

に定める地震に対する安全性に係る基準に適合することを証明します。

日

1. 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

証明を行った建	氏 名				卸
築士	一級建築士、二		登 録	番号	
	級建築士又は木		登録を受ける	た都道府県名(
	造建築士の別		二級建築士	又は木造建築	
			士の場合)		
証明を行った建	名 称				
築士の属する建	所 在 地				
築士事務所	一級建築士事務原	所、二級建築士事務	所又は木造		
	建築士事務所の別	31)			
	登録年月日及び	登録番号			

2. 証明者が指定確認検査機関の場合

証明を行った指	名	称							印
定確認検査機	住	所							
関	指定年	月日及び							
	指定番	号							
	指定を	した者							
調査を行った	氏	名							
建築士又は建	建築士	一級建築	士、二		登	録	番	号	
築基準適合判	の場合	級建築士	:又は木		登録を受	受けた者	邻道府県名	(二級	
定資格者		造建築士	:の別		建築士	又は木油	告建築士の	場合)	
	建築基準	準適合判定	定資格者	が場合	登	録	番	号	
					登録を受	受けたは	也方整備局	等名	

3. 証明者が登録住宅性能評価機関の場合

証明を行った登	名	称							印
録住宅性能評価	住	所							
機関	登録年	月日及び							
	登録番	号							
	登録を	した者							
調査を行った建	氏	名							
築士又は建築基	建築士	一級建築	士、二		登	録	番	号	
準適合判定資格	の場合	級建築士	:又は木		登録を	受けた都	都道府県名	名(二級	
者検定合格者		造建築士	:の別		建築士	又は木油	き建築士の	り場合)	
	建築基	準適合判定	定資格	合格通知日何	対又は合	格証書	日付		
	者検定	合格者の場	場合	合格通知番	号又は合	格証書	番号		

4. 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

証明を行った住	名	称							印
宅瑕疵担保責	住	所							
任保険法人	指定	年月日							
調査を行った建	氏	名							
築士又は建築基	建築士	一級建築	士、二		登	録	番	号	
準適合判定資格	の場合	級建築士	:又は木		登録を受	をけた都	道府県名	(二級	
者検定合格者		造建築士	:の別		建築士又	スは木造	建築士の	場合)	
	建築基	準適合判定	定資格	合格通知日何	対又は合	格証書日	3付		
	者検定	合格者の場	場合	合格通知番	号又は合	格証書	番号		

(用紙 日本産業規格 A4)

備考

- 1 「証明申請者」の「住所」及び「氏名」の欄には、この証明書の交付を受けようとする者の住所及び氏名をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。
- 2 「家屋番号及び所在地」の欄には、当該家屋の登記簿に記載された家屋番号及び所在地を 記載すること。
- 3 「家屋調査日」の欄には、証明のための当該家屋の構造及び劣化の調査が終了した年月日 を記載すること。
- 4 「適合する耐震基準」の欄には、当該家屋が施行令第23条第3項、第24条の2第3項第 1号、第26条第3項、第40条の4の2第3項又は第40条の5第2項に定める地震に対す る安全性に係る基準であって当該欄に掲げる規定又は基準のいずれに適合するかに応じ相 当する番号を○で囲むものとする。
- 5 { } の中は、(イ)、(□)、(ハ)、(□)又は(ホ)のいずれに該当するかに応じ相当する記号を ○で囲むものとする。
- 6 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合
 - (1) 「証明を行った建築士」の欄には、当該家屋が施行令第23条第3項、第24条の2第3項第1号、第26条第3項、第40条の4の2第3項又は第40条の5第2項に定める地震に対する安全性に係る基準に適合するものであることにつき証明を行った建築士について、次により記載すること。
 - ① 「氏名」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を記載するものとする。
 - ② 「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、証明を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が証明することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
 - ③ 「登録番号」の欄には、証明を行った建築士について建築士法第5条の2の規定による届出に係る登録番号を記載するものとする。
 - ④ 「登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)」の欄には、証明を 行った建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第5条第1項の規 定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
 - (2) 「証明を行った建築士の属する建築士事務所」の「名称」、「所在地」、「一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別」及び「登録年月日及び登録番号」の欄には、建築士法第 23 条の 3 第 1 項に規定する登録簿に記載された建築士事務所の名称及び所在地、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに登録年月日及び登録番号を記載すること。
- 7 証明者が指定確認検査機関の場合
 - (1) 「証明を行った指定確認検査機関」の欄には、当該家屋が施行令第23条第3項、第24条の2第3項第1号、第26条第3項、第40条の4の2第3項又は第40条の5第2項に定める地震に対する安全性に係る基準に適合するものであることにつき証明を行った指定確認検査機関について、次により記載すること。
 - ① 「名称」及び「住所」の欄には、建築基準法第77条の18第1項の規定により指定を受けた名称及び住所(指定を受けた後に同法第77条の21第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所)を記載するものとする。
 - ② 「指定年月日及び指定番号」及び「指定をした者」の欄には、建築基準法第 77 条の 18 第1項の規定により指定を受けた年月日及び指定番号並びに指定をした者を記載するものとする。
 - (2) 「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者」の欄には、当該家屋が施行令第23条第3項、第24条の2第3項第1号、第26条第3項、第40条の4の2第3項又は第40条の5第2項に定める地震に対する安全性に係る基準に適合するものであることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者について、次により記載すること。
 - ① 「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者である場合には建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた氏名を記載するものとする。
 - ② 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査

を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が証明することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。

- ③ 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
- ④ 「建築基準適合判定資格者の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた地方整備局等 名」の欄には、建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた登 録番号及び地方整備局等の名称を記載するものとする。

8 証明者が登録住宅性能評価機関の場合

- (1)「証明を行った登録住宅性能評価機関」の欄には、当該家屋が施行令第23条第3項、第24条の2第3項第1号、第26条第3項、第40条の4の2第3項又は第40条の5第2項に定める地震に対する安全性に係る基準に適合するものであることにつき証明を行った登録住宅性能評価機関について、次により記載すること。
 - ① 「名称」及び「住所」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定により登録を受けた名称及び住所(登録を受けた後に同法第10条第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所)を記載するものとする。
 - ② 「登録年月日及び登録番号」及び「登録をした者」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定により登録を受けた年月日及び登録番号並びに登録をした者を記載するものとする。
- (2) 「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄には、当該家屋が施行令第23条第3項、第24条の2第3項第1号、第26条第3項、第40条の4の2第3項又は第40条の5第2項に定める地震に対する安全性に係る基準に適合するものであることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者について、次により記載すること。
 - ① 「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者検定合格者である場合には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた氏名を記載するものとする。
 - ② 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が証明することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
 - ③ 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
- ④ 「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号(建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)附則第2条第2項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号)を記載するものとする。

9 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

- (1)「証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人」の欄には、当該家屋が施行令第23条第3項、第24条の2第3項第1号、第26条第3項、第40条の4の2第3項又は第40条の5第2項に定める地震に対する安全性に係る基準に適合するものであることにつき証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人について、次により記載すること。
 - ① 「名称」及び「住所」の欄には、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律 第17条第1項の規定により指定を受けた名称及び住所(指定を受けた後に同法第18条 第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住

- 所)を記載するものとする。
- ② 「指定年月日」の欄には、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第 17 条第 1 項の規定により指定を受けた年月日を記載するものとする。
- (2) 「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄には、当該家屋が施行令第23条第3項、第24条の2第3項第1号、第26条第3項、第40条の4の2第3項又は第40条の5第2項に定める地震に対する安全性に係る基準に適合するものであることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者について、次により記載すること。
 - ① 「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者検定合格者である場合には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた氏名を記載するものとする。
 - ② 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が証明することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
 - ③ 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
 - ④ 「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」 及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号(建築基準法の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号)を記載するものとする。

| 軽減措置 | 不動産取得税の

東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の特例

平成23年 国土交通省告示第1292号

既存住宅の取得

所得税

贈与税

(最終改正…令和4年 国土交通省告示第426号)

○平成二十三年国土交通省告示第千二百九十二号(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規 則第十四条の二第四項第一号ロの規定に基づく国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類)

(平成二十三年十二月十四日)

(国土交通省告示第千二百九十二号)

改正 平成二六年 三月三一日国土交通省告示第四五三号

 同 三一年 三月二九日同
 第四七五号

 令和 元年 六月二八日同
 第二一一号

 同 三年 三月三一日同
 第二九八号

 同 四年 三月三一日同
 第四二六号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則(平成二十三年財務省令第二十号)第十四条の 二第四項第二号の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類を次のように定めたので告示する。

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第十四条の二第四項第一号ロに規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類は、次に掲げる書類のいずれかとする。

- 一 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第三十八条の二第一項の規定の適用を受けようとする者が取得した建築後使用されたことのある住宅の用に供する家屋が建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第三章及び第五章の四の規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(平成二十三年政令第百十二号)第二十九条の二第三項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合するものである旨を建築士(建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該家屋が、同法第三条第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第三条の二第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第三条の二第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。)、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関が別表の書式により証する書類(当該家屋の取得の日前二年以内に当該証明のための家屋の調査が終了したものに限る。)
- 二 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第一項の規定の適用を受けようとする者が取得した建築後使用されたことのある住宅の用に供する家屋について交付された住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条第三項に規定する建設住宅性能評価書の写し(当該家屋の取得の日前二年以内に評価されたもので、平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号別表2一1の1-1耐震等級(構造躯(く)体の倒壊等防止)に係る評価が等級1、等級2又は等級3であるものに限る。)

(平二六国交告四五三・平三一国交告四七五・令三国交告二九八・令四国交告四二六・一部改正)

附 則 (平成二六年三月三一日国土交通省告示第四五三号)

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成三一年三月二九日国土交通省告示第四七五号)

- 1 この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第十四条の二第五項第一号イに規定する国土 交通大臣が財務大臣と協議して定める書類については、この告示による改正後の別表の規定にかかわらず、当分の間、なお従 前の例によることができる。

附 則 (令和元年六月二八日国土交通省告示第二一一号)

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和三年三月三一日国土交通省告示第二九八号)

この告示は、令和三年四月一日から施行する。ただし、本則の改正規定中「第十四条の二第五項第一号イ」を「第十四条の二 第五項第一号ロ|に改める部分は、令和四年一月一日から施行する。

附 則 (令和四年三月三一日国土交通省告示第四二六号)

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

耐震基準適合証明書

(東日本大震災の被災者等が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の特例用)

証明申請者	住 所							
	氏名							
家屋番号及`	び所在地							
家 屋 調	査 日		年	月	日			
適合する而	付震基準	1	建築基準	法施行	方令第 3	3 章及び第5	章の4の規定	<u> </u>
		2	地震に対	する多	そ全性に	に係る基準		

上記の家屋が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第 29条の2第3項に定める地震に対する安全性に係る基準に適合することを証明します。

年 月 日

証明を行った建	氏 夕 マ け 夕 新								印
築士、指定確認				 登	<i>¢</i> ∃.	巫	号		 <u>⊢</u> 1
	一級建築士、二				绿瓜	番			
検査機関又は登						都道府県			
録住宅性能評価	造建築士の別					は木造建	E築		
機関				士の場合	台)				
	指定確認検査機			:び指					
	関又は登録住宅		番号						
	性能評価機関の	指定をした	と者 (指定	確認					
	場合	検査機関の							
7キャケ パニアロロナ	h 11								
建築士が証明を	名								
行った場合の当	所 在 地	· I	<i>t.t.</i>		. 1				
該建築士の属す	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木								
る建築士事務所	造建築士事務所								
	登録年月日及び								
指定確認検査機	氏 名								
関が証明を行っ	建築士 一級建	築士、二		登録番号	클				
た場合の調査を	の場合 級建築	士又は木		登録を受	受けた	都道府県	具名(二級	
行った建築士又	造建築	士の別		建築士工	又は木	造建築士	:の場	合)	
は建築基準適合	建築基準判定資	格者の場合		登録番号	를				
判定資格者									
指定確認検査機	氏 名								
関が証明を行っ	建築士 一級建	築士、二		登録番号	-				
た場合の調査を	の場合 級建築	士又は木	F	登録を受	受けた	都道府県	具名(二級	
行った建築士又	造建築			-		造建築士			
は建築基準適合	建築基準判定資	格者検	 }格通知 [/	
判定資格者	定合格者の場合		各種知识				+		
			111/11/11/11	7 17 /10	• ш ты ғ	ш ш ш //			

(用紙 日本産業規格 A4)

備考

- 1 「証明申請者」の「住所」及び「氏名」の欄には、この証明書の交付を受けようとする者 の住所及び氏名をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。
- 2 「家屋番号及び所在地」の欄には、当該家屋の登記簿に記載された家屋番号及び所在地を 記載すること。
- 3 「家屋調査日」の欄には、証明のための当該家屋の構造及び劣化の調査が終了した年月日 を記載すること。
- 4 「適合する耐震基準」の欄には、当該家屋が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第29条の2第3項に定める地震に対する安全性に係る基準であって当該欄に掲げる規定又は基準のいずれに適合するかに応じ相当する番号を○で囲むものとする。
- 5 「証明を行った建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関」の欄には、当該家屋が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第29条の2第3項に定める地震に対する安全性に係る基準に適合するものであることにつき証明を行った建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関について、次により記載すること。
 - (1) 「氏名又は名称」の欄には、建築士が証明した場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を、指定確認検査機関が証明した場合には建築基準法第77条の18第1項の規定により指定を受けた名称(指定を受けた後に同法第77条の21第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称)を、登録住宅性能評価機関が証明した場合には住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定により登録を受けた名称(登録を受けた後に同法第10条第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称)を記載するものとする。
 - (2) 「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、証明を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。 なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が証明することのできる家屋は、それぞれ 建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
 - (3) 「登録番号」の欄には、証明を行った建築士について建築士法第5条の2の規定による 届出に係る登録番号を記載するものとする。
 - (4) 「登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)」の欄には、証明を行った建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
 - (5) 「指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関の場合」の「住所」、「指定・登録年月日及び指定・登録番号」及び「指定をした者(指定確認検査機関の場合)」の欄には、指定確認検査機関が証明した場合には建築基準法第77条の18第1項の規定により指定を受けた住所(指定を受けた後に同法第77条の21第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った住所)、指定を受けた年月日、指定番号及び指定をした者を、登録住宅性能評価機関が証明した場合には住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定により登録を受けた住所(登録を受けた後に同法第10条第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った住所)、登録を受けた年月日及び登録番号を記載するものとする。
- 6 「建築士が証明を行った場合の当該建築士の属する建築士事務所」の「名称」、「所在地」、「一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別」及び「登録年月日及び登録番号」の欄には、建築士法第23条の3第1項に規定する登録簿に記載された建築士事務所の名称及び所在地、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに登録年月日及び登録番号を記載すること。
- 7 「指定確認検査機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者」の欄には、当該家屋が国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第29条の2第3項に 定める地震に対する安全性に係る基準に適合するものであることにつき調査を行った建築士 又は建築基準適合判定資格者について、次により記載すること
 - (1) 「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者である場合には建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた氏名を記載するものとする。
 - (2) 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。

- (3) 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
- (4) 「建築基準適合判定資格者の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた地方整備局等名」 の欄には、建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた登録番号 及び地方整備局等の名称を記載するものとする。
- 8 「登録住宅性能評価機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定 資格者検定合格者」の欄には、当該家屋が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨 時特例に関する法律施行令第29条の2第3項に定める地震に対する安全性に係る基準に適 合するものであることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者に ついて、次により記載すること。
 - (1) 「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者検定合格者である場合には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた氏名を記載するものとする。
 - (2) 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
 - (3) 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
 - (4) 「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号(建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)附則第2条第2項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号)を記載するものとする。

省エネリフォー

立録免許税の

平成 26 年 国土交通省告示第432号

登録免許税の特例措置

登録免許税

租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第四十二条の二の二第二項第三号の規定に基づき、家屋(同項第二号の家屋にあつては、その者が区分所有する部分に限る。)のうち居室、調理室、浴室、便所その他の室で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものを次のように定めたので、告示する。

平成二十六年三月三十一日

国土交通大臣 太田昭宏

租税特別措置法施行令第四十二条の二の二第二項第三号に規定する家屋(同項第二号の家屋にあっては、その者が区分所有する部分に限る。)のうち居室、調理室、浴室、便所その他の室で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 居室
- 二 調理室
- 三 浴室
- 四 便所
- 五 洗面所
- 六 納戸
- 七 玄関
- 八 廊下

附則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

平成 26 年 国土交通省告示第 4 3 3 号

登録免許税の特例措置

登録免許税

租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第四十二条の二の二第二項第四号の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準を次のように定めたので告示する。

平成二十六年三月三十一日

国土交通大臣 太田昭宏

租税特別措置法施行令第四十二条の二の二第二項第四号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準は、平成十八年国土交通省告示第百八十五号において定める地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準とする。

附則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

平成 26 年 国土交通省告示第434号

登録免許税の特例措置 登録免許税

租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第四十二条の二の二第二項第五号の規定に基づき、国土交通大臣が財 務大臣と協議して定める租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十一条の三の二第一項に規定する高齢者等が自立 した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替を次のように定めたので告示する。

平成二十六年三月三十一日

国土交通大臣 太田昭宏

租税特別措置法施行令第四十二条の二の二第二項第五号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める租税特別措置法 第四十一条の三の二第一項に規定する高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修 繕又は模様替は、次のいずれかに該当する工事とする。

- 一 介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事
- 二 階段の設置(既存の階段の撤去を伴うものに限る。)又は改良によりその勾配を緩和する工事
- 三 浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事
 - ロ 浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事
 - ハ 固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事
 - ニ 高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事
- 四 便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事
 - ロ 便器を座便式のものに取り替える工事
 - ハ 座便式の便器の座高を高くする工事
- 五 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事
- 六 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事(勝手口その他屋外に面す る開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む。)
- 七 出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事
 - ロ 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事
 - ハ 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事
- 八 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

平成 26 年 国土交通省告示第435号

登録免許税の特例措置 登録免許税

○国土交通省告示第四百三十五号

租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第四十二条の二の二第二項第六号の規定に基づき、国土交通大臣が財務 大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替を次のように定めたので告示する。

平成二十六年三月三十一日

国土交通大臣 太田 昭宏

租税特別措置法施行令(以下「令」という。)第42条の2の2第2項第6号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替は、次の各号のいずれかに該当する工事とする。

- 一 次のアに定める工事又は次のアに定める工事と併せて行う次のウからオまでに定める工事(地域区分(建築物エネルギー 消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項(平成 28 年国土交通省告示第 265 号)別表第 10 に掲げる地域 の区分をいう。以下同じ。)が 8 地域の場合にあっては、次のイに定める工事又は次のイに定める工事と併せて行う次のウか らオまでに定める工事)(次のウからオまでに定める工事については、発泡剤としてフロン類(フロン類の使用の合理化及び 管理の適正化に関する法律(平成 13 年法律第 64 号)第 2 条第 1 項に規定するフロン類をいう。)を用いた断熱材を用いない 工事に限る。次号において同じ。)
 - ア 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事(全ての居室の外気に接する全ての窓(既存の窓の室内側に設置する既存の窓と一体となった窓を含む。以下同じ。)の断熱性を高める工事で、窓の熱貫流率(内外の温度差1度の場合において1平方メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値であって、当該部位を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ、熱橋(構造部材、下地材その他断熱構造を貫通する部分であって、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。以下同じ。)により貫流する熱量等を勘案して算出したものをいう。以下同じ。)が、地域区分に応じ、施工後に新たに住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準(平成28年国土交通省告示第266号。以下「住宅仕様基準」という。)第1項(3)イの表に掲げる基準値以下となるものをいう。)
 - イ 全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事(居室の外気に接する全ての窓の日射遮蔽性を高める工事で、窓の建具、付属部材(紙障子、外付けブラインド(窓の直近室外側に設置され、金属製スラット等の可変により日射調整機能を有するブラインドをいう。)及びその他これらと同等以上の日射遮蔽性能を有し、窓に建築的に取り付けられるものをいう。以下同じ。)及びひさし、軒等(オーバーハング型の日除けで、外壁からの出寸法がその下端から窓下端までの高さの0.3倍以上のものをいう。以下同じ。)が、建築物の種類に応じ、施工後に新たに住宅仕様基準第1項(3)口の表の8の項の右欄に掲げる事項に該当するもの(この場合において、同欄中「開口部」とあるのは「窓」とする。)又はこれと同等以上の性能を有するものとなるものをいう。)
 - ウ 天井等の断熱性を高める工事(屋根(小屋裏又は天井裏が外気に通じているものを除く。以下同じ。)、屋根の直下の天井又は外気等(外気又は外気に通じる床裏、小屋裏若しくは天井裏をいう。以下同じ。)に接する天井の断熱性を高める工事(住宅仕様基準第1項(1)に掲げる部分以外の部分(以下「断熱構造とする部分以外の部分」という。)の工事を除く。)で、鉄筋コンクリート造、組積造その他これらに類する構造(以下「鉄筋コンクリート造等」という。)の住宅にあっては熱橋となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあっては熱橋となる部分(壁に設けられる横架材を除く。)による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ建築物の種類、構造、構法又は工法、部位、断熱材の施工法及び地域区分に応じ、施工後に新たに住宅仕様基準第1項(2)イの表に掲げる基準値以下となるもの又は各部位の断熱材の熱抵抗が、建築物の種類、構造、構法又は工法、部位、断熱材の施工法及び地域区分に応じ、施工額、構造、構法又は工法、部位、断熱材の熱抵抗が、建築物の種類、構造、構法又は工法、部位、断熱材の施工法及び地域区分に応じ、施工後に新たに住宅仕様基準第1項(2)ロ(イ)の表に掲げる基準値以上となるものをいう。)
 - エ 壁の断熱性を高める工事(外気等に接する壁の断熱性を高める工事(断熱構造とする部分以外の部分の工事を除く。)で、鉄筋コンクリート造等の住宅にあっては熱橋となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあっては熱橋となる部分(壁に設けられる横架材を除く。)による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ建築物の種類、構造、構法又は工法、部位、断熱材の施工法及び地域区分に応じ、施工後に新たに住宅仕様基準第1項(2)イの表に掲げる基準値以下となるもの又は断熱材の熱抵抗が、建築物の種類、構造、構法又は工法、部位、断熱材の施工法及び地域区分に応じ、施工後に新たに住宅仕様基準第1項(2)ロ(イ)の表に掲げる基準値以上となるもの(鉄骨造の住宅の壁であって充填断熱工法(屋根にあっては屋根組材の間、天井にあっては天井面、壁にあっては柱、間柱、たて枠の間及び外壁と内壁との間、床にあっては床組材の間に断熱施工する方法をいう。)のものにあっては、壁に施工する断熱材の熱抵抗が、建築物の種類、外装材(鉄骨柱及び梁の外気側において、鉄骨柱又は梁に直接接続する面状の材料をいう。)の熱抵抗、断熱材を施工する箇所の区分、鉄骨柱が存する部分以外の壁の断熱層(断熱材で構成される層をいう。)を貫通する金属製下地部材の有無及び地域区分に応じ、住宅仕様基準第1項(2)ロ(ロ)の表に掲げる基準値以上となるもの)をいう。)
 - オ 床等の断熱性を高める工事(外気等に接する床(地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆ったもの又は床裏が外気に通じないもの(以下「土間床等」という。)を除く。)の断熱性を高める工事(外周が外気等に接する土間床等の外周部分の基礎の断熱性を高める工事を含み、断熱構造とする部分以外の部分の工事を除く。)で、鉄筋コンクリート造等の住宅にあっては熱橋となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあっては熱橋となる部分(壁に設けられる横架材

- を除く。)による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ建築物の種類、構造、構法又は工法、部位、断熱材の施工法及び地域区分に応じ、施工後に新たに住宅仕様基準第1項(2)イの表に掲げる基準値以下となるもの又は各部位の断熱材の熱抵抗が、建築物の種類、構造、構法又は工法、部位、断熱材の施工法及び地域区分に応じ、施工後に新たに住宅仕様基準第1項(2)ロ(イ)の表に掲げる基準値以上となるものをいう。)
- 二 次のアに定める工事又は次のアに定める工事と併せて行う前号ウからオまでに定める工事(地域区分が8地域の場合にあっては、次のイに定める工事又は次のイに定める工事と併せて行う前号ウからオまでに定める工事)(改修工事後の住宅の断熱等性能等級(日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)別表2-1の(い)項に掲げる「5-1断熱等性能等級」をいう。以下同じ。)が等級4以上又は一次エネルギー消費量等級(同項に掲げる「5-2-次エネルギー消費量等級」をいう。)が等級4以上かつ断熱等性能等級が等級3となる場合に限る。)
 - ア 窓の断熱性を高める工事(居室の外気に接する窓の断熱性を高める工事で、窓の熱貫流率が、地域区分に応じ、施工 後に新たに住宅仕様基準第1項(3)イの表に掲げる基準値以下となるもののうち、前号アに定める工事を除いたもの をいう。)
 - イ 窓の日射遮蔽性を高める工事(居室の外気に接する窓の日射遮蔽性を高める工事で、窓の建具、付属部材及びひさし、 軒等が、建築物の種類に応じ、施工後に新たに住宅仕様基準第1項(3)ロの表の8の項の右欄に掲げる事項に該当す るもの(この場合において、同欄中「開口部」とあるのは「窓」とする。)又はこれと同等以上の性能を有するものと なるもののうち、前号イに定める工事を除いたものをいう。)

附則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(令和五年国土交通省告示第千七十四号)

- 1 この告示は令和五年十一月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、この告示の施行後に着手する工事について適用し、この告示の施行前に着手した工事については、なお従前の例による。

エネリフォー

L

得税

登録免許税の特例措置

平成 26 年 国土交通省告示第436号 (最終改正…令和2年 国土交通省告示第487号)

租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第四十二条の二の二第二項第七号の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める保証保険契約を次のように定めたので告示する。

平成二十六年三月三十一日

国土交通大臣 太田 昭宏

登録免許税

租税特別措置法施行令第四十二条の二の二第二項第七号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める保証保険契約は、次の一及び二に掲げる要件に適合する既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約とする。

- 一 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第六十六号)第十九条第二号の規定に基づき、同法 第十七条第一項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人が引受けを行うものであること。
- 二 建築後使用されたことのある居住の用に供する家屋の給水管若しくは排水管に瑕疵(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第二条第五項に規定する瑕疵をいう。以下同じ。)(通常有すべき性能又は機能に影響のないものを除く。)がある場合又は雨水の浸入を防止する部分(住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成十二年政令第六十四号)第五条第二項に規定する雨水の浸入を防止する部分をいう。)に瑕疵(雨水の浸入に影響のないものを除く。)がある場合において、既存住宅売買瑕疵担保責任(建築後使用されたことのある居住の用に供する家屋の売買契約において、宅地建物取引業者(特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第二条第四項に規定する宅地建物取引業者をいう。以下同じ。)が負うこととされている民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百十五条、第五百四十一条、第五百四十二条、第五百六十二条及び第五百六十三条に規定する担保の責任をいう。)を履行することによって生じた当該宅地建物取引業者の損害を塡補するものであること。

附則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(令和二年国土交通省告示第四百八十七号)

この告示は、民法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十四号)の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。

平成27年 国土交通省告示第475号

不動産取得税の特例措置

取得税

○国土交通省告示第四百七十五号

地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)附則第九条第一項第一号ハの規定に基づき、改修工事対象住宅のうち居室、 調理室、浴室、便所その他の室で国土交通大臣が総務大臣と協議して定めるものを次のように定めたので、告示する。

平成二十七年三月三十一日

国土交通大臣 太田 昭宏

地方税法施行令附則第九条第一項第一号ハに規定する改修工事対象住宅のうち居室、調理室、浴室、便所その他の室で国土交通大臣が総務大臣と協議して定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 居室
- 二 調理室
- 三 浴室
- 四 便所
- 五 洗面所
- 六 納戸
- 七 玄関
- 八 廊下

附 則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

平成27年 国土交通省告示第476号

不動産取得税の特例措置

取得税

○国土交通省告示第四百七十六号

地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)附則第九条第一項第一号ニの規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準を次のように定めたので告示する。

平成二十七年三月三十一日

国土交通大臣 太田 昭宏

地方税法施行令附則第九条第一項第一号ニに規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準は、平成十八年国土交通省告示第百八十五号において定める地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準とする。

附 則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

特例措置の

平成27年 国土交通省告示第477号

不動産取得税の特例措置

取得税

○国土交通省告示第四百七十七号

地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)附則第九条第一項第一号ホの規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第十五条の九第四項に規定する高齢者等の居住の安全性及び 高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する修繕又は模様替を次のように定めたので告示する。

平成二十七年三月三十一日

国土交通大臣 太田 昭宏

地方税法施行令附則第九条第一項第一号ホに規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地方税法附則第十五条の九第 四項に規定する高齢者等の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する修繕又は模様替は、次のいずれかに 該当する工事とする。

- 一 介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事
- 二 階段の設置(既存の階段の撤去を伴うものに限る。)又は改良によりその勾配を緩和する工事
- 三 浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事
 - ロ 浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事
 - ハ 固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事
 - ニ 高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事
- 四 便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事
 - ロ 便器を座便式のものに取り替える工事
 - ハ 座便式の便器の座高を高くする工事
- 五 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事
- 六 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事(勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む。)
- 七 出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事
 - ロ 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事
 - ハ 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事
- 八 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事 附 則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

平成27年 国土交通省告示第478号

不動産取得税の特例措置

取得税

○国土交通省告示第四百七十八号

地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)附則第九条第一項第一号への規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する修繕又は模様替を次のように定めたので告示する。

平成二十七年三月三十一日

国土交通大臣 太田 昭宏

地方税法施行令附則第9条第1項第1号へに規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する修繕又は模様替は、次の各号のいずれかに該当する工事とする。

- 一 次のアに定める工事又は次のアに定める工事と併せて行う次のウからオまでに定める工事(地域区分(建築物エネルギー 消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項(平成 28 年国土交通省告示第 265 号)別表第 10 に掲げる地域 の区分をいう。以下同じ。)が 8 地域の場合にあっては、次のイに定める工事又は次のイに定める工事と併せて行う次のウか らオまでに定める工事)(次のウからオまでに定める工事については、発泡剤としてフロン類(フロン類の使用の合理化及び 管理の適正化に関する法律(平成 13 年法律第 64 号)第 2 条第 1 項に規定するフロン類をいう。)を用いた断熱材を用いない 工事に限る。次号において同じ。)
 - ア 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事(全ての居室の外気に接する全ての窓(既存の窓の室内側に設置する既存の窓と一体となった窓を含む。以下同じ。)の断熱性を高める工事で、窓の熱貫流率(内外の温度差1度の場合において1 平方メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値であって、当該部位を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ、熱橋(構造部材、下地材その他断熱構造を貫通する部分であって、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。以下同じ。)により貫流する熱量等を勘案して算出したものをいう。以下同じ。)が、地域区分に応じ、施工後に新たに住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準(平成28年国土交通省告示第266号。以下「住宅仕様基準」という。)第1項(3)イの表に掲げる基準値以下となるものをいう。)
 - イ 全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事(居室の外気に接する全ての窓の日射遮蔽性を高める工事で、窓の建具、付属部材(紙障子、外付けブラインド(窓の直近室外側に設置され、金属製スラット等の可変により日射調整機能を有するブラインドをいう。)及びその他これらと同等以上の日射遮蔽性能を有し、窓に建築的に取り付けられるものをいう。以下同じ。)及びひさし、軒等(オーバーハング型の日除けで、外壁からの出寸法がその下端から窓下端までの高さの0.3倍以上のものをいう。以下同じ。)が、建築物の種類に応じ、施工後に新たに住宅仕様基準第1項(3)口の表の8の項の右欄に掲げる事項に該当するもの(この場合において、同欄中「開口部」とあるのは「窓」とする。)又はこれと同等以上の性能を有するものとなるものをいう。)
 - ウ 天井等の断熱性を高める工事(屋根(小屋裏又は天井裏が外気に通じているものを除く。以下同じ。)、屋根の直下の天井又は外気等(外気又は外気に通じる床裏、小屋裏若しくは天井裏をいう。以下同じ。)に接する天井の断熱性を高める工事(住宅仕様基準第1項(1)に掲げる部分以外の部分(以下「断熱構造とする部分以外の部分」という。)の工事を除く。)で、鉄筋コンクリート造、組積造その他これらに類する構造(以下「鉄筋コンクリート造等」という。)の住宅にあっては熱橋となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあっては熱橋となる部分(壁に設けられる横架材を除く。)による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ建築物の種類、構造、構法又は工法、部位、断熱材の施工法及び地域区分に応じ、施工後に新たに住宅仕様基準第1項(2)イの表に掲げる基準値以下となるもの又は各部位の断熱材の熱抵抗が、建築物の種類、構造、構法又は工法、部位、断熱材の施工法及び地域区分に応じ、施工後に新たに住宅仕様基準第1項(2)ロ(イ)の表に掲げる基準値以上となるものをいう。)
 - エ 壁の断熱性を高める工事(外気等に接する壁の断熱性を高める工事(断熱構造とする部分以外の部分の工事を除く。)で、鉄筋コンクリート造等の住宅にあっては熱橋となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあっては熱橋となる部分(壁に設けられる横架材を除く。)による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ建築物の種類、構造、構法又は工法、部位、断熱材の施工法及び地域区分に応じ、施工後に新たに住宅仕様基準第1項(2)イの表に掲げる基準値以下となるもの又は断熱材の熱抵抗が、建築物の種類、構造、構法又は工法、部位、断熱材の施工法及び地域区分に応じ、施工後に新たに住宅仕様基準第1項(2)ロ(イ)の表に掲げる基準値以上となるもの(鉄骨造の住宅の壁であって充填断熱工法(屋根にあっては屋根組材の間、天井にあっては天井面、壁にあっては柱、間柱、たて枠の間及び外壁と内壁との間、床にあっては床組材の間に断熱施工する方法をいう。)のものにあっては、壁に施工する断熱材の熱抵抗が、建築物の種類、外装材(鉄骨柱及び梁の外気側において、鉄骨柱又は梁に直接接続する面状の材料をいう。)の熱抵抗、断熱材を施工する箇所の区分、鉄骨柱が存する部分以外の壁の断熱層(断熱材で構成される層をいう。)を貫通する金属製下地部材の有無及び地域区分に応じ、住宅仕様基準第1項(2)ロ(ロ)の表に掲げる基準値以上となるもの)をいう。)
 - オ 床等の断熱性を高める工事(外気等に接する床(地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆ったもの又は床裏が外気に通じないもの(以下「土間床等」という。)を除く。)の断熱性を高める工事(外間が外気等に接する土間床等の外間部分の基礎の断熱性を高める工事を含み、断熱構造とする部分以外の部分の工事を除く。)で、鉄筋コンクリート造等の住宅にあっては熱橋となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあっては熱橋となる部分(壁に設けられる横架材を除く。)による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ建築物の種類、構造、構法又は工法、部位、断熱材の施工法及び地

軽減措置 不動産取得税の

域区分に応じ、施工後に新たに住宅仕様基準第1項(2)イの表に掲げる基準値以下となるもの又は各部位の断熱材の熱抵抗が、建築物の種類、構造、構法又は工法、部位、断熱材の施工法及び地域区分に応じ、施工後に新たに住宅仕様基準第1項(2)ロ(イ)の表に掲げる基準値以上となるものをいう。)

- 二 次のアに定める工事又は次のアに定める工事と併せて行う前号ウからオまでに定める工事(地域区分が8地域の場合にあっては、次のイに定める工事又は次のイに定める工事と併せて行う前号ウからオまでに定める工事)(改修工事後の住宅の断熱等性能等級(日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)別表2—1の(い)項に掲げる「5—1断熱等性能等級」をいう。以下同じ。)が等級4以上又は一次エネルギー消費量等級(同項に掲げる「5—2一次エネルギー消費量等級」をいう。)が等級4以上かつ断熱等性能等級が等級3となる場合に限る。)
- ア 窓の断熱性を高める工事(居室の外気に接する窓の断熱性を高める工事で、窓の熱貫流率が、地域区分に応じ、施工後に 新たに住宅仕様基準第1項(3)イの表に掲げる基準値以下となるもののうち、前号アに定める工事を除いたものをいう。)
- イ 窓の日射遮蔽性を高める工事(居室の外気に接する窓の日射遮蔽性を高める工事で、窓の建具、付属部材及びひさし、軒等が、建築物の種類に応じ、施工後に新たに住宅仕様基準第1項(3)ロの表の8の項の右欄に掲げる事項に該当するもの(この場合において、同欄中「開口部」とあるのは「窓」とする。)又はこれと同等以上の性能を有するものとなるもののうち、前号イに定める工事を除いたものをいう。)

附則

- この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。
 - 附 則(令和五年国土交通省告示第千七十六号)
- 1 この告示は令和五年十一月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、この告示の施行後に着手する工事について適用し、この告示の施行前に着手した工事については、なお従前の例による。

平成27年 国土交通省告示第479号 (最終改正…令和2年 国土交通省告示第488号)

不動産取得税の特例措置

取得税

○国土交通省告示第四百七十九号

地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)附則第九条第一項第一号トの規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と 協議して定める保証保険契約を次のように定めたので告示する。

平成二十七年三月三十一日

国土交通大臣 太田 昭宏

地方税法施行令附則第九条第一項第一号トに規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める保証保険契約は、次の一及び 二に掲げる要件に適合する既存住宅売買瑕(か)疵(し)担保責任保険契約とする。

- 一 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第六十六号)第十九条第二号の規定に基づき、同法 第十七条第一項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人が引受けを行うものであること。
- 二 建築後使用されたことのある住宅の給水管若しくは排水管に瑕疵(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第二条第五項に規定する瑕疵をいう。以下同じ。)(通常有すべき性能又は機能に影響のないものを除く。)がある場合又は雨水の浸入を防止する部分(住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成十二年政令第六十四号)第五条第二項に規定する雨水の浸入を防止する部分をいう。)に瑕疵(雨水の浸入に影響のないものを除く。)がある場合において、既存住宅売買瑕疵担保責任(建築後使用されたことのある住宅の売買契約において、宅地建物取引業者(特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第二条第四項に規定する宅地建物取引業者をいう。以下同じ。)が負うこととされている民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百十五条、第五百四十一条、第五百四十二条、第五百六十二条及び第五百六十三条に規定する担保の責任をいう。)を履行することによって生じた当該宅地建物取引業者の損害を塡補するものであること。

附則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則(令和二年国土交通省告示第四百八十八号)

この告示は、民法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十四号)の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。

平成30年 国土交通省告示第562号

不動産取得税の特例措置

取得税

○国土交通省告示第五百六十二号

地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)附則第九条の二第一号イの規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める要件を次のように定めたので告示する。

平成三十年三月三十一日

国土交通大臣 石井 啓一

地方税法施行令附則第九条の二第一号イに規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める要件は、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第二条第三号に規定する宅地建物取引業者が、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第十一条の四第二項に規定する住宅性能向上改修住宅に関して、特定既存住宅情報提供事業者団体登録規程(平成二十九年国土交通省告示第千十三号)第十条第一項に規定する標章を使用するものであることとする。 附即

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

宅化

軽減措置 不動産取得税の

平成30年 国土交通省告示第563号

○国土交通省告示第五百六十三号

地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)附則第九条の二第一号ロの規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性その他の品質又は性能に係る基準を次のように定めたので告示する。

平成三十年三月三十一日

国土交通大臣 石井 啓一

地方税法施行令附則第九条の二第一号ロに規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性その他の品質又は性能に係る基準は、特定既存住宅情報提供事業者団体登録規程(平成二十九年国土交通省告示第千十三号)第二条各号に掲げる基準とする。

附則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

平成30年 国土交通省告示第564号 (最終改正…令和2年 国土交通省告示第489号)

○国土交通省告示第五百六十四号

地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)附則第九条の二第二号の規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議 して定める保証保険契約を次のように定めたので告示する。

平成三十年三月三十一日

国土交通大臣 石井 啓一

地方税法施行令附則第九条の二第二号に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める保証保険契約は、次の一及び二に掲げる要件に適合する既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約とする。

- 一 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第六十六号)第十九条第二号の規定に基づき、同法 第十七条第一項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人が引受けを行うものであること。
- 二 建築後使用されたことのある住宅の構造耐力上主要な部分(住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成十二年政令第六十四号。以下「住宅品質確保法施行令」という。)第五条第一項に規定する構造耐力上主要な部分をいう。)に瑕疵(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第二条第五項に規定する瑕疵をいう。)(構造耐力に影響のないものを除く。)がある場合又は雨水の浸入を防止する部分(住宅品質確保法施行令第五条第二項に規定する雨水の浸入を防止する部分をいう。)に瑕疵(雨水の浸入に影響のないものを除く。)がある場合において、既存住宅売買瑕疵担保責任(建築後使用されたことのある住宅の売買契約において、宅地建物取引業者(特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第二条第四項に規定する宅地建物取引業者をいう。以下同じ。)が負うこととされている民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百十五条、第五百四十一条、第五百四十二条、第五百六十二条及び第五百六十三条に規定する担保の責任をいう。)を履行することによって生じた当該宅地建物取引業者の損害を塡補するものであること。

附則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則(令和二年国土交通省告示第四百八十九号)

この告示は、民法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十四号)の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。

令和5年 国土交通省告示第290号

○令和五年国土交通省告示第二百九十号(地方税法施行規則附則第七条第十五項及び同条第十六項第一号の規定に基づく国土交通大臣が総務大臣と協議して定める工事及び国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類)

(令和五年三月三十一日)

(国土交通省告示第二百九十号)

地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)附則第七条第十五項及び同条第十六項第一号の規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める工事及び国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類を次のように定めたので告示する。

- 一 地方税法施行規則附則第七条第十五項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める工事は、次に掲げる全ての工事を含む大規模な工事とする。
 - イ マンション (マンションの管理の適正化の推進に関する法律 (平成十二年法律第百四十九号) 第二条第一号に規定する マンションをいう。ロ及びハにおいて同じ。) の建物の外壁について行う修繕又は模様替
 - ロ マンションの建物の直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分について行う防水の措置を 講ずるための修繕又は模様替
 - ハ マンションの建物の屋上部分、屋根又はひさしその他これに類する部分について行う防水の措置を講ずるための修繕又 は模様替
- 二 地方税法施行規則附則第七条第十六項第一号に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第十五条の九の三第一項のマンションにおいて同項に規定する工事が行われたものであることを、建築士(建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限る。)又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第六十六号)第十七条第一項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人が別表の書式により証する書類又はその写しとする。

別表

大規模の修繕等証明書

	住所又は主たる事務所の所在地
証明申請者	氏名又は名称及び法人にあって
	は、その代表者の氏名
マン:	ションの所在地

地方税法附則第15条の9の3第1項に規定する工事

工	事	完	了	年	月	日		年	月	日
工事の内容										

マンション長寿命化促進税制

上記のマンションにおいて地方税法附則第 15 条の9の3第1項に規定する工事が行われたことについて証明します。

(1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

	氏 名			印
			登録番号	
証明な行った	一級建築士、二		登録を受けた	
証明を行った 建築士	級建築士又は		都道府県名(二	
建築工 	木造建築士の		級建築士又は	
	別		木造建築士の	
			場合)	
	名 称			
証明を行った	所 在 地			
建築士の属す	一級建築士事務	所、二級建築士		
る建築士事務	事務所又は木造	建築士事務所の		
所	別			
	登録年月日及	及び登録番号		

(2) 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

証明を行った	名 称			田	
住宅瑕疵担保	住 所				
責任保険法人	指定年月日	年	月 日		
	氏 名				
			登 録 番 号		
 調査を行った	一級建築士、二		登録を受けた		
建築士	級建築士又は		都道府県名(二		
建采工 	木造建築士の		級建築士又は		
	別		木造建築士の		
			場合)		

(用紙 日本産業規格A4)

備考

- 1 「証明申請者」の「住所又は主たる事務所の所在地」及び「氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名」の欄には、この証明書の交付を受けようとする管理組合の管理者等(マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成 12 年法律第 149 号)第 5 条の 2 第 1 項に規定する管理組合の管理者等をいう。)について、次により記載すること。
 - (1) 「住所又は主たる事務所の所在地」及び「氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名」をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。
 - (2) 複数の管理者等(マンションの管理の適正化の推進に関する法律第2条第4号に規定する管理者等をいう。以下同じ。) が置かれている場合、管理者等全員の「住所又は主たる事務所の所在地」及び「氏名又は名称及び法人にあっては、その 代表者の氏名」をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。
- 2 「マンションの所在地」の欄には、当該マンションの建物(団地型マンションにあっては地方税法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する工事を行った棟)の建物登記簿に記載された所在地を記載すること。
- 3 「工事の内容」の欄には、工事を行ったマンションの建物の部分、工事の仕様等について、当該工事が地方税法附則第 15 条の9の3第1項に規定する工事に該当すると認めた根拠が明らかになるよう具体的に記載するものとする。
- 4 この証明書により証明を行う者について、次により記載するものとする。
 - (1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

「証明を行った建築士」の欄には、当該工事が地方税法附則第 15 条の9の3第1項に規定する工事であることにつき証明を行った建築士について、次により記載すること。

- ① 「氏名」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を記載すること。
- ② 「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、証明を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載すること。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が証明することのできるマンションは、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
- ③ 「登録番号」の欄には、証明を行った建築士について建築士法第5条の2の規定による届出に係る登録番号を記載すること。
- ④ 「登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)」の欄には、証明を行った建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載すること。
- ⑤ 「証明を行った建築士の属する建築士事務所」の「名称」、「所在地」、「一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別」及び「登録年月日及び登録番号」の欄には、建築士法第23条の3第1項に規定する登録簿に記載された建築士事務所の名称及び所在地、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに登録年月日及び登録番号を記載すること。
- (2) 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合
 - ① 「証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人」の欄には、当該工事が地方税法附則第 15 条の9の3第1項に規定する工事であることにつき証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人について、次により記載すること。
 - イ 「名称」及び「住所」の欄には、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第 17 条第1項の規定により指定を受けた住宅瑕疵担保責任保険法人の名称及び住所(指定を受けた後に同法第 18 条第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所)を記載すること。
 - ロ 「指定年月日」の欄には、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第 17 条第 1 項の規定により指定を受けた年月日を記載すること。
 - ② 「調査を行った建築士」の欄には、当該工事が地方税法附則第 15 条の9の3第1項に規定する工事であることにつき 調査を行った建築士について、次により記載すること。
 - イ 「氏名」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を記載すること。
 - ロ 「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載すること。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできるマンションは、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
 - ハ 「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)」の欄には、建築士法第5条の2 の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載すること。

令和5年 国土交通省告示第291号

○令和五年国土交通省告示第二百九十一号(地方税法施行令附則第十二条第四十八項第一号イ及び地方税法施行規則附則第七条第十六項第二号の規定に基づく国土交通大臣が総務大臣と協議して定める工事及び国土交通大臣が総務大臣と協議して定める 書類)

(令和五年三月三十一日)

(国土交通省告示第二百九十一号)

地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)附則第十二条第四十八項第一号イ及び地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)附則第七条第十六項第二号の規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める工事及び国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類を次のように定めたので告示する。

- 一 地方税法施行令附則第十二条第四十八項第一号イに規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める工事は、次に掲げる全ての工事を含む大規模な工事(二以上の工事に分けて行う場合を含む。)とする。
 - イ マンション (マンションの管理の適正化の推進に関する法律 (平成十二年法律第百四十九号) 第二条第一号に規定する マンションをいう。ロ及びハにおいて同じ。) の建物の外壁について行う修繕又は模様替
 - ロ マンションの建物の直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分について行う防水の措置を 講ずるための修繕又は模様替
 - ハ マンションの建物の屋上部分、屋根又はひさしその他これに類する部分について行う防水の措置を講ずるための修繕又 は模様替
- 二 地方税法施行規則附則第七条第十六項第二号に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第十五条の九の三第一項のマンションが地方税法施行令附則第十二条第四十八項第一号イに掲げる要件に該当することを、建築士(建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限る。)又はマンションの管理の適正化の推進に関する法律第二条第五号に規定するマンション管理士が別表の書式により証する書類又はその写しとする。

別表

過去工事証明書

	住所又は主たる事務所の所在地
証明申請者	氏名又は名称及び法人にあって
	は、その代表者の氏名
マン:	ションの所在地

地方税法附則第 15 条の9の3第1項に規定する工事より前に行った地方税法施行令 附則第 12 条第 48 項第1号イに規定する工事

工事の	マンションの建物の外壁について行う 修繕又は模様替	年	月	日	
工事の種別及び工事完了年月	マンションの建物の直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分について行う防水の措置を講ずるための修繕又は模様替	年	月	日	
事完了年月日	マンションの建物の屋上部分、屋根又 はひさしその他これに類する部分につ いて行う防水の措置を講ずるための修 繕又は模様替	年	月	日	
工事の内容					

マンション長寿命化促進税制

上記のマンションが地方税法施行令附則第12条第48項第1号イに掲げる要件に該当することについて証明します。

証明年月日	年月	日	
-------	----	---	--

(1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

(1) 监列日7 在来工事奶所已周) 3 在来工业测日				
	氏 名			印
			登録番号	
証明を行った	一級建築士、二		登録を受けた	
	級建築士又は		都道府県名(二	
建築士	木造建築士の		級建築士又は	
	別		木造建築士の	
			場合)	
	名 称			
証明を行った	所 在 地			
建築士の属す	一級建築士事務	所、二級建築士		
る建築士事務	事務所又は木造	建築士事務所の		
所	別			
	登録年月日及	及び登録番号	_	

(2) 証明者がマンション管理士の場合

証明を行った	氏			名	印
マンション管理士	登	録	番	号	

(用紙 日本産業規格A4)

備考

- 1 「証明申請者」の「住所又は主たる事務所の所在地」及び「氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名」の欄には、この証明書の交付を受けようとする管理組合の管理者等(マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の2第 1項に規定する管理組合の管理者等をいう。)について、次により記載すること。
 - (1) 「住所又は主たる事務所の所在地」及び「氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名」をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。
 - (2) 複数の管理者等(マンションの管理の適正化の推進に関する法律第2条第4号に規定する管理者等をいう。以下同じ。) が置かれている場合、管理者等全員の「住所又は主たる事務所の所在地」及び「氏名又は名称及び法人にあっては、その 代表者の氏名|をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。
- 2 「マンションの所在地」の欄には、当該マンションの建物(団地型マンションにあっては地方税法施行令附則第 12 条第 48 項第 1 号イに規定する工事を行った棟)の建物登記簿に記載された所在地を記載すること。
- 3 「工事の内容」の欄には、工事を行ったマンションの建物の部分や工事の内容について、当該工事が地方税法施行令附則第 12 条第 48 項第1号イに規定する工事に該当すると認めた根拠が明らかになるよう具体的に記載するものとする。
- 4 この証明書により証明を行う者について、次により記載するものとする。
- (1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

「証明を行った建築士」の欄には、当該マンションが地方税法施行令附則第12条第48項第1号イに掲げる要件に該当することにつき証明を行った建築士について、次により記載すること。

- ① 「氏名」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を記載すること。
- ② 「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、証明を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載すること。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が証明することのできるマンションは、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
- ③ 「登録番号」の欄には、証明を行った建築士について建築士法第5条の2の規定による届出に係る登録番号を記載すること。
- ④ 「登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)」の欄には、証明を行った建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載すること。
- ⑤ 「証明を行った建築士の属する建築士事務所」の「名称」、「所在地」、「一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別」及び「登録年月日及び登録番号」の欄には、建築士法第23条の3第1項に規定する登録簿に記載された建築士事務所の名称及び所在地、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに登録年月日及び登録番号を記載すること。
- (2) 証明者がマンション管理士の場合

「証明を行ったマンション管理士」の欄には、当該マンションが地方税法施行令附則第 12 条第 48 項第 1 号イに掲げる 要件に該当することにつき証明を行ったマンション管理士について、「氏名」及び「登録番号」の欄には、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 30 条第 1 項の規定による登録に係る氏名及び登録番号を記載すること。

令和5年 国土交通省告示第292号

○令和五年国土交通省告示第二百九十二号(地方税法施行令附則第十二条第四十八項第二号ロ及び地方税法施行規則附則第七条第十六項第四号ロの規定に基づく国土交通大臣が総務大臣と協議して定める基準及び国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類)

(令和五年三月三十一日)

(国土交通省告示第二百九十二号)

地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)附則第十二条第四十八項第二号ロ及び地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)附則第七条第十六項第四号ロの規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める基準及び国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類を次のように定めたので告示する。

- 一 地方税法施行令附則第十二条第四十八項第二号ロに規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める基準は、地方税法施行規則附則第七条第十三項に規定する長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の総額から算定された修繕積立金の平均額が著しく低額でないこととする。
- 二 地方税法施行規則附則第七条第十六項第四号ロに規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第百四十九号)第五条の八に規定する管理計画認定マンションが地方税法施行令附則第十二条第四十八項第二号ロに掲げる要件に該当することを、建築士(建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限る。)又はマンションの管理の適正化の推進に関する法律第二条第五号に規定するマンション管理士が別表の書式により証する書類又はその写しとする。

別表

修繕積立金引上証明書

	住所又は主たる事務所の所在地
証明申請者	氏名又は名称及び法人にあって
	は、その代表者の氏名
マン	ションの所在地
管 理	組合の形態
管 理	組合の名称

地方税法施行令附則第12条第48項第2号ロに掲げる要件に係る事項

	年8月 31 日時点における長期修繕計画 期間全体での修繕積立金の平均額			円
	長期修繕計画の作成又は直近の変更の			
	年月日	年	月	日
	長期修繕計画の作成又は直近の変更に	年	月	日
	ついて集会の決議をした年月日	+)1	H
申請日	時点における長期修繕計画の計画期間			円
全体で	の修繕積立金の平均額			1
	長期修繕計画の作成又は直近の変更の	年	月	日
	年月日	+	· 月	Н
	長期修繕計画の作成又は直近の変更に	年	月	日
	ついて集会の決議をした年月日		万	Н

マンション長寿命化促進税制

上記のマンションが地方税法施行令附則第12条第48項第2号ロに掲げる要件に該当することを証明します。

→ . → →		-		
	(年)	Н		
1 盆 明 午 月 日 1		刀	H	
HTT / 1 / 4 1 /	Į.	/ 4		

(1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

	氏 名			印
			登 録 番 号	
証明を行った	一級建築士、二		登録を受けた	
建築士	級建築士又は		都道府県名(二	
建築工 	木造建築士の		級建築士又は	
	別		木造建築士の	
			場合)	
	名 称			
証明を行った	所 在 地			
建築士の属す	一級建築士事務	所、二級建築士		
る建築士事務	事務所又は木造	建築士事務所の		
所	別			
	登録年月日及	及び登録番号		

(2) 証明者がマンション管理士の場合

証明を行った	氏			名	印
マンション管理士	登	録	番	号	

(用紙 日本産業規格A4)

備考

- 1 「証明申請者」の「住所又は主たる事務所の所在地」及び「氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名」の欄には、この証明書の交付を受けようとする管理組合(マンションの管理の適正化の推進に関する法律第2条第3号に規定する管理組合をいう。以下同じ。)の管理者等(同条第4号に規定する管理者等をいう。以下同じ。)について、次により記載すること。
 - (1) 「住所又は主たる事務所の所在地」及び「氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名」をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。
 - (2) 複数の管理者等が置かれている場合、管理者等全員の「住所又は主たる事務所の所在地」及び「氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名」をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。
- 2 「マンションの所在地」の欄には、当該マンションの建物の建物登記簿に記載された所在地を記載すること。
- 3 「管理組合の形態」の欄には、次のいずれかを記載すること。
 - (1) 単棟型(住宅のみ)
 - (2) 単棟型(複合用途型)
 - (3) 団地型(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第68条の規約設定を行っている団地管理組合・住宅のみ)
- (4) 団地型 (同法第68条の規約設定を行っている団地管理組合・複合用途型)
- (5) 団地型 (同法第68条の規約設定を行っていない団地管理組合と棟管理組合・住宅のみ)
- (6) 団地型(同法第68条の規約設定を行っていない団地管理組合と棟管理組合・複合用途型)
- (7) その他
- 4 「管理組合の名称」の欄には、複数の管理組合が共同で申請する場合、全ての管理組合の名称を記載すること。
- 5 「長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の平均額」の欄には、以下の計算式により算出した額を記載すること。 計画期間全体での月当たりの修繕積立金の平均額= (A+B+C) ÷ X ÷ Y
 - A:計画期間当初における修繕積立金の残高(円)
 - B:計画期間全体で集める修繕積立金の総額(円)
 - C:計画期間全体における専用使用料等からの繰入額の総額(円)
 - X:マンションの総専有床面積 (m)
 - Y:長期修繕計画の計画期間 (ヶ月)
- 6 「長期修繕計画の作成又は直近の変更の年月日」の欄には、長期修繕計画の計画開始日を記載すること。
- 7 この証明書により証明を行う者について、次により記載するものとする。
- (1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

「証明を行った建築士」の欄には、当該マンションが地方税法施行令附則第12条第48項第2号ロに掲げる要件に該当することにつき証明を行った建築士について、次により記載すること。

- ① 「氏名」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を記載すること。
- ② 「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、証明を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載すること。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が証明することのできるマンションは、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
- ③ 「登録番号」の欄には、証明を行った建築士について建築士法第5条の2の規定による届出に係る登録番号を記載すること。
- ④ 「登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)」の欄には、証明を行った建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載すること。
- ⑤ 「証明を行った建築士の属する建築士事務所」の「名称」、「所在地」、「一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別」及び「登録年月日及び登録番号」の欄には、建築士法第23条の3第1項に規定する登録簿に記載された建築士事務所の名称及び所在地、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに登録年月日及び登録番号を記載すること。
- (2) 証明者がマンション管理士の場合

「証明を行ったマンション管理士」の欄には、当該マンションが地方税法施行令附則第 12 条第 48 項第 2 号口に掲げる要件に該当することにつき証明を行ったマンション管理士について、「氏名」及び「登録番号」の欄には、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 30 条第 1 項の規定による登録に係る氏名及び登録番号を記載すること。

令和5年 国土交通省告示第293号

○令和五年国土交通省告示第二百九十三号(地方税法施行令附則第十二条第四十八項第二号イ及び地方税法施行規則附則第七条第十六項第四号イの規定に基づく国土交通大臣が総務大臣と協議して定める基準及び国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類)

(令和五年三月三十一日)

(国土交通省告示第二百九十三号)

地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)附則第十二条第四十八項第二号イ及び地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)附則第七条第十六項第四号イの規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める基準及び国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類を次のように定めたので告示する。

- 一 地方税法施行令附則第十二条第四十八項第二号イに規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める基準は、次に掲げるものとする。
 - イ 長期修繕計画(地方税法施行規則附則第七条第十三項に規定する長期修繕計画をいう。以下同じ。)がマンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針(令和三年国土交通省告示第千二百八十六号)別紙二4 (1) に規定する長期修繕計画標準様式に準拠し作成されていること(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第十五条の九の三第一項に規定する工事の実施時期に係る部分に限る。)
 - ロ 長期修繕計画の計画期間が三十年以上で、かつ、残存期間内に地方税法附則第十五条の九の三第一項に規定する工事並 びに当該工事に関する次に掲げる工事及び措置が二回以上含まれるように設定されていること。
 - (1) 地方税法附則第十五条の九の三第一項に規定する工事の実施に必要な仮設工事
 - (2) 地方税法附則第十五条の九の三第一項に規定する工事の実施に必要な調査その他の措置
 - (3) 長期修繕計画の変更に必要な調査その他の措置
 - ハ 長期修繕計画において将来の一時的な修繕積立金の徴収を予定していないこと。
 - 二 長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の総額から算定された修繕積立金の平均額が、地方税法附則第十五条の九 の三第一項に規定する工事並びに口に掲げる工事及び措置を行うために必要な資金を確保するに当たって著しく低額でないこと。
 - ホ 長期修繕計画の計画期間の最終年度において、借入金の残高のない長期修繕計画となっていること。
- 二 地方税法施行規則附則第七条第十六項第四号イに規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第百四十九号)第五条の二第一項の規定による助言又は指導を受けた同項に規定する管理組合の管理者等に係るマンションが地方税法施行令附則第十二条第四十八項第二号イに掲げる要件に該当することを、同法第三条の二第一項に規定する都道府県等が別表の書式により証する書類又はその写しとする。

助言・指導内容実施等証明申請書

年	月	日

	住所又は主たる事務所の所在地	
証明申請者	氏名又は名称及び法人にあって	
	は、その代表者の氏名	
連	絡 先	

下記のマンションが地方税法施行令附則第12条第48項第2号イに掲げる要件に該当するものであることについて証明願います。

1. マンションの概要

マ	ン	ショ	ン	の所	在	地	
管	理	組	合	\mathcal{O}	形	態	
管	理	組	合	の	名	称	

2. 助言又は指導の内容

助言又は指導を受けた日及 び 文書番号	年	月	日付	第	号
実施した措置の内容					

3. 地方税法施行令附則第12条第48項第2号イに規定する基準に係る事項

長期修繕計画の作成又は直近の変更の年月日	年	月	日
長期修繕計画の作成又は直近の変更について集	年	月	П
会の決議をした年月日	+	Л	Н
長期修繕計画の計画期間			年
将来の一時的な修繕積立金の徴収予定の有無	□無	□有	
長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の			Ш
平均額			门
現在の借入金の有無	□無	□有	
「有」の場合 完 済 予 定 年 月		年	月

助言·指導内容実施等証明書

上記のマンションが地方税法施行令附則第12条第48項第2号イに掲げる要件に該当するものであることについて証明します。

証明年月日	年	月	日	
証明を行った 都 道 府 県 等				印

(用紙 日本産業規格A4)

備考

- 1 「証明申請者」の「住所又は主たる事務所の所在地」、「氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名」及び「連絡 先」の欄には、この証明書の交付を受けようとする管理組合の管理者等(マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等をいう。)について、次により記載すること。
 - (1) 「住所又は主たる事務所の所在地」、「氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名」及び「連絡先」をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。
 - (2) 複数の管理者等(マンションの管理の適正化の推進に関する法律第2条第4号に規定する管理者等をいう。以下同じ。)が置かれている場合、管理者等全員の「住所又は主たる事務所の所在地」及び「氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名」をこの証明書を作成する日の現況により記載し、管理者等の代表者1名分の「連絡先」をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。
- 2 「マンションの所在地」の欄には、当該マンションの建物の建物登記簿に記載された所在地を記載すること。
- 3 「管理組合の形態」の欄には、次のいずれかを記載すること。
 - (1) 単棟型(住宅のみ)
 - (2) 単棟型(複合用途型)
 - (3) 団地型(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第68条の規約設定を行っている団地管理組合・住宅のみ)
 - (4) 団地型 (同法第68条の規約設定を行っている団地管理組合・複合用途型)
 - (5) 団地型 (同法第68条の規約設定を行っていない団地管理組合と棟管理組合・住宅のみ)
 - (6) 団地型(同法第68条の規約設定を行っていない団地管理組合と棟管理組合・複合用途型)
 - (7) その他
- 4 「管理組合の名称」の欄には、複数の管理組合(マンションの管理の適正化の推進に関する法律第2条第3号に規定する管理組合をいう。以下同じ。)が共同で申請する場合、全ての管理組合の名称を記載すること。
- 5 「長期修繕計画の作成又は直近の変更の年月日」の欄には、長期修繕計画の計画開始日を記載すること。
- 6 「将来の一時的な修繕積立金の徴収予定の有無」の欄には、該当するチェックボックスにレ点を入れること。
- 7 「長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の平均額」の欄には、以下の計算式により算出した額を記載すること。 計画期間全体での月当たりの修繕積立金の平均額= (A+B+C) ÷ X ÷ Y
 - A:計画期間当初における修繕積立金の残高(円)
 - B:計画期間全体で集める修繕積立金の総額(円)
 - C:計画期間全体における専用使用料等からの繰入額の総額(円)
 - X:マンションの総専有床面積 (m)
 - Y:長期修繕計画の計画期間 (ヶ月)
- 8 「現在の借入金の有無」の欄には、該当するチェックボックスにレ点を入れるとともに、「有」に該当する場合は、借入金の完済の予定年月を記載すること。複数の借入金が存在する場合には、完済期日が最も遅い期日を記載すること。

住宅リフォームの減税制度の手引き - 告示 編 -

平成 23 年 11 月初版発行 令和 5 年 12 月第 13 版発行

監修 国土交通省住宅局

発行 一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会

https://www.j-reform.com TEL 03-3556-5430